註文品タル婦人洋服ニシテ一着ニ付販賣價格百圓ヲ超ユルモノ	同	帶止ニシテ一個ニ付販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ
紙製品又ハ半紙製品タル子供服（オーバーコートヲ含ム）ニシテ一着ニ付販賣價格二十圓ヲ超ユルモノ	同	カフスボタンニシテ一組ニ付販賣價格十圓ヲ超ユルモノ
註文品タル子供服（オーバーコートヲ含ム）ニシテ一着ニ付販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ	同	バスタルニシテ一個ニ付販賣價格七十圓ヲ超ユルモノ
其ノ大小ノシヤツニシテ一枚ニ付販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ	同	ハンドバツグニシテ一個又ハ一組ニ付販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ
其ノ大小ノズボンニシテ一枚ニ付販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ	同	眼鏡縁ニシテ一個又ハ一組ニ付販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ
ネクタイニシテ一本ニ付販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ	同	洋傘ニシテ一本ニ付販賣價格二十五圓ヲ超ユルモノ
ワイシヤツ（カッターヲ含ム）ニシテ一枚ニ付販賣價格十圓ヲ超ユルモノ	同	ステツキニシテ一本ニ付販賣價格五百圓ヲ超ユルモノ
大人用靴下（男子長靴下及フルファッション式婦人長靴下ヲ除ク）ニシテ一足ニ付販賣價格二圓五十錢ヲ超ユルモノ	同	草履ニシテ一足ニ付販賣價格七圓ヲ超ユルモノ
子供用靴下ニシテ一足ニ付販賣價格一圓五十錢ヲ超ユルモノ	同	下駄ニシテ一足ニ付販賣價格三十五圓ヲ超ユルモノ
ハンカチーフニシテ一枚ニ付販賣價格一圓ヲ超ユルモノ	同	靴ニシテ一足ニ付販賣價格二百圓ヲ超ユルモノ
手袋ニシテ一双ニ付販賣價格五圓ヲ超ユルモノ	同	書類入鞄ニシテ一個ニ付販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ
毛皮製襟巻ニシテ一枚ニ付販賣價格二百五十圓ヲ超ユルモノ	同	旅行用手廻鞄（バツグヲ含ム）ニシテ一個ニ付販賣價格二十圓ヲ超ユルモノ
毛皮製以外ノ襟巻（マフラー及スカーフヲ含ム）ニシテ一枚ニ付販賣價格十五圓ヲ超ユルモノ	同	帽子（シルクハットヲ除ク）ニシテ一個ニ付販賣價格二十圓ヲ超ユルモノ
肩掛（シヨール）ニシテ一枚ニ付販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ	同	香水ニシテ一瓶ニ付販賣價格十圓ヲ超ユルモノ
時計ニシテ一箇ニ付販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ	同	眼鏡ニシテ一棒ニ付販賣價格二十圓ヲ超ユルモノ
眼鏡、許又ハ時ニシテ一箇ニ付販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ	同	洋傘骨ニシテ一箇ニ付販賣價格二十圓ヲ超ユルモノ
		洋傘骨ニシテ一箇ニ付販賣價格百圓ヲ超ユルモノ
		洋傘骨ニシテ一箇ニ付販賣價格十圓ヲ超ユルモノ
		洋傘骨ニシテ一箇ニ付販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ
		洋傘骨ニシテ一箇ニ付販賣價格百圓ヲ超ユルモノ

火鉢（長火鉢ヲ含ム）ニシテ一箇ニ付販賣價格百圓ヲ超ユルモノ	同	ルビー
洋机、卓子ニシテ一箇ニ付販賣價格百圓ヲ超ユルモノ	同	サファイヤ
椅子ニシテ一箇ニ付販賣價格七十圓ヲ超ユルモノ	同	アレキサンドライト
長椅子ニシテ一箇ニ付販賣價格百五十圓ヲ超ユルモノ	同	翡翠
應接間洋家具セットニシテ一組（五箇以上ノモノニ）ニ付販賣價格五百圓ヲ超ユルモノ	同	アクアマリン
花椅又ハ花束ニシテ一箇ニ付販賣價格十圓ヲ超ユルモノ	同	トールマリン
寫眞機ニシテ一箇ニ付販賣價格五百圓ヲ超ユルモノ	同	ジルコン
三月節句用親王雛ニシテ一對ニ付販賣價格五十圓ヲ超ユルモノ	同	ガーネット
三月節句用飾セットニシテ一揃ニ付販賣價格二百圓ヲ超ユルモノ	同	クリソベリール
五月節句用具足ニシテ一揃ニ付販賣價格四十圓ヲ超ユルモノ	同	トパーズ
五月節句用兜ニシテ一箇ニ付販賣價格四十圓ヲ超ユルモノ	同	スピネル
五月節句用飾セットニシテ一揃ニ付販賣價格二百圓ヲ超ユルモノ	同	エメラルド
羽子板ニシテ一枚ニ付販賣價格十圓ヲ超ユルモノ	同	ペリール
玩具ニシテ一箇ニ付販賣價格十圓ヲ超ユルモノ	同	クリソライト
人形（衣裳附ノモノヲ含ム）ニシテ一箇ニ付販賣價格三十圓ヲ超ユルモノ	同	オパール
眞年縁ニシテ一本ニ付販賣價格五圓ヲ超ユルモノ	同	猫眼石
シヤープペンシルニシテ一本ニ付販賣價格三圓ヲ超ユルモノ	同	虎眼石
アルバムニシテ一冊ニ付販賣價格五圓ヲ超ユルモノ	同	孔雀石
ダイヤモンド	同	土耳古玉
		月長石
		青金石
		タンツアイト
		ブラツドストーン
		ヘマタイト
		象牙

（昭和十三年四月商工省告示第百二十號又ハ從前ノ昭和十三年六月商工省告示第百六十五號ニ掲ゲタル物品及其ノ部分品ニシテ鉱業ニヨツテ採掘シタルモノ（鉱業ニヨツテ採掘シタルモノヲ以テ製造シタルモノヲ含ム）又ハ鉱業ニヨツテ採掘シタルモノヲ以テ製造シタルモノヲ含ム）ヲ以テ製造シタル物品（第一項但書ノ許可アリタルモノヲ除ク）

（昭和十六年九月二十二日商工省告示第八五號）

（昭和十六年十月十六日商工省告示第九四六號）

（昭和十五年七月六日商工省林省告示第十號）

奢侈品等製造販賣制限規則

第一條 第三號及同條第二項ノ規定ニ依ル物品及當該物品ニ付テノ年月日指定

（昭和十五年七月六日商工省林省告示第十號）

物品	年月日
果實（メロン及苺ヲ含ム）ニシテ百匁ニ付販賣價格二圓ヲ超ユルモノ	昭和十五年十月七日
帥合食料品ニシテ一詰合ニ付販賣價格五圓ヲ超ユルモノ	同

（昭和十五年八月二十七日商工省告示第四百八十七號）

物品	年月日
料理（一品料理、一皿料理、辨當及丼物ヲ含ム）ニシテ一人ニ對スル飲食料（酒類及清凉飲料ノ代金ヲ含マズ）朝食（午前零時ヨリ午前十一時迄ノ食事）ニ在リテハ一圓、晝食（午前十一時ヨリ午後四時迄ノ食事）ニ在リテハ二圓五十錢ヲ、夕食（午後四時ヨリ午前零時迄ノ食事）ニ在リテハ五圓ヲ超ユルモノ	上掲物品ニ付テノ年月日
一品料理又ハ一皿料理（辨當及丼物ヲ含ム）ニシテ一品又ハ一皿ニ付販賣價格一圓ヲ超ユルモノ	同
清酒ニシテ一箇ニ付販賣價格一圓ヲ超ユルモノ	同
天鵞絨ニシテ一箇ニ付販賣價格十圓ヲ超ユルモノ	同
天鵞絨ニシテ一箇ニ付販賣價格一圓ヲ超ユルモノ	同

（昭和十五年八月一十七日
商工省農林省告示第十三號）

物品	法令
上掲物品ニ付テノ年月日	昭和十五年九月一日
食用生蕃茶介殻（刻ミ又ハ粉末ニシテ百瓦ニ付キ重量表示ノ記載アルモノヲ含ム）ニシテ百瓦ニ付キ重量表示ノ記載ニ關スルモノ	同

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第二項ノ規定ニ依ル法令及同條第一項ノ規定ニ依ル當該法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ニ付テノ年月日指定

（昭和十五年七月六日
農林省告示第三百十三號）

法令	
上掲法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ニ付テノ年月日	昭和十五年十月七日
用材生産統制規則	同
毛皮使用制限規則	同

（昭和十五年七月六日
商工省告示第三百四十二號）

物品	法令
改正 昭和一六、一、一六、商告九〇	昭和一五、一二、一六、商告七八九
昭和一六、九、二二、商告八四九	白金使用制限規則
昭和一六、一一、一六、商告九四四	皮革使用制限規則
昭和一六、一一、一六、商告九四五	鉛、亜鉛、錫等使用制限規則（第一條ヲ除ク）
	ゴムノ使用制限ニ關スル件
	機械器具製造制限規則
	銅使用制限規則（第二條ヲ除ク）

上掲法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日

昭和十五年十月七日	同
昭和十六年十二月二十五日	同

（昭和十六年九月二十二日商工省告示第八五九號）

（昭和十六年九月二十二日商工省告示第八五〇號ハ昭和十六年九月二十五日ヨリ施行）

（昭和十六年十月十六日商工省告示第九四四號ハ昭和十六年十月二十日ヨリ施行）

（昭和十六年十月十六日商工省告示第九四五號ハ昭和十六年十二月二十五日ヨリ施行）

奢侈品等製造販賣制限規則第四條ノ規定ニ依ル物品指定

（昭和十六年一月三十日
商工省告示第六十三號）

奢侈品等製造販賣制限規則第四條ノ規定ニ依リ昭和十六年十二月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ昭和十五年十二月商工省告示第八百九十二號ヲ以テ劃ノ指定アリタル物品中一圓劃用天秤、二上皿天秤、三圓劃用天秤及上皿天秤用分銅、四休帖臺秤、五休無臺秤、六小型臺秤、七上皿棹秤、八增鏡、九金屬棹秤（第八）、一〇骨製棹秤（第八）、一一機械棹秤（第八）、一二機械棹秤（皿附）、一三臺秤型自動秤、一四上皿棹秤型自動秤、一五上皿型自動秤（スプリング式萬物秤）、一六平面型自動秤、一七スプリング式鉤秤、一八手秤、一九農業、二〇チーズ掛

（昭和十六年八月二十六日
商工省告示第七百三十八號）

奢侈品等製造販賣制限規則第四條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定シ昭和十七年四月十八日ヨリ之ヲ施行ス

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ昭和十六年四月商工省告示第三百二十八號ヲ以テ額ノ指定アリタル掛時計

硝酸製造ニ關スル件

（昭和十二年十月二十八日
商工省令第二十七號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ硝酸ノ製造ニ關スル件左ノ通定ム

硝酸ノ製造ヲ爲ス者ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ硝酸ヲ製造スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則

（昭和十五年十一月二十日
農林省令第百六號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ植物油脂及植物油脂原料種實ノ配給統制ニ關スル規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ植物油脂トハ亞麻仁油、荏油、麻實油、桐油、椿子油、落花生油、蓖麻子油、大豆油、胡麻油、芥子油、柳子油其ノ他農林大臣ノ指定シタル油脂ヲ謂ヒ植物油脂原料トハ植物油脂ノ製造原料タル植物種實（落花生、胡麻、麻實及芥子ニシテ內地產ノモノヲ除ク）ヲ謂フ

第二條　植物油脂ノ製造ヲ爲ス者（他人ニ委託シテ製造ヲ爲ス者ヲ含ム以下同ジ）若ハ其ノ關係又ハ植物油脂原料ノ生產者若ハ其ノ關係又ハ移入若ハ移入ヲ爲ス者若ハ其ノ關係ニ非ザレバ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ買入又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條　統制機關ハ其ノ取扱ニ係ル植物油脂及植物油脂原料ニ付種類別買入先別賣入計畫及販賣先別用途別販賣計畫ヲ定メ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第四條　植物油脂ノ製造ヲ爲ス者又ハ其ノ關係團體ハ統制機關以外ノ者ヨリ植物油脂原料ヲ買入ルルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　統制機關ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ非ザレバ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ買入又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條　統制機關ハ其ノ取扱ニ係ル植物油脂及植物油脂原料ニ付種類別買入先別賣入計畫及販賣先別用途別販賣計畫ヲ定メ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

産ノ植物種實ヲ種子用トシテ賣渡ス場合又ハ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

統制機關ハ前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條　前條ニ揭グル者ハ統制機關ニ賣渡スベキ植物油脂又ハ植物油脂原料ニ付統制機關ヨリ價格、數量、受渡時期、受渡場所其ノ他取引上必要ナル事項ヲ指示シテ買入契約ノ申込アリタルトキハ遲滯ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條ニ揭グル者ハ前項ノ契約ニ從ヒ統制機關ニ對シ植物油脂及植物油脂原料ノ引渡ヲ爲スコトヲ要ス

第四條　植物油脂ノ製造ヲ爲ス者又ハ其ノ關係團體ハ統制機關以外ノ者ヨリ植物油脂原料ヲ買入ルルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　統制機關ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ非ザレバ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ買入又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條　統制機關ハ其ノ取扱ニ係ル植物油脂及植物油脂原料ニ付種類別買入先別賣入計畫及販賣先別用途別販賣計畫ヲ定メ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第七條　植物油脂ノ製造ヲ爲ス者ハ毎年二月末日迄ニ其ノ年ノ四月一日ヨリ翌年ノ三月三十一日ニ至ル期別月別製造可能數量ヲ農林大臣及統制機關ニ屆出ヅベシ

前項ニ揭グル者ハ毎月十日迄ニ左ニ揭グル事項ヲ農林大臣及統制機關ニ報告スベシ

一　前月ニ於ケル植物油脂ノ種類別ノ月初在庫數量、製造數量、出荷數量及月末在庫數量

二　前月ニ於ケル植物油脂原料ノ種類別ノ月初在庫數量、受入數量、消費數量及月末在庫數量

第八條　統制機關ハ毎年二月末日迄ニ其ノ年ノ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ植物油脂原料ノ種類別月別買入及販賣見込數量竝ニ植物油脂ノ種類別買入及販賣見込數量ヲ農林大臣ニ屆出ヅベシ

統制機關ハ毎月十日迄ニ前月ニ於ケル植物油脂及植物油脂原料ノ種類別買入先別買入數量及販賣先別販賣數量ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第九條　農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ植物油脂ノ製造ヲ爲ス者若ハ其ノ團體、植物油脂原料ノ生產者若ハ其ノ團體、植物油脂若ハ植物油脂原料ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者若ハ其ノ團體又ハ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ販賣ヲ爲ス者若ハ其ノ團體ニ對シ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條　農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ植物油脂ノ製造ヲ爲ス者若ハ其ノ團體、植物油脂原料ノ生產者若ハ其ノ團體、植物油脂若ハ植物油脂原料ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者若ハ其ノ團體又ハ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ販賣ヲ爲ス者若ハ其ノ團體ニ對シ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル植物油指定

（昭和十六年九月十日　農林省告示第六百七十號）

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ製造ヲ爲ス者若ハ昭和十六年六月農林省告示第三百八十八號ハ之ヲ廢止ス

菜種油　オレフ油　向日葵油　ヶシ油（以上內地產種實原料ヨリ製造シタルモノヲ除ク）　カポツク油　パーム油　パーム核油　カカオ脂　皮油　桐油　木油

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年十一月二十九日　農林省告示第六百　號）

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

統制機關　日本油料統制株式會社

食料品罐詰用空罐配給統制規則

（昭和十五年六月二十五日　農林商工省令第七號）

改正　昭一五、一二、二六、農商令一二

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ食料品罐詰用空罐配給統制規則左ノ通定ム

第一條　食料品罐詰製造用空罐（以下空罐ト稱ス）ノ製造業者（以下製罐業者ト稱ス）又ハ其ノ組織スル法人ハ其ノ數量ニ相當スル購入票ト引換ニアラザレバ空罐ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

製罐業者又ハ其ノ組織スル法人ハ購入票ト引換ニ空罐ノ購入ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二條　購入票ハ農林大臣又ハ農林大臣ノ指定スル團體（以下統制團體ト稱ス）之ヲ發行ス

統制團體ハ購入票ヲ農林大臣ノ定ムル數量ノ限度內ニ於テ發行スベシ

第三條　購入票ノ樣式及有效期間ハ農林大臣之ヲ定ム

購入票ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第四條　空罐ハ其ノ數量ニ相當スル購入票ト引換ニアラザレバ之ヲ製罐業者又ハ其ノ組織スル法人ヨリ買受クルコトヲ得ズ但シ第一條第一項但書ノ許可ヲ受ケ販賣スル空罐ヲ買受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　製罐業者ハ其ノ使用セントスル空罐ノ數量ニ相當スル購入票ニ使用ノ年月日ヲ示ス消印ヲ押捺スルニ非ザレバ其ノ所有スル空罐ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條　空罐ヲ購入票ト引換ヘタル購入票ハ製罐業者又ハ食料品罐詰ノ製造業者ヨリ其ノ購入票ト引換ニアラザレバ空罐ノ配給ヲ受ケタル者ハ其ノ空罐ヲ讓渡シ又ハ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　空罐ハ之ヲ農林大臣ノ指定スル種類以外ノ食料品罐詰ノ製造ニ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　農林大臣罐詰原料ノ生產狀況等ノ關係上必要アリト認ムルトキハ統制團體又ハ第一條第一項若ハ第六條ニ揭グル者ニ對シ空罐ノ配給上必要ナル報告ヲ徵シ又ハ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ必要ナル事項ヲ命ジ

第九條　統制團體ハ毎月末日迄ニ其ノ交付シタル購入票ト引換ヘタル購入票ヲ爲ス者ガ前月中ニ買受ケタル（食料品罐詰ノ製造ヲ爲ス者ノ團體ヨリ其ノ買受ケタル空罐ヲ含ム）空罐ノ數量ヲ取纏メ農林大臣ニ報告スベシ

第十條　製罐業者又ハ其ノ組織スル法人ハ其ノ引換ヘタル購入票ニ引換後遲滯ナク引換ノ年月日ヲ示ス消印ヲ押捺スベシ

第十一條　製罐業者又ハ其ノ組織スル法人ハ毎月末日迄ニ前月中ニ讓渡シタル空罐ノ販賣先別數量及其ノ使用シタル空罐ノ數量ヲ記載シタル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

附　則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭二五、一二、二六、農商令一二）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

食料品罐詰用空罐配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十五年六月二十五日　農林省告示第二百七十七號）

改正　昭一五、一二、二六、農告六五五
昭一五、一二、二八、農告六六四

食料品規則ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百二十一號）

食料品規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百二十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百二十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百二十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百二十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百二十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百二十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百二十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百二十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百三十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百三十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百三十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百三十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百三十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百三十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百三十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百三十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百三十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百三十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百四十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百四十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百四十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百四十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百四十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百四十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百四十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百四十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百四十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百四十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百五十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百五十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百五十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百五十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百五十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百五十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百五十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百五十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百五十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百五十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百六十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百六十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百六十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百六十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百六十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百六十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百六十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百六十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百六十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百六十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百七十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百七十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百七十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百七十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百七十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百七十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百七十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百七十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百七十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百七十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百八十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百八十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百八十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百八十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百八十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百八十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百八十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百八十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百八十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百八十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百九十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百九十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百九十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百九十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百九十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百九十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百九十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百九十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百九十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第七百九十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百二十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百三十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百四十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百五十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百六十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百七十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百八十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第八百九十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百二十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百三十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百四十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百五十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百六十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百七十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八十二號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八十三號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八十四號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八十五號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八十六號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八十七號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八十八號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百八十九號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百九十號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百九十一號）

食料品配給統制規則第七條ノ規定ニ依ル指定ノ件

（昭和十六年九月二十六日農林省告示第九百九十二號）

食料品配給統制規則第七條

及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　新聞材需給調整委員會ニ關シ必要ナル事項ハ農林大臣別ニ之ヲ定ム

附　則

本令ハ昭和十五年八月五日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、六、一四、農令五四）

本令ハ昭和十六年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

新聞用巻取紙供給制限規則

（昭和十四年六月三十日　商工省令第三十二號）

改正　昭一六、八、一、商令六九

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ新聞用巻取紙供給制限規則左ノ通定ム

第一條　新聞用巻取紙製造業者又ハ新聞用巻取紙販賣業者（以下供給者ト稱ス）新聞用巻取紙（新聞用紙トシテ使用スルモノヲ謂フ以下同ジ）ヲ使用スル事業主（以下新聞社ト稱ス）ニ對シ新聞用巻取紙ヲ供給スベキ數量ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二條　商工大臣必要アリト認ムルトキハ供給者ニ對シ新聞用巻取紙ノ供給數量ノ變更、供給ノ停止其ノ他新聞用巻取紙ノ供給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第三條　供給者新聞用巻取紙ヲ供給スベキ契約ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク新聞社別ノ契約數量及契約期間ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第四條　供給者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月ノ新聞用巻取紙ノ新聞社別引渡數量ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第五條　商工大臣必要アリト認ムルトキハ新聞社ニ對シ新聞紙ノ發行部數又ハ新聞用巻取紙ノ買入若ハ使用ニ付報告ヲ徵スルコトアルベシ

附　則

本則ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第四條ノ規定ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

供給者ハ昭和十四年七月三十一日迄ハ第一條第一項ノ規定ニ拘ラズ商工大臣ニ届出ヅベシ

新聞社ニ對シ昭和十三年七月乃至昭和十四年六月三十日ニ至ル期間ニ於テ當該新聞社ニ對シ供給シタル新聞用巻取紙ノ數量ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

附　則（昭一六、八、一、商令六九）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

新聞用巻取紙供給制限規則第一條第一項ノ期間及同條第二項ノ比率

（昭和十六年六月二十七日　商工省告示第五百五十四號）

新聞用巻取紙供給制限規則第一條第一項ノ期間及同條第二項ノ比率左ノ通定メ昭和十五年六月商工省告示第三百十三號ハ之ヲ廢止ス

一　期間　昭和十六年七月一日ヨリ同月三十一日ニ至ル期間

二　比率

左ニ掲グル比率ノ各十二分ノ一

基準數量六千連未滿ノ場合　百分ノ七十八

基準數量六千連以上一萬二千連未滿ノ場合　百分ノ七十六

基準數量一萬二千連以上十二萬連未滿ノ場合　百分ノ六十八

基準數量十二萬連以上百萬連未滿ノ場合　百分ノ六十七

基準數量百萬連以上二百萬連未滿ノ場合　百分ノ六十四

基準數量二百萬連以上ノ場合　百分ノ六十三

ステープルファイバー絲ノ番手制限ニ關スル件

（昭和十六年六月六日　商工省令第五十七號）

昭和十二年法律第九十二號ノ規定ニ依リステープルファイバー絲ノ番手制限ニ關スル件左ノ通定ム

ステープルファイバー絲（モヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノ、更生絲及ガラ紡絲ヲ除ク）ヲ製造スル場合ニ於テハ其ノ太サヲ左ニ掲グル番手ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

紡績式ステープルファイバー絲及紡績式ステープルファイバー絲

單絲　英式番手十番、十六番、二十番、三十番、四十番

雙絲　英式番手二十番、三十番、四十番、六十番、八十番

梳毛式ステープルファイバー絲（梳績絲）

場合	百分ノ六十八
基準數量六十二萬連以上百萬連未滿ノ場合	百分ノ六十七
基準數量百萬連以上二百萬連未滿ノ場合	百分ノ六十四
基準數量二百萬連以上ノ場合	百分ノ六十三

紡機

單絲　メートル式番手二十番、三十番、四十八番、六十番

雙絲　メートル式番手二十番、三十番、四十六番、四十八番、六十番

莫大小絲

單絲　メートル式番手三十二番

雙絲　メートル式番手二十番、三十二番

手編絲

三合撚絲　メートル式番手九番、十六番

四合撚絲　メートル式番手九番、十六番

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

製鐵設備制限規則

（昭和十四年七月二十七日　商工省令第四十號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ製鐵設備制限規則左ノ通定ム

第一條　左ニ掲グル製鐵設備ノ新設又ハ增設ヲ爲サントスル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

一　製鋼能力一ノ場所ニ於テ年百五十噸ニ達セザル設備ヲ以テ營ム鍛鋼品又ハ鑄鋼品ノ製造事業ニ使用スル製鋼設備

二　製鐵能力又ハ製鋼能力一ノ場所ニ於テ一年二千五百噸ニ達セザル設備ヲ以テ營ム電氣製鐵事業（製鐵事業法施行令第一條第六號ニ掲グルモノヲ除ク）、增場製鋼事業又ハ製鐵事業法施行令第一條第五號ニ掲グル事業ニ使用スル製鐵設備又ハ製鋼設備

第二條　前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一　製鐵設備ヲ新設シ又ハ增設セントスル工場ノ名稱及位置

二　新設シ又ハ增設セントスル製鐵設備ノ概要（設計圖ヲ添附スベシ）及其ノ能力

三　新設シ又ハ增設セントスル製鐵設備ニ依リ製造スベキ製品ノ種類

四　工事ノ着手及完成ノ豫定時期

五　製造方法

六　原料ノ取得方法

七　工事費豫算

八　製造及販賣ノ豫定計畫

前項ノ許可申請書ニハ法人ニ在リテハ定款、登記簿ノ謄本、財產目錄、貸借對照表、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ添附スベシ

附　則

本則ハ昭和十四年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

石炭配給調整規則

（昭和十五年八月一日商工省令第五十七號）

改正　昭一五、一二、二七、商令一一一
　　　昭一六、四、一二、商令二八
　　　昭一六、九、三〇、商令八四

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ石炭配給調整規則左ノ通定ム

第一條　常時月額八百五十瓲以上ノ石炭ヲ使用スル者（組合員ノ使用ニ供スル爲常時月額八百五十瓲以上ノ石炭ノ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ヲ含ミ船舶用トシテ使用スル石炭以外ノ石炭ノ使用數量常時月額八百五十瓲ニ達セザル者ヲ除ク以下同ジ）ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ石炭ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　船舶用トシテ使用スル石炭ヲ買受クルトキ

二　販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受クルトキ

三　天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザルトキ

第二條　前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間（以下上期ト稱ス）ニ買受クル石炭ニ付テハ前年十二月三十一日迄ニ、十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間（以下下期ト稱ス）ニ買受クル石炭ニ付テハ六月三十日迄ニ共ノ數量ヲ記載シタル許可申請書ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一　使用場所

二　買受ケントスル石炭ノ種類別及用途別數量

三　買受ノ時期及場所

四　買受先ノ氏名名稱及住所

五　前年同期ニ於テ前條ノ許可ヲ受ケテ買受ケタル石炭ノ買受先別、銘柄別及用途別數量

第三條　常時月額八百五十瓲以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ第一條ノ許可ヲ受ケテ買受ケタル石炭ヲ他人ニ讓渡シ又ハ同條但書第一號若ハ第二號ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケズシテ買受ケタル石炭ヲ共ノ買受ノ目的以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條ノ二　常時月額八百五十瓲以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ商工大臣期間ヲ定メ其ノ石炭ノ使用數量ヲ指定シタルトキハ當該期間中其ノ數量ヲ超エテ石炭ヲ使用スルコトヲ得ズ

第四條　常時月額八百五十瓲以上ノ石炭ヲ使用スル者ニシテ石炭ノ生産業者、輸入業者又ハ移入業者タル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ生産シ、輸入シ又ハ移入シタル石炭ヲ當該石炭山ノ事業用又ハ製鐵事業用、發電事業用若ハ人造石油製造事業用ニ使用スルコトヲ得ズ但シ第一條ノ許可ヲ受ケテ買受ケタル石炭ヲ使用スル場合及天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ上期ニ使用スル石炭ニ付テハ前年十二月三十一日迄ニ、下期ニ使用スル石炭ニ付テハ六月三十日迄ニ其ノ數量ヲ記載シタル許可申請書ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一　使用場所

二　使用セントスル石炭ノ種類別及用途別數量

三　使用設備ノ概要

四　前年同期ニ於テ使用シタル石炭ノ種類別及用途別數量

五　使用セントスル石炭ノ取得方法

第六條　日本石炭株式會社ハ毎年上期及下期ニ於ケル日本石炭株式會社、日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受クル者及石炭配給統制法第一條ノ指定會社（以下單ニ指定會社ト稱ス）ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

日本石炭株式會社前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ上期ノ配給計畫ニ付テハ二月末日迄ニ、下期ノ配給計畫ニ付テハ八月三十一日迄ニ承認申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

日本石炭株式會社第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ商工大臣ノ指示スル所ニ從ヒ道府縣別ニ配給計畫ノ明細表ヲ定メ之ヲ當該地方長官ニ提出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第七條　石炭ノ販賣業者ノ團體又ハ石炭ノ販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下指定仲買團體ト稱ス）ハ毎年上期及下期ニ於ケル當該指定仲買團體及其ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

指定仲買團體前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ上期ノ配給計畫ニ付テハ一月三十一日迄ニ、下期ノ配給計畫ニ付テハ七月三十一日迄ニ承認申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

配給計畫ノ承認申請書ハ日本石炭株式會社ヲ經由スベシ

日本石炭株式會社配給計畫ノ承認申請書ヲ受理シタルトキハ之ニ關スル意見ヲ附シ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ進達スベシ

指定仲買團體第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ商工大臣ノ指示スル所ニ從ヒ道府縣別ニ配給計畫ノ明細表ヲ定メ之ヲ當該地方長官及日本石炭株式會社ニ提出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第七條ノ二　前條ノ規定ニ依ル指定アリタル場合ニ於テ當該指定仲買團體ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ他ノ指定仲買團體ノ配給計畫ヲ承繼スルコトヲ得

指定仲買團體前項ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ當該配給計畫ヲ定メタル指定仲買團體ガ前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケ若ハ地方長官及日本石炭株式會社ニ提出シタル配給計畫若ハ配給計畫ノ明細表又ハ其ノ團體員、社員若ハ株主タル石炭ノ販賣業者ニシテ其ノ配給計畫ヲ承繼シタル指定仲買團體ノ團體員、社員若ハ株主タル石炭ノ販賣業者ニ對シ交付シタル販賣指圖書ハ之ヲ當該配給計畫ヲ承繼シタル指定仲買團體ガ前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケ若ハ地方長官及日本石炭株式會社ニ提出シタル配給計畫若ハ配給計畫ノ明細表又ハ其ノ團體員、社員若ハ株主タル石炭ノ販賣業者ニ對シ交付シタル販賣指圖書ト看做ス

商工大臣第一項ノ承認ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第七條ノ三　石炭ノ販賣業者ノ團體又ハ石炭ノ販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社ニシテ地方長官ノ指定シタルモノ（以下指定小賣團體ト稱ス）ハ毎年上期及下期ニ於ケル當該指定小賣團體及其ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ小賣計畫ヲ定メ上期ノモノニ付テハ三月二十日迄ニ、下期ノモノニ付テハ九月二十日迄ニ之ヲ地方長官ニ提出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第八條　商工大臣必要アリト認ムルトキハ配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ配給計畫ノ明細表又ハ小賣計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第九條　日本石炭株式會社、指定仲買團體又ハ指定小賣團體ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ地方長官ニ提出シタル配給計畫ノ明細表若ハ小賣計畫ニ依ルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第十條　日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受ケタル者又ハ指定會社

ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産業者ハ日本石炭株式會社ノ交付スル販賣指圖書ニ依ルニ非ザレバ日本石炭株式會社又ハ指定會社ヨリ買受ケタル石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣渡ストキ

イ　御料品

ロ　船舶用品

二　天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザルトキ

日本石炭株式會社販賣指圖書ヲ交付セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ地方長官ニ提出シタル配給計畫ノ明細表ニ從フベシ

日本石炭株式會社指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産業者又ハ石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體ノ團體員タル石炭ノ生産業者ニ販賣指圖書ヲ交付スル場合ニ於テハ當該指定會社又ハ指定團體ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ但シ指定會社ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業者ニ其ノ日本石炭株式會社ヨリ買受ケタル石炭ノ賣渡ニ關スル販賣指圖書ヲ交付スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　指定仲買團體又ハ指定小賣團體ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ハ當該指定仲買團體又ハ指定小賣團體ノ交付スル販賣指圖書ニ依ルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣渡スコトヲ得ザルトキ

イ　御料品

ロ　船舶用品

二　日本石炭株式會社ノ交付スル販賣指圖書ニ依リ石炭ヲ賣渡スコトキ（同條但書第二號ニ揭グル場合ヲ含ム）又ハ同條但書第三號ノ許可ヲ受ケ日本石炭株式會社以外ノ者ニ石炭ヲ賣渡スコトキ

四　天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ販賣指圖書ニ依ルコトヲ得ザルトキ指定仲買團體又ハ指定小賣團體ノ交付セントスルトキ

第十二條　日本石炭株式會社ノ交付スル販賣指圖書ニ依リ石炭ヲ賣渡スコトキ（同條但書第二號ニ揭グル場合ヲ含ム）又ハ同條但書第三號ノ許可ヲ受ケ日本石炭株式會社以外ノ者ニ石炭ヲ賣渡スコトキ

四　天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ販賣指圖書ニ依ルコトヲ得ザルトキ指定仲買團體又ハ指定小賣團體ノ交付セントスルトキ

第十三條　石炭ヲ販賣スル者ハ第九條、第十條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ配給計畫、配給計畫ノ明細表若ハ小賣計畫又ハ販賣指圖書ニ依リ賣渡ス場合及石炭配給統制法第一條ノ規定ニ依リ賣渡ス場合（同條但書第二號ニ揭グル場合ヲ含ム）ヲ除クノ外地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣渡スコトキ

イ　御料品

ロ　船舶用品

二　前號ニ揭グル石炭ノ賣渡數量ヲ除クノ外販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル賣渡數量ガ一月三噸、使用者ニ對スル賣渡數量ガ工場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ一月三噸ヲ超エザルトキ

三　第三條但書ノ許可ヲ受ケ石炭ヲ賣渡

ストキ

四　天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザルトキ

第十四條　前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　賣渡先

二　賣渡サントスル石炭ノ銘柄別數量

三　賣渡先ニ於ケル用途

四　賣渡ノ時期及場所

五　買受ケタル石炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ其ノ買受先

前項ノ許可申請書ニハ當該賣渡先ニ於テ當該石炭ヲ買受ケベキコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第十五條　石炭ノ販賣業者ノ團體又ハ石炭ノ販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社ニシテ第七條第一項ノ規定ニ依ル商工大臣ノ指定又ハ第七條ノ二ノ規定ヤ依ル地方長官ノ指定ヲ受ケントスルモノハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル申請書ニ規約又ハ定款ヲ添附シ第七條第一項ノ規定ニ依ル商工大臣ノ指定ヲ受ケントスルモノニ在リテハ商工大臣ニ、第七條ノ二ノ規定ニ依ル地方長官ノ指定ヲ受ケントスルモノニ在リテハ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スベシ

一　名稱

二　事務所ノ位置

三　役員ノ氏名名稱及住所

四　團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ノ氏名名稱及店舗ノ位置

指定仲買團體又ハ指定小賣團體前項各號ニ揭グル事項又ハ規約若ハ定款ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク左ニ揭グル事項ヲ記載シタル變更シタル事項ヲ地方長官ニ之ヲ屆出ヅベシ

一　生産シ、輸入シ又ハ移入シタル石炭ノ種類別數量

二　買受ケタル石炭ノ種類別數量及價額、約定及受入ノ年月日竝ニ買受先ノ氏名又ハ名稱

三　賣渡シタル石炭ノ種類別數量及價額、約定及引渡ノ年月日、引渡場所竝ニ賣渡先ノ氏名又ハ名稱

四　每月末ニ於ケル種類別及場所別貯炭數量

石炭ヲ十噸未滿賣渡シタル場合ニ於テハ前項第三號ノ賣渡先ノ氏名又ハ名稱ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第十八條　商工大臣必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ生産業者、輸入業者、移入業者若ハ販賣業者、常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者、日本石炭株式會社、指定會社、石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體、指定仲買團體又ハ指定小賣團體ノ第一號ノ配給計畫又ハ小賣計畫ノ納期ノ前日迄ニ石炭ヲ賣渡ス場合ニ付テハ之ヲ適用セズ

地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ販賣業者、常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者又ハ指定仲買團體ノ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十九條　日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受ケクル者又ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生產業者ハ日本石炭株式會社又ハ指定會社ヨリ買受ケクル石炭ニ付毎年一月一日ヨリ三月三十一日、四月一日ヨリ六月三十日、七月一日ヨリ九月三十日及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ賣渡ヲ爲シクル石炭ノ賣渡先別及種類別數量ヲ記載シクル報告書ヲ當該期間經過後二十日以內ニ日本石炭株式會社ニ提出スベシ

前項ノ報告書ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生產業者又ハ石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體ノ團體員タル石炭ノ生產業者ニ在リテハ當該指定會社又ハ指定團體ヲ經由スベシ但シ指定會社ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生產業者ガ日本石炭株式會社ヨリ買受ケクル石炭ニ付提出スル報告書ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

指定仲買團體又ハ指定小賣團體ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ハ第一項ニ揭グル期間ニ賣渡ヲ爲シクル石炭ノ賣渡先別及種類別數量ヲ記載シクル報告書ヲ當該期間經過後二十日以內ニ當該指定仲買團體又ハ指定小賣團體ニ提出スベシ

第二十條　日本石炭株式會社ハ毎年上期及下期ニ賣渡ヲ爲シクル石炭ノ賣渡先別及種類別數量ヲ記載シクル報告書ヲ取纏メ上期分ニ在リテハ十一月三十日迄ニ、下期分ニ在リテハ五月三十一日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

指定仲買團體又ハ指定小賣團體ハ毎年上期及下期ニ賣渡ヲ爲シクル石炭ノ賣渡先別及種類別數量ヲ記載シクル報告書ヲ取纏メ上期分ニ在リテハ十一月三十日迄ニ、下期分ニ在リテハ五月三十一日迄ニ之ヲ商工大臣及日本石炭株式會社（指定小賣團體ニ在リテハ地方長官）ニ提出スベシ

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十七條及第十八條ノ規定ハ昭和十五年十月一日ヨリ、第十九條及第二十條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則ノ規定ハ昭和十五年九月三十日迄ニ爲ス石炭ノ買受、譲渡、使用又ハ賣渡ニ付テハ之ヲ適用セズ

昭和十五年十月一日ヨリ昭和十六年三月三十一日ニ至ル期間ニ使用スル石炭ニ付テハ第五條ノ許可申請書ハ同條ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年八月十日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

昭和十五年十月一日以後ニ引渡シ又ハ受入ルル石炭ニ付テハ石炭販賣取締規則第二條又ハ同則第八條ノ規定ニ依リ本則施行ノ日迄ニ提出シタル許可申請書ハ之ヲ第十三條又ハ第二條ノ規定ニ依リ提出シタルモノト看做ス

第二條第五號、第三條及第四條但書ノ規定ノ適用ニ付テハ石炭販賣取締規則第七條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ第一條ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

本則施行ノ際石炭販賣取締規則別表乙號ニ揭グル株式會社ハ之ヲ第七條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ト看做ス

前項ノ規定ニ該當スル者ハ第七條第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十月一日ヨリ昭和十六年三月三十一日ニ至ル期間ノ配給計畫ニ付テハ昭和十五年八月十日迄ニ商工大臣ニ提出スベシ

石炭販賣取締規則ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ廢止ス但シ同則第十三條又ハ同則第十四條ノ規定ニ依ル同年九月分ノ報告ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

石炭販賣取締規則ハ本則施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

附　則（昭一五、一二、二七、商令二二）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、四、一二、商令二八）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、九、三〇、商令八四）

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條及第十四條ノ改正規定ハ昭和十七年一月一日ヨリ、第十九條ノ改正規定ハ昭和十六年十一月一日ヨリ、第二十條ノ改正規定ハ同年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

石炭配給調整規則第七條第一項ノ規定ニ依ル會社指定

（昭和十六年一月二十八日　商工省告示第五十三號）

東京石炭統制株式會社
横濱石炭統制株式會社
静岡石炭統制株式會社
中部石炭統制株式會社
京都石炭統制株式會社
大阪石炭統制株式會社
兵庫縣石炭統制株式會社

（昭和十六年七月十五日　商工省告示第六百十九號）

茨城縣石炭統制株式會社

（昭和十六年八月二十七日　商工省告示第七百四十三號）

高知縣石炭統制株式會社

石炭品位取締規則

（昭和十五年十月一日　商工省令第七十七號）

改正　昭一六、三、二七、商令二〇
昭一六、六、七、商令五八

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ石炭品位取締規則左ノ通定ム

第一條　石炭ノ生產業者又ハ販賣業者石炭ヲ賣渡（輸出スル場合ヲ除ク以下同ジ）サントスルトキハ商工大臣ノ定ムル規格ニ依リ當該石炭ニ付規額及等級ヲ定メ之ヲ買受人（委託販賣ノ場合ニ在リテハ受託者以下同ジ）ニ通知スベシ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　日本石炭株式會社石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ヨリ種類及等級ノ通知ヲ受ケテ買受ケタル石炭ヲ當該種類及等級ノ石炭トシテ當該生產業者又ハ販賣業者ニ賣渡ストキ

二　特別ノ事情ニ依リ石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自產炭（自己ノ鑛區ニ於テ採掘シタル石炭及之ト共ノ他ノ石炭ヲ混合シタル石炭ヲ謂フ以下同ジ）ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長、其ノ他ノ場合ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル種類ニ該當セザル石炭又ハ通知シタル等級ノ品位ニ達セザル石炭ヲ當該種類又ハ等級ノ石炭トシテ賣渡スコトヲ得ズ

第二條　石炭ノ生產業者又ハ販賣業者商工大臣ノ指定シタル石炭ヲ賣渡サントスルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ當該石炭ニ付銘柄及最低保證品位（發熱量及灰分以下同ジ）ヲ定メ之ヲ買受人ニ通知スベシ但シ左ニ揭グル場合ニ在リテハ

一　日本石炭株式會社石炭ノ生產業者又

ハ販賣業者ヨリ銘柄及最低保證品位ノ通知ヲ受ケテ買受ケタル石炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長）ノ許可ヲ受ケタルトキ

石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル最低保證品位ノ石炭トシテ賣渡スコトヲ得ズ

第三條　石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ其ノ賣渡ス石炭ニ付第一條第一項ノ規定ニ依リ賣證石炭ニ付定メタル種類及等級（前條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル石炭ニ在リテハ同項ノ規定ニ依リ賣證石炭ニ付定メタル銘柄）竝ニ自己ノ氏名若ハ商號ヲ掲示其ノ他賣渡ニ際シ買受人ニ對シ之ヲ明示スベシ但シ地方長官（石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自產石炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長）ニ於テ其ノ必要ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ指定シタル品位ニ達セザル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓（ボタ、ズリ其ノ他石炭ヲ選別スル場合ニ生ズル殘滓ヲ謂フ以下同ジ）ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ日本石炭株式會社石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ヨリ買受ケタル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ヲ賣渡ス場合、第六條ノ許可ヲ受ケタル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官（石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自產石炭又ハ之ヲ含ム炭滓ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル最低保證品位ニ達セザル石炭又ハ石炭ヲ賣渡ス者ヨリ買受ケタル石炭又ハ石炭ヲ賣渡ス場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル品位ニ達セザル石炭、石炭又ハ土石其ノ他石炭ニ非ザル物ヲ混入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官（石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自產石炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ其ノ賣渡ス石炭ニ前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル品位ニ達セザル石炭、石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ヨリ石炭ヲ選別シ之ヲ賣渡ス者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　第一條ノ規定ニ依リ定ムベキ石炭ノ種類及等級

二　石炭ヲ選別スル場所

三　石炭ヲ選別スル方法及設備

四　原料タル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ノ取得方法

五　一月間ニ取扱フ原料タル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ノ數量及選別シテ得ル石炭ノ數量

六　賣渡先

第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第一項ノ許可ヲ受ケタル者當該石炭ノ賣渡ヲ廢止シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第七條　地方長官（石炭ヲ目的トスル鑛業權者ノ候補、其ノ賣渡ス自產炭ノ品位其ノ他ノ檢査ニ付テハ鑛山監督局長）必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ノ候補、其ノ賣渡ス石炭ノ品位其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ昭和十五年十月十五日迄ニ賣渡ス石炭ニ付テハ第一條ノ規定ニ拘ラズ從前ノ第三條ノ規定ニ依ル

通知ヲ爲スヲ以テ足ル

石炭ノ生產業者又ハ販賣業者前項ノ規定ニ依リ銘柄及最低保證品位ヲ通知シタルトキハ當該最低保證品位ニ達セザル石炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル最低保證品位ノ石炭トシテ賣渡スコトヲ得ズ

第三條　石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ其ノ賣渡ス石炭ニ付第一條第一項ノ規定ニ依リ賣證石炭ニ付定メタル種類及等級（前條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル石炭ニ在リテハ同項ノ規定ニ依リ賣證石炭ニ付定メタル銘柄）竝ニ自己ノ氏名若ハ商號ヲ掲示其ノ他賣渡ニ際シ買受人ニ對シ之ヲ明示スベシ但シ地方長官（石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自產石炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長）ニ於テ其ノ必要ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ指定シタル品位ニ達セザル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓（ボタ、ズリ其ノ他石炭ヲ選別スル場合ニ生ズル殘滓ヲ謂フ以下同ジ）ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ日本石炭株式會社石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ヨリ買受ケタル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ヲ賣渡ス場合、第六條ノ許可ヲ受ケタル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官（石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自產石炭又ハ之ヲ含ム炭滓ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル最低保證品位ニ達セザル石炭又ハ石炭ヲ賣渡ス者ヨリ買受ケタル石炭又ハ石炭ヲ賣渡ス場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル品位ニ達セザル石炭、石炭又ハ土石其ノ他石炭ニ非ザル物ヲ混入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官（石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自產石炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ其ノ賣渡ス石炭ニ前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル品位ニ達セザル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ヨリ石炭ヲ選別シ之ヲ賣渡ス者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　第一條ノ規定ニ依リ定ムベキ石炭ノ種類及等級

二　石炭ヲ選別スル場所

三　石炭ヲ選別スル方法及設備

四　原料タル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ノ取得方法

五　一月間ニ取扱フ原料タル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ノ數量及選別シテ得ル石炭ノ數量

六　賣渡先

第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第一項ノ許可ヲ受ケタル者當該石炭ノ賣渡ヲ廢止シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第七條　地方長官（石炭ヲ目的トスル鑛業權者ノ候補、其ノ賣渡ス自產炭ノ品位其ノ他ノ檢査ニ付テハ鑛山監督局長）必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ノ候補、其ノ賣渡ス石炭ノ品位其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ昭和十五年十月十五日迄ニ賣渡ス石炭ニ付テハ第一條ノ規定ニ拘ラズ從前ノ第三條ノ規定ニ依リ定ムル銘柄及最低保證品位ニ達セザル石炭ヲ賣渡スコトヲ得

附　則（昭一六、三、二七、商令二〇）

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、六、七、商令五八）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石炭品位取締規則第一條第一項ノ規定ニ依ル石炭ノ規格

（昭和十六年九月六日商工省告示第七百八十四號）

昭和十五年十月商工省告示第五百八十一號左ノ通改正シ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

一　有煙炭

(一)　一般用炭

イ　一四ノ項ノ種類ニ應ジ一噸以上ノ場合

種類	品位	發熱量一灰分
第一種 甲號 塊炭 特級	一等	七、七〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 一級	一等	七、三〇〇カロリー以上七、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 二級	一等	六、九〇〇カロリー以上七、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 三級	一等	六、六〇〇カロリー以上六、九〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 四級	一等	六、三〇〇カロリー以上六、六〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 五級	一等	六、〇〇〇カロリー以上六、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 特級	二等	七、七〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 一級	二等	七、三〇〇カロリー以上七、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 二級	二等	六、九〇〇カロリー以上七、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 三級	二等	六、六〇〇カロリー以上六、九〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 四級	二等	六、三〇〇カロリー以上六、六〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 塊炭 五級	二等	六、〇〇〇カロリー以上六、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 一級	三等	七、七〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 二級	三等	七、三〇〇カロリー以上七、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 三級	三等	六、九〇〇カロリー以上七、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 四級	三等	六、六〇〇カロリー以上六、九〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 五級	三等	六、三〇〇カロリー以上六、六〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 特級	四等	七、七〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 一級	四等	七、三〇〇カロリー以上七、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 二級	四等	六、九〇〇カロリー以上七、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 三級	四等	六、六〇〇カロリー以上六、九〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 四級	四等	六、三〇〇カロリー以上六、六〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 中小塊炭 五級	四等	六、〇〇〇カロリー以上六、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 特級	一等	七、七〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 一級	一等	七、三〇〇カロリー以上七、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 二級	一等	六、九〇〇カロリー以上七、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 三級	一等	六、六〇〇カロリー以上六、九〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 四級	一等	六、三〇〇カロリー以上六、六〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 五級	一等	六、〇〇〇カロリー以上六、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 特級	二等	七、七〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 一級	二等	七、三〇〇カロリー以上七、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 二級	二等	六、九〇〇カロリー以上七、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 三級	二等	六、六〇〇カロリー以上六、九〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 四級	二等	六、三〇〇カロリー以上六、六〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 甲號 微粉炭 五級	二等	六、〇〇〇カロリー以上六、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 塊炭 一級	一等	六、三〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 塊炭 二級	一等	六、〇〇〇カロリー以上六、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 塊炭 三級	一等	五、七〇〇カロリー以上六、〇〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 塊炭 四級	一等	五、四〇〇カロリー以上五、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 塊炭 五級	一等	五、一〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 中小塊炭 一級	二等	六、三〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 中小塊炭 二級	二等	六、〇〇〇カロリー以上六、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 中小塊炭 三級	二等	五、七〇〇カロリー以上六、〇〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 中小塊炭 四級	二等	五、四〇〇カロリー以上五、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 中小塊炭 五級	二等	五、一〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 微粉炭 一級	一等	六、三〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 微粉炭 二級	一等	六、〇〇〇カロリー以上六、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 微粉炭 三級	一等	五、七〇〇カロリー以上六、〇〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 微粉炭 四級	一等	五、四〇〇カロリー以上五、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 微粉炭 五級	一等	五、一〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 微粉炭 一級	二等	六、三〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 微粉炭 二級	二等	六、〇〇〇カロリー以上六、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 微粉炭 三級	二等	五、七〇〇カロリー以上六、〇〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 微粉炭 四級	二等	五、四〇〇カロリー以上五、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 乙號 微粉炭 五級	二等	五、一〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一以下
第一種 丙號 塊炭 一級	一等	五、七〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一八以下
第一種 丙號 塊炭 二級	一等	五、四〇〇カロリー以上五、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一八以下
第一種 丙號 塊炭 三級	一等	五、一〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二〇以下
第一種 丙號 塊炭 四級	一等	四、八〇〇カロリー以上五、一〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二五以下
第一種 丙號 塊炭 五級	一等	四、五〇〇カロリー以上四、八〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二五以下
第一種 丙號 中小塊炭 一級	二等	五、七〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一八以下
第一種 丙號 中小塊炭 二級	二等	五、四〇〇カロリー以上五、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ一八以下
第一種 丙號 中小塊炭 三級	二等	五、一〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二〇以下
第一種 丙號 中小塊炭 四級	二等	四、八〇〇カロリー以上五、一〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二五以下
第一種 丙號 中小塊炭 五級	二等	四、五〇〇カロリー以上四、八〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二五以下
第一種 丙號 微粉炭 一級	一等	五、七〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ二〇以下
第一種 丙號 微粉炭 二級	一等	五、四〇〇カロリー以上五、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二〇以下
第一種 丙號 微粉炭 三級	一等	五、一〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二五以下
第一種 丙號 微粉炭 四級	一等	四、八〇〇カロリー以上五、一〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二五以下
第一種 丙號 微粉炭 五級	一等	四、五〇〇カロリー以上四、八〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二五以下
第一種 丙號 微粉炭 一級	二等	五、七〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ二〇以下
第一種 丙號 微粉炭 二級	二等	五、四〇〇カロリー以上五、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二〇以下
第一種 丙號 微粉炭 三級	二等	五、一〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二五以下
第一種 丙號 微粉炭 四級	二等	四、八〇〇カロリー以上五、一〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二五以下
第一種 丙號 微粉炭 五級	二等	四、五〇〇カロリー以上四、八〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二五以下

甲號トハ常磐炭及宇部炭以外ノ石炭ヲ謂フ

乙號トハ常磐炭ヲ謂フ

丙號トハ宇部炭ヲ謂フ

(二)　原料用炭

ロ　一四ノ項ノ種類ニ應ジ一噸未滿ノ場合

種類	等級	品位 發熱量一灰分
第一種 甲號 塊炭	一等	六、三〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ一九以下
第一種 甲號 塊炭	二等	六、〇〇〇カロリー以上六、三〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二八以下
第一種 甲號 中小塊炭	三等	五、七〇〇カロリー以上六、〇〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二八以下
第一種 甲號 中小塊炭	四等	五、四〇〇カロリー以上五、七〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二八以下
第一種 甲號 微粉炭	五等外	五、四〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二八以下
第一種 乙號 塊炭	一等	五、四〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ二以下
第一種 乙號 中小塊炭	二等	五、一〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二以下
第一種 乙號 微粉炭	三等	四、八〇〇カロリー以上五、一〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二以下
第一種 乙號 微粉炭	四等	四、五〇〇カロリー以上四、八〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二以下
第一種 丙號 塊炭	一等	四、八〇〇カロリー以上 一〇〇分ノ二以下
第一種 丙號 中小塊炭	二等	四、五〇〇カロリー以上四、八〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二以下
第一種 丙號 微粉炭	三等	四、二〇〇カロリー以上四、五〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二以下
第一種 丙號 微粉炭	四等	四、二〇〇カロリー未滿 一〇〇分ノ二以下

甲號トハ常磐炭及宇部炭以外ノ石炭ヲ謂フ

乙號トハ常磐炭ヲ謂フ

丙號トハ宇部炭ヲ謂フ

種類等級	品位 適性綜合品位
第二種 特一級	七、一〇〇、〇〇〇カロリー以上
特二級	六、八〇〇、〇〇〇カロリー以上七、一〇〇、〇〇〇カロリー未満
特三級	六、五〇〇、〇〇〇カロリー以上六、八〇〇、〇〇〇カロリー未満
一級	六、二〇〇、〇〇〇カロリー以上六、五〇〇、〇〇〇カロリー未満
二級	五、九〇〇、〇〇〇カロリー以上六、二〇〇、〇〇〇カロリー未満
三級	五、六〇〇、〇〇〇カロリー以上五、九〇〇、〇〇〇カロリー未満
四級	五、三〇〇、〇〇〇カロリー以上五、六〇〇、〇〇〇カロリー未満
五級	五、〇〇〇、〇〇〇カロリー以上五、三〇〇、〇〇〇カロリー未満
六級	四、七〇〇、〇〇〇カロリー以上五、〇〇〇、〇〇〇カロリー未満
七級	四、五〇〇、〇〇〇カロリー以上四、七〇〇、〇〇〇カロリー未満

適性綜合品位ハ當該石炭ニ付炭化度、粘炭性、ガス、灰分等ニ依リ日本石炭株式會社ニ於テ決定スルモノニ依ル

(三)アルコール生産用炭

種類等級	品位 發熱量	灰分
第三種 甲號 特一級	六、八〇〇カロリー以上	一〇分ノ一一以下
特二級	六、六〇〇カロリー以上六、八〇〇カロリー未満	一〇分ノ一二以下
特三級	六、四〇〇カロリー以上六、六〇〇カロリー未満	一〇分ノ一三以下
一級	六、二〇〇カロリー以上六、四〇〇カロリー未満	一〇分ノ一四以下
二級	六、〇〇〇カロリー以上六、二〇〇カロリー未満	一〇分ノ一五以下
三級	五、八〇〇カロリー以上六、〇〇〇カロリー未満	一〇分ノ一六以下
四級	五、六〇〇カロリー以上五、八〇〇カロリー未満	一〇分ノ一七以下
五級	五、四〇〇カロリー以上五、六〇〇カロリー未満	一〇分ノ一八以下
六級	五、二〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未満	一〇分ノ一九以下
七級	五、〇〇〇カロリー以上五、二〇〇カロリー未満	一〇分ノ二〇以下
乙號 特一級	六、八〇〇カロリー以上	一〇分ノ一一以下
特二級	六、六〇〇カロリー以上六、八〇〇カロリー未満	一〇分ノ一二以下
特三級	六、四〇〇カロリー以上六、六〇〇カロリー未満	一〇分ノ一三以下
一級	六、二〇〇カロリー以上六、四〇〇カロリー未満	一〇分ノ一四以下
二級	六、〇〇〇カロリー以上六、二〇〇カロリー未満	一〇分ノ一五以下
三級	五、八〇〇カロリー以上六、〇〇〇カロリー未満	一〇分ノ一六以下
四級	五、六〇〇カロリー以上五、八〇〇カロリー未満	一〇分ノ一七以下
五級	五、四〇〇カロリー以上五、六〇〇カロリー未満	一〇分ノ一八以下
六級	五、二〇〇カロリー以上五、四〇〇カロリー未満	一〇分ノ一九以下
七級	五、〇〇〇カロリー以上五、二〇〇カロリー未満	一〇分ノ二〇以下

甲號トハ膨脹度一・一以下ニシテ灰ノ融火度一、三五〇度以上ノ石炭ヲ謂フ

乙號トハ膨脹度一・一以下ニシテ灰ヲ融火度一、二〇〇度以上一、三五〇度未満ノ石炭ヲ謂フ

二　無煙炭(燃料比四・〇以上ノモノ)

種類等級	品位(發熱量)
第四種 塊炭	
小塊炭	
粉炭	
一級	八、七〇〇、〇〇〇カロリー以上
二級	八、三〇〇、〇〇〇カロリー以上八、七〇〇、〇〇〇カロリー未満
三級	七、九〇〇、〇〇〇カロリー以上八、三〇〇、〇〇〇カロリー未満
四級	七、六〇〇、〇〇〇カロリー以上七、九〇〇、〇〇〇カロリー未満
五級	七、三〇〇、〇〇〇カロリー以上七、六〇〇、〇〇〇カロリー未満
六級	七、〇〇〇、〇〇〇カロリー以上七、三〇〇、〇〇〇カロリー未満
七級	六、七〇〇、〇〇〇カロリー以上七、〇〇〇、〇〇〇カロリー未満
八級	六、四〇〇、〇〇〇カロリー以上六、七〇〇、〇〇〇カロリー未満
九級	六、一〇〇、〇〇〇カロリー以上六、四〇〇、〇〇〇カロリー未満
十級	五、八〇〇、〇〇〇カロリー以上六、一〇〇、〇〇〇カロリー未満
十一級	五、五〇〇、〇〇〇カロリー以上五、八〇〇、〇〇〇カロリー未満
十二級	五、二〇〇、〇〇〇カロリー以上五、五〇〇、〇〇〇カロリー未満
十三級	四、九〇〇、〇〇〇カロリー以上五、二〇〇、〇〇〇カロリー未満
十四級	四、六〇〇、〇〇〇カロリー以上四、九〇〇、〇〇〇カロリー未満
十五級	四、三〇〇、〇〇〇カロリー以上四、六〇〇、〇〇〇カロリー未満
十六級	四、〇〇〇、〇〇〇カロリー以上四、三〇〇、〇〇〇カロリー未満
十七級	三、七〇〇、〇〇〇カロリー以上四、〇〇〇、〇〇〇カロリー未満
十八級	三、四〇〇、〇〇〇カロリー以上三、七〇〇、〇〇〇カロリー未満
十九級	三、一〇〇、〇〇〇カロリー以上三、四〇〇、〇〇〇カロリー未満
外級	三、一〇〇、〇〇〇カロリー未満

塊炭ハ中塊炭ヲ含ム

小塊炭ハ小小塊炭ヲ含ム

粉炭ハ豆塊炭及微粉炭ヲ含ム

三　褐石(燃料比四・〇以上ニシテ火山岩ノ影響ヲ受ケ變質シタルモノ)

種類等級	品位(發熱量)
第五種 塊炭	
中小塊炭	
粉炭	
微粉炭	
一級	一〇、〇〇〇、〇〇〇カロリー以上
二級	九、六〇〇、〇〇〇カロリー以上一〇、〇〇〇、〇〇〇カロリー未満
三級	九、二〇〇、〇〇〇カロリー以上九、六〇〇、〇〇〇カロリー未満
四級	八、八〇〇、〇〇〇カロリー以上九、二〇〇、〇〇〇カロリー未満
五級	八、四〇〇、〇〇〇カロリー以上八、八〇〇、〇〇〇カロリー未満
六級	八、〇〇〇、〇〇〇カロリー以上八、四〇〇、〇〇〇カロリー未満
七級	七、六〇〇、〇〇〇カロリー以上八、〇〇〇、〇〇〇カロリー未満
八級	七、二〇〇、〇〇〇カロリー以上七、六〇〇、〇〇〇カロリー未満
九級	六、八〇〇、〇〇〇カロリー以上七、二〇〇、〇〇〇カロリー未満
十級	六、四〇〇、〇〇〇カロリー以上六、八〇〇、〇〇〇カロリー未満
十一級	六、〇〇〇、〇〇〇カロリー以上六、四〇〇、〇〇〇カロリー未満
十二級	五、六〇〇、〇〇〇カロリー以上六、〇〇〇、〇〇〇カロリー未満
十三級	五、二〇〇、〇〇〇カロリー以上五、六〇〇、〇〇〇カロリー未満
十四級	四、八〇〇、〇〇〇カロリー以上五、二〇〇、〇〇〇カロリー未満
十五級	四、四〇〇、〇〇〇カロリー以上四、八〇〇、〇〇〇カロリー未満
十六級	四、〇〇〇、〇〇〇カロリー以上四、四〇〇、〇〇〇カロリー未満
十七級	三、六〇〇、〇〇〇カロリー以上四、〇〇〇、〇〇〇カロリー未満
十八級	三、二〇〇、〇〇〇カロリー以上三、六〇〇、〇〇〇カロリー未満
十九級	二、八〇〇、〇〇〇カロリー以上三、二〇〇、〇〇〇カロリー未満
外級	二、八〇〇、〇〇〇カロリー未満

石炭品位取締規則第二條第一項ノ規定ニ依ル石炭指定

(昭和十六年九月六日
商工省告示七百八十五號)

昭和十六年三月商工省告示第二百五十三號左ノ通改正シ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

一　昭和十六年九月商工省告示第七百八十四號ニ定ムル第二種ニ關スル石炭

二　石炭品位取締規則第四條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ賣渡ス石炭

石炭品位取締規則第四條ノ規定ニ依ル石炭ノ品位指定

(昭和十六年九月六日
商工省告示第七百八十六號)

昭和十五年十月商工省告示第五百七十三號左ノ通改正シ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

一　常磐炭及宇部炭以外ノ石炭

發熱量　四、五〇〇カロリー以上(無煙炭ニ在リテハ四、〇〇〇カロリー以上)

灰分　一〇〇分ノ四二・五以下

二　瀝靑炭

發熱量　三、九〇〇カロリー以上

灰分　一〇〇分ノ四三以下

三　半瀝靑炭

發熱量　三、四五〇カロリー以上

灰分　一〇〇分ノ四五以下

(全文削除)

昭和十五年十月商工省告示第五百七十三號ハ石炭品位ノ指定ノ件ナリ

石油代用燃料使用裝置統制規則

(昭和十六年十月二日
商工省令第八十五號)

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ石油代用燃料使用裝置統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ石油代用燃料使用裝置トハ內燃機關ヲ原動機トスル車輛ニ設置シ其ノ內燃機關ニ鑛物性ノ揮發油、燈油、輕油及原油以外ノ燃料ヲ供給スル裝置ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ謂フ

第二條　石油代用燃料使用裝置(以下裝置ト稱ス)ハ商工大臣ノ指定シタル種類及型式ノモノニ非ザレバ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ試驗研究ノ爲別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ石油代用燃料使用裝置性能試驗規程ニ依ル性能試驗ニ合格シタル裝置ノ種類及型式又ハ之ヲ改良シタル裝置ノ種類及型式ニ付之ヲ行フ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ指定ヲ取消スコトアルベシ

第三條　商工大臣前條ノ規定ニ依リ指定シタル種類及型式ノ裝置ニ付關係又ハ會社(以下統制機關ト稱ス)ヲ指定シタルトキハ裝置ノ製造業者ハ統制機關ノ指示ニ依ルニ非ザレバ當該種類及型式ノ裝置ヲ製造シ又ハ實渡スコトヲ得ズ但シ統制機關ガ其ノ指示スベキ種類及型式ノ裝置ヲ製造シ又ハ實渡ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　統制機關ハ每年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル前條ノ指示ノ計畫(前條但書ノ場合ニ於ケル裝置ノ製造及實渡計畫ヲ含ム)ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

裝置ノ製造業者ハ前條ノ規定ニ依ル統制機關ノ指定シタル種類及型式ノ裝置ニ付前項ノ期間ニ於ケル製造及實渡ノ計畫ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前二項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間開始ノ日ヨリ二十日前ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項及第二項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第五條　裝置ヲ第一條ノ車輛(以下車輛ト稱ス)ニ設置セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ第二條第一項但書ノ場合ニ於テ裝置ヲ製造シタル者ガ之ヲ車輛ニ設置スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　申請人ノ業務

二　裝置ノ種類及型式竝ニ買受先

三　裝置ヲ設置セントスル車輛ノ種類及型式、番號竝ニ用途

四　申請人ノ所有スル車輛ノ臺數及裝置ヲ設置シタルモノノ臺數(裝置ヲ設置

セントスル車輛ガ專業場ニ於テ使用スルモノナルトキハ當該專業場ニ於ケル車輛ニ付記載スベシ）

地方長官第一項ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テハ別記樣式ノ許可書ノ正本及謄本ヲ申請人ニ交付スベシ

前三項ニ於テ地方長官トハ裝置ヲ設置セントスル車輛ノ主タル使用地（車輛ガ機關車又ハ氣動車ナル場合ニ於テハ鐵道又ハ軌道ノ起點所在地）ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）トス

第六條　裝置ノ製造業者又ハ販賣業者ハ前條ノ許可書ノ謄本ト引換フルニ非ザレバ裝置ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ裝置ノ販賣業者ニ賣渡ス場合及商工大臣ノ指示アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　裝置ノ製造業者ハ其ノ製造シタル裝置ニ付毎月十日迄ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一　前月中ニ於ケル種類及型式別製造數量

二　前月中ニ於ケル種類及型式別道府縣別賣渡數量（販賣業者ニ賣渡シタルモノト其ノ他ノモノトニ分チ記載スベシ）

三　前月末ニ於ケル種類及型式別在庫數量

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條ノ規定ハ昭和十六年十月十五日ヨリ、第七條及第八條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

裝置ノ製造業者ハ昭和十六年十月二十日迄ニ本則ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ統制機關ノ指示ニ依リ彼ラズシテ裝置ヲ製造シ又ハ賣渡スコトヲ得

第四條ノ規定ニ依ル十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル計畫ハ昭和十六年ニ在リテハ十月二十一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル計畫トス此ノ場合ニ於テハ同條第三項中二十日トアルハ之ヲ十日トス

別記樣式（日本標準規格B列五番）

（表）

石油代用燃料使用裝置設置許可書

申請人ノ氏名名稱及住所

裝置ノ種類及型式竝ニ買受先

裝置ヲ設置セントスル車輛ノ種類及型式竝ニ番號

石油代用燃料使用裝置設置ノ件右ノ通許可ス

年　月　日

地方長官名　㊞

（裏）

一　本許可書ハ裝置ヲ設置シタル車輛ニ備付ケ置クベシ

二　本許可書ハ裝置ヲ設置シタル車輛ヲ他ニ讓渡シ又ハ賃貸スル場合ニ於テハ其ノ讓受人又ハ賃借人ニ引渡スベシ

三　本許可書ハ裝置ヲ設置シタル車輛ヲ廢棄シタル場合ニ於テハ遲滯ナク之ヲ返納スベシ

石油代用燃料使用裝置統制規則第一條ノ規定ニ依ル裝置指定

（昭和十六年十月二日　商工省告示第八百八十二號）

瓦斯發生爐裝置　鐵網瓦斯使用裝置

液化瓦斯使用裝置

石油代用燃料使用裝置統制規則第二條及第三條ノ規定ニ依ル種類及型式並ニ統制機關指定

（昭和十六年十月二日　商工省告示第八百八十三號）

改正　昭一六、一〇、二七、商告九七六

一　瓦斯發生爐裝置

（一）	乘合自動車用	日本標準規格B列五番
（二）	貨物自動車用	日本標準規格B列四番
（三）	乘合自動車及貨物自動車用	同

二　液化瓦斯使用裝置

（一）	乘合自動車用木炭瓦斯發生爐裝置	日本標準規格B列五番
（二）	貨物自動車用木炭瓦斯發生爐裝置	日本標準規格B列四番
（三）	乘合自動車及貨物自動車用木炭瓦斯發生爐裝置	同
（四）	乘用自動車用	

日産式瓦斯發生爐裝置	日産式乘用車用石炭瓦斯發生爐裝置	同
日産式乘用車用半成コークス瓦斯發生爐裝置		同
（五）	小型三輪自動車用	
中央式改立A型木炭瓦斯發生爐裝置		同
東亞式D型木炭瓦斯發生爐裝置		同
日産式C型無煙炭瓦斯發生爐裝置		同
（六）	小型四輪乘用自動車用	
豫田式乘用車用木炭瓦斯發生爐裝置		同
日産式A型無煙炭瓦斯發生爐裝置		同
（七）	小型四輪貨物自動車用	
日産式I型木炭瓦斯發生爐裝置		同

二　鐵網瓦斯使用裝置

（一）	乘合自動車、貨物自動車及乘用自動車用	
瓦斯式鐵網瓦斯使用裝置		高壓瓦斯機關工業株式會社
日産ピストン式N1型鐵網瓦斯使用裝置		同
大天式D1型鐵網瓦斯使用裝置		同
日産式鐵網瓦斯使用裝置		同
（二）	小型四輪乘用自動車及貨物自動車用	
京成式鐵網瓦斯使用裝置		同
機介標準A型鐵網瓦斯使用裝置		同
液化瓦斯使用裝置		同

（一）乘合自動車、貨物自動車及乘用自動車用

東亞式液化瓦斯使用裝置　同

笹眞式二六〇〇型液化瓦斯使用裝置　同

日帝式T1型液化瓦斯使用裝置　同

日產式液化瓦斯使用裝置　同

東工式液化瓦斯使用裝置　同

（二）小型四輪乘用自動車及貨物自動車用

組合標準A型液化瓦斯使用裝置　同

石油配給統制規則

（昭和十四年九月二十三日　商工省令第五十六號）

改正　昭一五、一二、二四、商令一〇九

昭和十二年法律第九十二號第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ石油配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ石油トハ鑛物性ノ揮發油、燈油、輕油、機械油、重油及商工大臣ノ指定シタル石油副生物ヲ謂フ

第二條　石油精製業者、石油輸入業者又ハ人造石油製造業者ハ商工大臣ノ指定シタル會社（以下統制會社ト稱ス）以外ノ者ニ

石油ヲ販賣（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　石油ノ輸出（移民ヲ除ク以下同ジ）、移出又ハ移入ハ統制會社ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ見本、標本又ハ旅客ノ携帶品タル石油ヲ輸出、移出又ハ移入スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　統制會社ハ商工大臣ノ指定シタル石油ノ販賣業者（以下指定販賣業者ト稱ス）以外ノ者ニ石油ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　統制會社又ハ指定販賣業者ハ毎月ノ石油ノ配給計畫ヲ定メ豫メ統制會社ニ在リテハ商工大臣、指定販賣業者ニ在リテハ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

統制會社又ハ指定販賣業者前項ノ規定ニ依リ石油ノ配給計畫ノ承認ヲ受ケントスルトキハ申請書ヲ統制會社ニ在リテハ前月十日迄ニ商工大臣ニ、指定販賣業者ニ在リテハ前月二十日迄ニ地方長官ニ提出スベシ

第五條ノ二　石油ノ販賣業者（石油輸入業者ヲ除ク）ハ其ノ販賣スル石油ニ加工シ又ハ之ト異ナル種類、規格若ハ銘柄ノ石油若ハ石油ニ非ザルモノヲ混入シ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　統制會社又ハ指定販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　購入シタル石油ノ種類別數量、價格及購入ノ年月日竝ニ其ノ賣渡人ノ氏名名稱及住所

二　販賣シタル石油ノ種類別數量、價格及販賣ノ年月日竝ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所

三　使用シタル石油ノ種類別數量、用途及使用ノ年月日

統制會社ハ前項ノ報告書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　輸出シタル石油ノ種類別數量、價格、輸出先及輸出ノ年月日

二　移出シタル石油ノ種類別數量、價格、移出先及移出ノ年月日

三　移入シタル石油ノ種類別數量、價格、移入先及移入ノ年月日

第七條　統制會社又ハ指定販賣業者ハ昭和十四年九月三十日迄ハ第二條及第三條ノ規定ニ拘ラズ石油ノ販賣、輸出、移出又ハ移入ヲ爲スコトヲ得但シ本則施行後昭和十四年九月三十日迄ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ハ同年十月一日以後之ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條ノ規定ハ昭和十四年十月三十一日以前ノ石油ノ配給計畫ニ付テハ之ヲ適用セズ

附　則（昭二五、一二、二四、商令一〇九）

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

石油配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル會社指定

（昭和十四年九月二十六日　商工省告示第二百五十三號）

石油共同販賣株式會社

石油配給統制規則第四條ノ規定ニ依ル石油販賣業者指定

（昭和十五年一月二十二日　商工省告示第十二號）

北海道石油販賣株式會社
青森縣石油販賣株式會社
岩手縣石油販賣株式會社
宮城縣石油販賣株式會社
秋田縣石油販賣株式會社
山形縣石油販賣株式會社
福島縣石油販賣株式會社
茨城縣石油販賣株式會社
栃木縣石油販賣株式會社
群馬縣石油販賣株式會社
埼玉縣石油販賣株式會社
千葉縣石油販賣株式會社
東京府石油販賣株式會社
神奈川縣石油販賣株式會社
新潟縣石油販賣株式會社
富山縣石油販賣株式會社
石川縣石油販賣株式會社
福井縣石油販賣株式會社
山梨縣石油販賣株式會社
長野縣石油販賣株式會社
岐阜縣石油販賣株式會社
靜岡縣石油販賣株式會社
愛知縣石油販賣株式會社
三重縣石油販賣株式會社
滋賀縣石油販賣株式會社
京都府石油販賣株式會社
大阪府石油販賣株式會社
兵庫縣石油販賣株式會社
奈良縣石油販賣株式會社
和歌山縣石油販賣株式會社
鳥取縣石油販賣株式會社
島根縣石油販賣株式會社
岡山縣石油販賣株式會社
廣島縣石油販賣株式會社
山口縣石油販賣株式會社
德島縣石油販賣株式會社
香川縣石油販賣株式會社
愛媛縣石油販賣株式會社
高知縣石油販賣株式會社
福岡縣石油販賣株式會社
佐賀縣石油販賣株式會社
長崎縣石油販賣株式會社
熊本縣石油販賣株式會社
大分縣石油販賣株式會社
宮崎縣石油販賣株式會社
鹿兒島縣石油販賣株式會社
沖繩縣石油販賣株式會社

石油配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル石油副生物指定

（昭和十五年十二月二十四日
商工省告示第八百七十號）

石油配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ石油副生物左ノ通指定シ昭和十四年九月商工省告示第二百五十八號ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

一　石油アスファルト中
　ブローンアスファルト
　ストレートアスファルト
　アスファルト乳劑
二　石油ピッチ
三　パラフィン（粗製パラフィンヲ含ム）

セメント配給統制規則

（昭和十五年三月二日
商工省令第十三號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リセメント配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テセメントトハポルトランドセメント（ポルトランドセメントクリンカー（白色セメントクリンカーヲ除ク）、ポルトランドセメント（白色セメントヲ除ク）及混合セメント（高爐セメントヲ含ム）ヲ謂フ

第二條　セメントノ製造業者（以下製造業者ト稱ス）ハ其ノ製造セントスルセメントノ月別工場別種類別製造數量ヲ豫メ商工大臣ニ屆出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

商工大臣必要アリト認ムルトキハセメントノ製造數量ヲ命ズルコトアルベシ

第三條　左ニ揭グルセメント製造設備ノ移轉、讓渡、貸與若ハ使用ノ廢止ヲ爲シ又ハ使用セントスル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

一　原料粉末機
二　回轉竈
三　仕上粉末機

第四條　製造業者ハ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ其ノ製造ニ係ルセメントヲ使用スルコトヲ得ズ但シポルトランドセメント又ハ混合セメントノ製造ニポルトランドセメントクリンカーヲ使用スル場合及一月ノ使用數量五十瓲ヲ超ユザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　製造業者又ハセメントノ移入ヲ爲シタル者ハ其ノ製造又ハ移入ニ係ルセメントヲ商工大臣ノ指定シタル者（以下共販機關ト稱ス）以外ノ者ニ讓渡（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　共販機關以外ノ者ハ製造業者又ハセメントノ移入ヲ爲シタル者ヨリ其ノ製造又ハ移入ニ係ルセメントヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　左ノ各號ノ一ニ該當スルセメントヲ讓渡スルトキ

イ　飼料品
ロ　官廳用品
ハ　軍用品
ニ　輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク）

二　販賣業者ニ讓渡スルトキ

三　一月ノ讓渡先別引渡數量一瓲ヲ超ユザル數量ノセメントヲ讓渡スルトキ

四　天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリクルニ因リ證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

五　特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第七條　セメントハ證明書ト引換フルニ非ザレバ共販機關又ハ販賣業者ヨリ之ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ規定ニ依リ共販機關又ハ販賣業者ガ讓渡スルセメントヲ讓受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　地方長官又ハ共販機關ハ商工大臣ニ於テ用途別ニ制當テクル數量ノ限度內ニ於テ證明書ヲ發行シ之ヲセメントヲ使用スル者ニ交付スベシ

地方長官又ハ共販機關ハ前項ノ證明書ノ樣式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第九條　セメントハ證明書ト引換フルニ非ザレバ共販機關又ハ販賣業者ヨリ之ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ規定ニ依リ共販機關又ハ販賣業者ガ讓渡スルセメントヲ讓受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　地方長官又ハ共販機關ハ商工大臣ニ於テ用途別ニ制當テクル數量ノ限度內ニ於テ證明書ヲ發行シ之ヲセメントヲ使用スル者ニ交付スベシ

地方長官又ハ共販機關ハ前項ノ證明書ノ樣式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十一條　共販機關又ハ販賣業者ハセメントヲ使用スル者ヨリ證明書ト引換ヘニセメントノ讓受ノ申込アリクルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得

ズ

第十二條　證明書ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

證明書ト引換ヘ讓受クタルセメントヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クタルセメントヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條　共販機關又ハ販賣業者ハ其ノ引換ヘタル證明書ニ引換後遲滯ナク自己ノ氏名名稱及引換ノ年月日ヲ示ス消印ヲ押捺スベシ

第十四條　販賣業者ハ其ノ引換ヘタル證明書ヲ引換ノ日ヨリ十五日以內ニ之ヲ來村シタル地方長官又ハ共販機關ニ提出スベシ

第十五條　共販機關又ハ販賣業者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ

一　購入先ノ氏名名稱及住所、購入ノ年月日竝ニ購入シタルセメントノ種類別數量及價額

二　販賣先ノ氏名名稱及住所、販賣ノ年月日竝ニ販賣シタルセメントノ種類別數量及價額

三　每月末ニ於ケル在庫セメントノ種類別數量

第十六條　製造業者ハ每月末ニ於ケル在庫セメントノ種類別ノ製造數量、種類別ノセメントノ工場別種類別數量竝ニ前月末ニ於ケル在庫セメントノ工場別種類別數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第十七條　共販機關ハ每月十日迄ニ前月中ノセメントノ種類別ノ購入先別購入數量、道府縣別用途別販賣數量、移出數量及移入數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附　則

本則ハ昭和十五年三月十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條ノ規定ハ昭和十五年四月一日ヨリ、第四條、第八條乃至第十四條、第十六條及第十七條ノ規定ハ昭和十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

セメント配給統制規則第五條ノ規定ニ依ル共販機關指定

（昭和十五年三月十一日
商工省告示第九十三號）

セメント共販株式會社

繊維層配給統制規則

（昭和十五年七月八日
商工省令第五十號）

改正
昭一五、九、一四、商令七四
昭一六、四、一五、商令三〇
昭一六、六、一二、商令五六
昭一六、八、三〇、商令七五

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ繊維層配給統制規則左ノ通定ム

第一條　商工大臣ノ指定シタル繊維製品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者（別表甲號ニ掲グル者ヲ除ク）ハ當該繊維製品ノ製造又ハ加工ノ過程ニ於テ生ジタル屑ノ繊維ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下特殊繊維屑ト稱ス）ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料トシテ使用シ又ハ之ヲ別表甲號ニ掲グル者以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ單ニ譲渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　別表甲號ニ掲グル者（別表乙號ニ掲グル者ヲ除ク）ハ特殊繊維屑ヲ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ譲渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニシテ商工大臣ノ指定シタル屑若ハ故ノ繊維又ハ之ヲ反毛シタルモノ（以下繊維屑ト稱ス）ヲ紡績上使用スル（洗、晒、油拔又ハ試布ノ作成ヲ爲ス場合ヲ含ミ紡績、紡織、製綿又ハ製毛業ヲ除ク）モノ（以下工業者ト稱ス）、工業者ノ組織スル團體、工業者ノ組織スル團體ノ代表者ニシテ地方長官ノ指定シタルモノ（以下指定代表者ト稱ス）又ハ繊維屑ノ輸出業者以外ノ者ヨリ繊維屑ヲ譲受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル繊維屑ヲ譲受クルトキ

一　單ニ受入ルルトキ

二　工業者ガ其ノ組織スル團體又ハ指定代表者ヨリ受入ルルトキ

三　工業者又ハ繊維屑ノ輸出業者ニシテ繊維屑ノ譲受ヲ營ムモノ販賣（輸出ノ指定シタルモノ以下同ジ）ヲ除ク以下同ジ）ノ目的ヲ以テ譲受クルトキ

四　繊維屑ノ少量使用者トシテ地方長官ノ指定シタル者（以下少量使用者ト稱ス）ガ自己ノ用ニ供スル繊維屑ヲ受入ルルトキ

五　第一條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル繊維製品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者ガ同條但書ノ許可ヲ受ケ譲渡スル特殊繊維屑ヲ譲受クルトキ

六　別表甲號ニ掲グル者ガ前條但書ノ許可ヲ受ケ譲渡スル特殊繊維屑ヲ譲受クルトキ

七　繊維屑ノ蒐集業者及販賣業者以外ノ者ヨリ打直ノ目的ヲ以テ故綿ヲ受入ルルトキ

八　特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

工業者ガ委託シテ反毛ヲ爲ス目的ヲ以テ前項ノ規定ニ依ル繊維屑ノ指定前ニ又ハ委託シテ洗、晒、油拔若ハ試布ノ作成ヲ爲ス目的ヲ以テ昭和十六年八月三十日前ニ他人ニ引渡シタル繊維屑ハ前項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ受入ルルコトヲ得ズ

第四條　別表甲號又ハ別表乙號ニ掲グル者以外ノ繊維屑ノ蒐集業者又ハ販賣業者ハ前條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外工業者、工業者ノ組織スル團體、指定代表者又ハ繊維屑ノ輸出業者ニ對シ繊維屑ヲ譲渡シ又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相手方ノ所有ニ屬セザル繊維屑ヲ引渡スコトヲ得ズ

第五條　繊維屑ノ販賣業者ハ販賣ノ目的ヲ以テ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第六條　別表乙號ニ掲グル者ハ製品ノ製造又ハ加工ニ非ザレバ工業者、工業者ノ組織スル團體又ハ指定代表者ニ對シ繊維屑ヲ譲渡スルコトヲ得ズ但シ少量使用者ニ譲渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　工業者、工業者ノ組織スル團體又ハ指定代表者ハ前條但書ノ場合ヲ除クノ外別表乙號ニ掲グル者ヨリ繊維屑ヲ譲受クルコトヲ得ズ

第八條　指定代表者ハ其ノ代表スル團體ヲ組織スル工業者以外ノ者ニ對シ製品ノ製造ヲ爲サシメ又ハ指定代表者ハ製品ノ製造ヲ爲サシメタル工業者ヨリ繊維屑ヲ譲受クルコトヲ得ズ

第九條　製造業ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル營業ノ限度内ニ於テ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體ニ於テ之ヲ發行ス

地方長官又ハ前項ノ團體ハ前項ノ製造業ノ株式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十條　工業者、工業者ノ組織スル團體又ハ指定代表者ハ製造業ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受クルコトヲ得ズ

第十一條　商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ價格及期限ヲ定メ繊維屑ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ別表乙號ニ掲グル者ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十二條　別表甲號又ハ別表乙號ニ掲グル者ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ受入レ又ハ引渡シタル特殊繊維屑又ハ繊維屑ノ種類別數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附　則

本則ハ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條乃至第八條ノ規定ノ施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

毛製品配給統制規則ハ之ヲ廢止ス但シ前則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭一五、九、一四、商令七四）

本令ハ昭和十五年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、四、一五、商令三〇）

本令ハ昭和十六年四月十七日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、六、一二、商令五六）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、八、三〇、商令七五）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

甲號

大日本絨綿卸商業組合聯合會
日本紡織屑繊維株式會社
大日本輸出タオル株式會社
日本輸出絨毛布株式會社
日本羊毛製品株式會社
日本格外加工綿織物株式會社
大日本輸出莫大小株式會社
日本綿塵利製造株式會社
日本輸出布屑製品株式會社
日本屑繊維配給統制株式會社

乙號

大日本絨綿卸商業組合聯合會
日本屑繊維配給統制株式會社
日本毛屑商業組合聯合會
日本故綿統制株式會社
日本故繊維統制株式會社
日本故マニラ麻統制株式會社
日本更生糸原料配給株式會社

繊維屑配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル繊維製品指定

（昭和十五年七月八日
商工省告示第三百四十六號）

繊維屑配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ繊

綿製品左ノ通指定シ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

綿糸（ステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム）

綿織物（ステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ミ混紡割合ニ於テモヤ一割以上含ムモノヲ除ク）

綿真大小生地（ステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム）

綿莫大小製品（ステープルファイバーヲ混用シタル綿布ヲ用ヒテ製造シタルモノヲ含ム）

綿真大小生地ヲ用ヒテ製造シタルモノヲ含ム）

繊維原料配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル原ノ繊維指定

（昭和十五年七月八日商工省告示第三百四十七號）

繊維原料配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ原ノ繊維左ノ通指定シ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

羊毛（ステープルファイバーヲ混入スルモノヲ含ム）

繊維原料配給統制規則第一項ノ規定ニ依ル原又ハ故ノ繊維指定

（昭和十五年七月八日商工省告示第三百四十八號）

改正　昭一五、九、一四、商告五三五、商告三〇四五

繊維原料配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ原又ハ故ノ繊維左ノ通指定シ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

羊毛（ステープルファイバーヲ混入スルモノヲ含ム）、綿真大小生地、綿レース又ハ綿網ノ端切及裁断屑（ステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ミ混紡割合ニ於テモヤ一割以上含ムモノヲ除ク）

綿糸、綿織物（綿莫大小生地又ハ綿製品ノ端切及裁断屑（ステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ミ混紡割合ニ於テモヤ一割以上含ムモノヲ除ク）

落毛（混紡割合ニ於テモヤ一割以上含ムモノヲ除ク）

毛糸屑（混紡割合ニ於テモヤ一割以上含ムモノヲ除ク）

毛織物又ハ毛真大小生地ノ端切及裁断屑（混紡割合ニ於テモヤ一割以上含ムモノヲ除ク）

綿下屑

起毛屑

故綿

綿屑（輸入シタルテレンプ又ハ綿下ノ屑類ヲ除ク）

故ノ綿糸、綿及綿

絹糸、絹紡糸又ハ絹綿ノ屑（製絲ノ過程ニ於テ生ズル生絲屑ヲ除ク）

絹織物（絹紡絹織物ヲ含ム）、絹真大小生地、絹レース又ハ絹網ノ端切及裁断屑

荒麻

麻糸、麻紡糸又ハ麻綿ノ屑

麻織物（麻製人造絹織物ヲ含ム）又ハ麻綿ノ端切及裁断屑

人造絹糸又ハ人造絹紡糸ノ屑

人造絹織物（人造絹真大小生地又ハ人造絹レースノ端切及裁断屑

ステープルファイバー屑

ステープルファイバー混紡（綿ヲ混入スルモノ及真正割合ニ於テモヤ一割以上含ムモノヲ

除ク）

ステープルファイバー糸又ハステープルファイバー経ノ屑（綿ヲ混用シタルモノ及真正割合ニ於テモヤ一割以上含ムモノヲ除ク）

ステープルファイバー糸（綿ヲ混用シタルモノ及真正割合ニ於テモヤ一割以上含ムモノヲ除ク）

繊維原料配給統制規則第九條第一項ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十五年七月八日商工省告示第三百四十九號）

繊維原料配給統制規則第九條第一項ノ規定ニ依リ團體左ノ通指定シ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

羊毛工業會

繊維工業設備ニ關スル件

（昭和十四年六月二十三日商工省令第三十一號）

左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ製造又ハ加工ヲ爲シ又ハ爲サントスル者其ノ製造又ハ加工ニ使用スル設備ヲ新設シ、増設シ若ハ改造シ又ハ之ヲ譲受ケ若ハ借受ケントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一　綿又ハ其ノ製品

二　羊毛（山羊毛及駱駝毛ヲ含ム）又ハ其ノ製品

三　兎毛又ハ其ノ製品

四　麻又ハ其ノ製品

五　絹又ハ其ノ製品（生絲ヲ除ク）

六　人造絹絲又ハ其ノ製品

七　ステープルファイバー又ハ其ノ製品

八　紙又ハ其ノ製品

九　セロファン又ハ其ノ製品

十　前各號ニ掲グル物品ノ故、屑又ハ廢物

前項ノ設備ハ商工大臣之ヲ指定ス

附　則

本令ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

繊維工業設備ニ關スル件第二項ノ規定ニ依ル設備指定

（昭和十四年六月二十三日商工省告示第百三十六號）

改正　昭一五、六、二〇、商告二八八

繊維工業設備ニ關スル件第二項ノ規定ニ依リ設備左ノ通指定シ昭和十三年二商工省告示第三十二號ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

洗羊機
ガーネット機
ラグマシン
裁切機
カード
ドレッシングフレーム
精紡機
撚糸機
粗紡機
特紡機（ガラ紡絲製造用特紡機ヲ含ム）

撚糸機
管巻機
綾振機
織機
メリヤス機
レース機
組紐機
製綿機
製網機
帽體成形機
毛焼機
起毛機
剪毛機
縮絨機
洗滌機
シルケット機
糊付機
精練機
脫水機
乾燥機
幅出機
カレンダー
蒸布機
捺染機
漂染機
硫化機
メリヤス解舒機
撚成機
紡績機
印捺機
抄取機
紙撚機
捺染板及捺染板
捺染用布拆機

(昭和十五年六月二十日商工省告示第二百八十八號ハ昭和十五年六月二十四日ヨリ施行)

(昭和十五年二月三日商工省告示第三十二號)

改正 昭一五、六、二〇、商告二八九

開綿機
工業用製縫機(製本用製縫機及皮革用製縫機ヲ除ク)

(昭和十五年六月二十日商工省告示第二百八十九號ハ昭和十五年六月二十四日ヨリ施行)

纖維製品製造制限規則

(昭和十四年九月五日商工省令第四十六號)

改正
昭一四、一〇、五、商令六一
昭一四、一二、二八、商令七七
昭一五、六、五、商令四〇
昭一五、九、一〇、商令七一
昭一五、一〇、二、商令七八
昭一五、一〇、二二、商令八七
昭一五、一〇、二五、商令八八
昭一五、一二、二一、商令一〇五
昭一五、一、一五、商令四
昭一六、四、四、商令二五
昭一六、五、七、商令三九
昭一六、五、二三、商令五一

昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)第二條ノ規定ニ依リ纖維製品製造制限規則左ノ通定ム

第一條 別表甲號ニ揭グル纖維製品ハ左ニ揭グル場合ヲ除クノ外之ヲ製造スルコトヲ得ズ
一 商工大臣ノ指定シタル種類ノ纖維製品ヲ製造スルトキ
二 輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ輸出品ノ原料若ハ材料トシテ纖維製品ヲ製造スルトキ
三 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ纖維製品ヲ製造スルトキ

第二條 別表乙號ニ揭グル纖維製品(以下乙號纖維製品ト稱ス)ノ製造ヲ業トスル者ハ纖維需給調整協議會ノ檢査ニ合格シタルモノニ非ザレバ其ノ製造ニ係ル乙號纖維製品(本則施行前ノ製造ニ係ルモノヲ含ム)ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ讓渡シ若ハ貸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料トシテ製造シタル纖維製品及前條第三號ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ製造シタル纖維製品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三條 纖維需給調整協議會ハ乙號纖維製品ニ付檢査ノ請求アリタルトキハ別ニ定ムル檢査標準ニ依リ其ノ檢査ヲ爲シ合格又ハ不合格ヲ決定スベシ

乙號纖維製品ノ製造ヲ業トスル者以外ノ者ト雖モ纖維需給調整協議會ニ對シ乙號纖維製品ニ付檢査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四條 纖維需給調整協議會ハ檢査合格品ニハ別記樣式第一號ノ印章又ハ證票ヲ、檢査不合格品ニハ別記樣式第二號ノ印章又ハ證票ヲ附スベシ

第五條 乙號纖維製品ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ前條ノ規定ニ依リ附シタル印章又ハ證票ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ

第六條 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料トシテ乙號纖維製品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定乙號纖維製品ト稱ス)ヲ製造シタル者又ハ之ヲ讓受ケタル者ハ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル需要ニ充ツル爲之ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ノ讓受ケタル指定乙號纖維製品ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ハ毎月ノ指定乙號纖維製品ノ賣買數量ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

附 則

本則ハ昭和十四年十月五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(一四、一〇、五 商令六一)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭一四、一二、二八商令七七)

本令ハ昭和十五年一月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭一五、六、五、商令四〇)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則(昭一五、九、一〇、商令七一)

本令ハ昭和十五年九月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭一五、一〇、二、商令七八)

本令ハ昭和十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭一五、一〇、二二、商令八七)

本令ハ昭和十五年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭一五、一〇、二五、商令八八)

輸出入品等臨時措置法——纖維製品製造制限規則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一五、一二、二一、商令一〇五）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一五、一、一五、商令四）

本令ハ昭和十六年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、四、四、商令二五）

本令ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、五、七、商令三九）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、五、二三、商令五一）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

甲號

ステープルファイバー織物（綿ヲ使用シタル絲ヲ使用シタルモノ、毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノ及更生絲ヲ本數割合ニ於テ五割ヲ超ヘ使用シタルモノヲ除ク）

ステープルファイバー莫大小生地（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

毛織物（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ）

毛莫大小製品（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ但シ縮絨メルトン生地ヲ使用シタルモノヲ除ク）

毛莫大小生地（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ）

毛紡式ステープルファイバー莫大小製品（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

毛紡式ステープルファイバー莫大小生地（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

人造絹織物（天竺織ニシテ經緯二重組織ノモノ又ハ針金ヲ織込ムモノ、ゴブラン織、紋織、金襴及帶地ニシテ綴取、朝入若ハ獨鈷織ノモノ又ハ三善若ハ三色以上ノ緯絲ヲ用ヒ三挺以上ノ追杼ニ依リ製織スルモノ並ニ毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

更生絲ヲ使用シタル織物（更生絲ニ非ザル絲ヲ本數割合ニ於テ五割以上使用シタルモノ及毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

ステープルファイバー莫大小製品（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

綿莫大小製品

人絹莫大小生地

人絹莫大小製品（人絹シール莫大小製品及人絹經編莫大小製品ヲ除ク）

乙號

ステープルファイバー織物（綿ヲ使用シタル絲ヲ使用シタルモノ、毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノ及更生絲ヲ本數割合ニ於テ五割ヲ超ヘ使用シタルモノヲ除ク）

ステープルファイバー莫大小製品（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

綿莫大小製品

毛織物（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ）

毛莫大小製品（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ但シ縮絨メルトン生地ヲ使用シタルモノヲ除ク

毛莫大小生地（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ）

毛紡式ステープルファイバー莫大小製品（毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

人造絹織物（天竺織ニシテ經緯二重組織ノモノ又ハ針金ヲ織込ムモノ、ゴブラン織、紋織、金襴及帶地ニシテ綴取、朝入若ハ獨鈷織ノモノ又ハ三善若ハ三色以上ノ緯絲ヲ用ヒ三挺以上ノ追杼ニ依リ製織スルモノ並ニ毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

更生絲ヲ使用シタル織物（更生絲ニ非ザル絲ヲ本數割合ニ於テ五割以上使用シタルモノ及毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

人絹莫大小生地

人絹莫大小製品（人絹シール莫大小製品及人絹經編莫大小製品ヲ除ク）

別記

様式第一號

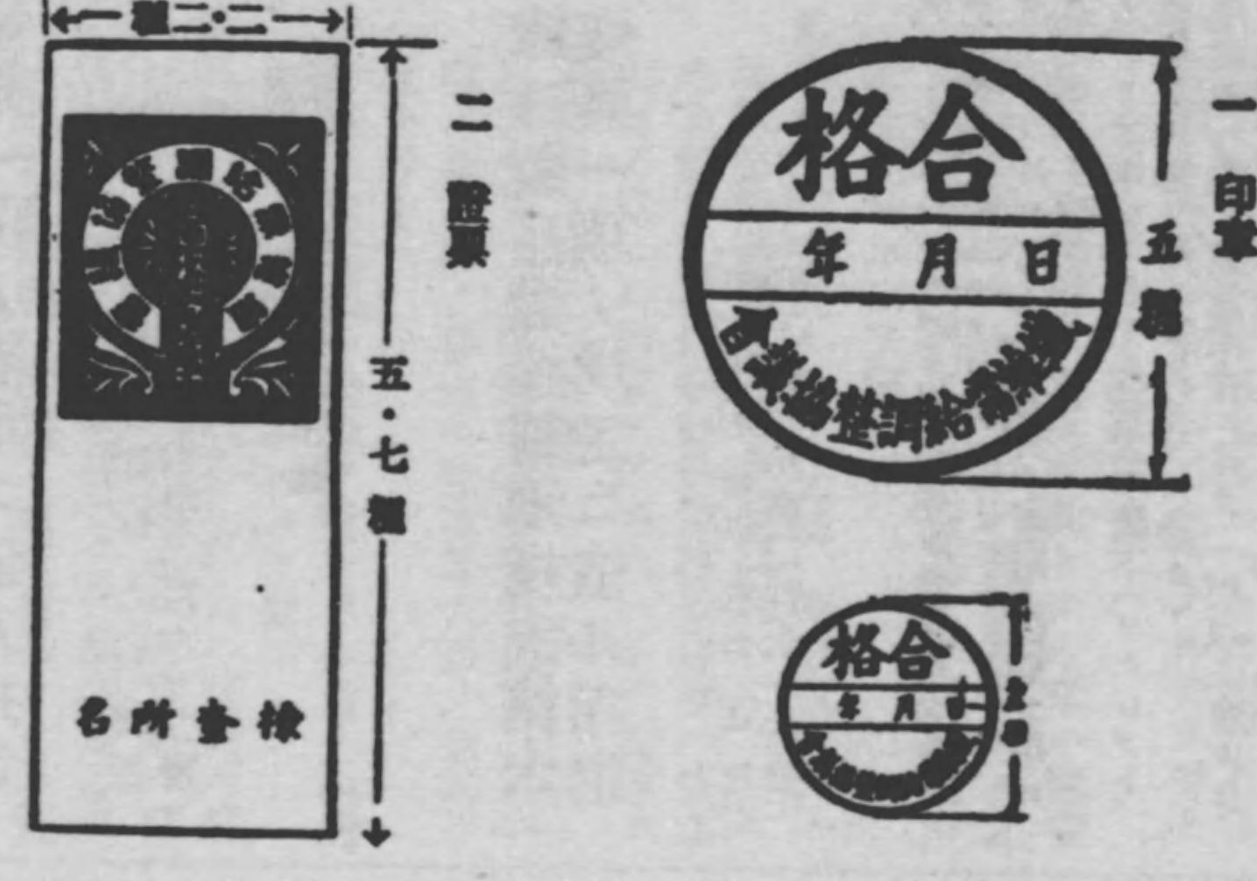

様式第二號

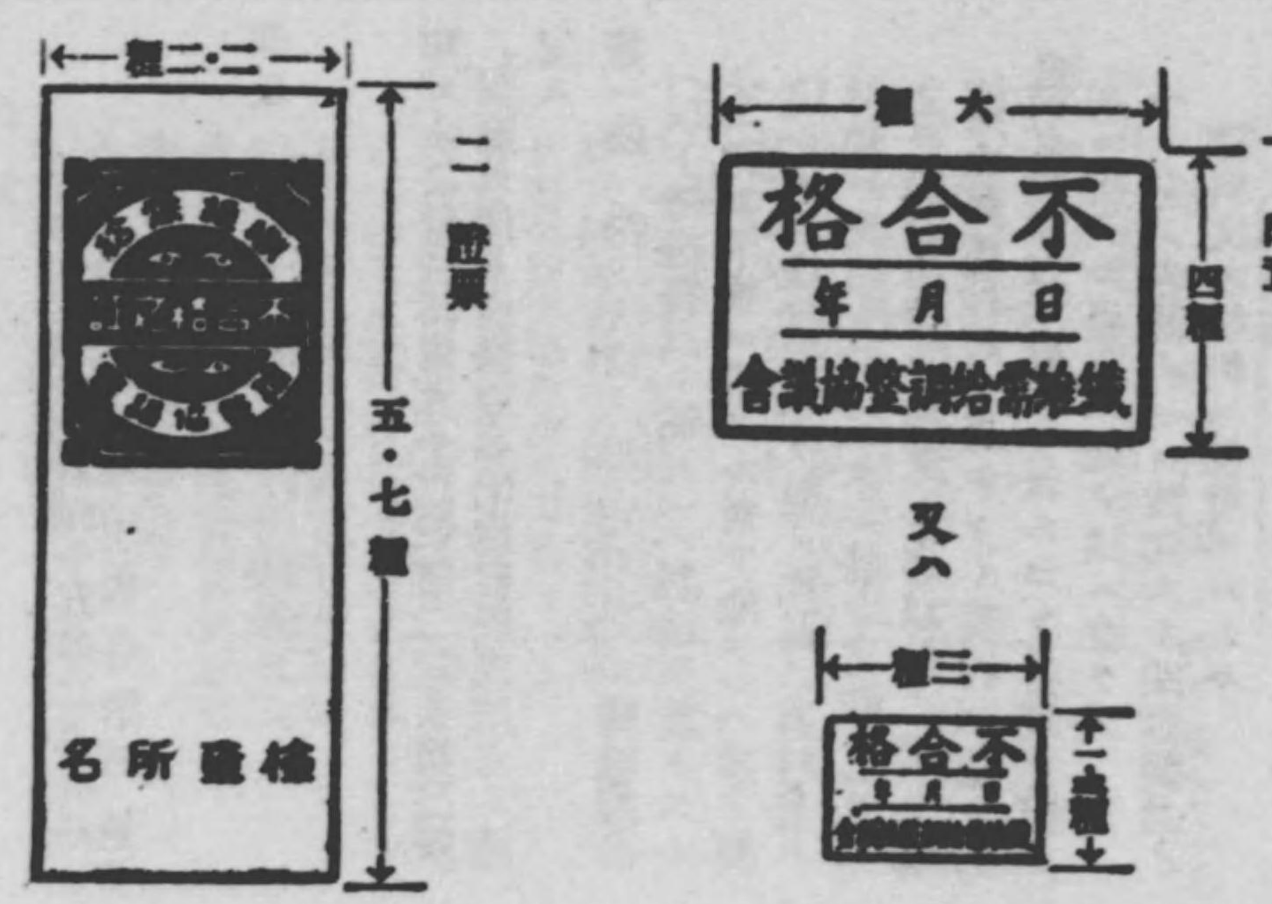

纖維製品製造制限規則第二條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十四年九月五日　商工省告示第二百二十四號）

改正　昭一五、一、二三、商告一五

大日本莫大小製造工業組合聯合會
日本タオル工業組合聯合會
日本スフ製品株式會社

（昭和十四年十二月二十八日　商工省告示第三百八十號）

大日本毛織物工業組合聯合會

（昭和十五年十月二日　商工省告示第五百七十七號）

改正　昭一六、六、六、商告四九二

日本人絹格外織物統制株式會社

繊維製品製造制限規則第六條第一項ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年六月五日
商工省告示第二百六十二號）

日本ス・フ製品株式會社

繊維製品製造制限規則第六條第一項ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年六月五日
商工省告示第二百六十三號）

ステープルファイバー糸（モヅ紡績糸混合率ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）
ステープルファイバー真大小生地（綿絣ヲ用ヒタルモノヲ除ク）
ステープルファイバー真大小生地（綿絣ヲ用ヒタルモノヲ除ク）
毛織物（モヅ紡績糸混合率ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク）

繊維製品配給統制規則

（昭和十五年二月九日
商工省令第三號）

改正　昭一六、三、六、商令一二
昭一六、四、一四、商令二九

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ繊維製品配給統制規則左ノ通定ム

第一條　商工大臣ノ指定シタル繊維製品（以下繊維製品ト稱ス）ノ製造（別表甲號ニ掲グル者ノ製造シタル繊維製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ（加工スル場合ヲ除ク）又ハ之ヲ別表甲號ニ掲グル者以外ノ者ニ譲渡（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　左ノ各號ノ一ニ該當スル繊維製品ヲ別表甲號ニ掲グル者以外ノ者ニ譲渡スルトキ

イ　軍用品

ロ　輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ使用スルモノ

二　左ノ各號ノ一ニ該當スル繊維製品ヲ譲渡スルトキ

イ　軍用品

ロ　輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ

三　繊維製品製造制限規則ニ依リ同則第二條ノ商工大臣ノ指定シタル者ニ譲渡スルトキ

四　特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第二條　別表甲號ニ掲グル者ハ其ノ製造シ若ハ前條ノ規定ニ依リ譲受ケタル繊維製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ヲ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　割當票ト引換ヘニ譲渡スルトキ

二　繊維製品製造制限規則ニ依リ同則第二條ノ商工大臣ノ指定シタル者ニ譲渡スルトキ

三　特別ノ事情ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第三條　別表乙號ニ掲グル者ハ前條ノ規定ニ依リ譲受ケタル製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ヲ別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　割當票ト引換ヘニ譲渡スルトキ

二　特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第四條　別表丙號ニ掲グル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ前條ノ規定ニ依リ譲受ケタル製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品又ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　制當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ制當票ト引換フルニ非ザレバ繊維製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ヲ譲受クルコトヲ得ズ

第六條　制當票ハ商工大臣、地方長官又ハ繊維需給調整協會之ヲ發行ス

地方長官又ハ繊維需給調整協會ハ商工大臣ノ定ムル發當ノ限度内ニ於テ前項ノ制當票ヲ發行スベシ

地方長官又ハ繊維需給調整協會ハ第一項ノ制當票ノ樣式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第七條　制當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ制當票ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ

第八條　別表甲號、別表乙號又ハ別表丙號ニ掲グル者ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ製造シ、譲受ケ又ハ譲渡シタル繊維製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ノ種類別數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附　則

本則ハ昭和十五年二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、三、六、商令一二）

本令ハ昭和十六年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、四、一四、商令二九）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

甲號

日本特殊紡績株式會社
日本内地真大小絣織物
全日本足袋共同販賣組合
日本タオル工業組合

乙號

日本特殊綿糸布元卸株式會社
日本特殊綿ネル元卸株式會社
久留米絣元卸株式會社
備後絣元卸株式會社
伊勢崎元卸株式會社
日本特殊足袋原料元卸株式會社
日本特殊綿織物元卸株式會社
特殊ガラ紡織物元卸株式會社
全關西方ガーゼ製造業組合
全日本真大小卸商業組合
全日本足袋卸商業組合
日本タオル卸商業組合

丙號

真綿特殊綿織物卸株式會社
中部特殊綿織物卸株式會社
西部特殊綿織物卸株式會社
關東特殊綿織物卸株式會社

關西特殊足袋原料卸株式會社
中國特殊足袋原料卸株式會社

繊維製品配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル繊維製品指定

（昭和十五年二月九日
商工省告示第四十八號）

改正　昭一六、三、五、商告一七九
昭一六、三、二八、商告二六〇
昭一六、七、一五、商告六一八

絹製品ノ製造制限ニ關スル件ノ適用ヲ受クル絹織物ニシテ其ノ製造ニ付同令第一項但書ノ許可ヲ受ケタルモノ

真大小生地　軍手

毛真大小製品（毛ヅ紡績糸混合率ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ）

人絹真大小製品（人絹絹綿真大小製品及人絹シール真大小製品ヲ除ク）

ステープルファイバー真大小製品

綿真大小製品

足袋

タオル

昭和十二年法律第九十二号ニ基ク輸出入品等臨時措置法第二条及第三条ノ規定ニ依ルソーダ工業品配給統制規則

（昭和十二年三月十六日商工省令第一九号）

改正
昭和一一、五、一二〇、
一一、二、一三〇、
九、一、商令一九〇

第一条　ソーダ工業品ノ製造業者（以下製造業者ト称ス）ハソーダ工業品ノ製造ニ関シ工業組合法ニ依ル工業組合ノ定ムル所ニ従フノ外大臣ニ届出ソノ之ヲ変更セントスルトキ亦同シ

第二条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ大臣ニ報告スベシ

第三条　ソーダ工業品ノ製造業者又ハソーダ工業品ノ輸入業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ大臣ニ報告スベシ

第四条　ソーダ工業品ノ製造業者又ハソーダ工業品ノ輸入業者ハ毎月十日迄ニ前月末ニ於ケルソーダ工業品ノ在庫ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ大臣ニ報告スベシ

第五条　共同組合又ハソーダ工業品ノ販売業者（以下販売業者ト称ス）ハソーダ工業品ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ大臣ニ報告スベシ

第六条　ソーダ工業品ハ前各条ノ規定ニ依リ共同組合又ハ販売業者ノ販売ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ譲受ケテハナラヌ

第七条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ報告スベシ

第八条　前各条ニ規定スル報告ハ左ノ各号ニ掲グル者ニ対シテハ之ヲ為サヌコトヲ得

一　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ製造業者

二　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ販売業者

三　ソーダ工業品ヲ一定以下譲渡スル販売業者

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ許可ヲ受ケタル者

第九条　前各条ニ規定スル報告ハ商工大臣ノ指定シタル組織ヲ通ジテ之ヲ為スコトヲ得

第十条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　提出スベキ帳簿ノ前月中ニ於ケルソーダ工業品ノ製造ニ関スル事項

二　前月末ニ於ケルソーダ工業品ノ在庫ニ関スル事項

三　前月中ニ於ケル食塩ノ買受数量及食塩ノ在庫数量

第十一条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ輸入ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　提出スベキ帳簿ノ前月中ニ於ケルソーダ工業品ノ輸入ニ関スル事項

二　前月末ニ於ケルソーダ工業品ノ在庫ニ関スル事項

三　前月中ニ於ケル食塩ノ買受数量及食塩ノ在庫数量

四　前月末ニ於ケル食塩ノ在庫数量

第十二条　共同組合又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　購入ノ年月日

二　購入ノ数量

三　購入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　購入ノ代金

第十三条　共同組合又ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第十四条　共同組合又ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第十五条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第十六条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第十七条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ輸入ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　輸入ノ年月日

二　輸入ノ数量

三　輸入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第十八条　前各条ニ規定スル報告ハ左ノ各号ニ掲グル者ニ対シテハ之ヲ為サヌコトヲ得

一　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ製造業者

二　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ販売業者

三　ソーダ工業品ヲ一定以下譲渡スル販売業者

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ許可ヲ受ケタル者

第十九条　前各条ニ規定スル報告ハ商工大臣ノ指定シタル組織ヲ通ジテ之ヲ為スコトヲ得

第二十条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第二十一条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第二十二条　ソーダ工業品ノ製造業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造又ハ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造又ハ販売ノ年月日

二　製造又ハ販売ノ数量

三　製造又ハ販売ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第二十三条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第二十四条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第二十五条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ輸入ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　輸入ノ年月日

二　輸入ノ数量

三　輸入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第二十六条　ソーダ工業品ハ前各条ノ規定ニ依リ共同組合又ハ販売業者ノ販売ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ譲受ケテハナラヌ

第二十七条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　輸入ノ年月日

二　輸入ノ数量

三　輸入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第二十八条　前各条ニ規定スル報告ハ左ノ各号ニ掲グル者ニ対シテハ之ヲ為サヌコトヲ得

一　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ製造業者

二　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ販売業者

三　ソーダ工業品ヲ一定以下譲渡スル販売業者

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ許可ヲ受ケタル者

第二十九条　前各条ニ規定スル報告ハ商工大臣ノ指定シタル組織ヲ通ジテ之ヲ為スコトヲ得

第三十条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第三十一条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第三十二条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造又ハ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造又ハ販売ノ年月日

二　製造又ハ販売ノ数量

三　製造又ハ販売ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第三十三条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第三十四条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第三十五条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第三十六条　ソーダ工業品ハ前各条ノ規定ニ依リ共同組合又ハ販売業者ノ販売ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ譲受ケテハナラヌ

第三十七条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　輸入ノ年月日

二　輸入ノ数量

三　輸入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第三十八条　前各条ニ規定スル報告ハ左ノ各号ニ掲グル者ニ対シテハ之ヲ為サヌコトヲ得

一　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ製造業者

二　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ販売業者

三　ソーダ工業品ヲ一定以下譲渡スル販売業者

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ許可ヲ受ケタル者

第三十九条　前各条ニ規定スル報告ハ商工大臣ノ指定シタル組織ヲ通ジテ之ヲ為スコトヲ得

第四十条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第四十一条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第四十二条　ソーダ工業品ノ製造業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造又ハ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造又ハ販売ノ年月日

二　製造又ハ販売ノ数量

三　製造又ハ販売ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第四十三条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第四十四条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第四十五条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第四十六条　ソーダ工業品ハ前各条ノ規定ニ依リ共同組合又ハ販売業者ノ販売ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ譲受ケテハナラヌ

第四十七条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　輸入ノ年月日

二　輸入ノ数量

三　輸入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第四十八条　前各条ニ規定スル報告ハ左ノ各号ニ掲グル者ニ対シテハ之ヲ為サヌコトヲ得

一　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ製造業者

二　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ販売業者

三　ソーダ工業品ヲ一定以下譲渡スル販売業者

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ許可ヲ受ケタル者

第四十九条　前各条ニ規定スル報告ハ商工大臣ノ指定シタル組織ヲ通ジテ之ヲ為スコトヲ得

第五十条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第五十一条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第五十二条　ソーダ工業品ノ製造業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造又ハ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造又ハ販売ノ年月日

二　製造又ハ販売ノ数量

三　製造又ハ販売ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第五十三条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第五十四条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第五十五条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第五十六条　ソーダ工業品ハ前各条ノ規定ニ依リ共同組合又ハ販売業者ノ販売ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ譲受ケテハナラヌ

第五十七条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　輸入ノ年月日

二　輸入ノ数量

三　輸入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第五十八条　前各条ニ規定スル報告ハ左ノ各号ニ掲グル者ニ対シテハ之ヲ為サヌコトヲ得

一　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ製造業者

二　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ販売業者

三　ソーダ工業品ヲ一定以下譲渡スル販売業者

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ許可ヲ受ケタル者

第五十九条　前各条ニ規定スル報告ハ商工大臣ノ指定シタル組織ヲ通ジテ之ヲ為スコトヲ得

第六十条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第六十一条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第六十二条　ソーダ工業品ノ製造業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造又ハ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造又ハ販売ノ年月日

二　製造又ハ販売ノ数量

三　製造又ハ販売ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第六十三条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第六十四条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第六十五条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第六十六条　ソーダ工業品ハ前各条ノ規定ニ依リ共同組合又ハ販売業者ノ販売ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ譲受ケテハナラヌ

第六十七条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　輸入ノ年月日

二　輸入ノ数量

三　輸入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第六十八条　前各条ニ規定スル報告ハ左ノ各号ニ掲グル者ニ対シテハ之ヲ為サヌコトヲ得

一　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ製造業者

二　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ販売業者

三　ソーダ工業品ヲ一定以下譲渡スル販売業者

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ許可ヲ受ケタル者

第六十九条　前各条ニ規定スル報告ハ商工大臣ノ指定シタル組織ヲ通ジテ之ヲ為スコトヲ得

第七十条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第七十一条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第七十二条　ソーダ工業品ノ製造業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造又ハ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造又ハ販売ノ年月日

二　製造又ハ販売ノ数量

三　製造又ハ販売ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第七十三条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第七十四条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第七十五条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第七十六条　ソーダ工業品ハ前各条ノ規定ニ依リ共同組合又ハ販売業者ノ販売ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ譲受ケテハナラヌ

第七十七条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　輸入ノ年月日

二　輸入ノ数量

三　輸入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第七十八条　前各条ニ規定スル報告ハ左ノ各号ニ掲グル者ニ対シテハ之ヲ為サヌコトヲ得

一　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ製造業者

二　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ販売業者

三　ソーダ工業品ヲ一定以下譲渡スル販売業者

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ許可ヲ受ケタル者

第七十九条　前各条ニ規定スル報告ハ商工大臣ノ指定シタル組織ヲ通ジテ之ヲ為スコトヲ得

第八十条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第八十一条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第八十二条　ソーダ工業品ノ製造業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造又ハ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造又ハ販売ノ年月日

二　製造又ハ販売ノ数量

三　製造又ハ販売ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第八十三条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第八十四条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第八十五条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第八十六条　ソーダ工業品ハ前各条ノ規定ニ依リ共同組合又ハ販売業者ノ販売ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ譲受ケテハナラヌ

第八十七条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　輸入ノ年月日

二　輸入ノ数量

三　輸入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第八十八条　前各条ニ規定スル報告ハ左ノ各号ニ掲グル者ニ対シテハ之ヲ為サヌコトヲ得

一　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ製造業者

二　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ販売業者

三　ソーダ工業品ヲ一定以下譲渡スル販売業者

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ許可ヲ受ケタル者

第八十九条　前各条ニ規定スル報告ハ商工大臣ノ指定シタル組織ヲ通ジテ之ヲ為スコトヲ得

第九十条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第九十一条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第九十二条　ソーダ工業品ノ製造業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造又ハ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造又ハ販売ノ年月日

二　製造又ハ販売ノ数量

三　製造又ハ販売ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第九十三条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第九十四条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第九十五条　ソーダ工業品ノ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第九十六条　ソーダ工業品ハ前各条ノ規定ニ依リ共同組合又ハ販売業者ノ販売ノ為ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ譲渡シ又ハ譲受ケテハナラヌ

第九十七条　ソーダ工業品ノ輸入業者ハ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　輸入ノ年月日

二　輸入ノ数量

三　輸入ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第九十八条　前各条ニ規定スル報告ハ左ノ各号ニ掲グル者ニ対シテハ之ヲ為サヌコトヲ得

一　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ製造業者

二　ソーダ工業品ヲ使用シテ製造シタル物品ノ販売業者

三　ソーダ工業品ヲ一定以下譲渡スル販売業者

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ許可ヲ受ケタル者

第九十九条　前各条ニ規定スル報告ハ商工大臣ノ指定シタル組織ヲ通ジテ之ヲ為スコトヲ得

第百条　ソーダ工業品ノ製造業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　製造ノ年月日

二　製造ノ数量

三　製造ニ使用シタルソーダ工業品ノ種類及数量

四　製造ニ使用シタル食塩ノ数量

第百一条　ソーダ工業品ノ輸入業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ販売ニ関シ大臣ノ定ムル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置キ之ヲ大臣ニ提出スベシ

一　販売ノ年月日

二　販売ノ相手方ノ氏名又ハ名称及住所

三　販売ノ数量

四　其ノ他別ニ命ジテ大臣ノ定ムル事項

第百二条　ソーダ工業品ノ製造業者又ハ販売業者ハ毎月十日迄ニ前月ノ製造又ハ販売ニ関シ大臣ノ定ムル

ソーダ工業藥品配給統制規則第三條ノ規定ニ依ル共販機關指定

（昭和十五年三月十五日 商工省告示第百一號）

一 ソーダ灰及アンモニア・ソーダ法ニ依リ製造シタル苛性ソーダニ付テハ 日本アムモニア法曹達販賣株式會社

一 電解ソーダ法ニ依リ製造シタル苛性ソーダ、液體鹽素、鹽酸及晒粉ニ付テハ 晒粉販賣株式會社

ソーダ工業藥品配給統制規則第九條第一項ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十五年十二月二十九日 商工省告示第八百九十七號）

東京光學機器製造工業組合
大阪鍍金工業組合
名古屋鍍金工業組合
東京鍍金工業組合
關東鍍金工業組合
京都鍍金工業組合
兵庫縣鍍金工業組合
東京輸出鍍金工業組合
燕洋食器工業組合
播州金物工業組合
播州小野刃物工業組合
金澤鍍工精錬工業組合
大阪鐵器製造内國貿易組合聯合會
大阪安質母尼工業組合
石州手漉和紙工業組合
山口縣和紙工業組合
立岩製紙工業組合
越後手漉和紙工業組合
茨城縣製紙工業組合
駿河和紙工業組合
伊豫手漉紙工業組合
土佐インキ止和紙工業組合
城西手漉和紙工業組合
土佐高岡生漉紙工業組合
岐阜縣美濃紙工業組合
甲州西島手漉和紙工業組合
高知縣伊野町機械製紙工業組合
越前手漉和紙工業組合
土佐製紙工業組合
土佐典具帖紙工業組合
戸川手漉和紙工業組合
烏山和紙工業組合
阿波川田製紙工業組合
越前製紙工業組合
小川和紙工業組合
岡山縣手漉和紙工業組合
福島縣手漉和紙工業組合
東京染水紙工業組合
鳥取縣手漉製紙工業組合聯合會
宮城縣手漉和紙工業組合
石川縣製紙工業組合聯合會
伊勢寫眞紙工業組合
富山縣手漉紙工業組合
奈良縣國樔手漉紙工業組合
大阪手漉製紙工業組合
兵庫縣手漉製紙工業組合
若狭手漉和紙工業組合
出雲和紙工業組合
秋月和紙工業組合
伊勢薄紙工業組合
下伊那手漉和紙工業組合
北安曇郡和紙工業組合
鹿兒島縣姶良郡蒲生製紙工業組合
新潟縣刈羽郡製紙工業組合
鹿兒島縣伊作製紙工業組合
伊豫美術紙工業組合
熊本縣手漉製紙工業組合聯合會
佐賀縣手漉和紙工業組合聯合會
岩手縣手漉和紙工業組合
大洲紙工業組合
京都府手漉和紙工業組合
大分縣手漉和紙工業組合
東京醬油工業組合聯合會
神奈川縣醬油工業組合
千葉縣醬油工業組合
埼玉醬油工業組合
茨城縣醬油工業組合聯合會

栃木縣醬油工業組合
群馬縣醬油味噌工業組合
山梨縣醬油工業組合
靜岡縣醬油工業組合
愛知縣味噌溜醬油工業組合聯合會
岐阜縣味噌溜工業組合聯合會
三重縣醬油味噌工業組合
大阪府醬油工業組合
京都府醬油工業組合聯合會
和歌山縣醬油工業組合聯合會
兵庫縣醬油工業組合聯合會
奈良縣醬油工業組合
滋賀縣醬油工業組合聯合會
宮城縣味噌醬油工業組合聯合會
福島縣醬油味噌工業組合
岩手縣醬油味噌工業組合
青森縣醬油工業組合聯合會
秋田縣醬油味噌釀造工業組合聯合會
山形縣醬油味噌工業組合聯合會
北海道味噌醬油工業組合聯合會
長野縣醬油工業組合聯合會
新潟縣醬油工業組合
富山縣醬油味噌工業組合
石川縣醬油工業組合聯合會
福井縣醬油味噌工業組合聯合會
岡山縣醬油工業組合
廣島縣醬油工業組合聯合會
山口縣醬油工業組合
鳥取縣醬油工業組合聯合會
島根縣醬油工業組合聯合會
香川縣醬油工業組合聯合會
徳島縣醬油味噌工業組合
愛媛縣醬油工業組合聯合會
高知縣醬油工業組合
福岡縣醬油工業組合
熊本縣醬油工業組合
佐賀縣醬油工業組合
宮崎縣醬油味噌工業組合聯合會
長崎縣醬油味噌釀造工業組合聯合會
大分縣醬油工業組合
鹿兒島縣醬油味噌釀造工業組合
沖繩縣醬油味噌釀造工業組合
日本實業ゴム工業組合
東京ゴム製品工業組合
北海道石鹼工業組合聯合會
富山縣ゴム工業組合
愛知縣石鹼工業組合
三重縣ゴム工業組合
奈良縣石鹼工業組合
大阪ゴム工業組合
兵庫縣石鹼工業組合
岡山縣石鹼工業組合
廣島縣石鹼工業組合
石川縣ゴム工業組合
東北石鹼工業組合
日本自動車タイヤ工業組合
江東皮革工業組合
東京三河島製革工業組合
和歌山製革工業組合
松原皮革工業組合
神奈川縣製革工業組合
兵庫縣川西皮革工業組合
大阪皮革工業組合
奈良縣皮革工業組合
三重縣製革工業組合
大阪鞣皮工業組合
上鈴製革工業組合
名古屋皮革工業組合
豐田皮革工業組合
北攝皮革工業組合
兵庫縣高木皮革工業組合
八王子輸出織物工業組合
八王子内地織物工業組合
東京府青梅織物工業組合
村山織物工業組合
丹後縮緬工業組合
東京絹人絹織物工業組合
西陣織物工業組合
西陣天鵞絨工業組合
西陣著尺織物工業組合
何鹿織物工業組合
山城機地工業組合
大阪府茨木天鵞絨工業組合
大阪府絹人絹織物工業組合
愛川輸出織物工業組合
津久井織物工業組合
兵庫縣縮緬工業組合
加茂輸出絹人絹織物工業組合
見附輸出絹人絹織物工業組合
十日町織物工業組合
見附内地向生絹人絹織物工業組合
見附内地向絹人絹綿織物工業組合
栃尾絹人絹織物工業組合
加茂内地絹人絹織物工業組合
村松内地向絹人絹織物工業組合

五泉絹織物工業組合
亀田絹人絹織物工業組合
栃尾紬絹織物工業組合
小千谷縮絹織物工業組合
長岡絹人絹織物工業組合
小須戸絹人絹織物工業組合
松之山絹織物工業組合
秩父織物工業組合
飯能絹織物工業組合
所澤織物工業組合
川越織物工業組合
越生絹織物工業組合
小川絹織物工業組合
大里絹織物工業組合
北埼玉織物工業組合
埼玉織物工業組合
蕨織物工業組合
桐生輸出絹織物工業組合
桐生輸出人絹織物工業組合
伊勢崎織物工業組合
桐生内地絹織物工業組合
前橋織物工業組合
館林織物工業組合
西上州生絹織物工業組合
結城郡織物工業組合
鹿行絹織物工業組合
足利輸出絹人絹織物工業組合
足利內地織物工業組合
佐野內地絹織物工業組合
奈良縣絹人造絹織物工業組合
三重縣絹織物工業組合
橫濱莫大小染晒整理工業組合

尾州絹織物工業組合
名古屋絹織物工業組合
東三綿織物工業組合
尾西織物工業組合
尾州織物工業組合
三州織物工業組合
三河織豆織物工業組合
遠江南部織物工業組合
遠州輸出織物工業組合永久社
靜岡內地向絹織物工業組合
遠州輸出織物工業組合天龍社
遠州織物工業組合北遠社
上野原絹人絹織物工業組合
大月絹人絹織物工業組合
甲州谷村絹人絹織物工業組合
吉田絹人絹織物工業組合
甲府絹織物工業組合
滋賀縣天鵞絨工業組合
濱縮緬工業組合
大津織物工業組合
濱絹工業組合
八日市織物工業組合
近江絹織物工業組合
岐阜縣天鵞絨工業組合
岐阜縣絹人絹織物工業組合
上田絹織物工業組合
川俣輸出絹織物工業組合
福島縣交織絹織物工業組合
相馬輸出絹織物工業組合
福島縣內地向絹人絹織物工業組合
宮城縣絹織物工業組合
靜岡輸出織物工業組合

山形絹人絹織物工業組合
米澤內地向絹織物工業組合
米澤輸出織物工業組合
米琉大絣織物工業組合
福井縣輸出羽二重工業組合
福井縣輸出絹織物工業組合
福井內地向絹人絹織物工業組合
大野郡內地向絹人絹織物工業組合
福井縣天鵞絨工業組合
福井縣絹人絹先染特殊地工業組合
福井輸出羽二重工業組合
大野輸出羽二重工業組合
坂井縣絹織物工業組合
福井縣小巾絹織物工業組合
越前紋羽二重工業組合
岐阜縣綿ス・フ織物工業組合
名古屋紡織工業組合
名古屋織物工業組合
三河織物工業組合
尾北綿布工業組合
豐橋織物工業組合
知多小巾綿布工業組合
長野縣綿ス・フ織物工業組合
知多綿布工業組合
愛知縣毛布工業組合
靜岡縣綿織物工業組合長久社
廣島縣加工綿糸工業組合
下館織底工業組合
佐野綿布工業組合
足利綿織物工業組合
高階織物工業組合

東京絹織物工業組合
千葉縣絹織物工業組合
上總絹織物工業組合
秦野綿布工業組合
加茂絹織物工業組合
高岡絹織物工業組合
富山縣絹織物工業組合
石川縣絹織物工業組合
吉田絹織物工業組合
博多織工業組合
久留米絣工業組合聯合會
鹿兒島縣絹織物工業組合
本場大島紬織物工業組合
沖繩縣紬絹織物工業組合聯合會
弘前絹織物工業組合
岩手縣絹織物工業組合
保證責任秋田縣絹織物工業組合
山形絹織物工業組合
保證責任山邊絹織物工業組合
莊內絹織物工業組合
宮城縣內地向絹織物工業組合
福島縣絹織物工業組合
茨城縣絹織物工業組合
能登麻織物工業組合
加賀羽二重工業組合
富山縣東部絹人絹織物工業組合
富山縣西部輸出絹人絹織物工業組合
城端內地向絹人絹織物工業組合
福光內地向絹人絹織物工業組合
富山縣吳西內地向絹人絹織物工業組合
石動內地向絹人絹織物工業組合

鳥取縣絹織物工業組合
岡山縣織物工業組合
廣島縣織物工業組合聯合會
廣島縣織物工業組合
山口縣織物工業組合
紀州織物工業組合
鯖江輸出羽二重工業組合
勝山輸出羽二重工業組合
武生輸出羽二重工業組合
石川輸出絹織物工業組合
マルサン織物工業組合
小松輸出絹人絹織物工業組合
小松絹移出織物工業組合
大聖寺絹人絹織物工業組合
加賀絹織物工業組合
小松內地向絹人絹織物工業組合
能登內地向絹人絹織物工業組合
羽咋絹移出織物工業組合
金澤內地向絹人絹織物工業組合
金澤絹織物工業組合
南勢織物工業組合
伊勢織物工業組合
高島織物工業組合
滋賀縣蚊帳生地工業組合
近江綿織物工業組合
京都絹織物工業組合
山城絹織物工業組合
丹後絹織物工業組合
泉北郡織物工業組合聯合會
日本毛布工業組合
泉南郡輸出綿布工業組合
泉南郡中央綿織物工業組合

大阪府綿ネル工業組合
大阪城東織物工業組合
南河內織物工業組合
泉南郡北部綿織物工業組合
大阪府大尺布工業組合
泉州南部綿織物工業組合
岸和田綿織物工業組合
泉南郡高級綿織物工業組合
大阪府敷布工業組合
河內第一織物工業組合
大阪厚地織物工業組合
大阪府白木綿工業組合
大阪紋羽紡織工業組合
大阪府綿縮緬工業組合
和歌山織物工業組合
日本再織製品工業組合
紀州紋羽工業組合
紀州ネル工業組合
大和綿織物工業組合
大和絣工業組合
播州織第一工業組合
播州織工業組合
帶大織工業組合
加西郡織物工業組合
播州織野間工業組合
中播織物工業組合
兵庫縣貫布工業組合
岡山縣中備織物工業組合
備前リング帶工業組合
岡山縣綾通工業組合
廣島縣西部織物工業組合

鳥取県絹織物工業組合
阿波絹織物工業組合
香川県絹織物工業組合
今治絹織物工業組合
八幡浜絹織物工業組合
伊勢崎工業組合
愛媛県小巾生地織物工業組合
宇和島絹織物工業組合
高知県絹織物工業組合
久留米絹織物工業組合
福岡地方絹織物工業組合
佐賀県絹織物工業組合
鳥栖絹織物工業組合
熊本県ネル織物工業組合
大分県絹織物工業組合
日本橋絹織物工業組合
福井県絹織物工業組合
富山県絹織物染色工業組合
石川県絹織物染色工業組合
福井県絹織物染色工業組合
富山県絹織物染色工業組合
岐阜県絹織物染色工業組合
名古屋人絹織物染色工業組合
富山県絹織物友禅工業組合
京都織物友禅工業組合
神戸絹織物手染工業組合
大阪友禅工業組合

横浜織物手工染染工業組合
東京友禅工業組合
福井県絹織物手工染染工業組合
足利銘仙織物工業組合
大阪染色工業組合
和歌山県内地向人造絹糸織物機械染工業組合
関東捺染工業組合
浜松絹織物機械染工業組合
足利絹織物機械染工業組合
京都内地向人絹織物機械染工業組合
山梨県織物機械染工業組合
伊勢崎機械染工業組合
関東ネル織物染色工業組合
浜松人絹輸出織物染色工業組合
京都ステープルファイバー織物染色工業組合
和歌山人絹織物染色工業組合
桐木輸ステープルファイバー織物染色工業組合
愛知ステープルファイバー織物染色工業組合
岡崎人絹織物染色工業組合
名古屋絹織物機械染工業組合
尾西毛織工業組合
津島毛織工業組合
三河絹毛織工業組合
浜松手織物工業組合
関東手織物工業組合
岐阜県手織工業組合
遠江染色工業組合聯合会
尾西染色工業組合
和歌山糸染工業組合
和泉糸染晒工業組合

宮城県木綿染物工業組合
奈良県綿糸加工工業組合
大阪糸染晒工業組合
静岡県麻紅麻糸工業組合
京都カタン糸工業組合
京都加工綿糸工業組合
岡山県綿糸染晒工業組合
東京染晒工業組合
名古屋染晒工業組合
千葉県染色工業組合
福本県糸染工業組合
茨城県綿糸染色工業組合
岐阜県糸染晒工業組合
岡山県糸染晒工業組合
米沢織糸染晒工業組合
大阪毛糸染色工業組合
北海道糸染晒工業組合
足利糸布染色工業組合
伊勢崎捺染工業組合
桐生糸染工業組合
静林糸染工業組合
佐野糸染型紙捺染工業組合
徳島県絣布染晒工業組合
山口県糸染晒工業組合
兵庫県綿田織物糸染工業組合
長野県糸染晒工業組合
京都糸精練染色工業組合
青梅染色工業組合
滋賀県糸染工業組合
泉北郡糸染晒工業組合
新潟県綿織物工業組合

栃後織物工業組合
石川県糸染工業組合
白河スフ織物染色工業組合
岡井県糸染工業組合
北都留郡糸染工業組合
南都留郡糸染工業組合
東京洗染クリーニング商業組合聯合会
金澤洗染クリーニング商業組合
京都洗染クリーニング商業組合
静岡県洗染クリーニング業組合聯合會
東京捺染加工工業組合
東京捺染業組合
東京織布整理工業組合

大豆油等配給統制規則

（昭和十五年十月二十九日
農林省令第百一號）

改正　昭一六、一一、二四、農令　六
昭一六、一〇、四、農令八二

昭和十二年法律第九十二號第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ大豆油等配給統制規則左ノ通定ム

第一條　（削除）

第二條　（削除）

第三條　（削除）

第四條　大豆油若ハ大豆油粕ノ製造ヲ爲ス者ハ移入ヲ爲ス者ハ移入若ハ其ノ製造又ハ輸入若ハ大豆油粕ノ全部又ハ一部ヲ農林大臣ノ指定シタル者（以下統制機關ト稱ス）ニ賣渡スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　前條ニ揭グル者ハ統制機關ニ賣渡スベキ大豆油粕ニ付統制機關ヨリ價格、數量、受渡時期、受渡場所其ノ他取引上必要ナル事項ヲ指示シテ買入契約ノ申込アリタルトキハ遲滯ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ非ス

前條ニ揭グル者ハ前項ノ契約ニ從ヒ統制機關ニ對シソノ大豆油又ハ大豆油粕ノ引渡ヲナスコトヲ要ス

第六條　統制機關ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ非ザレバ大豆油又ハ大豆油粕ノ買入、販賣又ハ移入ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條　統制機關ハ大豆油又ハ大豆油粕ノ販賣ニ付毎月十日迄ニ翌月ニ於ケル販賣先別用途別販賣見込數量ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第八條　統制機關ハ毎月十日迄ニ前月ニ於ケル業務ノ狀況ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第九條　農林大臣又ハ地方長官ハ大豆油若ハ大豆油粕ノ製造ヲ爲ス者又ハ大豆油若ハ大豆油粕ノ配給ヲ爲ス者又ハ大豆油ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者竝ニ其ノ團體又ハ統制機關ニ對シ大豆油又ハ大豆油粕ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條　農林大臣又ハ地方長官ハ前條ニ揭グル者ヨリ大豆油又ハ大豆油粕ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、一、二四、農令　六）

本令ハ昭和十六年一月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、一〇、四、農令八二）

本令ハ昭和十六年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

大豆油等配給統制規則第四條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十六年十月十日農林省告示第七百六十號）

昭和十六年農林省告示第四十號（大豆及大豆油等配給統制規則第一條及第三條ノ規定ニ依ル指定ノ件）ハ之ヲ廢止ス

日本大豆統制株式會社

鑄鋼配給統制規則

（昭和十四年九月二十八日商工省令第五十九號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ鑄鋼配給統制規則左ノ通定ム

第一條　鑄鋼ノ鑄造ヲ業トスル者（以下製造業者ト稱ス）ハ官廳ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體（以下統制團體ト稱ス）ニ於テ交付シタル鑄鋼配給承認書ノ引渡ヲ受ケ又ハ官廳ヨリ鑄鋼配給承認書ノ交付ヲ受クルニ非ザレバ鑄鋼（仕上鑄鋼ヲ含ム以下同ジ）ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第二條　鑄鋼ヲ業務用ニ使用スル者ハ官廳若ハ統制團體又ハ第四條ノ註文者ヨリ交付ヲ受ケタル鑄鋼配給承認書ヲ引渡スニ非ザレバ製造業者ヨリ鑄鋼ヲ買受クルコトヲ得ズ

第三條　製造業者ハ官廳又ハ統制團體ヨリ鑄鋼配給承認書ノ交付ヲ受クルニ非ザレバ其ノ鑄造シタル鑄鋼ヲ業務用ニ使用（鑄鋼ヲ仕上グル場合ヲ除ク以下同ジ）スル者ニ賣渡シ又ハ使用セザルコトヲ得ズ

第四條　鑄鋼ヲ買受タル目的ヲ以テ鑄鋼配給承認書ノ交付ヲ受ケタル者鑄鋼ヲ材料トスル製品ノ製造又ハ加工ヲ他人ニ請負ハシメタル場合ニ於テ當該請負人鑄鋼ヲ買受クルトキハ其ノ者ニ當該鑄鋼配給承認書ヲ交付スベシ

第五條　統制團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度內ニ於テ鑄鋼配給承認書ヲ交付スベシ

第六條　鑄鋼配給承認書ノ交付ヲ受クル者ハ官廳又ハ統制團體ヨリ鑄鋼配給承認書ノ交付ヲ受クルニ非ザレバ其ノ鑄造シタル鑄鋼ヲ業務用ニ使用シ又ハ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ鑄鋼ニ加工ヲ施シ器具又ハ器具若ハ機械ノ部分品タル鑄鋼ト爲シタル後之ヲ讓渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　鑄鋼配給承認書ヲ引渡シ買受ケタル鑄鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ鑄鋼ニ加工ヲ施シ器具又ハ器具若ハ機械ノ部分品タル鑄鋼ト爲シタル後之ヲ讓渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　製造業者ハ官廳若ハ統制團體ヨリ交付ヲ受ケ又ハ鑄鋼配給承認書ヲ交付又ハ引渡ヲ受ケタル日ヨリ十五日以內ニ官廳ニ於テ交付シタルモノニ在リテハ商工大臣ニ、其ノ他ノモノニ在リテハ商工大臣ノ指定シタル團體ヲ經由シ商工大臣ニ提出スベシ

第九條　製造業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ

一　製造ノ註文ヲ受ケタル鑄鋼ノ品名、箇數、鑄放重量、約定年月日、鑄造豫定時期及註文者ノ氏名名稱及住所

二　鑄造シタル鑄鋼ノ品名、箇數、鑄放重量及鑄造年月日

三　賣渡シタル鑄鋼ノ品名、箇數、鑄放重量（仕上鑄鋼ニ在リテハ鑄放重量及仕上重量以下同ジ）、價格、引渡ノ年月日、鑄鋼配給承認書ヲ交付シタル官廳名又ハ統制團體名及其ノ番號竝ニ賣渡先ノ氏名名稱及住所

四　使用シタル鑄鋼ノ品名、箇數、鑄放重量、使用ノ年月日竝ニ鑄鋼配給承認書ヲ交付シタル官廳名又ハ統制團體名及其ノ番號

第十條　商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ製造業者ノ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條　製造業者ハ毎月賣渡シタル鑄鋼ノ賣渡先、品名、箇數、鑄放重量、價格、引渡ノ年月日及鑄鋼配給承認書ノ番號ヲ翌月十日迄ニ商工大臣及當該鑄鋼ノ鑄鋼配給承認書ヲ交付シタル官廳又ハ統制團體ニ報告スベシ

製造業者ハ毎月使用シタル鑄鋼ノ品名、箇數、鑄放重量、使用ノ年月日及鑄鋼配給承認書ノ番號ヲ翌月十日迄ニ商工大臣及當該鑄鋼ノ鑄鋼配給承認書ヲ交付シタル官廳又ハ統制團體ニ報告スベシ

附　則

本則ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

官廳又ハ統制團體ニ於テ本則施行前交付シタル軍註文引請申告書、官公署註文引請申告書又ハ鑄鋼品生產承認申請書ハ本則ノ鑄鋼配給承認書ト看做ス

第一條乃至第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ本則施行前ニ於ケル前項ノ軍註文引請申告書、官公署註文引請申告書又ハ鑄鋼品生產承認申請書ノ交付又ハ引渡ハ之ヲ本則ニ依ル鑄鋼配給承認書ノ交付又ハ引渡ト看做ス

鑄鋼配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十四年九月二十八日商工省告示第二百五十九號）

改正

昭一五、一一、一　商告七三四
昭一六、一、一　商告二五九
昭一六、二、一　商告二七八
昭一六、三、一　商告三二
昭一六、五、一　商告一七九
昭一六、六、一　商告四二六
昭一六、六、一　商告四九七
昭一六、八、一　商告五三七
昭一六、八、一　商告五九九
昭一六、八、一　商告六二〇

鑄鋼統制會
特殊鋼協議會
日本鑄鋼協議會
日本フエロアロイ協議會
造船組合造船聯合會
造船組合關西造船協議會
關門造船協議會
社團法人鐵道同志會
日本土木建築工業組合聯合會
社團法人電氣協會
日本金屬鑛業聯合會
炭礦物資協議會聯合會
石油業物資統制會
石油鑛業物資統制協議會
人造石油業物資協議會
日本合皮染料製造工業組合聯合會
日本セメント工業組合
化學藥業物資調整協議會
硫安肥料製造業組合
日本アルミニウム工業組合
石灰窒素肥料製造業組合
日本電解曹達工業組合
日本アムモニア法曹達工業組合
社團法人帝國瓦斯協會
日本鐵鋼製品工業組合聯合會
保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會
青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會
岩手縣金屬製品工業組合聯合會
宮城縣鐵工業組合聯合會
秋田鐵鋼工機械器具工業組合聯合會
山形縣鐵木工品工業組合聯合會
福島縣鐵工機械工業組合聯合會
茨城縣鐵工機械器具工業組合聯合會
栃木縣鐵鋼製品工業組合聯合會
群馬縣鐵鋼製品工業組合聯合會
埼玉縣鐵鋼製品工業組合聯合會

千葉縣鐵鋼製品工業組合聯合會
東京府鐵鋼製品工業組合聯合會
神奈川縣鐵鋼製品工業組合聯合會
新潟縣鐵工機械金屬工業組合聯合會
富山縣金屬製品工業組合聯合會
石川縣鐵鋼製品工業組合聯合會
保證責任福井縣鐵工機械工業組合聯合會
山梨縣鐵鋼機械器具工業組合聯合會
長野縣鐵工製品工業組合聯合會
岐阜縣金屬工業組合聯合會
靜岡縣鐵工機械器具工業組合聯合會
愛知縣鐵鋼製品工業組合聯合會
三重縣鐵工機械器具工業組合聯合會
滋賀縣鐵工機械工業組合聯合會
京都府鐵鋼製品工業組合聯合會
大阪府鐵鋼製品工業組合聯合會
兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會
奈良縣鐵鋼製品工業組合聯合會
和歌山縣鐵工工業組合聯合會
保證責任鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會
島根縣鐵工品工業組合聯合會
岡山縣鐵工品工業組合聯合會
廣島縣鐵木工品工業組合聯合會
山口縣鐵木工工業組合聯合會
徳島縣鐵工機械工業組合聯合會
香川縣鐵工機械工業組合聯合會
愛媛縣鐵工機械器具工業組合聯合會
保證責任高知縣鐵工工業組合聯合會
福岡縣機械工業組合聯合會
佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會
長崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會
熊本縣鐵鋼製品工業組合聯合會
大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會
宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會
鹿兒島縣鐵鋼製品工業組合聯合會
沖繩縣鐵工業組合
日本機械製造工業組合聯合會
日本鑄物工業組合聯合會
日本度量衡計量器工業組合聯合會
日本內燃機工業組合聯合會
全國電機工業組合聯合會
日本線材製品工業組合聯合會
日本鋲螺釘工業組合聯合會
日本電氣架線金物工業組合聯合會
日本鑄鋼工業組合
日本亞鉛鐵板工業組合
日本交通保安裝置工業組合
食料品罐詰用罐工業組合
五ガロン罐工業組合
新設瓦斯發生爐工業組合
日本線材ミスアール加工工業組合
日本鑛山ボール鋳製株式會社
日本鑄鐵管工業組合
日本鐵道車輛製造工業組合
全國自動車部分品工業組合聯合會
有機合成化學工業協議會
日本第二自動車工業組合聯合會

（昭和十五年[illegible]月商工省告示第百四十三號、昭和十五年八月商工省告示第四百三十五號及昭和十五年十一月商工省告示第七百三十）

（本號ハ昭和十六年八月六日商工省告示第六百七十九號ニ依リ廢止）

鑄鋼配給統制規則第八條ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十四年九月二十八日 商工省告示第二百六十號）

日本鑄鋼協議會

鑄造設備制限規則

（昭和十四年九月二十三日 商工省令第五十五號）

改正 昭一五、一一、五、商令九三

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ鑄造設備制限規則左ノ通定ム

第一條 本則ニ於テ鑄物トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
一 鑄鐵品（可鍛鑄鐵品ヲ含ム）
二 銅地金、銅ヲ主タル成分トスル粗地

金（產金法ノ適用ヲ受クル製錬ノ過程ニ在ル含金物ヲ除ク）若ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金又ハ故銅（銅又ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金ノ屑、ユルミ及故器ニ此等ヲ洗替ヘタルモノヲ謂フ）ヲ原料トスル鑄物

本則ニ於テ鑄造設備トハ鑄物ノ製造ニ使用スルキユーポラ、反射爐、電氣爐其ノ他ノ熔融爐ヲ謂フ

第二條 鑄造設備ノ新設若ハ増設（讓受又ハ借受ニ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）又ハ改造（能力ノ増加スル場合ニ限ル以下同ジ）ヲ爲サントスル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社又ハ臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタル會社ガ鑄造設備ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスルトキ
二 自動車製造事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ニ依リ許可ヲ受ケ者ム事業ノミニ使用スル鑄造設備ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスルトキ
三 行政官廳ノ命令ニ依リ鑄造設備ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスルトキ
四 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケ第一回拂込株金ニ依リ鑄造設備ノ新設ヲ爲サントスルトキ
五 臨時資金調整法第四條、第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ資本増加、第二回以後ノ株金ノ拂込又ハ社債ノ募集ニ付認可又ハ許可ヲ受ケ調達シタル資金ニ依リ鑄造設備ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスルトキ
六 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ鑄造設備ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスルトキ

前項ノ規定ハ鑄物ノ製造ヲ爲シ又ハ爲サントスル者其ノ鑄物以外ノモノノ製造ニ使用スルキユーポラ、反射爐、電氣爐其ノ他ノ熔融爐ヲ鑄物ノ製造ニ轉用セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第三條 前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
一 鑄造設備ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスル工場ノ名稱及位置
二 新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスル鑄造設備ノ能力（設備別ニ記載スベシ）
三 新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスル鑄造設備ニ依リ製造スベキ物品ノ種類別製造量（鑄放品ノ種類別重量ヲ記載スベシ）及其ノ原料ノ種類別數量
四 鑄物製造設備ノ新設、増設又ハ改造
五 工事ノ着手及完成ノ豫定時期又ハ讓受ケントスル鑄物製造設備ノ使用開始ノ豫定時期（借受ノ場合ニ在リテハ借受ノ豫定期間及借受ケントスル鑄造設備ノ使用開始ノ豫定時期）

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
一 新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスル鑄造設備ニ依リ製造スベキ物品ノ主タル豫定納入先（納入先別ニ種類別數量ヲ記載スベシ）ヲ記載シタル書類
二 前項第三號ニ掲グル原料ノ取得方法ヲ記載シタル書類
三 現ニ鑄物ノ製造ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ事業ノ概要（鑄造設備ノ能力、最近一年間ニ製造シタル鑄放品ノ種類別重量、工場ノ坪數及職工數）ヲ記載シタル書類
四 會社ニ在リテハ定款並ニ貸借對照表及損益計算書

前二項ノ規定ハ前條第二項ノ規定ニ依リ準用シタル前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス但シ第一項第五號ニ掲グル事項ハ之ヲ轉用開始ノ豫定時期トス

第四條 第二條第一項（同條第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ許可ヲ受ケタル者其ノ工事ヲ完成シ又ハ讓受ケ、借受ケ若ハ轉用シタル鑄造設備ノ使用

ス

朝鮮牛乳配給統制規則

（昭和十五年十一月三十日
農林省令第百八號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ朝鮮牛乳配給統制規則左ノ通定ム

第一條　朝鮮牛ノ移入ハ農林大臣ノ指定シタル者（以下統制會社ト稱ス）ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　統制會社ハ其ノ移入ニ係ル朝鮮牛ノ毎月ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三條　統制會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　移入シタル朝鮮牛ノ頭數、價格及移入ノ年月日

二　販賣シタル朝鮮牛ノ頭數、價格及販賣ノ年月日竝ニ其ノ買受人ノ氏名、名稱及住所

統制會社ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル前項ニ掲グル事項ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第四條　農林大臣必要アリト認ムルトキハ統制會社又ハ朝鮮牛ノ販賣業者ニ對シ朝鮮牛ノ販賣先、販賣數量、販賣方法其ノ他ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徵スルコトアルベシ

附　則

本令ハ昭和十五年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

ヲ開始シタルトキハ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第五條　第二條第一項（同條第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ノ許可ヲ受ケ爲シタル者其ノ設備ノ新設、增設、改造又ハ轉用ヲ爲シタル者其ノ設備ニ依リ製造スベキ物品ノ種類ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

第六條　本則ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ當該施設ノ新設、增設、改造又ハ轉用ヲ爲ス工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

附　則

本則ハ昭和十四年九月三十日ヨリ之ヲ施行ス

本則公布ノ際現ニ第二條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ施設ノ新設、增設又ハ改造ノ工事中ニシテ既ニ主要工事ヲ終了シタル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以內ニ當該施設ニ付第三條第一項各號ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第五條ノ規定ハ第二項ニ掲グル者ニハ之ヲ適用セズ

附　則（昭一五、一一、五、商令九三）

本令ハ昭和十五年十一月七日ヨリ之ヲ施行

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ苧麻、大麻等統制規則左ノ通定ム

第一條　苧麻、大麻其ノ他ノ麻（屑ヲ含ム）ニシテ農林大臣ノ指定スルモノ（以下麻ト稱ス）ノ生産者若ハ其ノ組織スル團體又ハ麻ヲ輸入若ハ移入シタル者ハ之ヲ農林大臣ノ指定シタル統制會社又ハ農林大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ販賣（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ農林大臣ノ指定シタル者ハ麻ヲ前項ノ統制機關以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ

第二條　前條第一項ノ統制機關ハ農林大臣ノ指示シタル方法以外ノ方法ニ依リ麻ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第三條　農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ條件ヲ定メ麻ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ第一條第一項ノ統制機關ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第四條　農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第一條第一項ノ統制機關又ハ農林大臣ノ指定シタル者ニ對シ麻ノ買入先、賣買方法其ノ他ニ關シ麻ノ管給調整上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第五條　農林大臣ハ第一條第一項ノ統制機關又ハ農林大臣ノ指定シタル者ヨリ麻ノ帶給調整上必要ナル報告ヲ徵スルコトアルベシ

附　則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

苧麻、大麻等統制規則第一條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年六月十九日
農林省告示第二百七十號）

苧麻、大麻等統制規則第一條ノ規定ニ依リ苧麻、大麻等ノ統制機關ヲ左ノ通指定ス

昭和十五年六月十九日

農林大臣　井野碩哉

一、苧麻、大麻其ノ他ノ麻（屑ヲ含ム）ニシテ商工大臣ノ指定スルモノ（以下麻ト稱ス）ヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者ハ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ麻ヲ買受（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル受入ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　專ラ麻ヲ買受クルトキ

二　麻ヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者苧麻、大麻等統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル者ナル場合ニ於テ販賣ノ目的ヲ以テ麻ヲ買受クルトキ

三　特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

苧麻、大麻等ノ購買制限ニ關スル件

（昭和十五年六月十日
商工省令第四十三號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ苧麻、大麻等ノ購買制限ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　苧麻、大麻其ノ他ノ麻（屑ヲ含ム）ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下麻ト稱ス）ヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者ハ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ麻ヲ買受（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル受入ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　專ラ麻ヲ買受クルトキ

二　麻ヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者苧麻、大麻等統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル者ナル場合ニ於テ販賣ノ目的ヲ以テ麻ヲ買受クルトキ

三　特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

朝鮮牛配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル朝鮮牛ノ移入ヲ爲ス者指定

（昭和十五年十一月三十日
農林省告示第六百六號）

朝鮮牛配給株式會社

苧麻、大麻等統制規則

（昭和十五年六月十日
農林省令第四十四號）

第二條　前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ハ販賣ノ目的ヲ以テ麻ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　麻ヲ輸入又ハ移入スルトキ

二　苧麻、大麻等統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル者ヨリ麻ヲ買受クルトキ

三　特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第三條　第一條但書第二號ノ規定ニ依リ麻ヲ買受ケタル者ハ之ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

附　則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

苧麻、大麻等ノ購買制限ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル麻指定

（昭和十五年六月二十七日）
（商工省告示第三百六號）

改正　昭一五、九、二八、商告五六九

苧麻（苧生ノモノヲ含ム）及其ノ屑（苧麻製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク）

大麻（苧麻ヲ含ム）及其ノ屑（大麻製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク）

內地產黃麻及其ノ屑（黃麻製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク）

マオラン及其ノ屑（マオラン製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除ク）

苧麻、大麻等ノ購買制限ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年六月二十七日）
（商工省告示第三百七號）

改正　昭一五、九、二七、商告五六七
昭一六、五、三一、商告四七四

日本原繊維株式會社
東京麻紡卸商業組合
大阪麻紡卸商業組合
名古屋麻紡卸商業組合
京都麻紡卸商業組合
日本麻糸商業組合
備後荒苧卸商業組合
日本更生糸原料配給株式會社

纖層配給統制規則

（昭和十三年十一月二十一日）
（商工省令第九十七號）

改正　昭一四、五、五、商令二〇
昭一六、五、五、商令三四

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ纖層配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ纖層トハ本邦內ニ於テ發生シタル銅又ハ鉄ノ層又ハ紡ヲ開フ第二條　纖層ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ商工大臣ノ指定シタル者（以下統制會社ト稱ス）及其ノ指定シタル販賣業者（以下指定販賣業者ト稱ス）以外ノ者ヨリ纖層ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル纖層ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　單ニ纖層ヲ受入ルルトキ

二　纖層ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ纖層ノ販賣業ヲ營ムモノ販賣ノ目的ヲ以テ買受クルトキ

三　纖層ノ少量使用者トシテ地方長官ノ

指定シタル者ガ自己ノ用ニ供スル爲解用以外ノ纖層ヲ受入ルルトキ

四　特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第二條ノ二　左ノ各號ノ一ニ該當スル鋼（以下特殊鋼ト稱ス）ヲ業務用ノ材料トシテ使用スル者（其ノ業務用ノ材料トシテ使用スル特殊鋼ノ屑又ハ故ヲ統制會社及其ノ指定シタル蒐集業者以外ノ者ニ讓渡（昭和十四年五月三十一日以前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）シ又ハ纖層ヲ業務用ノ原料若ハ材料トシテ使用スル者ニ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ之ヲ引渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　ニッケルノ含有量千分ノ十以上ノ鋼

二　モリブデンノ含有量千分ノ二以上ノ鋼

三　クロムノ含有量千分ノ百以上ノ鋼

四　マンガンノ含有量千分ノ百以上ノ鋼

五　タングステンノ含有量千分ノ十以上ノ鋼

六　コバルトノ含有量千分ノ二十以上ノ鋼

前項ノ蒐集業者ハ前項ノ屑又ハ故ヲ統制會社以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第三條　統制會社及指定販賣業者以外ノ纖層ノ蒐集業者又ハ販賣業者ハ第二條但書ノ場合ヲ除クノ外纖層ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ纖層ヲ販賣（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ

第四條　纖層ノ販賣業者ハ販賣ヲ買受ケタル纖層ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第四條ノ二　統制會社ハ商工大臣ノ指定シタル纖層ノ蒐集業者又ハ販賣業者又ハ其ノ纖層ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ纖層ヲ販賣（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ

第四條ノ三　纖層ノ販賣業者ハ販賣ヲ買受ケタル纖層ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第五條　統制會社ハ商工大臣ノ指定シタル纖層ノ蒐集業者又ハ販賣業者又ハ其ノ纖層ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ纖層ヲ販賣（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ

第六條　統制會社又ハ指定販賣業者ハ商工大臣ノ指定シタル纖層ノ蒐集業者又ハ販賣業者ニ對シ纖層ヲ販賣スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者又ハ團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度內ニ於テ之ヲ發行シ前項ニ揭グル者ニ交付ス

第八條　商工大臣ノ指定シタル者又ハ商工大臣ノ指定シタル團體ニ所屬スル者ハ纖層使用承認書ニ定ムル數量ヲ超エ自己ノ事業場ニ於テ發生シタル纖層ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ

纖層使用承認書ハ商工大臣ノ指定シタル者又ハ團體ニ於テ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度內ニ於テ之ヲ發行シ前項ニ揭グル者ニ交付ス

第九條　前條第一項ニ揭グル者ハ毎月十五日迄ニ自己ノ事業場ニ於テ前月末日迄ニ發生シタル纖層ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ命ズルコトアルベシ

第五條　商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ價格及期限ヲ定メ纖層ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ統制會社ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第六條　統制會社又ハ指定販賣業者ハ商工大臣ノ指定シタル者若ハ團體ニ於テ發行スル纖層使用承認書ト引換フルニ非ザレバ纖層ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ纖層ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ官廳ニ對シ販賣スル場合、統制會社第二條ノ二第一項ノ屑又ハ故ヲ販賣スル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者又ハ團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度內ニ於テ之ヲ發行シ前項ニ揭グル者ニ交付ス

第九條　前條第一項ニ揭グル者ハ毎月十五日迄ニ自己ノ事業場ニ於テ前月末日迄ニ發生シタル纖層ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ命ズルコトアルベシ

纖層ノ蒐集業者ニ對シ實渡ノ申込ヲ爲シ又ハ統制會社若ハ纖層ノ蒐集業者ノ爲シタル買入ノ申込ヲ承諾スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條第一項ニ揭グル者前項ノ規定ニ依リ纖層ノ蒐集業者ニ對シ纖層ノ實渡ノ申込ヲ爲シタル場合ニ於テ契約成立セザリシトキハ遲滯ナク當該纖層ニ付統制會社ニ

對シ賣渡ノ申込ヲ爲スベシ

第十條　第八條第一項ニ揭グル者前條ノ規定ニ依リ統制會社ニ對シ鐵屑ノ賣渡ノ申込ヲ爲シタルトキハ其ノ賣買契約ニ關シテハ價格受渡時期、受渡場所其ノ他ノ條件ニ付統制會社ノ指示スル所ニ從フベシ但シ商工大臣正當ノ事由アリト認メ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　第八條第一項ニ揭グル者及統制會社ハ前條ノ契約ニ從ヒ鐵屑ノ引渡及受入ヲ爲スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條　鐵屑ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ讓渡シ又ハ業務用ノ原料若ハ材料トシテ使用スル目的ヲ以テ之ヲ移出スルコトヲ得ズ

第十三條　鐵屑割當證明書ト引換ヘ鐵屑ヲ賣渡シタル指定販賣業者ハ當該鐵屑割當證明書ニ定ムル數量ノ全部ニ相當スル鐵屑ヲ賣渡シタルトキハ其ノ翌月十五日迄ニ當該鐵屑割當證明書ヲ統制會社ニ提出スベシ

第十四條　指定販賣業者ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル鐵屑ノ買受數量及賣渡數量竝ニ前月末ニ於ケル鐵屑ノ在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ統制會社ニ提出スベシ

第十五條　第六條又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル團體ニ所屬スル者及第八條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ハ毎月十五日迄ニ前月中ニ於ケル鐵屑ノ發生數量、買受數量、使用數量及賣渡數量竝ニ前月末ニ於ケル鐵屑ノ在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前項ノ報告書ハ第六條又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル團體ニ所屬スル者ニ在リテハ當該團體ヲ經由シ之ヲ提出スベシ

附　則

本則ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條、第三條及第四條中熔解用ノ銑ノ屑又ハ故以外ノ鐵屑ニ關スル規定ハ昭和十五年四月十六日商工省令第二十二號ニ依リ昭和十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、五、五、商令三四）

本令ハ昭和十六年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十四條及第十五條ノ規定ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

（鐵屑配給統制規則第二條、第三條及第四條中熔解用ノ銑ノ屑又ハ故ニ關スル規定竝ニ第六條及第七條中熔解用ノ銅又ハ銑ノ屑又ハ故ニ關スル規定ハ昭和十四年五月五日商工省令第二十一號ニ依リ昭和十四年六月一日ヨリ施行）

（鐵屑配給統制規則第二條、第三條、第四條、第六條及第七條中化學反應用ノ銅又ハ銑ノ屑又ハ故ニ關スル規定ハ昭和十四年六月十七日商工省令第二十九號ニ依リ昭和十四年七月一日ヨリ施行）

（鐵屑配給統制規則第二條、第三條、第四條、第六條及第七條中鑄ヲ鍛シタル鋼板ノ屑又ハ故（熔解用ノモノヲ除ク）ニ關スル規定ハ昭和十五年四月十六日商工省令第二十二號ニ依リ昭和十五年五月一日ヨリ施行）

附　則（昭一六、五、五、商令三四）

本令ハ昭和十六年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十四條及第十五條ノ規定ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

（鐵屑配給統制規則第二條、第三條及第四條中未ダ施行セザル規定ハ昭和十六年五月

五日商工省令第三十五號ニ依リ昭和十六年五月二十日ヨリ施行）

鐵屑配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル統制會社指定

（昭和十五年四月十六日　商工省告示第百七十八號）

昭和十三年十二商工省告示第三百四十二號左ノ通改正シ昭和十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

一條ヲ鍛シタル鋼板ノ屑又ハ故（熔解用ノモノヲ除ク）ニ付テハ日本プリキ株式會社

一條ヲ鍛シタル鋼板ノ屑又ハ故（熔解用ノモノヲ除ク）以外ノ鐵屑ニ付テハ日本鐵鋼統制株式會社

鐵屑配給統制規則第六條ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十四年五月二十日　商工省告示第百十六號）

改正　昭一五、一二、一一、商告七一一
昭一六、一一、二九、商告五五八
昭一六、八、二〇、商告七二九

昭一六、九、一、商告七六五

鐵屑配給統制規則第六條ノ規定ニ依リ左ノ通團体ヲ指定シ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

屑鐵共同購買會

日本鐵鋼協議會

特殊鋼協議會

日本フエロアロイ統制會

日本鐵鋼製品工業組合聯合會

日本鑄物工業組合聯合會

日本機械製造工業組合聯合會

日本度量衡計器工業組合聯合會

日本自轉車工業組合聯合會

日本交通保安設置工業組合

日本農機具工業組合

日本鍛造統制株式會社

日本鍛山ボール統制株式會社

日本內燃機工業組合聯合會

保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會

青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會

岩手縣金屬製品工業組合聯合會

宮城縣鐵工業組合聯合會

秋田縣鐵工機械器具工業組合聯合會

山形縣鐵木工品工業組合聯合會

福島縣鐵工機械工業組合聯合會

茨城縣鐵工機械器具工業組合聯合會

栃木縣鐵鋼製品工業組合聯合會

群馬縣鐵鋼製品工業組合聯合會

埼玉縣鐵鋼製品工業組合聯合會

千葉縣鐵鋼製品工業組合聯合會

東京府鐵鋼製品工業組合聯合會

神奈川縣鐵鋼製品工業組合聯合會

新潟縣鐵工機械金屬工業組合聯合會

富山縣金屬製品工業組合聯合會

石川縣鐵鋼製品工業組合聯合會

保證責任福井縣鐵工機械工業組合聯合會

山梨縣鐵鋼機械器具工業組合聯合會

長野縣鐵工製品工業組合聯合會

岐阜縣金屬工業組合聯合會

靜岡縣鐵工機械工業組合聯合會

愛知縣鐵鋼製品工業組合聯合會

三重縣鐵工機械器具工業組合聯合會

滋賀縣鐵工機械工業組合聯合會

京都鐵鋼製品工業組合聯合會

大阪府鐵鋼製品工業組合聯合會

兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會

奈良縣鐵鋼製品工業組合聯合會

和歌山縣鐵工工業組合聯合會

保證責任　鳥取縣　鐵工機械　器具工業　組合聯合會

島根縣鐵工品工業組合聯合會

岡山縣鐵工品工業組合聯合會

廣島縣鐵木工品工業組合聯合會

山口縣鐵木工工業組合聯合會

德島縣鐵工機械工業組合聯合會

香川縣鐵工機械工業組合聯合會

愛媛縣鐵工機械器具工業組合聯合會

保證責任高知縣鐵工工業組合聯合會

福岡縣機械工業組合聯合會

佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會

長崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會

熊本縣鐵鋼製品工業組合聯合會

大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會
宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會
鹿兒島縣鐵鋼製品工業組合聯合會
沖繩縣鐵工業組合
日本再生鐵鐵業組合聯合會
日本鐵屑統制株式會社

（昭和十四年六月十七日
商工省告示第百三十三號）

改正　昭一六、六、一七、商告五一九

鐵屑配給統制規則第六條ノ規定ニ依リ左ノ通開休ヲ指定シ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本合成染料製造工業組合聯合會

（昭和十五年三月十五日
商工省告示第百號）

鐵鋼問屋業

日本プリキ屑統制株式會社

（昭和十五年四月十六日
商工省告示第百七十九號）

鐵鋼工作物築造許可規則

（昭和十五年五月二十九日
商工省告示第二百五十三號）

改正　昭一六、一、二四、商告　四四
昭一六、五、一、商告三七四

日本セメント工業組合
全國自動車部分品工業組合聯合會
鐵鋼統制會
日本鐵道車輛製造工業組合

（昭和十五年十月十五日
商工省告示第六百二十號）

日本第二自動車工業組合聯合會
日本燃料機工業組合聯合會
日本可鍛鑄鐵工業組合聯合會

（昭和十五年十一月十一日
商工省告示第七百十號）

災害物資緊急輸送會聯合會
關西地方災害物資協議會
大阪地方災害物資協議會
東京地方災害物資協議會
仙臺地方災害物資協議會
札幌地方災害物資協議會

（昭和十六年一月二十九日
商工省告示第五十七號）

日本金屬鑛業聯合會
東京地方金屬鑛業會
仙臺地方金屬鑛業會
大阪地方金屬鑛業會
關西地方金屬鑛業會
札幌地方金屬鑛業會

鐵鋼工作物築造許可規則

（昭和十二年十月十一日
商工省令第二十四號）

改正　昭一三、七、一一、商告五七

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鐵鋼ノ工作物築造許可規則左ノ通定ム

第一條　鐵筋「コンクリート」造、鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造又ハ鐵造ノ工作物（建築物ヲ含ム以下同ジ）ヲ築造セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ商工大臣ノ指定スル工作物ノ築造ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物以外ノ工作物ニ薄鋼板（金屬ヲ鍍シクルモノヲ含ム以下同ジ）ヲ使用セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ庇、機、換氣筒、煙突、雨押、木口隱又ハ炊事場、流場若ハ風呂場ノ羽目張若ハ床張ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　工作物ノ用途
二　工作物ノ位置
三　築造ヲ必要トスル事由
四　構造ノ概則
五　設計及工事計畫ノ概要
六　建築物ナルトキハ其ノ高サ、階數及各階ノ面積
七　構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ種類及數量又ハ薄鋼板ノ使用數量
八　工事着手及竣工ノ豫定時期
九　請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱

第三條　前條第一號、第二號、第四號、第六號及第七號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第四條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第五條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第六條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）ガ其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以內ニ第一條ノ許可ヲ要スル他ノ工作物ノ用途ニ變更セントスルトキ亦同ジ

第八條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）ガ其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以內ニ第一條ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第九條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第十條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第十一條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十二條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）ガ其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以內ニ第一條ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十三條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第十四條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第十五條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十六條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）ガ其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以內ニ第一條ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十七條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第十八條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第十九條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第二十一條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第二十二條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十三條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第二十四條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第二十五條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十六條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第二十七條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第二十八條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十九條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第三十條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第三十一條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十二條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第三十三條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第三十四條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十五條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第三十六條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第三十七條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十八條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第三十九條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第四十條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四十一條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第四十二條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第四十三條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四十四條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第四十五條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第四十六條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四十七條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第四十八條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第四十九條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第五十一條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第五十二條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十三條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第五十四條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第五十五條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十六條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第五十七條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第五十八條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十九條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第六十條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第六十一條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六十二條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第六十三條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第六十四條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六十五條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第六十六條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第六十七條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六十八條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第六十九條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第七十條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七十一條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第七十二條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第七十三條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七十四條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第七十五條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第七十六條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七十七條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第七十八條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第七十九條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第八十條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第八十一條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第八十二條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第八十三條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第八十四條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第八十五條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第八十六條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第八十七條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第八十八條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第八十九條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第九十條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第九十一條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第九十二條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第九十三條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第九十四條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第九十五條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第九十六條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第九十七條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第九十八條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第九十九條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第百條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第百一條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第百二條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第百三條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第百四條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第百五條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第百六條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可ヲ要スル工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者（當該工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條各號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第百七條　地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第百八條　第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第百九條　第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ノ永繼人ヲ含ム）其ノ竣工後一年以內ニ同條同項ノ許可

鐵鋼工作物築造許可規則第一條但書ノ規定ニ依ル許可ヲ要セザル工作物ノ種類指定

（昭和十四年五月八日商工省告示第百四號）

鐵鋼工作物築造許可規則第一條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ要セザル工作物ノ種類左ノ通指定シ昭和十三年七月商工省告示第百八十七號ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十四年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ揭グル事業ノ用ニ供スル製鐵場、機械製造場、高サ十八米若ハ軒高十三米ヲ超過シ又ハ能力五瓲以上ノ天井走行起重機ヲ支持スル工場（作業場ニ限ル）、鐵塔、索道、起重機、タンク及貯藏庫（銃砲火藥類取締法ニ依ル火藥類、原油、原油ノ分溜製品若ハ其ノ殘渣又ハ其ノ分解製品、天然ガスノ分離製品ニシテ常温ニ於テ液狀ヲ爲スモノ、タール類ノ分溜油、シェール油又ハ人造石油ノ貯藏庫ニ限ル）

一 採鑛業竝ニ金屬製錬業及ビ鑄業（製鐵事業法施行令第三條ニ揭グルモノ及普通鋼材製造業ニシテ製鋼又ハ壓延ノ設備ノミヲ以テ營ムモノヲ除ク）
二 輕合金ノ製造業
三 工作機械器具（鍛材及木工機械ヲ除ク）又ハ同部分品若ハ同附屬品ノ製造業
四 兵器又ハ同部分品若ハ同附屬品ノ製造業
五 石油精製業及人造石油（シェール油ヲ含ム）又ハ代用液體燃料ノ製造業
六 石油輸入業

鐵鋼需給統制規則

（昭和十五年三月三十日商工省令第十九號）

改正 昭一六、九、一、商令七六

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ鐵鋼需給統制規則左ノ通定ム

第一條 本則ニ於テ鐵鋼トハ別表甲號ニ揭グルモノヲ除クノ外銑鐵、鑄鐵管、鋼塊、壓延鋼片、シートバー、ティンバー、スケルプ及壓延鋼材ヲ謂フ

第二條 鐵鋼ノ製造業者（以下製造業者ト稱ス）ノ組織スル團體ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下生産統制機關ト稱ス）ハ製造業者ニ對シ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル製造業者別ノ鐵鋼ノ種類別生産割當數量ヲ當該製造業者ニ指示スベシ

前項ノ指示ヲ受ケタル製造業者ハ其ノ指示ニ從ヒ鐵鋼ノ製造ヲ爲スベシ

第三條 製造業者ハ其ノ製造シタル鐵鋼ニシテ別表乙號ニ揭グルモノヲ商工大臣ノ指定シタル者（以下配給統制機關ト稱ス）以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 配給統制機關以外ノ者ハ製造業者ヨリ其ノ製造シタル鐵鋼ニシテ別表乙號ニ揭グルモノヲ買受クルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ許可ヲ受ケ賣渡ス鐵鋼ヲ買受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 製造業者ハ鐵鋼製造用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル場合ヲ除クノ外生産統制機關ヨリ交付ヲ受ケタル鐵鋼使用承認書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ヲ超エ其ノ製造シタル鐵鋼ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條 生産統制機關ハ鐵鋼使用承認書ヲ發行シ之ヲ製造業者ニ交付スベシ

前項ノ鐵鋼使用承認書ハ商工大臣ノ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ノ限度ヲ超エ之ヲ發行スルコトヲ得ズ

第七條 配給統制機關及鐵鋼ノ販賣業者（シャリング業者ヲ含ム以下販賣業者ト稱ス）ハ販賣（剪斷シテ爲ス場合ノ販賣ヲ含ム以下同ジ）ノ目的ヲ以テ買受ケタル鐵鋼ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第八條 配給統制機關ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ販賣業者ニ對シ其ノ鐵鋼ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

商工大臣ハ鐵鋼ノ配給ノ圓滑ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣業者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第九條 鐵鋼ハ官廳ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル者若ハ團體（以下需要統制機關ト稱ス）ニ於テ發行シタル鐵鋼割當證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ賣渡シ又ハ買受クルコトヲ得ズ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル鐵鋼ヲ賣渡シ又ハ買受クルトキ
　イ 御料品
　ロ 配給統制機關又ハ販賣業者（別表乙號ニ揭グル鐵鋼ニ在リテハ當該鐵鋼ニ付配給統制機關ノ指定シタル販賣業者ニ限ル）ガ販賣ノ目的ヲ以テ買受クル鐵鋼
二 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ
三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ鐵鋼割當證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

前項第三號ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ニ依ラズシテ鐵鋼ヲ賣渡シタル者ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ其ノ賣渡先別種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十條 需要統制機關ハ商工大臣ノ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ノ限度ヲ超エ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ得ズ

需要統制機關ニ於テ發行スル鐵鋼割當證明書ハ別記樣式ニ依ルベシ

第十一條 鐵鋼ヲ使用スル作業又ハ工事ヲ請負ヒタル者當該作業又ハ工事ニ使用スル鐵鋼ヲ買受クル爲註文者ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタルトキハ當該鐵鋼割當證明書ヲ自己ノ屬スル需要統制機關ニ提示シ之ニ其ノ證印ノ押捺ヲ受クベシ

第十二條 鐵鋼割當證明書ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ但シ鐵鋼ヲ使用スル作業又ハ工事ヲ請負ヒタル者ガ當該作業又ハ工事ニ使用スル鐵鋼ヲ買受クル爲註文者ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ買受ケタル鐵鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ賣渡シタル者ハ遲滯ナク當該鐵鋼割當證明書ノ相當欄ニ賣渡シタル鐵鋼ノ數量、賣渡ノ年月日竝ニ自己ノ氏名名稱及住所ヲ記入スベシ

前項ノ規定ハ鐵鋼使用承認書ニ依リ鐵鋼ヲ使用シタル製造業者ニ之ヲ準用ス

第十五條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ賣渡シタル者當該鐵鋼割當證明書ニ定ムル數量ノ全部ニ相當スル鐵鋼ヲ賣渡シタルトキハ其ノ翌月十五日迄ニ當該鐵鋼割當證明書ヲ商工大臣ノ指定シタル配給統制機關ニ提出スベシ

配給統制機關ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ヲ其ノ提出アリタル月ノ末日迄ニ生産統制機關ニ提出スベシ

製造業者鐵鋼使用承認書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ノ全部ニ相當スル鐵鋼ヲ使用シタルトキハ其ノ翌月十五日迄ニ當該鐵鋼使用承認書ヲ生産統制機關ニ提出スベシ

第十六條 製造業者ハ毎月末日迄ニ前月中ニ於ケル鐵鋼ノ種類別ノ生産數量、買受

數量、賣渡數量及使用數量竝ニ前月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ生産統制機關ニ提出スベシ

第十七條　販賣業者ハ毎月十五日迄ニ前月中ニ於ケル鐵鋼ノ種類別ノ買受數量及賣渡數量竝ニ前月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ノ指定シタル配給統制機關ニ提出スベシ

第十八條　需要統制機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ發行シタル鐵鋼割當證明書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ生産統制機關ニ提出スベシ

第十九條　配給統制機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ賣渡シタル鐵鋼ノ賣渡先別種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ生産統制機關ニ提出スベシ

第二十條　生産統制機關ハ毎月二十日迄ニ第十六條及前二條ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第二十一條　販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　買受ケタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、買受ノ年月日竝ニ買受先ノ氏名名稱及住所

二　賣渡シタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、鐵鋼割當證明書ノ發行者、賣渡ノ年月日竝ニ賣渡先ノ氏名名稱及住所

三　毎月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量

第二十二條　商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ販賣業者又ハ需要統制機關ノ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトアルベシ

附　則

本則ハ昭和十五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第十八條及第十九條ノ規定ハ昭和十五年五月一日ヨリ、第二十條ノ規定ハ同年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

鐵鋼配給統制規則ハ之ヲ廢止ス但シ本則施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本則施行前ニ發行シタル鐵鋼配給統制規則第二條ノ鐵鋼割當證明書ハ之ヲ本則ニ依ル鐵鋼割當證明書ト看做ス

第十四條第一項ノ規定ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ニハ之ヲ適用セズ

附　則（昭一六、九、一、商令七六）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表甲號

一　燐ノ含有量一萬分ノ三以下ノ銑鐵

二　電氣爐、坩堝爐又ハ酸性平爐ニ依リ製造シタル鋼ヲ材料トシテ製造シタル鋼塊、壓延鋼片、シートバー、ティンバー、スケルプ又ハ壓延鋼材ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

イ　炭素ノ含有量千分ノ六乃至千分ノ十五ニシテ燐及硫黄ノ含有量各一萬分ノ三以下

ロ　珪素又ハマンガンノ含有量千分ノ八以上但シ珪素及マンガンヲ含有スル場合ハ其ノ合計含有量千分ノ十五以上

ハ　ニッケル、クローム、銅又ハアルミニュームノ含有量千分ノ四以上

ニ　タングステン、モリブデン、ワナヂウム、コバルト、チタニウム、ヂルコニウム、硼素、ベリウム、ウラニウム又ハタンタリウムノ含有量千分ノ二以上

ホ　前二號ニ掲グル元素（銅ヲ除ク）二以上ヲ含有シ其ノ合計含有量千分ノ四以上

別表乙號

一　銑鐵、鋼塊、壓延鋼片、シートバー、ティンバー、スケルプ

二　棒鋼、形鋼、厚板、厚サ三粍超ノ中板、ユニバーサル鋼板、鋼板、線材

三　厚サ三粍以下ノ中板、薄板、仕上鋼板、珪素鋼板、硬鋼板、鍍力（鍍力原板及之ニ表面加工シタルモノヲ含ム）、帶鋼

四　鋼管

五　鑄鐵管

別記
樣式　日本標準規格Ａ列五號

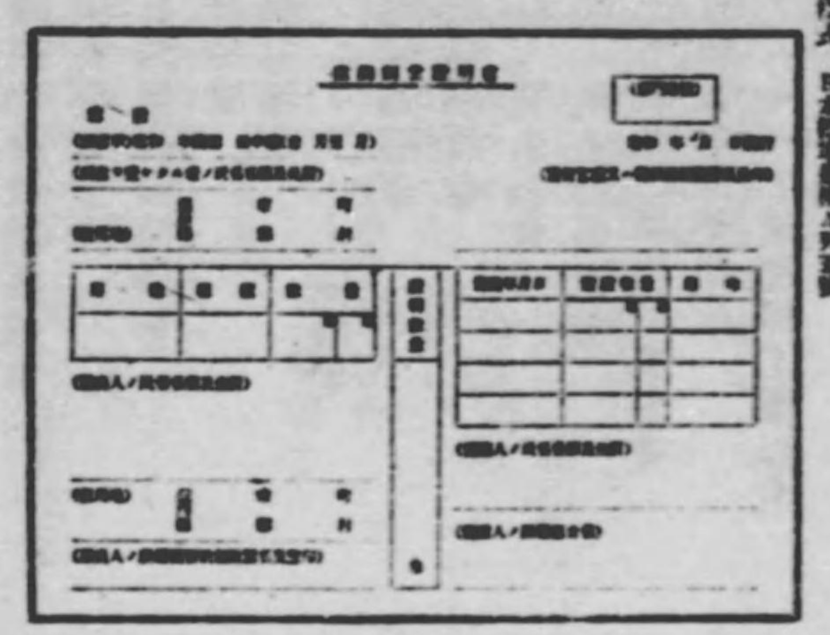

鐵鋼需給統制規則第二條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年四月六日　商工省告示第百三十八號）

改正　昭一六、五、一、商告三七二

鐵鋼統制會

鐵鋼需給統制規則第三條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年四月六日　商工省告示第百三十九號）

改正　昭一六、九、一、商告七六一

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ一ニ掲グル鐵鋼ニ付テハ日滿鐵鋼販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ二ニ掲グル鐵鋼ニ付テハ日本鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ三ニ掲グル鐵鋼ニ付テハ第二鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ四ニ掲グル鐵鋼ニ付テハ日本鋼管販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ五ニ掲グル鐵鋼ニ付テハ日本鑄鐵管統制株式會社

鐵鋼需給統制規則第九條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年四月六日　商工省告示第百四十號）

改正
昭一五、六、二四、商告二九七
昭一五、七、九、商告三五二
昭一五、一〇、三、商告五七九
昭一五、一〇、二四、商告六四七
昭一五、一一、二〇、商告七三一
昭一六、一、二四、商告四三
昭一六、一、二九、商告六二
昭一六、四、一六、商告三一三
昭一六、五、一、商告三七三
昭一六、六、一七、商告五二〇
昭一六、七、四、商告五八八
昭一六、八、二〇、商告七二八
昭一六、九、一、商告七六四
昭一六、九、四、商告七七八

社團法人鐵道同志會
造船組合造船聯合會
社團法人帝國瓦斯協會

石油鑛業物資統制協議會
石油業物資統制會
人造石油業物資協議會
鐵鋼統制會
特殊鋼協議會
日本フエロアロイ協議會
日本鑄鋼協議會
日本銑鐵協議會
社團法人電氣協會
社團法人電氣通信協會
日本土木建築工業組合聯合會
日本電解曹達工業組合
日本アムモニア法曹達工業組合
硫安肥料製造業組合
日本合成染料製造工業組合聯合會
日本セメント工業聯合會
化學纖維物資調整協議會
石灰窒素肥料製造業組合
日本硫化曹達工業組合
過燐酸肥料製造業組合
日本鹽素酸鹽工業組合
日本金屬曹達工業組合
マグネシウム工業會
日本アルミニウム工業組合
內地パルプ物資配給協議會
日本管鐵工組合聯合會
日本鐵道車輛製造工業組合
日本鐵鋼製品工業組合聯合會

日本機械製造工業組合聯合會
保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會
青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會
岩手縣金屬製品工業組合聯合會
宮城縣鐵工業組合聯合會
秋田縣鐵工機械器具工業組合聯合會
山形縣鐵木工品工業組合聯合會
福島縣鐵木工品工業組合聯合會
茨城縣鐵工機械器具工業組合聯合會
栃木縣鐵鋼製品工業組合聯合會
群馬縣鐵鋼製品工業組合聯合會
埼玉縣鐵鋼製品工業組合聯合會
千葉縣鐵鋼製品工業組合聯合會
東京府鐵鋼製品工業組合聯合會
神奈川縣鐵鋼製品工業組合聯合會
新潟縣鐵工機械金屬工業組合聯合會
富山縣金屬製品工業組合聯合會
石川縣鐵鋼製品工業組合聯合會
保證責任福井縣鐵工木工工業組合聯合會
山梨縣鐵製機械器具工業組合聯合會
長野縣鐵工製品工業組合聯合會
岐阜縣金屬工業組合聯合會
靜岡縣鐵工機械工業組合聯合會
愛知縣鐵鋼製品工業組合聯合會
三重縣鐵工機械器具工業組合聯合會
滋賀縣鐵木工品工業組合聯合會
京都府鐵鋼製品工業組合聯合會
大阪府鐵鋼製品工業組合聯合會

兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會
奈良縣鐵鋼製品工業組合聯合會
和歌山縣鐵工工業組合聯合會
保證責任鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會
島根縣鐵工品工業組合聯合會
岡山縣鐵工品工業組合聯合會
廣島縣鐵木工品工業組合聯合會
保證責任山口縣鐵木工工業組合聯合會
德島縣鐵工機械工業組合聯合會
香川縣鐵工機械工業組合聯合會
愛媛縣鐵工機械器具工業組合聯合會
高知縣鐵鋼製品工業組合聯合會
福岡縣機械工業組合聯合會
佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會
長崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會
熊本縣鐵鋼製品工業組合聯合會
大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會
宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會
有限責任鹿兒島縣鐵鋼製品工業組合聯合會
沖繩縣鐵工業組合
日本鑄物工業組合聯合會
ドラム罐工業組合聯合會
日本琺瑯鐵器工業組合聯合會
日本王冠コルク工業組合
日本線材製品工業組合聯合會
日本度量衡器計量器工業組合聯合會

日本自轉車工業組合聯合會
日本サッシュ製造工業聯合組合會
日本木造船工業組合聯合會
全國電線工業組合聯合會
日本鐵力製品工業組合聯合會
日本電氣架線金物工業組合聯合會
日本內燃機工業組合聯合會
日本鋲螺釘工業組合聯合會
日本纖維機械工業組合聯合會
日本亞鉛鐵板工業組合
食料品罐詰製罐工業組合
保證責任五ガロン罐工業組合
日本鑄鐵管統制株式會社
日本磨帶鋼工業組合
日本高壓容器工業組合
日本鋼刃工業組合
日本熔接工業組合
薪炭瓦斯發生爐工業組合
日本硬鋼線材加工工業組合
日本線材ミスロール加工工業組合
日本鑛山ボール統制株式會社
日本電線機械工業組合
日本交通保安裝置工業組合
日本リードワイヤー工業組合
日本船用鐵工業組合
日本洋傘骨製造工業組合
日本電線管工業組合聯合會
全國自動車部分品工業組合聯合會

（昭和十五年七月三十一日 商工省告示第三百八十五號）

日本無機工業藥品工業會
有機合成化學工業協議會

（昭和十五年八月一日 商工省告示第三百九十號）

日本シャベルスコップ工業組合
日本ツルハシ・ハンマー工業組合

鐵鋼需給統制規則第九條ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十五年六月十四日 商工省告示第二百七十七號）

日本[illegible]工業組合聯合會

（昭和十五年八月二十三日 商工省告示第四百六十八號）

日本鐵パイプ工業組合聯合會
日本[illegible]工業組合聯合會

日本第二自動車工業組合聯合會

（昭和十五年十月十五日 商工省告示第六百十九號）

日本可鍛鑄鐵工業組合聯合會

（昭和十五年十月二十四日 商工省告示第六百四十六號）

造船組合關東造船協議會
造船組合東北造船協議會
造船組合中國造船協議會
造船組合關西造船協議會
造船組合九州造船協議會

（昭和十五年十一月二十日 商工省告示第七百三十號）

日本[illegible]工業組合
日本カーバイド工業組合
炭礦[illegible]會
福岡地方炭礦[illegible]會
大阪地方炭礦[illegible]會
東京地方炭礦[illegible]會
仙臺地方炭礦[illegible]會
札幌地方炭礦[illegible]會

（昭和十六年一月二十九日
商工省告示第六十一號）

日本金屬機業聯合會
東京地方金屬機業會
仙臺地方金屬機業會
大阪地方金屬機業會
廣島地方金屬機業會
札幌地方金屬機業會

鐵鋼需給統制規則第十五條ノ規定ニ依ル配給統制規則指定

（昭和十五年四月六日
商工省告示第百四十一號）

改正　昭一六、九、一、商告七六二

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ一ニ掲グル鐵鋼ニ關スル鐵鋼製造證明書ニ付テハ日滿鐵鋼販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ二ニ掲グル鐵鋼ニ關スル鐵鋼製造證明書ニ付テハ日本鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ三ニ掲グル鐵鋼ニ關スル鐵鋼製造證明書ニ付テハ第二鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ四ニ掲グル鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ日本鋼管販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ五ニ掲グル鐵鋼ニ關スル鐵鋼製造證明書ニ付テハ日本鋼管統制株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ニ掲グル鐵鋼以外ノ鐵鋼ニ關スル鐵鋼製造證明書ニ付テハ日本鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則第十七條ノ規定ニ依ル配給統制機關指定

（昭和十五年四月六日
商工省告示第百四十二號）

改正　昭一六、九、一、商告七六三

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ一ニ掲グル鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ日滿鐵鋼販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ二ニ掲グル鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ日本鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ三ニ掲グル鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ第二鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ四ニ掲グル鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ日本鋼管販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ五ニ掲グル鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ日本鋼管統制株式會社

鐵鋼需給統制規則別表乙號ニ掲グル鐵鋼以外ノ鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ日本鋼材販賣株式會社

鐵製品製造制限規則

（昭和十六年九月二十二日
商工省令第八十二號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鐵鋼ヲ原料トスル鐵製品ノ製造ヲ制限スル件左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ鐵トスル鐵鋼（ニッケル又ハ含有スルモノヲ除ク）、特殊鋼及特殊鋼（ニッケルノ含有量千分ノ五以上ノモノヲ除ク）並ニ此等ノ屑及鉄ヲ謂フ

第二條　商工大臣ノ指定シタル物品又ハ其ノ部分品ハ鐵ヲ以テ之ヲ製造（鑄造スル場合ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ於テ鑄造トハ可鍛鑄鐵ト爲ス場合ノ鑄造ヲ含ムモノトス

第三條　前條第一項ノ規定ハ同條同項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル物品又ハ其ノ部分品ニシテ其ノ指定ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ但シ指定ノ日ヨリ一週間以内ニ第四條第一項各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第四條　第二條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　製造スル物品ノ名稱及數量

二　鐵ノ種類別使用數量

三　鐵ノ取得方法

四　製造時定期間

五　製造ヲ必要トスル事由

六　註文者ノ氏名名稱及住所

前項ノ許可申請書ヲ提出セントスル者當該物品又ハ其ノ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

第五條　他人ノ註文ニ基キ第二條第一項但書ノ許可ヲ受ケ物品又ハ部分品ヲ製造シタル者ハ當該物品又ハ部分品ヲ註文者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本則ハ昭和十六年九月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

既設鑄物ノ製造制限ニ關スル件及鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

既設鑄物ノ製造制限ニ關スル件又ハ鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ爲シタル許可ノ鑄造ヲ含ムモノトス

本則施行前既設鑄物ノ製造制限ニ關スル件又ハ鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ爲シタル許可ノ申請ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第一項ニ依ル物品指定

（昭和十六年九月二十二日
商工省告示第八百四十八號）

鐵製品製造制限規則第二條第一項ニ依リ左ノ通物品ヲ指定シ昭和十六年九月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

アルコールランプ
安全剃刀ノホルダー及替刃
衣裳入箱
椅子及腰掛
大用金具
印形、印形入金具及朱肉箱
インク壺及インクスタンド
印刷用機械器具
時計
運動競用金具（スタイクアイゼン、カンヂキ等ヲ含ム）
時計容器及時計金具
エスカレーター（工場專用ノモノヲ除ク）
エレベーター（工場專用ノモノヲ除ク）
映畫撮影用照明機械器具
鉛筆金具（鉛筆キャップ等ヲ含ム）
鉛筆削
王冠栓、栓抜（壜詰等ヲ專用シタルモノヲ除ク）
置時計
掛時計
掛板
帶締及帶留
オペラグラス（倍率五以上ノモノヲ除ク）
街路照明柱（鐵芯ヲ有スルセメントポールヲ除ク）
街路樹保護板
鐵及鋼ノ箱

花器及花止器具
架器及架籠金
角砂糖挟
カクテルシェーカー
機及機受
懐時計ノケース及文字盤
傘立及傘吊
風窓
菓子鋏
菓子器
ガス器具(鑄鐵用又ハ工業用ノモノヲ除ク)
活字鋳造用機械器具
映畫撮影機、映寫機及映畫用編書又ハ發聲裝置
カーテン用金具
カード立及カード差金具
カードリング
金網(ラス及工業用ノモノヲ除ク)
看板ノ座
カフスボタン
カラー止及カラーボタン
擬寶飾品
蚊機ノ釣手及釣具竝ニ蚊取機ノ骨
蚊遣器(蚊遣線香臺ヲ含ム)
カレンダー金具
皮製品(工業用ノモノヲ除ク)
瓦
玩具
看板
機車(法令其ノ他之ニ準ズルモノニ依リ制定セラレタルモノヲ除ク)
寒暖用具(懐管ヲ除ク)
脚立
急須
競技用障害物
競漕又ハ遊戯用短艇
クラッチ
魚類觀賞用容器
銀次器(香水吹金具ヲ含ム)
金庫(手提金庫ヲ含ム)
金銀豆雛機及釣錢機
空氣銃
鎖(工業用、漁業用又ハ船舶用ノモノヲ除ク)
數玉裝飾金具
靴洗器
靴下止金具
靴拭
頸飾
車渡鐵板
掲示板、指示板及標札類
化粧品又ハ齒磨用品
ノ容器(臺ヲ含ム)
臙板
臙込板(自動車及電車等ノモノヲ含ム)
建築物ノ柱、壁、天井、庇廻シ等ノ裝飾金物
幻燈機
劍道用面
廣告塔及廣告板
格子
交通標識
香爐
五右衛門風呂
炬燵及火鉢
コップ及鋼類竝ニ同類拵及臺
五德
子供用乘物
コーヒー挽機械
コーヒー沸
氷入器
氷挟、氷搥機
米櫃
米磨器
コルセット用金具
ゴルフ用具
コンパクト
棚
皿(受皿ヲ含ム)及コンポード類
サイクルケース
仕切用金物(カウンタースクリーンヲ含ム)
七輪及煉炭
自轉車立
自動車喇叭
自動販賣機
鳴子
食卓用ナイフ
洞斗(工業用ノモノヲ除ク)
狀差
寫眞引伸機、寫眞現像機附用品及寫眞仕上用品
寫眞機用三脚及雲臺
寫眞立
絞タオル入
シャープペンシル
シャッター用器
シャンデリヤ
シャンパンクーラー
瞬間湯沸器
賞類入箱
賞牌及賞杯
如雨
疫苗
炊事用ポール
水筒(麥茶冷シ類ヲ含ム)
吸取器
水盤
スキヤキ鍋類
スケート用具
硯水入レ
ステッキ金具
ストーブ及同前乾金物
ストロー立
スプーン
土產、ブランコ及枠登リ
止
ズボン伸張器
炭挟
スライドファスナー
製本用補考器具
石鹸入
石炭用バケツ
扇風機(工業業用ノモノヲ除ク)
掃除器
足温器
柚實ミ型板
算盤珠ノ心棒
大根等ノ下金
タイムレコーダーノケース
卓子
卓上日記金具
卓上呼鈴
畳
煙草セット
玉子燒器(特殊鋼製品ニ限ル)
團及盥ノ箍
鍛筒金具(鉄番及錠前ヲ除ク)
痰壺及同蓋
煙突用ラヂエター、同カバー及同給湯器
蓄音機用レコード
蓄音機及蓄音機用針
茶托、茶壺、茶雫シ、茶
濾シ及茶濾シ入
茶焙ジ機械
茶道用風爐釜
茶挽機械
調味料容器(調味料容器立ヲ含ム)
調理用又ハ廚房用鍋釜(特殊鋼製品ニ限ル)
貯金箱
鳶取
陳列用器具
圖書用水筒及油壺
机
釣鐘及鐘
手洗器及洗面器竝ニ同臺
庭球用ネット
手提ディフシュカバー
鐵亜鉛
鐵像及鐵碑竝ニ同臺
鐵瓶
電氣スタンド
天水桶及天水鉢
天井板
電柱(鐵芯ヲ有スルセメントポールヲ除ク)及電柱袴
電燈支持具
電熱器(醫療用又ハ工業用ノモノヲ除ク)
天火
ドアークローザー
鋼壺

投網用鉛丸、鉛彈、圓錐及鎔
燈籠
戸車及ドアーハンガー
登山用ピッケル
戸棚(ロッカーヲ含ム)
戸鎖、絞リ戸及シャッター竝ニシャッターケース
戸又ハ扉ノ破損止金具
戸、扉又ハ家具類引手及把手(交通機關用ノモノヲ除ク)
鳥籠
泥拭器
ナットクラッカー
ナフキンリング
人形(鐵芯入人形ヲ含ム)
ネオンサイン用具
ネームプレート
灰皿及同盆
賣物ノ裏金及座金(靴用ノモノヲ除ク)
鉄(鋼製品及可鍛鐵製品ヲ除ク)
梯子(樹脂又ハ裝置一體ト爲リタルモノヲ除ク)
箸立及箸箱
拔栓
旗竿
バター、ジャム、ミルク、酒類等ノ食卓用容器
ベン皿及ベン軸
便所用卷紙器
辨當箱(特殊鋼製品ニ限ル)
帽子、鞄等ノ掛金具
紡機、編機、染色又ハ整理用機械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク)
墨汁壺
ポスター用又ハビラ用金具
ボタン(スナップヲ除ク)
ホチキス
ホールスタンド及棚
盆
盆景用具類
本立(ブックエンドヲ含ム)
鳴子容器
窓扉閉鎖調整器
靡法場
マンホールノ蓋及座(機械ト一體ト爲リタルモノ及鐵芯入コンクリート製ノモノヲ除ク)
万年筆
左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル專用機械器具
鉛筆及クレヨン
菓子(アイスクリームヲ含ム)
金網
水差
名刺刻及傳票刻
メガホン
メダル
物干器具
門及門柱
野球用マスク
郵便受箱
湯タンポ
指輪
繊維用機械器具(鋼、鉄、人造硬石又ハ電氣用炭素製品ノ製造用機械器具ヲ除ク)
楊枝入
洋式風呂
洋服掛
ライター
楊子
ランプシェード
冷蔵庫(醫療用ノモノヲ除ク)
理容用機械(鉄鉄ヲ除ク)
リカン及刺刀ヲ除ク)
ワイシャツ袖釦金具
紙及同製品(パライタペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク)
金屬箔
香水
清涼又ハ發酵飲料
石鹸
セルロイド及同製品
蓄音機用レコード針(鉄釘ヲ除ク)
飯(リベットヲ除ク)
ブラシ及刷毛
帽子
傘寸
萬年筆

澱粉類配給統制規則

(昭和十五年八月十四日)
(農林省令第六十八號)

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ澱粉類配給統制規則左ノ通定ム

第一條　澱粉類ニシテ農林大臣ノ指定スルモノ(以下指定品ト稱ス)ノ製造ヲ業トスル者若ハ其ノ組織スル團體又ハ指定品ヲ輸入若ハ移入シタル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外之ヲ農林大臣ノ指定シタル統制機關(以下統制機關ト稱ス)ノ斡旋ニ依ルニ非ザレバ販賣(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ

一　統制機關ニ販賣スル場合

二　特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第二條　統制機關ハ農林大臣ノ指示シタル

方法以外ノ方法ニ依リ指定品ヲ買受ケ、販賣シ又ハ其ノ販賣ノ斡旋ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條　農林大臣ノ指定シタル配給團體（以下配給團體ト稱ス）ノ團體員ハ統制機關ヨリ買受クル場合ヲ除クノ外統制機關ノ斡旋ニ依ルニ非ザレバ指定品ヲ買受ケル（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム以下同ジ）コトヲ得ズ

第四條　統制機關（指定品ヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者（以下製造業者ト稱ス）ニ對シ農林大臣ノ指示ニ從ヒ制當票ヲ交付スベシ

統制機關ハ制當票ノ樣式ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第五條　製造業者ハ制當票ト引換フルニ非ザレバ指定品ヲ買受クルコトヲ得ズ

第六條　製造業者ニ對シ指定品ヲ販賣スル者ハ制當票ト引換フルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

指定品ヲ販賣スル者ハ製造業者ヨリ制當票ト引換ヘニ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第七條　何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第五條又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條　農林大臣ハ指定品ノ製造ヲ業トスル者若ハ其ノ組織スル團體、指定品ヲ輸入若ハ移入シクル者、統制機關、配給團體、指定品ノ販賣ヲ業トスル者、統制機關ノ斡旋ニ依リ指定品ヲ買受クル者又ハ指定品ヲ販賣シクル者ハ毎月二十日迄ニ其ノ前前月中ニ引渡ヘタル割當票ヲ統制機關ニ差出スベシ

第九條　指定品ヲ販賣シクル者ハ毎月二十日迄ニ其ノ前前月中ニ引渡ヘタル割當票ヲ統制機關ニ差出スベシ

第十條　農林大臣ハ指定品ノ製造ヲ業トスル者若ハ其ノ組織スル團體、指定品ヲ輸入若ハ移入シクル者、統制機關、配給團體若ハ其ノ團體員又ハ製造業者若ハ其ノ組織スル團體ヨリ指定品ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

附　則

本令ハ昭和十五年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

澱粉類配給統制規則第一條及第三條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年八月三十一日農林省告示第四百十二號）

改正　昭一六、五、一六、農告二九五
昭一六、八、二〇、農告五九〇
昭一六、一〇、三〇、農告八〇八

第一條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定スル澱粉類

甘藷澱粉（生澱粉、並澱粉、晒澱粉、浮粉）

馬鈴薯澱粉（小袋詰ノモノヲ含ム）

タピオカ澱粉

アロールート澱粉

甘藷粉　馬鈴薯粉　カツサバ粉

前各項ノ澱粉類ノ粕

前各項ノ澱粉類ヲ精製シ又ハ混合シタルモノ

前各項ノ澱粉類ニ蒟蒻粉、緑豆粉其ノ他ノ澱粉類ヲ混入シタルモノ

第二條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル統制機關

日本澱粉株式會社

第三條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル配給團體

全國澱粉配給組合

銅使用制限規則

（昭和十三年八月一日商工省令第七十三號）

改正　昭一五、八、二〇、商令六二
昭一六、一〇、一六、商令八八

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ

依リ銅使用制限規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ銅合金トハ黃銅（眞鍮）、靑銅（砲金ヲ含ム）、四分一（丹銅）及赤銅ヲ謂フ

第二條　銅（屑及故ヲ含ム以下同ジ）又ハ銅合金（屑及故ヲ含ム以下同ジ）ハ之ヲ建築物ノ門、構、扉、錠、庇、雨押、木口覆、縁、化粧張（羽目張、下見張及扶壁ヲ含ム）、煙突、排氣筒、枠、扉、鏡板、押板、破損止金物（保護金物）、方立、コーナービード、仕切用金物（カウンタースクリーンヲ含ム）、手摺、格子、七止、目地、炊事臺（調理臺ヲ含ム）、流場（流臺ヲ含ム）又ハ柱、壁、天井、庇廂シ等ノ裝飾金物（グリルヲ含ム）トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ提出スベシ

一　銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量（前條ニ規定スル用途別ニ記載スベシ）

二　銅又ハ銅合金ヲ使用セントスル事由

三　建築物ノ位置

四　建築物ノ用途

五　建築物ヲ建築スル場合ニ在リテハ工事者手及竣工ノ豫定時期

六　請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱

第四條　銅又ハ銅合金ハ之ヲ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）又ハ其ノ部分品ニ非ザルモノノ製造ニ使用スルコトヲ得ズ

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造セントスル者ハ豫メ左ニ揭グル事項ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

一　製造工場ノ名稱及所在地

二　製造スル物品ノ名稱及數量

三　銅又ハ銅合金ノ種類別使用數量

四　製造スル物品ノ相手方別販賣豫定數量

第五條　第四條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品トシテ銅又ハ銅合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者ハ左ニ揭グル事項ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

一　法令ニ依リ製造ヲ要スルモノノ製造

二　學術研究、試驗又ハ標本ノ用ニ供スルモノノ製造

三　鍍金用又ハ箔、紙、絲、粉若ハ液トシテ使用スルトキ

前條ノ規定ハ同條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ其ノ指定ノ際現ニ製造中ノモノヲ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　法令ニ依リ製造ヲ要スルモノノ製造

二　學術研究、試驗又ハ標本ノ用ニ供スルモノノ製造

三　鍍金用又ハ箔、紙、絲、粉若ハ液トシテ使用スルトキ

第四條ノ二　前條ノ規定ハ同條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ニシテ其ノ指定ノ際現ニ第二條ノ規定ニ依リ新ニ制限ヲ受クルニ至リタル用途ニ銅又ハ銅合金ヲ使用中ノ者ニハ其ノ使用ニ付本則第二條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ一週間以內ニ第三條ニ揭グル事項ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ屆出ヅルコトヲ要ス

附　則

本則ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則公布ノ際現ニ第二條ノ規定ニ依リ新ニ制限ヲ受クルニ至リタル用途ニ銅又ハ銅合金ヲ使用中ノ者ニハ其ノ使用ニ付本則第二條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ一週間以內ニ第三條ニ揭グル事項ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ屆出ヅルコトヲ要ス

從前ノ第四條ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者本則施行ノ日ノ前日迄ニ當該物品又ハ部分品ノ製造ヲ完了セザルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

附　則（昭一六、一〇、一六、商令八八）

本令ハ昭和十六年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依ル物品指定

（昭和十六年十月十六日　商工省告示第九百四十三號）

銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定シ昭和十三年八月商工省告示第二百二十七號及昭和十四年三月商工省告示第六十五號ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十六年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

アイロン
抽出シ
アルコールランプ
安全剃刀及同容器
椅子及腰掛
犬用金具
印形、印形入金具及肉池
インク壺及インクスタンド
印刷用器
インターフォン
インテル
打掛
腕時計バンド
腕輪
運動用金具
繪具容器及繪具皿
エレベーター（工業用ノモノヲ除ク）
煙突
鉛筆金具
鉛筆削
鉛筆鞘
置時計
置物
桶、樽、缶類ノ輪
押板
帯留及帯挟
オペラグラス（倍率五以上ノモノヲ除ク）
カーテン金具
カードケース
カード立及カード差金具
カードリング
鏡金具
花器及花止器具
楽器及楽譜臺
角砂糖挟
カクテルセット
額
掛時計ノケース及文字盤
籠類
傘立及傘吊
菓子型
菓子器
菓子製造器
刀ノ鍔
家庭用懐中電燈
家庭用冷藏庫
金網（工業用ノモノヲ除ク）
鞄金具（蝶番及錠前ヲ除ク）
カフスボタン
壁掛
釜
蟇口金具
髪飾品
紙挟
蚊帳ノ釣手及釣具
蚊遣器（蚊遣線香臺ヲ含ム）
カラー止
カラーボタン
カレンダー金具
皮製器（工業用ノモノヲ除ク）
玩具
看板
煙管
喫煙用器具（煙管、パイプ、ライター、灰皿、シガレットケース等）
急須
競技又ハ遊戯用短銃
鏡臺金具
魚類觀賞用容器
霧吹器（香水吹金具ヲ含ム）
金庫（手提金庫ヲ含ム）
空氣銃
鉤（工業漁業及船舶用ノモノヲ除ク）
屑入
薬玉装飾金具
果物容器
靴洗器
靴下止金具
靴篦
頸飾
クリップ類
掲示板
化粧品又ハ化粧用具ノ容器（口金ヲ含ム）
鍵板
建築物ノ柱、壁、天井、庇廻シ等ノ装飾金物（ダクトヲ含ム）
コーナービード
コーヒー沸
廣告用文字
格子及パンチングメタル（レヂスターヲ除ク）
交通標識板
氷入器
氷挟
香爐
炬燵及蒸籠
コップ、茶碗類竝ニ同蓋、袴及臺
鏝（工業用ノモノヲ除ク）
五徳
子供用乗物
コハゼ
御飯蒸器
コルセット用金具
ゴルフ用具
コンパクト
盃
柵
皿（受皿ヲ含ム）及コンボード類
仕切用金物（カウンタースクリーンヲ含ム）
七輪及焜爐竝ニ同附屬品
自在鉤
自在水栓
自轉車止
自動警報機
自動販賣機
絞タオル入
シャープペンシル
寫眞機用三脚及雲臺
寫眞立
シャンペンクーラー
十能（炭十能ヲ含ム）
漏斗
狀差
賞牌
賞盃

錠前ノ擬玉（建築受ネヂ部ヲ除ク）
燭臺
食卓
書狀秤
如露
人力車部分品及附屬品（梶元、梶ネヂ、擋木ネヂ、土除座金、重座金及ニップルヲ除ク）
炊事釜（調理釜ヲ含ム）
炊事用ボール
スイッチボード
水筒
吸取器
水盤
鈴（風鈴ヲ含ム）及鉦
硯水入
スタンプ臺
ステッキ金具
ストーブ
ストロー立
スプーン
スプリンクラー
ズボン吊金具
ズボン伸張器
栓止
栓抜
スライドファスナー
洗滌器
船舶用、燈火管制用、耐雷燈用及特殊照明用（航空標識用、航路標識用及鐵路照明用）以外ノ照明器具及同附屬品（通電部分及反射鏡部分ヲ除ク）
石鹸入
扇風機（工業用ノモノヲ除ク）
洗面器及同臺
袖丸ミ型板
算盤
大根等ノ卸金
タイムレコーダーノケース
煙缶
棚
卓上呼鈴
卓上日記金具
玉子燒器
箪笥、衣裳入箱、衣紋掛、本箱、引出箱、茶棚、机等ノ金具（蝶番及錠前ヲ除ク）
痰壺及同臺
煖房具前飾金物
煖房用ラヂエーター、同カバー及同給濕器
蓄音機
茶托、茶壺、茶零シ、茶漉シ及茶漉シ入
茶道用風爐釜
茶篩ジ
手水鉢
提灯金具
帳面（ルーズリーフノート及スプリングノートヲ含ム）金具
調味料容器（調味料容器立ヲ含ム）
貯金箱
塵取
散蓮華
陳列用器具
通學用水筒及油壺
釣鐘及鐘
吊下手洗器
ディッシュカバー
手提金具
手摺
電氣座蒲團
電氣掃除器
電氣足温器
電球（導入線ヲ除ク）
天水桶
天火
ドアークローザー及フロアーヒンヂ
樋及樋受金物
トイレットペーパーホルダー
トースター
銅壺及柄杓入
銅像（胸像ヲ含ム）及銅碑竝ニ同臺
導電用接地板類
燈籠
戸扉及絞リ戸
戸、扉又ハ家具類ノ引手及把手
戸車
戸棚（ロッカーヲ含ム）
銅鑼
トランク類金具（蝶番及錠前ヲ除ク）
鳥籠
泥拭器
ナイフ（ペンナイフ及バターナイフヲ含ム）
流臺
ナットクラッカー
ナフキンリング
鍋
ネームプレート、コーションプレート、標札類
ネオンサイン用具
ネクタイ止
ネクタイピン
灰落シ
灰皿
排氣筒
蠅叩
蠅帳
灰篩
履物ノ裏金及座金
バケツ
箸立
破損止金物
バター、ジャム、ミルク、酒類等ノ容器
バッヂ
齒刷子入
バニティケース
バルブ（同蓋ヲ除ク）、スポーク用ニップル、ベル中心齒車及ポンプロ金以外ノ自轉車部分品及附屬品
パレット
番號札
パン立
バンド及バンド用金具
ハンドバッグ金具
髭剃用コップ
柄杓及杓子（金網製ノモノヲ含ム）
尾錠
火熨斗
火箸
火鉢
紐掛
表示板掲裝具
日除用金具
ファイル
フィンガーボール
フォーク
ブックベルト金具
佛壇金具（蝶番ヲ除ク）
筆洗器
筆立（ペン立ヲ含ム）及筆架
布巾掛
ブローチ
風呂桶及風呂釜
噴水金物
文鎮
ペーパーナイフ
塀
ヘヤーアイロン
ヘヤードライヤー
篦
ペン皿及ペン軸
ホールスタンド及衝立
箒
帽子、額等ノ掛金具
庖丁
墨汁壺

ボタン(スナップヲ除ク)　ホック
盆　盆景用具類
本立(ブックエンドヲ含ム)　マーク開閉込板
窓開閉調整器　魔法瓶
萬年筆金具(ペン先ヲ除ク)　鋳寸容器
水差　耳飾
名刺、傳票等ノ刺器　メガホン
目地　メニュー立
メモ挾　持運リ
物干器具　門及門柱
藥罐　燒鍋
燒串　矢立
矢筈　郵便受口
床置器　指輪
湯沸器　洋傘裝飾金具
楊枝入　洋服掛
理容用霧洗滌輪　欄干
蠟燭立　ワイシャツ袖釦金具

銅、鉛、錫等配給統制規則

(昭和十三年十一月二十二日商工省令第九十九號)

改正　昭一四、六、一一、商令二五
昭一四、七、一五、商令三四
昭一五、六、二六、商令四六
昭一六、四、二一、商令二三

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ銅、鉛、錫等配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ銅、鉛、亞鉛、錫又ハアンチモンノ地金トハ銅地金、鉛地金、亞鉛地金、錫地金又ハアンチモン地金及左ノ各號ノ一ニ該當スル粗地金ヲ除クノ外銅、鉛、亞鉛、錫又ハアンチモンヲ主タル成分トスル粗地金ヲ謂フ

一　產金法ノ適用ヲ受クル製錬ノ過程ニ在ル合金物
二　銅又ハ黃銅、靑銅其ノ他ノ銅合金ノ屑(ユルミヲ含ム)又ハ故ヲ再生シタルモノ
三　鉛又ハハンダ、活字合金其ノ他ノ鉛合金ノ屑又ハ故ヲ再生シタルモノ

本則ニ於テ故銅トハ銅又ハ黃銅、靑銅其ノ他ノ銅合金ノ屑(ユルミヲ含ム)及故並ニ此等ヲ流替ヘタルモノ及前項第二號ニ揭グル粗地金ヲ謂ヒ故鉛トハ鉛又ハハンダ、活字合金其ノ他ノ鉛合金ノ屑及故並ニ此等ヲ流替ヘタルモノ及前項第三號ニ揭グル粗地金ヲ謂ヒ故亞鉛トハ亞鉛ノ屑(亞鉛滓ヲ除ク)及故並ニ此等ヲ流替ヘタルモノヲ謂ヒ故錫トハ錫ノ屑(錫滓ヲ除ク)及故並ニ此等ヲ流替ヘタルモノヲ謂フ

第一條ノ二　製錬業者(再生製錬業者ヲ含ム)ハ其ノ製錬シタル銅、鉛、亞鉛、錫若ハアンチモンノ地金又ハ水銀ヲ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制組合ト稱ス)以外ノ者ニ之ヲ販賣シ(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ス場合ヲ含ム以下同ジ)若ハ統制組合ノ指示ニ依ル場合ヲ除クノ外受託製錬品ノ引渡其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ之ヲ引渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　關稅定率法別表輸入稅表ニ揭グル物品中本則ノ別表ニ揭グルモノ(產金法ノ適用ヲ受クル含金鑛物及製錬ノ過程ニ在ル合金物ヲ除ク)ヲ輸入シタル者ハ之ヲ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタル統制組合及會社(以下會社ト稱ス)竝ニ其ノ指定シタル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ明治三十七年勅令第百九號第一條第三項ノ規定ニ依リ私設保稅工場ノ設置ニ付特許手數料ノ低減又ハ免除ヲ受ケタル者其ノ低減又ハ免除ヲ受クベキ事由ニ依リ輸入シタルモノヲ當該保稅工場ニ於テ使用スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

關稅定率法別表輸入稅表ニ揭グル物品中本則ノ別表ニ揭グルモノニシテ產金法ノ適用ヲ受クル含金鑛物又ハ製錬ノ過程ニ在ル合金物ヲ輸入シタル者ハ之ヲ使用シ又ハ產金法第三條第一項若ハ朝鮮產金令

第三條第一項ノ免許ヲ受ケタル金製錬業者若ハ含金鑛產物買入業者ニ販賣セントスルトキハ其ノ使用數量又ハ販賣先及販賣數量ニ付會社又ハ其ノ指定シタル者ノ承認ヲ受クベシ但シ產金法第二條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ販賣セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　第一條ノ二但書又ハ前條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ當該物品ニ關スル統制組合又ハ會社ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

第四條　故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ買受ケ(昭和十四年七月三十一日以前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム以下同ジ)又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　軍ヨリ故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ受入ルルトキ
二　故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ輸入スルトキ
三　故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ノ販賣業ヲ營ムモノ販賣ノ目的ヲ以テ買受クルトキ
四　特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第四條ノ二　統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ノ蒐集業者又ハ販賣業者ハ第二條第一項但書ノ場合及前條但書ノ場合ヲ除クノ外故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ讓渡シ又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相手方ノ所有ニ屬セザル故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ引渡スコトヲ得ズ工業、鑛業、鐵道業、電氣事業、瓦斯事業又ハ水道事業ヲ營ム者其ノ事業上生ジタル故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ニ付亦同ジ

第四條ノ三　軍ヨリ故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ受入レタル者ハ其ノ故銅、故鉛、故亞鉛及故錫ニ付一月間ノ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ其ノ翌月十五日迄ニ統制會社ヲ經由シテ商工大臣ニ提出スベシ

一　受入工場ノ名稱及所在地
二　受入先ノ工場ノ名稱及所在地
三　受入工場別ノ受入先工場別種類別規格別受入數量

第五條　二以上ノ工場、鑛山又ハ其ノ他ノ事業場ニ於テ事業ヲ營ム者ハ其ノ一ノ工場(工場法ノ適用ヲ受クルモノニ限ル)又ハ鑛山(鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ屬スルモノニ限ル)ニシテ故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルモノニ他ノ工場、鑛山又ハ其ノ他ノ事業場ニ於テ生ジタル故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ノ販賣業者ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受ケタル故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第七條　第四條第四號又ハ第五條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ統制會社ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

第八條　商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ價格及期限ヲ定メ銅、鉛、亞鉛、錫若ハアンチモンノ地金、水銀又ハ故銅、故鉛、故亞鉛若ハ故錫ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ當該物品ニ關スル統制組合又ハ統制會社ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第九條　亞鉛若ハ錫ノ地金又ハ亞鉛末ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ其ノ使用ニ因リ生ジタル亞鉛滓又ハ錫滓

ヲ當該物品ニ關スル統制組合又ハ其ノ指定シタル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　銅、鉛、亞鉛、錫若ハアンチモンノ地金、水銀又ハ故銅、故鉛、故亞鉛若ハ故錫ヲ移入シタル者ハ之ヲ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタル統制組合及統制會社竝ニ其ノ指定シタル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ第四條但書ノ場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ當該物品ニ關スル統制組合又ハ統制會社ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

附　則

本則ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條乃至第七條中故鉛及故亞鉛ニ關スル規定ノ施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

附　則（昭一四、六、一、商令二五）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一四、七、一五、商令三四）

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭一四、一、商令二三）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭一五、六、二六、商令四六）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭一六、四、一、商令二三）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ輸入シタル水銀ニ付テハ本令ニ依ル改正規定ハ之ヲ適用セズ

（別表）

輸入稅表番號	品名
四五八ノ內	銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亞鉛鑛、安知母尼及硫化安知母尼
四六四	銅
四六五	鉛
四六六	錫
四六七	亞鉛
四六九ノ內	水銀
四七〇	安知母尼及硫化安知母尼
四七一	眞鍮及青銅
四七二	日耳曼銀
四七三ノ內	眞鍮線、青銅線及ハンダ

銅、鉛、錫等配給統制規則第一條ノ二ノ規定ニ依ル指定

（昭和十四年八月一日　商工省告示第百七十五號）

改正　昭一六、四、一、商告二六八

一銅ノ地金ニ付テハ日本銅統制組合

一鉛（亞鉛又ハアンチモンノ地金ニ付テハ日本鉛亞鉛アンチモン統制組合

一錫ノ地金ニ付テハ錫統制組合

一水銀ニ付テハ日本水銀統制組合

銅、鉛、錫等配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依ル統制組合及會社指定

（昭和十五年六月二十六日　商工省告示第三百二號）

改正　昭一六、四、一、商告二六九

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鉛、亞鉛、錫等使用制限規則左ノ通定ム

第一條　鉛、亞鉛、錫若ハアンチモン又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙又ハチューブハ之ヲ商賣、化粧品又ハ飲食料品ニシテ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）ニ非ザルモノノ包裝ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　使用スル箔、紙又ハチューブノ種類及數量

二　箔、紙又ハチューブノ用途

三　箔、紙又ハチューブヲ使用セントスル事由

第三條　鉛、亞鉛、錫若ハアンチモン又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金（銅使用制限規則ノ適用ヲ受クル銅合金及ニッケル使用制限規則ノ適用ヲ受クルニッケル合金ヲ除ク）ハ之ヲ左ニ揭グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品ニ非ザルモノノ製造ニ使用スルコトヲ得ズ但シ亞鉛メッキ用、錫メッキ用又ハハンダトシテ使用スル場合及地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　茶器、酒器、菓子器其ノ他ノ飲食用器

銅、鉛、錫等配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通統制組合及會社ヲ指定シ昭和十三年十二月一日商工省告示第三百三十九號ハ之ヲ廢止ス

一銅、錫、鉛ノ配給統制規則ノ別表ニ揭グル銅、鉛鑛、青銅、日耳曼銀、眞鍮鑛及青銅鑛ニ付テハ日本銅統制組合

一銅、錫、鉛等配給統制規則ノ別表ニ揭グル鉛、亞鉛、安知母尼及硫化安知母尼ニ付テハ日本鉛亞鉛アンチモン統制組合

一銅、錫、鉛等配給統制規則ノ別表ニ揭グル錫及ハンダニ付テハ錫統制組合

一銅、錫、鉛等配給統制規則ノ別表ニ揭グル水銀ニ付テハ日本水銀統制組合

一銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ揭グル銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亞鉛鑛、安知母尼及硫化安知母尼ニ付テハ日本鉛亞鉛アンチモン統制組合

一銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ揭グル銅、鉛及錫ニ付テハ錫統制組合

一銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ揭グル水銀ニ付テハ日本水銀統制組合

一銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ揭グル銅、鉛、安知母尼及硫化安知母尼ニ付テハ日本鉛亞鉛アンチモン統制組合

一銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ揭グル銅、鉛、亞鉛、錫、青銅、日耳曼銀、眞鍮鑛及青銅鑛ニ付テハ日本銅統制組合

一銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ揭グル銅、鉛、亞鉛、錫、安知母尼及硫化安知母尼ニ付テハ日本鉛亞鉛アンチモン統制組合

一銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ揭グル銅、鉛、亞鉛、錫、眞鍮鑛、青銅鑛、安知母尼及硫化安知母尼ニ付テハ帝國鑛業開發株式會社

銅、鉛、錫等配給統制規則第四條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十三年十一月二十二日　商工省告示第三百四十號）

日本故銅統制株式會社

銅、鉛、錫等配給統制規則第十條ノ規定ニ依ル統制組合及統制會社指定

（昭和十五年六月二十六日　商工省告示第三百三號）

鉛、亞鉛、錫等使用制限規則

（昭和十三年七月九日　商工省令第五十一號）

改正　昭一五、八、二〇、商令六二

具
二　鍋、釜、湯沸其ノ他ノ厨房用器具
三　火鉢、煙草盆、衝立、飾棚、飾表其ノ他ノ家具什器
四　千指、把手、蝶番其ノ他ノ建築用附属金具
五　履物、花緒、裏皮、裏物其ノ他ノ美術装飾品
六　懐中セット、シガレットケース、灰皿其ノ他ノ喫煙用器具
七　ハンドバッグ、化粧用具、化粧品容器其ノ他ノ身廻用品
八　装飾、帯止、ブローチ、錺釦其ノ他ノ装身具又ハ被服附属金具
九　文鎮、インクスタンド、紙切其ノ他ノ文房具
十　玩具

第四條　前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ
一　製造スル物品ノ名称及数量
二　鉛、亜鉛、錫若ハアンチモン又ハ之等ノ金属ヲ用ヒタル合金ノ種類別使用数量
三　鉛、亜鉛、錫若ハアンチモン又ハ之等ノ金属ヲ用ヒタル合金ヲ使用セントスル事由

第五條　鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハ之等ノ金属ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙若ハチューブヲ以テ輸出品トシテ包装シタル歯磨、化粧品若ハ飲食料品又ハ第三條各號ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品ニシテ鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハ之等ノ金属ヲ用ヒタル合金（銅使用制限規則ノ適用ヲ受クル銅合金及ニッケル使用制限規則ノ適用ヲ受クルニッケル合金ヲ除ク）ヲ使用シテ製造シタルモノヲ譲受ケタル者ハ之ヲ本邦、関東州、満洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本則ハ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ歯磨、化粧品又ハ飲食料品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ニハ本則施行ノ際現ニ有スル箔、紙又ハチューブヲ使用スル場合ニ限リ第一條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第四條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

煙草配給統制規則

（昭和十六年六月二十三日商工省令第六十號）

昭和十二年法律第九十二號第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ煙草配給統制規則左ノ通定ム

第一條　日本タンニン商事株式會社（以下會社ト稱ス）又ハ其ノ指定シタル者ニ非ザレバ商工大臣ノ指定シタル煙草（以下煙草ト稱ス）ヲ輸入シ又ハ移入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　煙草ノ製造ヲ業トスル者又ハ前條ノ規定ニ依リ會社ノ指定シタル者ハ其ノ製造シ又ハ輸入シ若ハ移入シタル煙草ヲ會社以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　煙草ヲ使用スル者ハ其ノ組織スル

工業組合若ハ漁業組合又ハ會社以外ノ者ヨリ、煙草ヲ使用スル者ノ組織スル工業組合又ハ漁業組合ハ會社以外ノ者ヨリ煙草ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ第一條但書ノ許可ヲ受ケ煙草ヲ輸入シ若ハ移入シタル者又ハ前條但書ノ許可ヲ受ケ煙草ヲ賣渡ス者ヨリ當該煙草ヲ買受クル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　煙草ノ製造ヲ業トスル者又ハ第一條ノ規定ニ依リ會社ノ指定シタル者ハ其ノ製造シ又ハ輸入シ若ハ移入シタル煙草ヲ使用シタルコトヲ得ズ但シ煙草ヨリニキス抽出スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　會社ハ毎月ノ煙草ノ賣渡先別數量別賣渡數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條　會社ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一　前月中ニ於ケル煙草ノ仕出地別種類別數量
二　前月中ニ於ケル煙草ノ買受先別種類別買受數量
三　前月中ニ於ケル煙草ノ賣渡先別種類別賣渡數量
四　前月末ニ於ケル煙草ノ種類別在庫數

附　則

本則ハ昭和十六年六月二十三日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第六條ノ規定ハ同年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

煙草配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル煙草指定

（昭和十六年六月二十三日商工省告示第五百四十一號）

煙草配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ煙草ヲ左ノ通指定ス

左ニ掲グルモノニシテ香料、着色其ノ他ノ加工ヲ爲シ又ハ爲サズシテ喫煙又ハ噛用ニ供スルモノ

一　赤葉、エゾ葉、トド葉、柏、楓、相思樹、マングローブ及ワットルノ樹皮並ニ其ノエキス
二　タンニン酸及其ノエキス
三　ミラボラム及ディビディビ
四　チェストナット及其ノエキス
五　アベマキ、櫟、柏槲、栃及楢ノ果實ノエキス
六　スプルースエキス
七　合成鞣劑

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件

（昭和十五年十二月二十九日商工省令第百十五號）

改正　昭一六、七、一二、商令六四

昭和十二年法律第九十二號第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下指定輸出品ト稱ス）ハ南洋貿易會（以下貿易會ト稱ス）ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケタル者（以下輸出業者ト稱ス）又ハ輸出調整機關（以下輸出調整機關ト稱ス）ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

貿易會輸出調整機關ヲ指定シタルトキハ遅滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第一項ノ輸出調整機關ハ商工大臣之ヲ考

示ス

第二條　貿易會又ハ輸出調整機關ハ、指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

貿易會又ハ輸出調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託又販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三條　前條第一項ノ規程ニハ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ

一　買受手續、輸出手續、輸出委託手續及販賣手續

二　買受價格、輸出價格、委託輸出價格及販賣價格ニ關スル事項

三　輸出代金及委託輸出代金ノ決濟ニ關スル事項

四　委託手數料ニ關スル事項

五　其ノ他委託輸出及販賣ノ條件ニ關スル事項

第四條　貿易會又ハ輸出調整機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第五條　第一條ノ規定ハ指定輸出品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

一　御料品

二　本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族竝ニ其ノ從者ニ屬スル物品

三　本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品

四　官廳ノ輸出ニ係ル物品

五　手荷物、引越荷物又ハ船用品

六　博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品

七　關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品

八　販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第六條　貿易會又ハ輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ買受ケタル者又ハ輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ヲ受ケタル者ハ其ノ指定輸出品ニ付關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第七條　貿易會又ハ輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者當該指定輸出品ノ輸出ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ品名、價格、數量及價額竝ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ貿易會又ハ輸出調整機關ニ提出スベシ貿易會又ハ輸出調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第八條　關稅定率法別表輸入稅表ニ揭グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下指定輸入品ト稱ス）ハ貿易會ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者、貿易會ノ指定シタル者（以下輸入調整機關ト稱ス）又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ貿易會輸入調整機關ヲ指定シタルトキハ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ屆出ヅベシ

第一項ノ輸入調整機關ハ商工大臣之ヲ告示ス

第九條　貿易會又ハ輸入調整機關ハ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

貿易會又ハ輸入調整機關ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ニ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸入品ニシテ之ヲ輸入シ又ハ輸入ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條　前條第一項ノ規程ニハ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ

一　輸入手續、輸入委託手續及販賣手續ニ關スル事項

二　輸入價格、委託輸入價格及販賣價格ニ關スル事項

三　輸入代金及委託輸入代金ノ決濟ニ關スル事項

四　委託手數料ニ關スル事項

五　其ノ他委託輸入及販賣ノ條件ニ關スル事項

第十一條　貿易會又ハ輸入調整機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條　第八條ノ規定ハ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條　貿易會又ハ輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

一　第五條第一號乃至第三號及第五號ニ揭グル物品

二　官廳ノ輸入ニ係ル物品

三　博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品

四　關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケ輸入スル物品

五　販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十四條　貿易會又ハ輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ノ輸入ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ品名、價格、數量及價額竝ニ輸入ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸入シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ貿易會又ハ輸入調整機關ニ提出スベシ

貿易會又ハ輸入調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第十五條　第八條第一項、第九條及前二條ノ規定ハ第八條ノ規定ニ依ル物品ノ指定アリタル際現ニ輸入契約濟ノ指定輸入品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

附　則

本令ハ昭和十六年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、七、一二、商令六四）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ第一條ノ規定ニ依ル輸出調整機關ハ之ヲ同條ノ改正規定ニ依ル輸出調整機關ト看做ス

第一條第三項ノ規定ハ前項ノ輸出調整機關ニ付テハ之ヲ適用セズ

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル地域指定

（昭和十五年十二月二十九日商工省告示第八百九十八號）

改正　昭一六、一〇、六、商告八九七

佛領印度支那
泰國

――――

（昭和十六年十月六日商工省告示第八百九十七號ヘ昭和十六年十月十五日ヨリ施行）

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル指定輸出品ノ指定及同條ノ輸出調整機關

（昭和十六年十月六日商工省告示第八百九十八號）

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル指定輸出品ノ指定及同條ノ輸出調整機關左ノ如シ

昭和十六年一商工省告示第十一號ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十六年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

佛領印度支那又ハ泰國ニ對スル指定輸出品及輸出調整機關

輸入稅番號	品名	輸出調整機關
一五	麥芽	日本南洋雜貨輸出組合
二二	豆類	北海道豆類輸出組合
二二ノ內	穀粉類	日本穀粉輸出組合
三〇	別號ニ揭ゲザル穀物及種子（醫藥用ノモノヲ除ク）	日本南洋雜貨輸出組合
三一	蔬菜、果實及種子（罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ並ニ乾蔬菜、乾果實、馬鈴薯及玉蜀黍ヲ除ク）	同右
三一ノ內	罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ	日本蔬菜物輸出組合
三一ノ內	乾蔬菜類及海藻類	日本馬鈴薯玉蜀黍輸出組合
三二	馬鈴薯及玉蜀黍	日本茶輸出組合
三二ノ內	茶	日本南洋雜貨輸出組合
四五	菓子	同右
四六	ジヤム、フルートゼリー類（罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノヲ除ク）	日本罐詰輸出組合
四六ノ內	罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ	日本蔬菜物輸出組合
四七	ビスケット（砂糖ヲ加ヘザルモノ）	日本南洋雜貨輸出組合
四八	マカロニー、ヴアミセリー其ノ他各種ノ麵類	同右
四九ノ內	罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合
五〇	ソース（罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノヲ除ク）	日本南洋雜貨輸出組合
五〇ノ內	罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合

五二	魚類（罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノヲ除ク）	日本南洋雜貨輸出組合
五二ノ二	魚介類	
	一 生鮮ナルモノ	同右
	二 罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合
	三 其ノ他	日本南洋雜貨輸出組合
五三	バター、人造バター及ギー	同右
五四	チース	同右
五五	コンデンスドミルク	同右
五六	インファントフード	日本南洋雜貨輸出組合
五九	魚類（生鮮ナルモノヲ除ク）	同右
五九ノ二	魚類ノ粉末及魚類ノ粉末ヲ主トスルモノ	日本南洋雜貨輸出組合
六〇	海藻、寒天及其ノ他ノ藻類ヲ主トスルモノ	同右
六三	鯨油（鯨肉ヲ煮取リタル後ノ殘油ヲ含ム）及鯨油ヲ主トスルモノ	日本南洋雜貨輸出組合
六七	別號ニ揭ゲザル食料品（別號ニ揭ゲザルモノ）	同右
六七ノ內	罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ	日本罐詰輸出組合
六七ノ內	牛乳	日本南洋雜貨輸出組合
六七ノ內	寒天	日本蔬菜物輸出組合
六八	醬油	日本南洋雜貨輸出組合
七一	皮革（別號ニ揭ゲザルモノ）	同右
七二	革製品（別號ニ揭ゲザルモノ）（二ヲ除ク）	日本南洋雜貨輸出組合
七三ノ內	帽子用麥稈（編ミ又ハ組ミタルモノヲ含ム）	日本帽子工業協同組合
八一	靴下及靴（別號ニ揭ゲザルモノ）	同右
八四ノ二	ガラト（テニスラケット用ノモノ）	日本南洋雜貨輸出組合
八八	雜革製品（別號ニ揭ゲザルモノ）	同右
九〇	雜革製品（別號ニ揭ゲザルモノ）	日本南洋雜貨輸出組合
九一	眼鏡	同右
九二	時計	日本時計輸出組合
九四	玩具	日本南洋雜貨輸出組合
九五	雜物（別號ニ揭ゲザルモノ）	同右
	一 芳香性ノモノ（香料、調香品、カヤプテ油、チモアン油、白檀油及合成香料ヲ除ク）	日本南洋雜貨輸出組合
九五ノ內	薄荷油	同右
一〇七	桐油及荏油	日本工業藥品輸出組合
一〇八	樟腦	同右
一一〇	ステアリン	日本南洋雜貨輸出組合
一一五ノ內	蠟類	同右
一一七	石鹼	日本南洋雜貨輸出組合
一一八	香水ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品	日本南洋雜貨輸出組合

一一九	香水	日本南洋雜貨輸出組合
一二一	人參	同右
一四六	ゼラチン	日本工業藥品輸出組合
一四八	寒天	同右
一四九	寒天ヲ除ク外ノ藻類及硫化銅	日本南洋雜貨輸出組合
一五一	ブロム	同右
一五二	亞砒酸	日本工業藥品輸出組合
一五四	鹽酸	同右
一五五	礬酸	同右
一五六	硝石酸	同右
一五七	ナリチール酸	日本南洋雜貨輸出組合
一五八	無水炭酸瓦斯	同右
一六一	炭酸瓦斯	日本南洋雜貨輸出組合
一六一ノ二	炭素子鹽	同右
一六三	無水アムモニア	日本南洋雜貨輸出組合
一六四	苛性曹達及苛性加里	同右
一六五	曹達灰及天然曹達	日本南洋雜貨輸出組合
一六七	曹達化合物	同右
一六九	硼砂曹達	日本南洋雜貨輸出組合
一七〇	硼酸曹達（硼砂）	同右
一七一	硫酸曹達	日本南洋雜貨輸出組合
一七二	クロール酸曹達	同右
一七三	青化曹達及青化加里	日本南洋雜貨輸出組合
一七四	硝酸加里（硝石）	同右
一七四ノ二	生石灰	日本工業藥品輸出組合
一七六	クロール酸加里	同右
一七七	青クローム酸加里及クローム酸曹達	日本南洋雜貨輸出組合
一七七ノ二	過燐酸加里	同右
一七八	燐酸マグネシウム	日本南洋雜貨輸出組合
一八〇	燐化バリウム	同右
一八一ノ二	過燐化バリウム	日本南洋雜貨輸出組合
一八一ノ三	過酸化水素	同右
一八二	明礬	日本南洋雜貨輸出組合
一八三	フエロ青化曹達	同右
一八四	フエリ青化曹達	同右
一八五	フエロ青化加里（黃色血鹽）	同右
一八六	フエリ青化加里（赤色血鹽）	同右
一八八	鹽化アムモニウム	同右
一九〇	炭酸アムモニウム及重炭酸アムモニウム	同右
一九〇ノ二	硫酸ニツケル及硫酸ニツケルアムモニウム	同右
一九一	硝酸トリウム	同右

一九二	硝酸セリウム	同右	
一九二ノ二	ラヂウム及ラヂウム鹽類	同右	
一九二ノ三	ロヂウム鹽類	同右	
一九三	鹽酸石灰	同右	
一九四	アセトン	同右	
一九五	フオルマリン	同右	
一九六	木精	同右	
一九七	酒精	同右	
一九七ノ二	變性酒精	同右	
一九八	グリセリン	同右	
二〇〇ノ内	木化基硫酸ソーダ	同右	
二〇四	ナフタリン	日本南洋雜貨輸出組合	
二〇五	サリチール酸曹達	同右	
二〇六ノ内	ベンゾール、トリユーオル、ゼイロール、ソルベントナフサ、アンスラセン、カーベゾール、クレオソート油其ノ他別ニ揭ゲザルコールタール分留物（キシレノール除ク）	日本工業藥品輸出組合	
二〇七		同右	
二〇八	コールタール分留物ヨリ調製シタル化學的生成品（ベンゾールザハイドロベンゾール及ナイトロトリユーオル以外ノ香料、石炭酸、サリチール酸、ベータライト及曹達ヲ除ク、安息香酸、クロラミン、ジオキシアントラセン、ジオキシアントラキノン、ナフトール、フタレイン、オキシナフトエ酸及其ノ鹽類竝ニ不滑性アゾ染料ヲ除ク）	同右	
二〇八ノ内	オキシナフトエ酸及其ノ鹽類竝ニ不滑性アゾ染料	日本合成染料輸出組合	
二一一	ゼラチン、タンニン、ヘリオトロピン其ノ他別ニ揭ゲザル動植物ノ製者性化學品	同右	
二一二	曲柳材、曲木品、化粧箱其ノ他別ニ揭ゲザル製材者	同右	
二一三	鉛筆	日本除蟲菊輸出組合	
二一四	除蟲菊	同右	
二一四ノ二	製氷機	日本貿易振興株式會社	
二一七ノ内	鐵線	機械製品輸出振興株式會社	
二一九ノ内	鐵鎖	日本南洋雜貨輸出組合	
二一九ノ内	鐵線（鐵線ニ揭ゲザル鐵線ヲ除ク）	同右	
二一九ノ内	鐵線（炭素鋼、燐青銅、黄銅、白銅、洋銀、鋼、鐵、錫、鉛、亞鉛、石灰、硫化鐵、硫化石灰、硫酸銅、硫酸鐵、硫酸亞鉛、硫酸錫、硫化マグネシウム、苦汁、カーバイド、硫酸ソーダ、苛性ソーダ、硫酸アルミニウム、硫化カルシウム、硫酸銀及アムモニア用ノ鐵線ヲ除ク）	日本工業藥品輸出組合	
二二〇	電氣銅線（絶縁ニ揭ゲザル電氣銅線ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二一	電氣銅線以外ノ電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	同右	
二二二	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二三	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二四	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二四ノ二	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二五	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二五ノ二	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二五ノ三	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二五ノ四	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二五七	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二五八ノ二	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二五九ノ二	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二六〇	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二六一	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二六四	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二六五	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二六六	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二六八	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二六九ノ内	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二七〇	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二七二ノ二	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二七三	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二七五	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二七六	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二七七	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二七八	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二七九	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二八一ノ内	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	
二二八三	電氣材料（絶縁ニ揭ゲザル電氣材料ヲ除ク）	日本電氣材料輸出組合	

二二八四	毛絨織物（毛ノ含有量一割未滿ノモノヲ除ク）	同右	
二二八四ノ内	毛ノ含有量一割未滿ノモノヲ除ク）	同右	
二二八七	生絲（撚リタルモノヲ含ム）	日本絲糸布輸出同業會	
二二八八	特殊撚絲	日本絲人絹糸布輸出組合	
二二八九	人絹絲	日本絲人絹糸布輸出組合	
二二九〇ノ内	人絹絲ノ撚絲	日本絲人絹糸布輸出組合	
二二九〇ノ内	ステープル・ファイバー絲（撚絲ヲ除ク）	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二二九〇ノ内	ステープル・ファイバー	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二二九一ノ内	綿ヲ混（タル織絲（人絹絲、ステープル・ファイバー、毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本絲糸布輸出組合	
二二九一ノ内	人絹絲ヲ混（タル織絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
二二九一ノ内	ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル織絲（人絹絲、ステープル・ファイバー、毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二二九一ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル織絲（毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本毛絲糸布輸出組合	
二二九二	別ニ揭ゲザル絲（毛又ハ綿ヲ混（タル絲及人絲ヲ除ク）	日本絲糸布輸出組合	
二二九二ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（人絹絲ヲ混（タル絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
二二九二ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二二九三	人絹織物	日本絲人絹糸布輸出組合	
二二九六	別ニ揭ゲザル絲、織物、組紐及組物	機械製品輸出振興株式會社	
二二九八	別ニ揭ゲザル絲、織物、組紐及組物	日本毛絲糸布輸出組合	
二三〇	亞麻糸、苧麻糸、大麻糸、黄麻、マニラヘムプノ一又ハ二以上ニテ調シタルモノ	日本絲糸布輸出組合	
二三〇ノ内	其ノ他（綿糸以外ノモノニシテ麻、セロファン、ルモノヲ除ク）綿糸ノ撚絲ノモノヲ以テ調シタ	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二三〇ノ内	三 其ノ他ノ内 ファン、撚絲、織物、組紐及組物ノモノニシテ麻、セロファン、綿糸ノ撚絲ノモノヲ以テ調シタルモノ	日本絲糸布輸出組合	
二三一	綿織物（タオル地又ハ毛布地ノモノ絵ニ日本手拭ヲ除ク）	日本絲糸布輸出組合	
二三一ノ内	タオル地又ハ毛布地ノモノ絵ニ日本手拭	日本絲糸布輸出組合	
二三二	亞麻糸織物、ラミー、大麻、黄麻、マニラヘムプノ一又ハ二以上ニテ調シタル此等ノ撚絲ヲ緯トノ交織物（タオル地ノモノヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
二三二ノ内	亞麻糸織物、毛絨交織物及毛又ハ毛緯ト絹トノ交織物（毛布地ノモノヲ除ク）	日本毛絲糸布輸出組合	
二三二ノ内	毛布地ノモノ	日本毛絲糸布輸出組合	
二三三	別ニ揭ゲザル絲、織物、組紐及組物	機械製品輸出振興株式會社	
二三四	別ニ揭ゲザル絲、織物、組紐及組物	日本毛絲糸布輸出組合	
二三五	麻糸織物及リノリューム	日本絲糸布輸出組合	
二三六	ルーフィングカンヴアス	日本絲糸布輸出組合	
二三七	タードカンヴアス	日本絲糸布輸出組合	
二三八	金巾（綿子粉ヲ施リタルモノヲ含ム）	日本絲糸布輸出組合	
二三九	防水布（綿糸ヲ施リ又ハ挿入シタルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二四〇	寢具入布及同製品類	日本絲糸布輸出組合	
二四一	インシユーテングテープ（布帛ヲ用ヒタルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二四二	ラムプ心	日本絲糸布輸出組合	
二四三	タイプライターリボン	日本絲糸布輸出組合	
二四四	手巾（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二四五	帶巾（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二四六	ブランケット（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二四七	蚊帳（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二四八	地襯（絹製品裁斷ヲ經タルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二四九	テーブルクロース（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二五〇	蚊帳	日本絲糸布輸出組合	
二五一	トリミング	日本絲糸布輸出組合	
二五二	ハンモック	日本絲糸布輸出組合	
二五三	人絹織物	日本絲人絹糸布輸出組合	
二五三ノ内	絹絲又ハ毛布地又ハ毛布地ノモノヲ	日本絲糸布輸出組合	
二五三ノ内	タオル地又ハ毛布地ノモノ	日本絲糸布輸出組合	
二五三ノ内	絹絲又ハ毛絨ト人絹絲又ハステープル・ファイバートノ交織物	日本絲人絹糸布輸出組合	
二五四ノ内	絹ト他ノ繊維トノ交織布	日本絲人絹糸布輸出組合	
二五四ノ内	モト絹又ハ絹以外ノ繊維トノ交織布竝ニ絹ト絹以外ノ繊維トノ交織布	日本絲人絹糸布輸出組合	
二五五	人絹絲ノ撚絲ノ内絹絲	日本絲人絹糸布輸出組合	
二五九ノ内	ステープル・ファイバー絲ノ内絹絲	日本絲人絹糸布輸出組合	
二六〇	人絹絲及ステープル・ファイバー絲（撚絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
二六〇ノ内	ステープル・ファイバー	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二六一ノ内	綿ヲ混（タル織絲（人絹絲、ステープル・ファイバー、毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本絲糸布輸出組合	
二六一ノ内	人絹絲ヲ混（タル織絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
二六一ノ内	ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル織絲（人絹絲、ステープル・ファイバー、毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二六一ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル織絲（毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本毛絲糸布輸出組合	
二六二	別ニ揭ゲザル絲（毛又ハ綿ヲ混（タル絲及人絲ヲ除ク）	日本絲糸布輸出組合	
二六二ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（人絹絲ヲ混（タル絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
二六二ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二六二ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（毛又ハ綿ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本毛絲糸布輸出組合	
二六三	別ニ揭ゲザル絲、織物、組紐及組物	機械製品輸出振興株式會社	
二六四	別ニ揭ゲザル絲、織物、組紐及組物	日本毛絲糸布輸出組合	
二六五	麻糸織物及リノリューム	日本絲糸布輸出組合	
二六六	ルーフィングカンヴアス	日本絲糸布輸出組合	
二六七	タードカンヴアス	日本絲糸布輸出組合	
二六八	金巾（綿子粉ヲ施リタルモノヲ含ム）	日本絲糸布輸出組合	
二六九	防水布（綿糸ヲ施リ又ハ挿入シタルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二七〇	寢具入布及同製品類	日本絲糸布輸出組合	
二七一	インシユーテングテープ（布帛ヲ用ヒタルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二七二	ラムプ心	日本絲糸布輸出組合	
二七三	タイプライターリボン	日本絲糸布輸出組合	
二七四	手巾（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二七五	帶巾（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二七六	ブランケット（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二七七	蚊帳（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二七八	地襯（絹製品裁斷ヲ經タルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二七九	テーブルクロース（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
二八〇	蚊帳	日本絲糸布輸出組合	
二八一	トリミング	日本絲糸布輸出組合	
二八二	ハンモック	日本絲糸布輸出組合	
二八三	人絹織物	日本絲人絹糸布輸出組合	
二八三ノ内	絹絲又ハ毛布地又ハ毛布地ノモノヲ	日本絲糸布輸出組合	
二八三ノ内	タオル地又ハ毛布地ノモノ	日本絲糸布輸出組合	
二八三ノ内	絹絲又ハ毛絨ト人絹絲又ハステープル・ファイバートノ交織物	日本絲人絹糸布輸出組合	
二八四ノ内	絹ト他ノ繊維トノ交織布	日本絲人絹糸布輸出組合	
二八四ノ内	モト絹又ハ絹以外ノ繊維トノ交織布竝ニ絹ト絹以外ノ繊維トノ交織布	日本絲人絹糸布輸出組合	
二八五	人絹絲ノ撚絲ノ内絹絲	日本絲人絹糸布輸出組合	
二八九ノ内	ステープル・ファイバー絲ノ内絹絲	日本絲人絹糸布輸出組合	
二九〇	人絹絲及ステープル・ファイバー絲（撚絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
二九〇ノ内	ステープル・ファイバー	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二九一ノ内	綿ヲ混（タル織絲（人絹絲、ステープル・ファイバー、毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本絲糸布輸出組合	
二九一ノ内	人絹絲ヲ混（タル織絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
二九一ノ内	ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル織絲（人絹絲、ステープル・ファイバー、毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二九一ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル織絲（毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本毛絲糸布輸出組合	
二九二	別ニ揭ゲザル絲（毛又ハ綿ヲ混（タル絲及人絲ヲ除ク）	日本絲糸布輸出組合	
二九二ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（人絹絲ヲ混（タル絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
二九二ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
二九二ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（毛又ハ綿ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本毛絲糸布輸出組合	
二九三	別ニ揭ゲザル絲、織物、組紐及組物	機械製品輸出振興株式會社	
二九六	別ニ揭ゲザル絲、織物、組紐及組物	日本毛絲糸布輸出組合	
二九八	麻糸織物及リノリューム	日本絲糸布輸出組合	
二九九	ルーフィングカンヴアス	日本絲糸布輸出組合	
三〇〇	タードカンヴアス	日本絲糸布輸出組合	
三〇一	金巾（綿子粉ヲ施リタルモノヲ含ム）	日本絲糸布輸出組合	
三〇一ノ内	防水布（綿糸ヲ施リ又ハ挿入シタルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三〇二	寢具入布及同製品類	日本絲糸布輸出組合	
三〇三	インシユーテングテープ（布帛ヲ用ヒタルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三〇三ノ内	ラムプ心	日本絲糸布輸出組合	
三〇四ノ内	タイプライターリボン	日本絲糸布輸出組合	
三〇四ノ内	手巾（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三〇四ノ内	帶巾（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三〇五	ブランケット（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三〇六	蚊帳（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三〇七	地襯（絹製品裁斷ヲ經タルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三〇八ノ内	テーブルクロース（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三〇八ノ内	蚊帳	日本絲糸布輸出組合	
三〇九	トリミング	日本絲糸布輸出組合	
三一〇	ハンモック	日本絲糸布輸出組合	
三一一	人絹織物	日本絲人絹糸布輸出組合	
三一一ノ内	絹絲又ハ毛布地又ハ毛布地ノモノヲ	日本絲糸布輸出組合	
三一一ノ内	タオル地又ハ毛布地ノモノ	日本絲糸布輸出組合	
三一一ノ内	絹絲又ハ毛絨ト人絹絲又ハステープル・ファイバートノ交織物	日本絲人絹糸布輸出組合	
三一二ノ内	絹ト他ノ繊維トノ交織布	日本絲人絹糸布輸出組合	
三一二ノ内	モト絹又ハ絹以外ノ繊維トノ交織布竝ニ絹ト絹以外ノ繊維トノ交織布	日本絲人絹糸布輸出組合	
三一三	人絹絲ノ撚絲ノ内絹絲	日本絲人絹糸布輸出組合	
三一七ノ内	ステープル・ファイバー絲ノ内絹絲	日本絲人絹糸布輸出組合	
三一八	人絹絲及ステープル・ファイバー絲（撚絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
三一八ノ内	ステープル・ファイバー	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
三一九	綿ヲ混（タル織絲（人絹絲、ステープル・ファイバー、毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本絲糸布輸出組合	
三一九ノ内	人絹絲ヲ混（タル織絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
三一九ノ内	ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル織絲（人絹絲、ステープル・ファイバー、毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
三一九ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル織絲（毛又ハ綿ヲ混（タル織絲ヲ除ク）	日本毛絲糸布輸出組合	
三二〇	別ニ揭ゲザル絲（毛又ハ綿ヲ混（タル絲及人絲ヲ除ク）	日本絲糸布輸出組合	
三二〇ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（人絹絲ヲ混（タル絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本絲人絹糸布輸出組合	
三二〇ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（ステープル・ファイバー絲ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本ステープル・ファイバー輸出組合	
三二〇ノ内	毛又ハ綿ヲ混（タル絲（毛又ハ綿ヲ混（タル絲ヲ除ク）	日本毛絲糸布輸出組合	
三二一	別ニ揭ゲザル絲、織物、組紐及組物	機械製品輸出振興株式會社	
三二二	別ニ揭ゲザル絲、織物、組紐及組物	日本毛絲糸布輸出組合	
三二三	麻糸織物及リノリューム	日本絲糸布輸出組合	
三二四	ルーフィングカンヴアス	日本絲糸布輸出組合	
三二五	タードカンヴアス	日本絲糸布輸出組合	
三二六	金巾（綿子粉ヲ施リタルモノヲ含ム）	日本絲糸布輸出組合	
三二七	防水布（綿糸ヲ施リ又ハ挿入シタルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三二八	寢具入布及同製品類	日本絲糸布輸出組合	
三二九	インシユーテングテープ（布帛ヲ用ヒタルモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三三〇	ラムプ心	日本絲糸布輸出組合	
三三一	タイプライターリボン	日本絲糸布輸出組合	
三三二	手巾（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	
三三三	帶巾（絹製ノモノ）	日本絲糸布輸出組合	

三三四	鞄類及其ノ附屬品	同右	同右
三三五	エーアクション（歯車引金類ノモノヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
三三五ノ内	歯車引金類ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三三六	ベッドクイルト及クション	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三三七	ホース及機械用ベルチング（織維ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三三七ノ内	織維ノ用ヒタルモノヲ除ク	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三三八	鉄道及ベクリックロース	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四二ノ内	鉄道用ノモノ（長二二〇粍徑二六五粍以下ニ切斷シタルモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四三	羽ダル布用機（紡ノモノ、其ノ部分品又ハ附屬品ノモノ及金屬ニテ製シタル附屬品ヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四三ノ内	羽ダル布用機用リムテープ、羽サドルカバー、羽ハンドルカバー、羽フレーム卷（羽サドルカバー、羽ハンドルカバー、羽フレーム卷ヲ除ク）及ユムバイアテユープ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四三ノ内	羽ダル布用機ノモノ（自轉車用リムテープ、羽サドルカバー、羽ハンドルカバー、羽フレーム卷ヲ除ク）及ユムバイアテユープ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四三ノ内	自轉車用リムテープ、羽サドルカバー、羽ハンドルカバー、羽フレーム卷及羽ドレスガード	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四四	羽衣（自轉車用ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四四ノ内	自轉車用ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四五	シヤーズ、フロント、カラー及カフス（セリユロイド製ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四五ノ内	肌衣（上下ヲ羽ダズ）及カフス（セリユロイド製ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四六	手袋（羽衣製又ハ羽製ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四七ノ内	羽衣ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四七ノ内	羽製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四八ノ内	羽製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四九ノ内	毛皮製又ハ毛皮附ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三四九ノ内	羽衣製又ハ羽衣附ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五〇	羽飾（羽製ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五一	羽飾（羽製ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五二	羽飾（羽製ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五二ノ内	布ノ羽衣又ハフェルト製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社

三五二ノ内	羽製又ハ羽製引金類ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五二ノ内	セリユロイド製又ハ羽衣可燃製品ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五三	スリーヴサスペンダー及ストッキングサスペンダー類（金屬製ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五三ノ内	帽子及假髮（金屬製又ハ羽製ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五四	金屬製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五四ノ内	羽製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五五	羽衣ノ飾ノ附物（布製品、フェルト製、メリヤス製、革製、其ノ他ノ羽衣製又ハ羽製品ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五五ノ内	布製品、フェルト製又ハメリヤス製ノモノ（革製又ハ假髮ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五六ノ内	革製ノモノ及布製品ニシテ革製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五六ノ内	羽製ノモノ及布製品ニシテ羽製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五六ノ内	假髮（羽製ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五七	金屬（貴金屬又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石又ハ貴石ヲ用ヒタルモノヲ除ク）（陶磁製、硝子製、セリユロイド製又ハ羽衣製ノモノヲ除ク）及金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石又ハ貴石ヲ用ヒタルモノ（陶磁製、硝子製、セリユロイド製又ハ羽衣製ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五七ノ内	陶磁製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五七ノ内	硝子製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五七ノ内	セリユロイド製又ハ羽衣可燃製品ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五七ノ内	貝製又ハアイボリーナット製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五七ノ内	バタル、ハブク及アイボリーナット製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五八	貴石、半貴石又ハ貴石ヲ用ヒタルモノ（陶磁製、硝子製、セリユロイド製又ハ羽衣可燃製品ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五八ノ内	陶磁製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五八ノ内	硝子製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五八ノ内	セリユロイド製又ハ羽衣可燃製品ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五九	貴石、半貴石又ハ貴石ヲ用ヒタルモノ（陶磁製、硝子製、セリユロイド製又ハ羽衣可燃製品ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五九ノ内	陶磁製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五九ノ内	硝子製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三五九ノ内	セリユロイド製又ハ羽衣可燃製品ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三六〇ノ内	貴石、半貴石又ハ貴石ヲ用ヒタル金屬製品及其ノ部分品（歯車引金類ノモノヲ除ク）	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三六〇ノ内	陶磁製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三六〇ノ内	硝子製ノモノ	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三六一	貴石、半貴石又ハ貴石ヲ用ヒタル金屬製品及其ノ部分品（歯車引金類ノモノヲ除ク）ノ附屬品	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三六二	貴石、半貴石又ハ貴石ヲ用ヒタル金屬製品及其ノ部分品（歯車引金類ノモノヲ除ク）ノ附屬品ノ部分品	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三六三	貴石、半貴石又ハ貴石ヲ用ヒタル金屬製品及其ノ部分品（歯車引金類ノモノヲ除ク）ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三六四	貴石、半貴石又ハ貴石ヲ用ヒタル金屬製品及其ノ部分品（歯車引金類ノモノヲ除ク）ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	機械器具輸出振興株式會社	機械器具輸出振興株式會社
三六五	プロテクタベーパー	同右	同右

三六六	包裝用紙及紙ノ袋ヤ箱用紙（ラッシュペーパーヲ除ク）	同右	同右
三六六ノ内	羽衣用紙	同右	同右
三六八	羽製品	同右	同右
三六九	鉛筆（金屬製）	同右	同右
三七〇	鉛筆用木軸及ラッシュペーパー	日本鉛筆工業組合	日本鉛筆工業組合
三七一	鉛筆軸用木板、パラフインペーパー及ワックスペーパー	同右	同右
三七二	トレーシングペーパー	同右	同右
三七三	リトランスファーペーパー	同右	同右
三七四	綿製	同右	同右
三七五	寫眞乾板用グラスペーパー	同右	同右
三七六	寫眞用パライタペーパー、感光紙及感光布	同右	同右
三七七	カーボンペーパー	同右	同右
三七八	金屬箔及金屬粉（粉ヲ除ク）及ブロンズ（粉ヲ除ク）	同右	同右
三七八ノ二	ウォールボード	同右	同右
三七九	レーベル	同右	同右
三七九ノ二	骨牌	同右	同右
三七九ノ三	カードカレンダー及ブロックカレンダー	同右	同右
三七九ノ四	紙製品	同右	同右
三七九ノ五	クリスマスカード類（セリユロイド製又ハ羽衣可燃製品ノモノヲ除ク）	同右	セルロイド製品輸出振興株式會社
三七九ノ六	セリユロイド製又ハ羽衣可燃製品ノモノヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
三七九ノ七	羽製ニ羽ダル硝子製品（硝子製ノモノヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
三八〇	羽製ニ羽ダル硝子製品（硝子製ノモノヲ除ク）（十一及十三ノ甲ノ内甲ノ一ヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
三八〇ノ内	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品	同右	日本貿易振興株式會社
三八〇ノ二	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
三八一	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
三八一ノ二	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
三八二	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
三八三	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
三八四	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
三八五	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
三八六	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
三八七	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
三八八	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
三八九	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
三九〇	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
三九一	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
三九二	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
三九三	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
三九四	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
三九五	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
三九六	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
三九七	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
三九八	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
三九九	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四〇〇	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四〇一	羽製ニ羽ダル硝子製品（硝子製ノモノヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
四〇一ノ内	羽製ニ羽ダル硝子製品及バルブ製品（自轉車用轉寫マークヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
四〇二	自轉車用轉寫マーク	同右	日本貿易振興株式會社
四〇三	金屬ノ假又ハ羽ヲ入レタル硝子製品	同右	日本貿易振興株式會社
四〇四	金屬ノ假又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四〇四ノ内	金屬ノ假又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四〇五	金屬ノ假又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四〇五ノ二	カーボランダム、アランダム其ノ他研磨材ノ研磨用ノ人造研磨材	同右	日本貿易振興株式會社
四〇六	硝子製品	同右	日本貿易振興株式會社
四〇七	メタルポリシュ（羽製ニ羽ダルモノ）	同右	日本貿易振興株式會社
四〇八	硝子（陶磁製ノモノヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
四〇八ノ内	陶磁製ノモノ	同右	日本貿易振興株式會社
四一三	羽製ニ羽ダル牛皮石及羽製ニ羽ダル牛皮石製品	同右	日本貿易振興株式會社

四一五	羽製品及羽衣可燃製品（羽製ニ羽ダルモノ）	同右	同右
四一六	羽製品	同右	同右
四一八ノ内	羽製又ハ羽衣製ノ人ノモノ	同右	同右
四一九	羽衣又ハ羽製ニ羽ダル羽製品	同右	同右
四二〇ノ内	硝石（羽製ノモノヲ含ム）	同右	同右
四二二	石鹼	同右	同右
四二三	ポートランドセメント、ローマンセメント、ブツラナセメント及ノ他類似ノ水硬セメント	日本セメント輸出組合	日本セメント輸出組合
四二三ノ内	寫眞乾板用コンパウンド	日本南洋綿實輸出組合	日本南洋綿實輸出組合
四二四	羽製ニ羽ダル硝子製品（硝子製ノモノヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
四二五	石灰（セメント用ノモノヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
四二六	アランダムタイル及ノ他製品	同右	日本貿易振興株式會社
四二七	羽製ニ羽ダル硝子製品（硝子製ノモノヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
四二八	羽製ニ羽ダル硝子製品（硝子製ノモノヲ除ク）	同右	日本貿易振興株式會社
四二九	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品	同右	日本貿易振興株式會社
四三〇	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四三一	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四三二	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四三三	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四三四	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四三五	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四三五ノ内	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四三六	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四三七	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四三八	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四三九	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四四〇	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四四一	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四四二	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四四三	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品	同右	日本貿易振興株式會社
四四四	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四四五	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四四六	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四四七	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四四八	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四四九	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四五〇	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四五一	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四五二	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四五三	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四五四	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四五五	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四五六	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四五七	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四五八	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四五九	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四六〇	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四六一	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四六二	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社
四六三	硝子製ノ假髮又ハ羽ヲ入レタル硝子製品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品ノ部分品ノ附屬品	同右	日本貿易振興株式會社

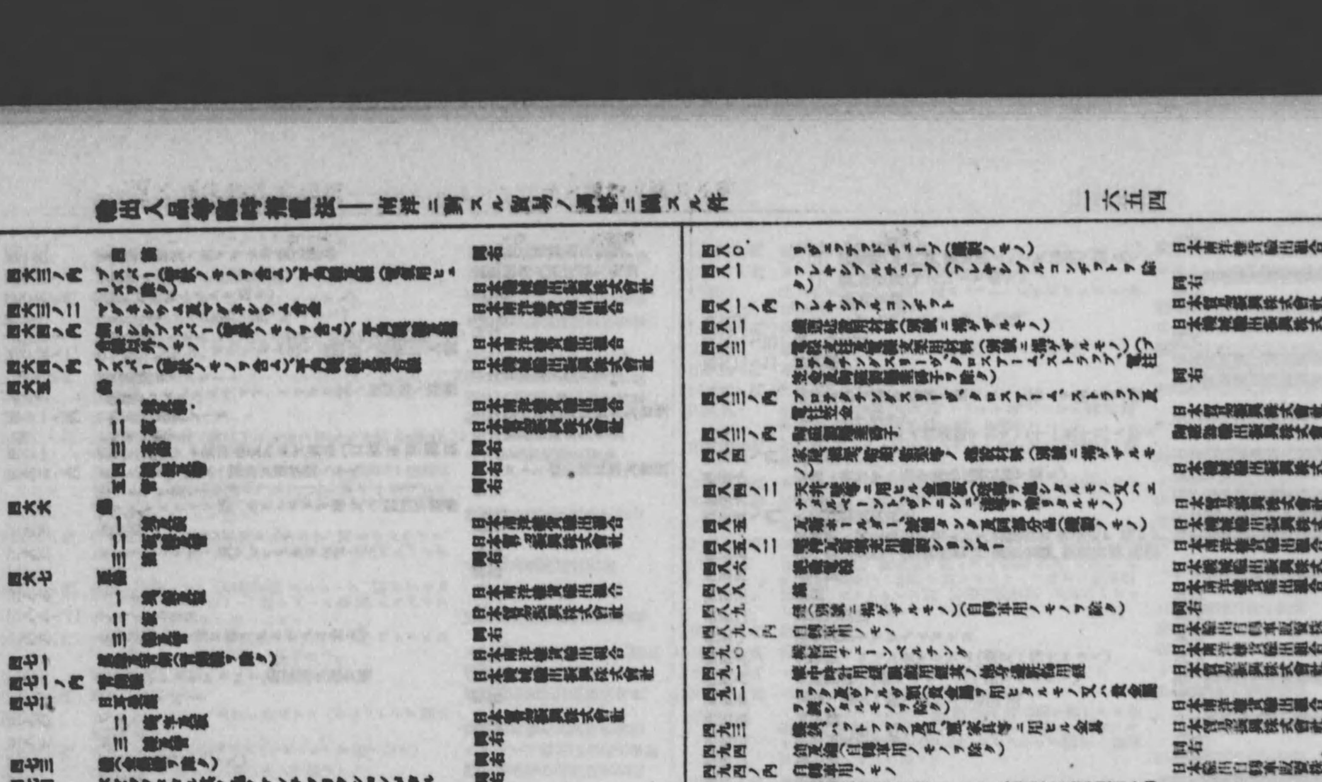

五五〇ノ内	セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ	セルロイド輸出振興株式會社
五五〇ノ二	金屬製家具、計器類其ノ他類似ノモノ及同部分品	日本機械輸出振興株式會社
五五〇ノ三	タイプライター及同部分品	同右
五五一	理化學器及同部分品(別號ニ揭ゲザルモノ)(陶磁製ノモノ、エックス線装置並ニ電氣赤外線發生装置、電氣攪拌器、電氣恒温器、電氣恒温水槽、電氣遠心分離器、檢流計、電氣試驗器及此等ノ部分品ヲ除ク)	日本南洋貿易輸出組合
五五一ノ内	陶磁製ノモノ	陶磁器輸出振興株式會社
五五一ノ内	エックス線装置	日本機械輸出振興株式會社
五五一ノ内	電氣赤外線發生装置、電氣赤外線發生装置、電氣攪拌器、電氣恒温器、電氣恒温水槽、電氣遠心分離器、檢流計、電氣試驗器及此等ノ部分品	日本貿易振興株式會社
五五二	幻燈器、活動寫眞機及同部分品	同右
五五三	寫眞機	同右
五五四	寫眞機部分品(レンズヲ除ク)	同右
五五四ノ内	レンズ	硝子製品輸出振興株式會社
五五五	蓄音器	日本貿易振興株式會社
五五六	蓄音器部分品及附屬品	同右
五五七	樂器	同右
五五八	樂器部分品及附屬品(セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)	同右
五五八ノ内	セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ	セルロイド輸出振興株式會社
五五九	電信機、電話機及同部分品(別號ニ揭ゲザルモノ)	日本機械輸出振興株式會社
五六一	鐵道車輛(別號ニ揭ゲザルモノ)	同右
五六二	鐵道機關車部分品、鐵道用貨車用炭水車部分品其ノ他ノ鐵道車輛部分品(別號ニ揭ゲザルモノ)	同右
五六三	自轉車	同右
五六四	自轉車部分品(原動力機ヲ除ク)(タイヤー及チューブヲ除ク)	同右
五六四ノ内	タイヤー及チューブ	護謨製品輸出振興株式會社
五六五	自働車(サイドカーニ付テハ分離シテ第五百六十七號ヲ適用ス)	
	一 モーターサイクル	日本機械輸出振興株式會社
	二 其ノ他	日本輸出自働車販賣株式會社
五六六	自働車部分品(原動力機及護謨ヲ除ク)(モーターサイクル用タイヤー、同チューブ、同部分品並ニサイドカー及同部分品ヲ除ク)	同右
五六六ノ内	モーターサイクル用タイヤー及チューブ	護謨製品輸出振興株式會社
五六六ノ内	モーターサイクル用部分品並ニサイドカー及同部分品	日本機械輸出振興株式會社
五六七	別號ニ揭ゲザル車輛及同部分品(護謨製ノモノヲ除ク)	同右
五六七ノ内	護謨製ノモノ	護謨製品輸出振興株式會社
五六八	船舶	日本機械輸出振興株式會社
五六九	汽罐(メカニカルストーカーニ付テハ分離シテ第五百七十一號ヲ適用ス)	同右
五七〇	汽罐部分品及同附屬品(別號ニ揭ゲザルモノ)	同右
五七一	メカニカルストーカー	同右
五七一ノ二	フューエルエコノマイザー	同右
五七二	フィードウォーターヒーター	同右
五七三	鐵道機關車及鐵道用貨車用炭水車	同右
五七四	汽動機關車(軌條ヲ要セザルモノ)及ポータブルスチームエンジン	同右
五七四ノ二	ロードローラー	同右
五七四ノ三	コンクリートミキサー	同右
五七五	スチームタービン	同右
五七六	蒸汽機關(別號ニ揭ゲザルモノ)	同右
五七七	內燃機關	同右
五七八	ウォータータービン及ペルトンウィール	同右
五七九	發電機、電動機、變壓器、迴轉變流機、[illegible]及接觸子	同右
五七九ノ二	[illegible]	同右
五八〇	原動力機ト結合シタル發電機	同右
五八一	別號ニ揭ゲザル原動力機	同右
五八二	ブロック及チェーンブロック	同右
五八三	クレーン	同右
五八四	キャプスタン、ウィンサ、ウィンドラス其ノ他別號ニ揭ゲザルワインデングマシン	同右
五八五	送風機械	同右
五八六	パワーハンマー	同右
五八七	製氷冷凍機械	同右
五八八	鑿岩機	同右
五八九	裁縫機部分品及附屬品(針ヲ除ク)	同右
五九〇	唧筒及同部分品(硝子製ノ部分品ヲ除ク)	同右
五九〇ノ内	硝子製ノ部分品	硝子製品輸出振興株式會社
五九一	[illegible](別號ニ揭ゲザルモノ)	日本機械輸出振興株式會社
五九二	インゼクター及エゼクター	同右
五九三	送風機	同右
五九四	水壓機	同右
五九五	ニウマチックツール及ニウマチックマシン	同右
五九六	別號ニ揭ゲザル金屬工及木工機械(ローリングマシン、ドローイングマシン、ボールメーキングマシン、モールヂングマシン、フランヂングマシン、ベンヂングマシン、リヴェッチングマシン等ヲ含ム)	同右
五九七	紡績機械、紡織準備機械、紡織機整理機械、製布準備機械及織物製造機械(ジンニングマシン、スコアリングマシン、ペンドリングマシン等ヲ含ム)	同右

五九八	織布機	同右
五九九	織布整理機械	同右
六〇〇	メリヤス機械	同右
六〇一	製糸機械(揚返機ヲ含ム)、製糸用自動機及マーセライジングマシン	同右
六〇二	製紙機械及製紙準備機械	同右
六〇三	印刷機械	同右
六〇四	別號ニ揭ゲザル機械	同右
六〇五	機械部分品(別號ニ揭ゲザルモノ)(ゴムベルト、ゴムローラー、ゴムボール、紡織機用タイヤー及チューブ、ギルレザー、コーミングレザー、ドラムシートレザー、コンデンサー革、ラッピングレザー、エプロンレザー、カップリングレザー、紡織用及機械用ボビン、機械用フェルト並ニ直徑八分ノ一吋ヨリ十六分ノ五吋迄ノベアリングボールヲ除ク)	同右
六〇五ノ内	直徑八分ノ一吋ヨリ十六分ノ五吋迄ノベアリングボール	日本輸出自働車販賣株式會社
六〇五ノ内	機械用フェルト(エンドレスノモノ)	日本毛[illegible]輸出組合
六〇五ノ内	紡織用及機械用ボビン	日本貿易振興株式會社
六〇五ノ内	ゴムベルト、ゴムローラー、ゴムボール並ニ紡織機用タイヤー及チューブ	護謨製品輸出振興株式會社
六〇五ノ内	ギルレザー、コーミングレザー、ドラムシートレザー、コンデンサー革、ラッピングレザー、エプロンレザー及カップリングレザー	日本皮革製品輸出組合
六〇八	[illegible]、パナマストロー、[illegible]其ノ他ノ[illegible]ノモノ	日本南洋貿易輸出組合
六一一	コルク及コルク製品	日本貿易振興株式會社
六一二	木材(床板及合板ヲ除ク)	日本南洋貿易輸出組合
六一二ノ内	床板及合板	日本合板輸出組合
六一二ノ二	包裝用ノ箱、樽等ニ仕組ミタル板	
	一 合板製ノモノ	同右
	二 其ノ他ノ内 包裝用ノ箱ニ仕組ミタル板	日本輸出木箱[illegible]株式會社
	二 其ノ他ノ内 樽等ニ仕組ミタル板	日本南洋貿易輸出組合
六一八	白熱電燈用フィラメント	日本貿易振興株式會社
六一九ノ内	[illegible]	同右
六二一	[illegible]	纖維製品輸出振興株式會社
六二二	籠(主トシテ食用ニ使用スル植物性材料以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ)(花筵、茣蓙、藺製及籐製マットヲ除ク)	日本南洋貿易輸出組合
六二二ノ内	花筵、茣蓙、藺製及籐製マット	纖維製品輸出振興株式會社
六二三	帽子(パナマストロー、麥稈眞田、經木眞田、竹皮眞田、[illegible]其ノ他ノモノノ製品(別號ニ揭ゲザルモノ)(竹製品ヲ除ク)	日本南洋貿易輸出組合
六二三ノ内	竹製品	日本貿易振興株式會社
六二四	金屬製其ノ他ノ[illegible](硝子製、陶磁器製、護謨製、セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)	同右
六二四ノ内	硝子製ノモノ	硝子製品輸出振興株式會社
六二四ノ内	陶磁製ノモノ	陶磁器輸出振興株式會社
六二四ノ内	護謨製ノモノ	護謨製品輸出振興株式會社
六二四ノ内	セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ	セルロイド輸出振興株式會社
六二五	傘	
	一 絹製又ハ絹入ノモノ	纖維製品輸出振興株式會社
	二 紙製ノモノ	日本貿易振興株式會社
	三 其ノ他(綿製ノモノヲ除ク)	纖維製品輸出振興株式會社
	三 其ノ他ノ内 綿製ノモノ	日本貿易振興株式會社
六二六	木製品(別號ニ揭ゲザルモノ)(函、樽等ニ仕組ミタル合板製ノ板ニシテ釘、接木等ヲ取附ケタルモノ、額緣並ニブラッシュ用ハンドル及同ブロックヲ除ク)	同右
六二六ノ内	函、樽等ニ仕組ミタル合板製ノ板ニシテ釘、接木等ヲ取附ケタルモノ	日本合板輸出組合
六二六ノ内	額緣	纖維製品輸出振興株式會社
六二六ノ内	ブラッシュ用ハンドル及同ブロック	日本刷子輸出組合
六二九	インディアラバー製品及ガタパーチャ製品(別號ニ揭ゲザルモノ)(內徑二粍乃至二粍ヲ超エザル管、エボナイト製電氣器具及電氣器具用エボナイトヲ除ク)	護謨製品輸出振興株式會社
六二九ノ内	內徑二粍乃至二粍ヲ超エザル管	日本輸出自働車販賣株式會社
六二九ノ内	エボナイト製電氣器具及電氣器具用エボナイト	日本貿易振興株式會社
六三一	ヴァルカナイズドファイバー(板、棒及管ノ類)	同右
六三二	セリュロイド及同製品(別號ニ揭ゲザルモノ)	セルロイド輸出振興株式會社
六三三	ガラリス及同製品(別號ニ揭ゲザルモノ)	同右
六三四	ブラッシュ及箒	日本刷子輸出組合
六三五	ランプ、燈火具及同部分品(自動車用石油ランプ、布帛製、メリヤス製又ハリリヤン製ノモノ及電球以外ノ硝子製ノモノ又ハ陶磁製ノモノヲ除ク)	日本貿易振興株式會社
六三五ノ内	自動車用石油ランプ	日本輸出自働車販賣株式會社
六三五ノ内	布帛製、メリヤス製又ハリリヤン製ノモノ(スタンド結合セノモノヲ除ク)	纖維製品輸出振興株式會社
六三五ノ内	電球以外ノ硝子製ノモノ	日本南洋貿易輸出組合
六三五ノ内	陶磁製ノモノ	陶磁器輸出振興株式會社
六三六	寫眞用フィルム	日本南洋貿易輸出組合
六三八	煙花(線香ノ類、爆竹等ヲ含ム)及同部分品	日本貿易振興株式會社
六三九	化粧具類(セリュロイド製、類似可塑物製又ハ布帛製ノモノヲ除ク)	同右
六三九ノ内	セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ	セルロイド輸出振興株式會社
六三九ノ内	布帛製ノモノ	纖維製品輸出振興株式會社
六四〇	ビリヤード、テニス、クリケット、蹴球其ノ他ノ遊戲用具及同部分品(布帛製、フェルト製、メリヤス製、皮革製又ハ硝子製ノモノ並ニピンポンボール及[illegible]ヲ除ク)	日本貿易振興株式會社
六四〇ノ内	布帛製、フェルト製、メリヤス製又ハ皮革製ノモノ	纖維製品輸出振興株式會社

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第八條ノ規定ニ依ル指定輸入品及地域ノ指定竝ニ同條ノ輸入調整機關ノ指定ニ關スル件

（昭和十六年十月六日）
（商工省告示第八百九十九號）

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第八條ノ規定ニ依ル指定輸入品及地域ノ指定竝ニ同條ノ輸入調整機關左ノ如シ

昭和十六年八月商工省告示第六百六十八號及同年八月商工省告示第六百七十二號ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十六年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

一　特領印度支那又ハ泰國ニ對スル指定輸入品及輸入調整機關

表番號	輸入稅品名	輸入調整機關
一九	玉蜀黍	飼料配給株式會社
二三	胡麻子	日本南洋輸入組合
二六ノ三	落花生	同右
二七	椰子	同右
二七ノ二	胡椒	同右
二七ノ三	胡椒ニ揚ゲザル樣袋用ノモノ	同右
三七	麻	同右
六六ノ二	皮類（別號ニ揚ゲザルモノ）（脚皮ヲ除ク）	日本原皮輸入株式會社
七一	杭皮	日本南洋輸入組合
七一ノ內	骨（飼料用ノモノヲ除ク）	同右
七九	角（飼料用ノモノヲ除ク）	同右
八二	腱	同右
八四	亞麻子油	同右
九六	ヒマシ油	同右
九七	椰子油	同右
九九	落花生油	同右
一〇〇	椰子	同右
一〇二	胡椒	同右
一〇三	實	同右
一二〇ノ內	香木類	同右
一二七	大茴香、小豆蔻、大肉桂及小肉桂	同右
一二八ノ內	桂皮	同右
一三七	實	同右
一四〇ノ三ノ內	マングローブ樹皮、ミロバラン、オーク樹皮、クエブラチョー木及其ノ他之ニ類似ノタンニン材料（浸出シタル五倍子、檳榔子及ミモザ樹皮ヲ除ク）	日本タンニン商事株式會社
一四〇ノ五ノ內	生インディアラバー、生ガタペーチャ及其ノ代用物	日本護謨輸入組合
一四三	アラビアゴム、セルラック、松脂（其ノ他別號ニ揚ゲザル薄膜及樹脂（飼料用ノモノヲ除ク）	日本南洋輸入組合
一四四		東亞連絡統制株式會社
二五六		

輸出入品等臨時措置法——ニツケル使用制限規則　一六五九

ニツケル使用制限規則

（昭和十九年八月二十日）
（商工省令第六十一號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リニツケル使用制限規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テニツケルトハ金屬ニツケル、ニツケル鐵（フェロニツケル其ノ他ニツケルヲ含有スル鐵ヲ謂フ）、ニツケル合金、ニツケル合金鋼（ニツケルノ含有量千分ノ四未滿ノモノヲ除ク）及ニツケル化合物ヲ謂フ

第二條　ニツケルハ之ヲ左ニ揭グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ軍ノ註文ニ係ル物品若ハ輸出品（關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）又ハ其ノ部分品ニ非ザルモノノ製造（メッキ其ノ他ノ加工及修理ヲ含ム以下同ジ）ニ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　洋食器、盆、茶器、酒器、菓子器、魔法瓶、茶筒其ノ他ノ飲食用若ハ食卓用器具又ハ飲食物容器

二　鍋、釜、湯沸、菓子型其ノ他ノ調理用又ハ厨房用器具
三　机、卓子、椅子、寝臺、火鉢、貯金箱、飾棚、呼鈴、郵便受箱、手摺、把手、引手、蝶番、日除金具、錠前、鍵其ノ他ノ家具什器又ハ建築用附屬金具若ハ建築材料
四　エレベーター（工鑛業用ノモノヲ除ク）
五　金庫（手提金庫ヲ含ム）
六　冷藏庫、ストーブ、ガス器具（醫療用ノモノヲ除ク）、電熱器（醫療用又ハ工鑛業用ノモノヲ除ク）其ノ他ノ冷却用又ハ煖熱用機械器具
七　煽風機、ベンチレーター其ノ他ノ送風用又ハ換氣用機械器具（工鑛業用ノモノヲ除ク）
八　陳列器具
九　燭臺、電氣スタンド、電燈笠、ソケット、懐中電燈其ノ他ノ燈火用又ハ照明用器具（坑内用安全燈、電球導入線及反射鏡ヲ除ク）
十　洗濯用機械器具
十一　ミシン（工業用特殊ミシンヲ除ク）、針、火熨斗、アイロン其ノ他ノ裁縫用機械器具
十二　バリカン、剃刀、ヘヤーアイロン、理髪椅子其ノ他ノ理容用機械器具
十三　文鎮、インクスタンド、萬年筆（ペン先ヲ除ク）、シャープペンシル、紙切、ナイフ、鋏、カレンダー、パンチ、ホチキス、自動番號機、タイプライター、計算器、金錢登錄器其ノ他ノ文房具又ハ事務用器具
十四　揚水ポンプ、バルブ（弁）、コック（活栓）、カラン（蛇口）、管其ノ他ノ給排水用機械器具（工鑛業用又ハ醫療用ノモノヲ除ク）
十五　消火ポンプ（消火用タービンポンプヲ除ク）、消火器、噴霧器、加壓器其ノ他ノ消火用又ハ撒水用器具
十六　ネームプレート、看板、標札、廣告文字其ノ他ノ廣告用又ハ標識用品
十七　表示板掲装具、額縁等ノ掛金具、蚊帳ノ釣手其ノ他ノ掛釣用金具
十八　眼鏡、ルーペ（擴大鏡）、双眼鏡、隻眼鏡、オペラグラス及望遠鏡
十九　寫眞機、寫眞引伸機、映畫撮影機、映寫機、幻燈機其ノ他ノ寫眞用機械器具
二十　ゴルフ用具、スケート用具其ノ他ノ運動用又ハ遊戯用器具
二十一　遊戯用又ハ救濟用ボート（モーターボートヲ含ム）
二十二　生花用具、刺繍用具、編物用具、盆栽用具其ノ他ノ手藝用器具
二十三　拍車、轡、鞍其ノ他ノ乘馬用器具
二十四　獵銃、空氣銃其ノ他ノ狩獵用器具
二十五　釣針、釣竿其ノ他ノ魚釣用器具
二十六　鳥籠、首環、鎖其ノ他ノ動物飼養用器具
二十七　鞄、スーツケース、トランク、ハンドバック、蟇口、ステッキ、洋傘、化粧用具、化粧品容器、賣藥容器其ノ他ノ身廻用品
二十八　髮飾、帶止、ブローチ、バッヂ、指環、ボタン、カフスボタン其ノ他ノ裝身具又ハ被服履物附屬金具
二十九　時計側（腕時計側ヲ除ク）及時計附屬品
三十　置物、花器、賞盃、賞牌、函物其ノ他ノ美術裝飾品
三十一　煙草セット、シガレットケース、ライター、灰皿其ノ他ノ喫煙用器具
三十二　蓄音機（ラヂオ兼用蓄音機ヲ含ム）及蓄音機用針其ノ他ノ蓄音機用品
三十三　樂器、樂器臺其ノ他ノ音樂用器具
三十四　玩具及子供用乘物
三十五　紡織用、染色用又ハ整理用機械器具（針布製造用機械器具ヲ除ク）
三十六　窯業用機械器具（硝子製造用又ハ耐火物製造用機械器具及陶磁器燒附用電氣爐ヲ除ク）
三十七　印刷用又ハ製本用機械器具
三十八　活字鑄造用機械器具
三十九　左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品

ヲ製造スル專用機械器具
鐵釘（鋲釘ヲ除ク）
金網
菓子
清涼又ハ醱酵飲料
香水
化粧品
石鹸
蓄音機用レコード
セルロイド及同製品
紙及同製品（パライクペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク）
刷毛及刷子
綿製又ハ麻製ノ網、綱及網
帽子
マッチ
金屬箔
萬年筆
鉛筆及クレヨン
四十　前各號ニ掲グル物品ノ附屬品

第三條　ニッケルハ之ヲ前條各號ニ掲グル物品及其ノ部分品以外ノモノニシテ軍ノ註文ニ係ル物品若ハ輸出品又ハ其ノ部分品ニ非ザルモノノメッキ用トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノメッキ用トシテ使用スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
一　醫療用機械器具
二　度量衡器、計量器、計器其ノ他ノ測定用機械器具
三　通信用機械器具（ラヂオ受信機ヲ除ク）

第四條　第二條但書又ハ前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ
一　製造スル物品ノ名稱及數量
二　ニッケルノ種類別使用數量
三　ニッケルヲ使用セントスル事由
前項ノ許可申請書ヲ提出セントスル者當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

第五條　第二條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ軍ノ註文ニ係ル物品若ハ輸出品又ハ其ノ部分品タルモノノ製造ニニッケルヲ使用セントスル者ハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ
一　製造工場ノ名稱及所在地
二　製造スル物品ノ名稱及數量
三　ニッケルノ種類別使用數量
四　製造スル物品ノ相手方別販賣豫定數量
前項ノ規定ハ第二條各號又ハ第三條但書各號ニ掲グル物品及其ノ部分品以外ノモノニシテ軍ノ註文ニ係ル物品若ハ輸出品又ハ其ノ部分品タルモノノメッキ用トシテニッケルヲ使用セントスル者ニ之ヲ準用ス

第六條　第二條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ軍ノ註文ニ係ル物品又ハ其ノ部分品タルモノノ製造ニニッケルヲ使用シタル者又ハ當該物品若ハ部分品ノ註文者ニシテ軍以外ノモノハ當該物品若ハ部分品ヲ消費シ又ハ自己ニ註文ヲ發シタル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ハ第二條各號又ハ第三條但書各號ニ掲グル物品及其ノ部分品以外ノモノニシテ軍ノ註文ニ係ル物品又ハ其ノ部分品タルモノノメッキ用トシテニッケルヲ使用シタル者又ハ當該物品若ハ部分品ノ註文者ニシテ軍以外ノモノニ之ヲ準用ス

第七條　第二條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品トシテニッケルヲ使用シテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ消費シ又ハ本邦、關東州、滿洲若ハ支那ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ハ第二條各號又ハ第三條但書

各號ニ掲グル物品及其ノ部分品以外ノモノニシテ輸出品又ハ其ノ部分品トシテニッケルヲ使用シテメッキヲ施シタルモノヲ譲受ケタル者ニ之ヲ準用ス

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條及第三條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニニッケルヲ使用シテ製造中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ

本則施行ノ際現ニニッケルヲ使用シテ第二條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者竝ニニッケルヲ使用シテ第二條各號又ハ第三條但書各號ニ掲グル物品及其ノ部分品以外ノモノニメッキヲ施スヲ業トスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ニ於ケルニッケルノ種類別和庫數量ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

銅使用制限規則第一條中「洋銀(洋白)、四分一(丸銀)、白銅及赤銅」ヲ「四分一(丸銀)及赤銅」ニ改ム

低級鑄物ノ製造制限ニ關スル件第一項中「低級」ヲ「低級(ニッケルヲ含有スルモノヲ除ク)」ニ改ム

銅製品ノ製造制限ニ關スル件第一項中「銅材(屑銅ヲ含ム)」ヲ「銅材(ニッケルノ含有量千分ノ四以上ノモノヲ除ク)又ハ其ノ屑若ハ故」ニ改ム

鉛、亜鉛、錫等使用制限規則中左ノ通改正ス

第三條中「鉛、アンチモン若ハニッケル」ヲ「鉛若ハアンチモン」ニ、「(銅使用制限規則ノ適用ヲ受クル銅合金ヲ除ク)」ヲ「(銅使用制限規則ノ適用ヲ受クル銅合金及ニッケル使用制限規則ノ適用ヲ受クルニッケル合金ヲ除ク)」ニ改ム

第四條第二號及第三號中「鉛、アンチモン若ハニッケル」ヲ「鉛若ハアンチモン」ニ改ム

第五條中「アンチモン、ニッケル若ハ之等ノ合金」ヲ「アンチモン若ハ其ノ合金」ニ、「(銅使用制限規則ノ適用ヲ受クル銅合金及ニッケル使用制限規則ノ適用ヲ受クルニッケル合金ヲ除ク)」ヲ「(銅使用制限規則ノ適用ヲ受クル銅合金ヲ除ク)」ニ改ム

附則第三項中「鉛、アンチモン若ハニッケル」ヲ「鉛若ハアンチモン」ニ改ム

前四項ニ掲グル命令中從前ノ規定ハ本則施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

農機具配給統制規則

(昭和十五年十一月二十二日)
(農林省令第百七號)

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ農機具配給統制規則左ノ通定ム

第一條　農林水産業用機械器具ニシテ農林大臣ノ指定シタルモノ(以下農機具ト稱ス)ノ製造ヲ爲ス者ハ其ノ製造ニ係ル農機具ヲ農林大臣ノ指定シタル者(以下統制機關ト稱ス)以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ輸出スルコト明カナル場合ニ於テ輸出ヲ爲ス者ニ農機具ヲ讓渡スル場合、農林大臣ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

統制機關以外ノ者ハ農機具ノ製造ヲ爲ス者ヨリ其ノ製造ニ係ル農機具ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ前項但書ノ規定ニ依リ讓渡スル農機具ヲ讓受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　統制機關ハ其ノ取扱フ農機具ノ種類別銘柄別配給先別配給數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三條　農林大臣ノ指定シタル者ヲ除クノ外統制總關ヨリ農機具ヲ讓受ケ之ヲ販賣スル者ハ配給セントスル道府縣別ノ種類別銘柄別配給先別配給數量ニ付豫メ當該道府縣ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ同項ノ農林大臣ノ指定シタル者ヨリ農機具ヲ讓受ケ之ヲ販賣スル者ニ之ヲ準用ス

第四條　農林大臣必要アリト認ムルトキハ農機具ノ製造ヲ爲ス者、統制機關又ハ農機具ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農機具ノ需給調整上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徴スルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ農機具ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農機具ノ需給調整上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徴スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十五年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

農機具ノ製造ヲ爲ス者ハ第一條ノ規定ニ依ル農機具ノ指定アリタル後二十日以内ニ指定ノ際ニ於ケル農機具ノ種類別銘柄別在庫數量ヲ地方長官ヲ經由シ農林大臣ニ届出ヅベシ

農機具ノ販賣ヲ爲ス者ハ第一條ノ規定ニ依ル農機具ノ指定アリタル後二週間以内ニ指定ノ際ニ於ケル農機具ノ種類別銘柄別在庫數量ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

農機具配給統制規則第一條第一項及第三條第一項ノ規定ニ依ル指定

(昭和十五年十一月二十二日)
(農林省告示第五百九十七號)

農機具配給統制規則第一條第一項及第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和十五年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

一　第一條第一項ノ農機具

(一)　左ニ掲グル農機具ニシテ其ノ製造ヲ爲ス者ノ所屬スル工業組合ニ於テ當該機械部具ハ農業用ニ向ケラルベキモノナル旨ノ證明ヲ經タルモノ

動力耕耘機(歩行型ノ除ク)	籾摺機
動噴機	精米機
動噴火力散粉機	精麦機
條播機(土百ノ除ク)	製茶機械
畦立機(人力牽引機ノ除ク)	飼料粉砕機
除草機	飼料粉末機
農用運搬車	飼料配合機
手廻刻皮機	飼料粉砕機
製本用機具	飼料粉末機
製茶用機具	飼料配合機
摘採機	石油機関
動噴筒	ディーゼル機関
芝刈機	配料粉砕機

(二)　左ニ掲グル機械器具ニシテ日本農機具工業組合聯合會所屬組合(其ノ所屬組合ヲ含ム)ノ組合員ノ製造ニ係ルモノ

粗揉機	(ハーレーキ ハーテッダー リーパー)
揉切機	
再乾機	
中揉機	
精揉機	鳥獣害豫防器
乾燥機	精選機
篩分機	飼料粉砕機
	根菜類截断機
耕土器(代掻馬鍬ヲ除ク)	播麦機
播種器	真石
土入機	配料用フオーク
株切機	(鉄製ヲ用ヒ茶摘用、剪毛用)
水田中耕除草器	イモ切機
畑中耕除草器	製酒機
移植機	拔根機

(三)　左ニ掲グル機械器具ニシテ其ノ製造ヲ爲ス者ノ所屬スル工業組合ニ於テ當該機械部具ハ農業用ニ向ケラルベキモノナル旨ノ證明ヲ經タルモノ

精米機	配料粉末機
精麦機	配料配合機
製茶機	飼料粉砕機
飼料粉末機	(人力製粉機ヲ除ク)
飼料配合機	製粉機
石油機関	配料粉砕機

二　第二條第二項ノ統制會社　農機具配給株式會社
三　第三條第二項ノ農林大臣ノ指定シタル者　保證責任全國購買組合連合會

農機具配給統制規則第一條第一項但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合

（昭和十五年十二月二十七日　農林省告示第六百六十二號）

農機具ノ製造ヲ爲ス者ガ其ノ製造ニ係ル農機具ニシテ農機具配給株式會社ノ斡旋ニ依リ販賣スルモノヲ購入シ之ニ販賣ノ爲ノ標章ヲ貼付シタルモノヲ販賣、賃貸、使用又ハ販賣ノ爲ニ移出シ又ハ移出ヲ申出ヅル場合

自地向地

但シ書ノ「外地向」ノ二字ハ白地赤字ニ「自地向」ノ二字ヲ赤地白字ニ染抜キタル標章ヲ以テ表示スル場合

農機具用ゴム製品配給統制規則

（昭和十五年九月十四日　農林省令第八十四號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ農機具用ゴム製品配給統制ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムル爲農機具用ゴム製品ノ配給統制ニ關スル左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ農機具用ゴム製品トハ農林水産業用機械器具ノ部分品又ハ附屬品タルゴム製品ニシテ農林大臣ノ指定シタルモノヲ謂フ

第二條　農機具用ゴム製品ノ製造ヲ爲ス者（以下製造業者ト稱ス）ハ農林大臣ノ指定シタル者（以下共販機關ト稱ス）以外ノ者ニ販賣（木令施行前ニ爲シ引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　共販機關ハ其ノ取扱フ農機具用ゴム製品ノ銘柄別配給先別配給數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四條　共販機關ハ農機具用ゴム製品ヲ購受ケ之ヲ販賣スル者ハ配給セントスル道府縣別ノ銘柄別配給先別配給數量ニ付豫メ當該道府縣ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五條　農林大臣必要アリト認ムルトキハ農機具用ゴム製品ノ製造ヲ爲ス者、共販機關又ハ農機具用ゴム製品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農機具用ゴム製品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徴スルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ農機具用ゴム製品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農機具用ゴム製品ノ購入ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徴スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十五年九月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

農機具用ゴム製品ノ製造ヲ爲ス者ハ第一條ノ規定ニ依ル指定アリタル後二週間以內ニ指定ノ際ニ於ケル農機具用ゴム製品ノ銘柄別ニ農林大臣ニ屆出ヅベシ

農機具用ゴム製品配給統制規則第一條及第二條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年九月十四日　農林省告示第四百三十三號）

改正　昭一六、三、一七、農告一四三

農機具用ゴム製品配給統制規則第一條及第二條ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和十五年九月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ農機具用ゴム製品

動力用ゴムロール及脫粉ゴム
碎米防止用ゴム板及內張ゴム
農業用發動機用ゴムホース
動モ刈取機用ゴムベルト

第二條ノ共販機關

日本農機ゴム統制株式會社

ノ規定ニ依ル指定アリタル後二週間以內ニ指定ノ際ニ於ケル農機具用ゴム製品ノ銘柄別在庫數量ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

農業薬剤配給統制規則

（昭和十五年十月二日　農林省令第八十六號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ農業薬剤ニ關シ必要ナル事項ヲ定ム

第一條　農林大臣ノ指定シタル者ヲ除クノ外共販機關ヨリ農業薬剤ヲ購受ケ之ヲ販賣スル者ハ配給セントスル道府縣別ノ種別配給先別配給數量ニ付豫メ當該道府縣ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ前項ノ農林大臣ノ指定シタル者ヨリ農業薬剤ヲ購受ケ之ヲ販賣スル者ニ之ヲ準用ス

第四條　農林大臣必要アリト認ムルトキハ農業薬剤ノ製造ヲ爲ス者、農業薬剤ノ輸入（以下農業薬剤ト稱ス）ノ製造ヲ爲ス者又ハ共販機關又ハ農業薬剤ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農業薬剤ノ販賣ヲ爲ス者又ハ輸入若ハ移入ヲ爲ス者ニ對シ農業薬剤ノ購入ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徴シ若ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ檢查ヲ爲サシムルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十五年十月十一日ヨリ之ヲ施行ス

農業薬剤ノ製造ヲ爲ス者又ハ其ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者ハ第一條ノ規定ニ依ル農業薬剤ノ指定アリタル後二週間以內ニ指定ノ際ニ於ケル農業薬剤ノ銘柄別ニ農林大臣ニ屆出ヅベシ

農業用共販株式會社
三　第三條第一項ノ農林大臣ノ指定シタル者
保證責任全購購買組合聯合會

農業薬剤配給統制規則第一條第一項但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合

（昭和十五年十二月九日
農林省告示第五百六十四號）

改正　昭一六、一、一四、農告二一

農業薬剤配給統制規則第一條第一項但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合左ノ如シ

一　農業薬剤ノ製造ヲ爲ス者ガ日本貿易振興株式會社ヨリ原材料ノ配給ヲ受ケテ製造シ其ノ製品ヲ第四條ノ規定ニ依リ地方長官ニ記載シタル輸出ノ爲メ輸出スル場合

二　農業薬剤ノ製造ヲ爲ス者及其ノ製造ニ關スル輸出業者ニ關スル場合

三　特殊供給工場ノ工場主ガ當該供給工場ニ於テ製造シタル農業薬剤ヲ關東州、滿洲國及支那以外ノ地ニ輸出スル爲輸出業者ニ讓渡スル場合

從前ノ二ニ揭ゲル會社ノ證明アル農業薬剤ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル（昭一六、一、一四、農告二一）

農産缶詰ノ販賣制限ニ關スル件

（昭和十五年六月十日
農林省令第四十七號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ農産缶詰ノ販賣制限ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ缶詰トハ農林畜産物ヲ原料トシテ製造シタル食料品缶詰ニシテ農林大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第二條　缶詰ノ製造ヲ爲ス者及其ノ製造ニ係ル缶詰ヲ販賣スル場合ニシテ農林大臣ノ指定スルモノ（以下指定團體ト稱ス）ハ於テ各其ノ會社ガ當該農業薬剤ノ原材料ノ配給ヲ爲シ且當該農業薬剤ハ關東州、滿洲及支那以外ノ地ヘノ輸出ニ向ケラルベキモノナル旨ノ當該會社ノ證明アル場合

除ニ於ケル農業薬剤ノ種類別在庫數量ヲ農林大臣ニ屆出ヅベシ

農業薬剤ノ販賣ヲ爲ス者ハ第一條ノ規定ニ依ル農業薬剤ノ指定アリタル後二週間以內ニ指定ノ際ニ於ケル農業薬剤ノ種類別在庫數量ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

農業薬剤配給統制規則第一條第一項及第三條第一項ノ規定ニ依ル指定

昭和十五年十月二日
農林省告示第四百六十四號

農業薬剤配給統制規則第一條第一項及第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和十五年十月十一日ヨリ之ヲ施行ス

一　第二條第一項ノ農業薬剤

硫酸銅

農業用硫酸ニコチン

農業用ノデリス根デリス粉及デリス製劑

農業用ノ除蟲合劑、除蟲餌劑及展着劑

農業用硫酸銅製劑

農業用大豆蒸着劑

二　同條同項ノ共販機關

行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　缶詰ノ製造ヲ爲ス者ガ指定團體ニ販賣シ又ハ販賣ヲ委託スルトキ

二　指定團體ガ他ノ指定團體ニ販賣シ又ハ販賣ヲ委託スルトキ

三　特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第三條　缶詰共販機關缶詰ヲ販賣セントスルトキハ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　關東州、滿洲國及中華民國以外ノ地ニ輸出スルコト明カナル場合ニ於テ輸出業者又ハ其ノ組織スル法人ニ販賣スルトキ

二　軍ニ販賣スルトキ

第四條　農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ指定團體又ハ缶詰共販機關ニ對シ缶詰ノ供給割當上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徵スルコトアルベシ

第五條　缶詰共販機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル取引先別取扱數量ヲ記載シタル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農産缶詰ノ販賣制限ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル農産缶詰指定

（昭和十五年六月十日
農林省告示第二百五十四號）

改正　昭一五、一二、三、農告六〇七

昭和十五年農林省令第四十七號第一條ノ規定ニ依リ農産缶詰左ノ通指定ス

果實	櫻桃
	枇杷
	無花果
	杏
	密柑
	夏蜜柑
	果實混合（フルーツポンチ、フルーツサラダ等）
	ジャム
	ゼリー
	マーマレード
蔬菜	果汁
	マッシュルーム
	アスパラガス
	花椰菜
	筍
	コーン
	セロリー
	トマト
	トマトピューレー
	ピーメント
	ポークビーンズ
	ベークドビーンズ
魚肉	鯨肉
	牛肉

農産缶詰ノ販賣制限ニ關スル件第二條ノ指定團體

（昭和十五年六月十日
農林省告示第二百五十五號）

昭和十五年農林省令第四十七號第二條ノ指定團體左ノ如シ

農業組合及農業組合聯合會

魚肉	鯨肉、牛肉、豚肉又ハ鯨肉ノ野菜混合
獸	チキンスープ
	ハム
	ソーセージ
果實	櫻桃
蔬菜	筍

農產罐詰ノ販賣制限ニ關スル件第二條ノ規定ニ依ル罐詰共販指定

（昭和十五年十月三日）
（農林省告示第六百八號）

改正　昭一五、一二、二八、農告六六七

昭和十五年農林省令第四十七號第二條ノ規定ニ依リ罐詰共販指定左ノ通指定ス

農業會計（蚕糸業會計ヲ除ク）　東京市麹町區丸ノ内二丁目十四番地　日本農業會計組合聯合會

蚕糸業會計　日本蚕糸業會計工業組合聯合會

保險責任全國購買販賣組合聯合會

（昭和十五年十二月二十八日農林省告示第六百六十七號ヘ昭和十六年一月一日ヨリ施行）

白金使用制限規則

（昭和十二年十二月二十八日）
（商工省令第三十六號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ白金使用制限規則左ノ通定ム

第一條　白金ハ之ヲ裝飾用品、裝身具、身廻品、文房具又ハ什器ノ製造（加工及修理ヲ含ム以下同ジ）ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　製造スル物品名
二　白金ノ使用量
三　白金ヲ使用セントスル事由

第三條　白金ノ生產、輸移入又ハ賣買ヲ業トスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル事業月報ヲ翌月十五日迄ニ地方長官ニ提出スベシ

一　生產量又ハ輸移入量
二　買入量（輸移入量ヲ除ク）
三　販賣量
四　使用量
五　月末在庫量

附　則

本則ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ第一條ニ揭グル物品ノ製造ニ白金ヲ使用中ノ者ニハ本則ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以內ニ第二條各號ニ揭グル事項ヲ地方長官ニ屆出ヅルコトヲ要ス

白金等配給統制規則

（昭和十五年五月十四日）
（商工省令第三十一號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ白金等配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ白金ノ地金トハ白金地金、イリヂウム地金（イリドスミン地金ヲ含ム）、パラヂウム地金及ロヂウム地金並ニ白金、イリヂウム（イリドスミンヲ含ム以下同ジ）、パラヂウム又ハロヂウムヲ主タル成分トスル粗地金ヲ謂ヒ故白金トハ白金、イリヂウム、パラヂウム、ロヂウム、白金合金、イリヂウム合金（イリドスミン合金ヲ含ム）、パラヂウム合金又ハロヂウム合金ヲ謂フ

第二條　商工大臣ノ指定シタル者（以下統制會社ト稱ス）及其ノ指定シタル者以外ノ者ハ其ノ採取シ、製錬シ、輸入シ又ハ移入シタル白金ノ地金ヲ使用シ又ハ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ニ之ヲ讓渡（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　白金ノ地金又ハ故白金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノハ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ白金ノ地金又ハ故白金ヲ讓受ケ（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム以下同ジ）又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル白金ノ地金又ハ故白金ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ再生製錬業者再生製錬ノ目的ヲ以テ故白金ヲ讓受クル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　白金ノ地金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノハ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ白金ノ地金又ハ故白金ヲ讓受ケ（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム以下同ジ）又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル白金ノ地金又ハ故白金ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ再生製錬業者再生製錬ノ目的ヲ以テ故白金ヲ讓受クル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　故白金ノ買集業者又ハ販賣業者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノハ第三條但書ノ場合ヲ除クノ外故白金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　二以上ノ工場、鑛山又ハ其ノ他ノ事業場ニ於テ事業ヲ營ム者ハ其ノ一ノ工場（工場法ノ適用ヲ受クルモノニ限ル）又ハ鑛山（鑛業法ノ適用ヲ受クルモノニ限ル）ニシテ故白金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルモノニ他ノ工場、鑛山又ハ其ノ他ノ事業場ニ於テ生ジタル故白金ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　故白金ノ再生製錬業者ハ再生製錬ノ目的ヲ以テ讓受ケタル故白金ヲ再生參ミン合金ヲ含ム）、パラヂウム合金又ハロヂウム合金ノ屑及故ヲ謂フ

第二條　商工大臣ノ指定シタル者（以下統制會社ト稱ス）及其ノ指定シタル者以外ノ者ハ其ノ採取シ、製錬シ、輸入シ又ハ移入シタル白金ノ地金ヲ使用シ又ハ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ニ之ヲ讓渡（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　白金ノ地金又ハ故白金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノハ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ白金ノ地金又ハ故白金ヲ讓受ケ（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム以下同ジ）又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル白金ノ地金又ハ故白金ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ再生製錬業者再生製錬ノ目的ヲ以テ故白金ヲ讓受クル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　白金ノ地金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノハ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ白金ノ地金又ハ故白金ヲ讓受ケ（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム以下同ジ）又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル白金ノ地金又ハ故白金ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ再生製錬業者再生製錬ノ目的ヲ以テ故白金ヲ讓受クル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　故白金ノ買集業者又ハ販賣業者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノハ第三條但書ノ場合ヲ除クノ外故白金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　二以上ノ工場、鑛山又ハ其ノ他ノ事業場ニ於テ事業ヲ營ム者ハ其ノ一ノ工場（工場法ノ適用ヲ受クルモノニ限ル）又ハ鑛山（鑛業法ノ適用ヲ受クルモノニ限ル）ニシテ故白金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルモノニ他ノ工場、鑛山又ハ其ノ他ノ事業場ニ於テ生ジタル故白金ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　故白金ノ再生製錬業者ハ再生製錬ノ目的ヲ以テ讓受ケタル故白金ヲ再生製錬以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　統制會社及其ノ指定シタル者ハ白金ノ地金及故白金ノ買受價格及販賣價格ヲ定メ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ買受價格又ハ販賣價格ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第九條　商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ期限ヲ定メ白金ノ地金又ハ故白金ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ統制會社又ハ其ノ指定シタル者ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十條　統制會社ハ毎月十日迄ニ前月中ニ受入レ又ハ引渡シタル白金ノ地金及故白金ノ數量及價格竝ニ前月末ニ於ケル白金ノ地金及故白金ノ在庫數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第十一條　故白金ノ再生製錬業者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ故白金ノ受入及再生製錬ノ狀況ヲ別記樣式ニ依リ商工大臣ニ報告スベシ

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十條及第十一條ノ規定ハ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

白金ノ地金ニシテ本則施行ノ際現ニ使用中

ノ号ノハ第二條又ハ第四條ノ規定ニ拘ラズ本則施行後一月間ヲ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

別記樣式

故白金ノ受入及再生製品狀況報告書（昭和　年　月分）

年　月　日

住所
氏名又ハ商號　印

商工大臣宛

白金等配給統制規則第十一條ノ規定ニ依リ左ノ通及報告候也

種類	故白金						再生製品						備考
	前月末在庫數量	受入數量	處理數量	月末在庫數量	月中使用數量	計	前月末在庫數量	再生數量	引渡數量	月末在庫數量	備考	計	
	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦		瓦	瓦	瓦	瓦			

注意

一　種類欄ニハ故白金又ハ故白金ノ再生製品ノ品位別ヲ記載スルコト

二　數量ハ白金ノ純量ヲ記載スルコト

三　受入及引渡以外ノ事由（例ヘバ、目減其ノ他）ニ因ル數量ノ增減アリタルトキハ其ノ數量及事由ヲ備考欄ニ記載スルコト

四　支店アルトキハ本店及各支店ニ付各別紙ニ記載スルコト

五　用紙ノ大サハ日本標準規格A列四號（210粍×297粍）トスルコト

白金等配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年五月十四日　商工省告示第二百十八號）

日本貴金屬株式會社

皮革原料タル水產動物ノ販賣制限ニ關スル件

（昭和十四年八月八日　農林省令第三十九號）

改正　昭一五、二、五、農令一二

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ皮革原料タル水產動物ノ販賣制限ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ皮革原料タル水產動物トハ左ニ揭グル水產動物ヲ謂フ

一　鮫類

第二條　農林大臣ノ指定スル地ニ皮革原料タル水產動物ノ陸揚又ハ搬入ヲ爲シタル者ハ農林大臣ノ指定スル者以外ノ者ニ對シ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ陸揚又ハ搬入ヲ爲シタル者共ノ水產動物ヲ自ラ處理スル場合ニ於テハ共ノ皮ヲ問項ノ農林大臣ノ指定スル者ニ賣渡スベシ問項但書ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ農林大臣ノ指定スル地ニ皮革原料タル水產動物ノ皮ノ陸揚又ハ搬入ヲ爲シタル者ハ之ヲ問項ノ農林大臣ノ指定スル者ニ賣渡スベシ問項但書ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ第一項ノ農林大臣ノ指定スル者ハ農林大臣ノ指示シタル價格ニ依リ共ノ皮ヲ買取ルベシ

第三條　農林大臣必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ農林大臣ノ指定シタル者及皮革原料タル水產動物ノ皮ノ處理ヲ業ト爲ス者ニ對シ皮革原料タル水產動物又ハ共ノ皮、肉等ノ價格、數量、賣買方法共ノ他ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一五、二、五、農令一二）

本令ハ昭和十五年二月七日ヨリ之ヲ施行ス

皮革使用制限規則

（昭和十三年七月一日　商工省令第四十三號）

改正　昭一四、七、二五、商令三七
昭一五、一〇、九、商令八二

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ皮革使用制限規則左ノ通定ム

第一條　左ニ揭グル物品又ハ其ノ材料ハ皮革（貴金屬ヲ含ム以下同ジ）又ハ水牛革ヲ使用シテノ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣、共ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　靴（鞋革、先芯、月形、化粧及踵上ノ部分ヲ除ク）

二　馬具

三　自轉車又ハ自動自轉車用サドル

四　鞘帶

五　パッキング

六　運動具

七　革砥

第二條　左ニ揭グル物品又ハ其ノ材料ハ牛革、水牛革、馬革、騾革、驢革、犢革、山羊革、緬羊革、豚革、鹿革、猪革、犬革、鮫革又ハ鮫革ヲ使用シテノ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文（關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク）ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ニ在リテハ商工大臣、共ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　草履、スリッパ共ノ他ノ履物（鼻緒及爪革ヲ含ム）但シ靴ヲ除ク

二　鞄、トランク、ランドセル、リュックサック、圖嚢共ノ他ノ携帶用具

三　マント、外套、上衣、ズボン共ノ他ノ衣類

四　帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留、脚絆共ノ他ノ衣類附屬品

五　ハンドバッグ、蟇口、紙入、煙草入、名刺入、筆入共ノ他ノ袋物

六　眼鏡サック、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、繃帶サック、運動具入共ノ他ノ容器

七　水筒紐、時計腕革共ノ他ノ綿革

八　首輪、引紐、鞍其ノ他ノ家畜用具但シ馬具ヲ除ク
九　椅子、卓子、机、腰掛、屏風其ノ他ノ家具什器
十　書物及帳簿、アルバム其ノ他ノ文房具
十一　張革、吊革其ノ他ノ車輛用品

第三條　牛本若ハ水牛本ヲ使用シ第一條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料又ハ牛本、水牛本、馬革、騾革、驢革、綿羊本、山羊本、豚革、鹿革、羚羊革、大革、鰐革若ハ鮫革ヲ使用シ第一條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料ヲ輸出（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）又ハ其ノ材料トシテ製造シタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　牛本若ハ水牛本ヲ使用シタル第一條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料又ハ牛本、水牛本、馬革、騾革、驢革、綿羊本、山羊本、豚革、鹿革、羚羊革、大革、鰐革又ハ鮫革ヲ使用シタル第二條ニ掲グル物品若ハ其ノ材料トシテ輸出品又ハ其ノ材料トシテ製造セラレタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條又ハ第二條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ

本則施行ノ際第一條若ハ第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者、牛皮、馬皮、羊皮又ハ豚皮ノ輸入又ハ販賣ヲ業トスル者及牛革、馬革、羊革、豚革又ハ鮫革ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ノ皮革ノ種類別在庫數量ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

本則施行ノ際第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者ニシテ他ノ用途ニ轉用シ得ザル革ヲ所有スルモノハ本則施行後二月間ヲ限リ地方長官ノ許可ヲ受ケ第二條ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ノ製造ヲ業トスル者ニ譲渡スルコトヲ得

附　則（昭一四、七、二五、商令三七）

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一五、一〇、九、商令八二）

本令ハ昭和十五年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

皮革使用制限規則第一條但書及第二條但書ノ規定ニ依ル指定

（昭和十四年七月二十五日　商工省告示第百六十六號）

皮革使用制限規則第一條但書及第二條但書ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本皮革統制株式會社
日本羊革統制株式會社

皮革配給統制規則

（昭和十三年七月一日　商工省令第四十五號）

改正　昭一三、一一、二八、商令一〇二
　　昭一四、七、二五、商令三八

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ皮革配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ皮トハ牛（黃牛ヲ含ム）、水牛、馬、騾、驢、綿羊、山羊又ハ豚ノ皮ヲ謂ヒ革トハ牛（黃牛ヲ含ム）、水牛、馬、騾、驢、綿羊、山羊、豚、鹿、犬、鰐又ハ鮫ノ皮ヲ鞣製シタルモノヲ謂フ

第二條　販賣ノ目的ヲ以テ牛、馬、綿羊、山羊又ハ豚ヲ屠殺シタル者ハ特別ノ事由ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外其ノ皮ヲ使用若ハ消費シ又ハ屠肉ニ附著シタル儘販賣スルコトヲ得ズ

第三條　前條ニ掲グル者ハ每月十日迄ニ其ノ前月中ニ販賣シタル請負ノ皮ノ種類別及取引先別數量ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ

第四條　第二條ニ掲グル者ハ農林大臣ノ指定シタル販賣業者（以下販賣業者ト稱ス）又ハ地方長官ノ指定シタル仲買人（以下仲買人ト稱ス）以外ノ者ニ其ノ皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ

仲買人ハ販賣業者以外ノ者ニ皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　商工大臣ノ指定シタル輸入業者（以下輸入業者ト稱ス）ニ非ザレバ皮ヲ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣ノ指定シタル移入業者及移入業者（以下移入業者ト稱ス）ニ非ザレバ皮ヲ移入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　販賣業者、輸入業者及移入業者ハ毎月ノ皮ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ、販賣業者及移入業者ニ在リテハ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條　製革業者ハ其ノ組織スル工業組合、販賣業者、輸入業者及移入業者ノ組織スル工業組合ハ販賣業者、輸入業者及移入業者以外ノ者ニ皮ヲ賣受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條ノ二　製革業者ハ其ノ組織スル工業組合ニ非ザレバ皮ヲ賣受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　製革業者ハ豫メ每月ノ皮ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第九條　（削除）

第十條　（削除）

第十一條　販賣業者、仲買人又ハ移入業者ハ每月十日迄ニ其ノ前月中ニ賣買シタル皮ノ種類別及取引先別數量ヲ農林大臣ニ屆出ヅベシ

輸入業者又ハ製革業者若ハ其ノ組織スル

昭一四、一〇、一八、勅令七〇三
昭一五、一一、二五、商、農令四

工業組合ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ賣買シタル皮革ノ種類別及取引先別數量ヲ商工大臣ニ關係ノ地方長官ヲ經由シテ報告スベシ

第十二條　販賣業者、仲買人、輸入業者、移入業者又ハ製革業者若ハ其ノ組織スル工業組合ハ候濟ヲ備ヘ皮革ノ賣受及販賣並ニ革ノ使用ニ關スル事實ヲ記載スベシ

附　則

本則ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一三、一二、二八、商令一〇二）

本令ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一四、七、二五、商令三八）

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ指定シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭一五、一、二五、商、農令四）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

皮革配給統制規則第四條第一項及第五條第二項ノ規定ニ依ル販賣業者移入業者指定

（昭和十五年十一月二十五日　農林省告示第五百九十八號）

改正　昭一六、四、一四、農告一九四
　　昭一六、九、二七、農告七二六

皮革配給統制規則第四條第一項及第五條第二項ノ規定ニ依リ販賣業者及移入業者ヲ指定ス

第四條第二項ノ販賣業者

東京皮革株式會社
大阪皮革株式會社
株式會社北海道興農公社

第五條第二項ノ移入業者

原皮移入株式會社

皮革配給統制規則第五條ノ規定ニ依ル輸入業者指定

（昭和十五年五月九日　商工省告示第二百九號）

昭和十三年七月商工省告示第二百六號左ノ通改正シ昭和十五年五月十日ヨリ之ヲ施行ス

日本原皮輸入株式會社

皮革配給統制規則第七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十三年十一月二十八日　商工省告示第三百四十九號）

皮革配給統制規則第七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル團體左ノ通指定シ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本皮革工業組合聯合會

皮革配給統制規則第七條ノ三ノ規定ニ依ル輸出業者指定

（昭和十三年十二月二十八日　商工省告示第三百五十號）

皮革配給統制規則第七條ノ三ノ規定ニ依ル輸出業者左ノ通指定シ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本皮革製品輸出組合所屬組合員

副置絲配給統制規則

（昭和十五年十月二十一日　農林・商工省令第十號）

改正　昭一六、七、一一、農商令一二

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ副置絲配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ副置絲トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一　生皮苧（梳斗絲ヲ含ム）
二　比須
三　繰絲ニ適セザル屑繭
四　繭毛羽
五　生絲屑（繰絲ノ過程ニ於テ生ジタルモノ）
六　前各號ニ掲グルモノニ付洗濯、特練其ノ他之ニ準ズル處理ヲ施シタルモノ

第二條　副置絲ハ左ニ掲グル者又ハ團體ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ買受ケ又ハ移入スル場合ヲ除ク）コトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官（全國ヲ區域トスル團體ニ在リテハ農林大臣）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　地方長官ノ指定シタル團體又ハ其ノ構成員
二　農林大臣ノ指定シタル團體ノ構成員
三　農林大臣ノ指定シタル者（以下統制會社ト稱ス）

四　副置絲ノ輸出ヲ業トスル者

第三條　副置絲ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造又ハ副置絲ノ加工ヲ業トスル者（以下工業者ト稱ス）ハ統制會社以外ノ者ヨリ副置絲ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル副置絲ヲ引渡スコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　農林大臣ノ指定シタル工業者ガ農林大臣ノ指定シタル數量ノ限度內ニ於テ受入ルルトキ
二　他ノ工業者ガ統制會社ヨリ受入レタル副置絲ヲ當該工業者ノ委託ニ依リ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スル爲受入ルルトキ
三　特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

工業者ハ統制會社ヨリ受入レタル副置絲ヲ除クノ外自己ノ生產シタル副置絲ヲ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　統制會社以外ノ者ハ前條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外工業者ニ對シ副置絲ヲ賣渡シ又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相手方ノ所有ニ屬セザル副置絲ヲ引渡スコトヲ得ズ

第五條　統制會社ハ其ノ取扱ヲ副置絲ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條　商工大臣ノ指定シタル工業者ハ商工大臣ノ指定シタル團體（以下統制團體ト稱ス）ニ於テ制當タル數量ヲ超エ副置絲ヲ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加

工業組合ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ賣買シタル皮革ノ種類別及取引先別數量ヲ商工大臣ニ關係ヅケベシ製革業者ノ使用シタル革ノ種類別數量ニ付亦同ジ

第十二條　販賣業者、仲買人、輸入業者、移入業者又ハ製革業者若ハ其ノ組織スル工業組合ハ帳簿ヲ備ヘ皮革ノ賣受及販賣並ニ革ノ使用ニ關スル事實ヲ記載スベシ

附　則

本則ハ昭和十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一三、一二、二八、商令一〇二）

本令ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一四、七、二五、商令三八）

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依ル皮革ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附　則（昭一五、一、二五、商、農令四）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

皮革配給統制規則第四條第一項及第五條第二項ノ規定ニ依ル販賣業者移入業者指定

（昭和十五年十一月二十五日　農林省告示第五百九十八號）

改正　昭一六、四、一四、農告一九四
昭一六、九、二七、農告七二六

皮革配給統制規則第四條第一項及第五條第二項ノ規定ニ依リ販賣業者及移入業者左ノ通指定ス

第四條第一項ノ販賣業者

東京鞄皮革株式會社
大阪鞄皮革株式會社
株式會社北海道興農公社

第五條第二項ノ移入業者

東京皮革株式會社

皮革配給統制規則第七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十三年十一月二十八日　商工省告示第三百四十九號）

皮革配給統制規則第七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル團體左ノ通指定シ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本皮革工業組合聯合會

皮革配給統制規則第七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル輸入業者指定

（昭和十　五年　五月九日　商工省告示第二百九號）

昭和十三年七月商工省告示第二百六號左ノ通改正シ昭和十五年五月十日ヨリ之ヲ施行ス

日本原皮輸入株式會社

皮革配給統制規則第七條ノ三ノ規定ニ依ル輸出業者指定

（昭和十三年十一月二十八日　商工省告示第三百五十號）

皮革配給統制規則第七條ノ三ノ規定ニ依ル輸出業者左ノ通指定シ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本皮革工業組合聯合會

副置絲配給統制規則

（昭和十五年十月二十一日　農林・商工省令第十號）

改正　昭一六、七、一一、農商令一二

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ副置絲配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ副置絲トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一　生皮苧（脫汗絲ヲ含ム）
二　比須
三　繭絲ニ連セザル屑繭
四　駝毛羽
五　生絲屑（製絲ノ過程ニ於テ生ジタルモノ）
六　前各號ニ掲グルモノニ付洗滌、精練其ノ他之ニ準ズル處理ヲ施シタルモノ

第二條　副置絲ハ左ニ掲グル者又ハ團體ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ買受ケ（輸入又ハ移入スル場合ヲ除ク）コトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官（全國ヲ地區トスル團體ニ在リテハ農林大臣）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　地方長官ノ指定シタル團體又ハ其ノ構成員
二　農林大臣ノ指定シタル團體ノ構成員
三　農林大臣ノ指定シタル者（以下統制會社ト稱ス）

四　副置絲ノ輸出ヲ業トスル者

第三條　副置絲ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造又ハ副置絲ノ加工ヲ業トスル者（以下工業者ト稱ス）ハ統制會社以外ノ者ヨリ副置絲ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル副置絲ヲ引渡スコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　農林大臣ノ指定シタル工業者ガ農林大臣ノ指定シタル數量ノ限度內ニ於テ受入ルルトキ
二　他ノ工業者ガ統制會社ヨリ受入レタル副置絲ヲ當該工業者ノ委託ニ依リ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スルタメ受入ルルトキ
三　特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

工業者ハ統制會社ヨリ受入レタル副置絲ヲ除クノ外自己ノ生產シタル副置絲ヲ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　統制會社以外ノ者ハ前條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外工業者ニ對シ副置絲ヲ賣渡シ又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相手方ノ所有ニ屬セザル副置絲ヲ引渡スコトヲ得ズ

第五條　統制會社ハ其ノ取扱ヲ副置絲ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條　商工大臣ノ指定シタル工業者ハ商工大臣ノ指定シタル團體（以下統制團體ト稱ス）ニ於テ割當クル數量ヲ超ニ副置絲ヲ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加

エスルコトヲ得ズ但シ第三條第一項但書第二號及第三號ノ規定ニ依リ受入レタル副業繭ヲ使用シ又ハ加工スル場合及同條第二項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

統制團體ハ前項ノ規定ニ依ル制當ノ繭數量ニ付豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第七條　農林大臣又ハ商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ヲ爲ス者又ハ工業者ニ對シ副業繭ノ需給調整上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第八條　農林大臣若ハ商工大臣又ハ地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ニ揭グル者ヨリ副業繭ノ需給調整上必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

第九條　統制會社ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ於ケル副業繭ノ種類別受入數量及種類別別渡數量ヲ農林大臣ニ報告スベシ

附　則

本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條及第六條ノ規定ノ施行期日ハ別ニ之ヲ定ム

附　則（昭一六、七、二一、農商令一二）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（副業繭配給統制規則第六條ノ規定ハ昭和十六年十月二十五日商工、農林省令第十四號ニ依リ昭和十六年十一月一日ヨリ施行）

副業繭配給統制規則第二號ノ團體指定

（昭和十五年十月二十一日農林省告示第五百十六號）

日本副業蠶絲商業組合

副業繭配給統制規則第二號ノ團體指定

（昭和十五年十月二十一日農林省告示第五百十七號）

日本副業蠶絲統制株式會社

副業繭配給統制規則第三條第一項第一號ノ工業者及其ノ受入數量限度指定

（昭和十五年十月二十一日農林省告示第五百十八號）

工業者　蠶繭ノ製造ヲ業トスル者ニシテ副業繭絲（乾燥セルモノ）ノ消費數量一箇年ヲ通ジ百貫以下ノモノ

數量　一箇年ヲ通ジ百貫

副業繭配給統制規則第六條第一項ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十六年十月二十五日商工省告示第九百七十四號）

農業繭絲調整協議會

米穀管理規則

（昭和十五年十月二十四日農林省令第九十七號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ米穀管理規則左ノ通定ム

第一條　市農會又ハ町村農會（地方長官市町村ヲ指定シタル場合ハ當該市町村以下同ジ）ハ地方長官ノ指示スル所ニ依リ米穀生產者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ニシテ小作料トシテ米穀ヲ受クルモノ（以下地主ト稱ス）ニ對シ其ノ生產シ又ハ小作料トシテ受クル米穀ニ付官廳米トシテ出荷スベキ數量ヲ定ムベシ

市農會又ハ町村農會前項ノ規定ニ依リ管理米トシテ出荷スベキ米穀ノ數量ヲ定メタルトキハ遲滯ナク之ヲ當該米穀生產者又ハ地主ニ通知スベシ

第二條　米穀生產者又ハ地主ハ其ノ生產シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀中前條第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル數量ニ相當スル米穀ニ付地方長官ノ指示スル期間內ニ其ノ包裝ニ地方長官ノ定ムル證印ノ押捺ヲ受クベシ

前項ニ同ジ

前二項ノ場合ニ於テ地方長官ハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ證印ヲ押捺セシム

證印ノ押捺ヲ爲ス場合ニ於テ當該官吏又ハ吏員ハ地方長官ノ定ムル證票ヲ携帶スベシ

第三條　米穀生產者又ハ地主其ノ生產シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ證印ノ押捺ヲ受クベキモノ以外ノモノヲ原產地ニ於テ販賣シ若ハ其ノ米穀ニ付其ノ包裝ニ前條第一項ノ地方長官ノ定ムル證印ノ押捺ヲ受クベシ

第四條　米穀生產者又ハ地主ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ前二條ノ規定ニ依リ押捺ヲ受ケタル證印ヲ抹消シ、除却シ又ハ僞造スルコトヲ得ズ

第五條　米穀生產者又ハ地主ハ第二條及第三條ノ規定ニ依リ證印ノ押捺ヲ受ケタル米穀（管理米）ヲ地方長官ノ指定スル農業倉庫業者其ノ他ノ者ニ寄託シ又ハ自ラ之ヲ保管スベシ

第六條　米穀生產者又ハ地主ハ其ノ所有スル管理米ヲ臨時米穀配給統制規則ノ定ムル所ニ依リ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スノ外消費シ、贈與シ又ハ譲渡シ其ノ他處分スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　米穀生產者又ハ地主ハ臨時米穀配給統制規則ノ定ムル所ニ依リ販賣シ若ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル場合又ハ前條但書ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外第五條ノ規定ニ依リ寄託シ又ハ保管スル管理米ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セズ

米松販賣取締規則

（昭和十三年十月二十八日商工省令第九十二號）

改正　昭一六、一一四、農商令一

第一條　米松ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ除クノ外農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ販賣（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スル

更タル者ニ非ザレバ木炭製品又ハ竹材ノ輸出ヲ為サントスル者ハ第一條ノ許可ノ際農林大臣ノ指定シタル用途以外ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第一條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲ

第五條　木炭ノ販賣業者ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル販賣及購賣數量並ニ前月末現在ノ在庫數量ヲ別記樣式ニ依リ農林大臣ニ提出シ但シ第一條ノ一ニ該當スル木炭ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

商品ニ添附シタル行李ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

現ニ所有スル木炭ヲ販賣業者ニ非サル者ノ販賣ノ用ニ供スル場合ニハ第二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

附　則（昭一六、一、一四農商令一）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ發シタル許可ニ係ル木令ニ依リ發シタルモノト看做ス

マッチ配給統制規則

（商工省令第十八號　昭和十五年十月四日）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リマッチ配給統制規則左ノ如ク定ム

第一條　マッチノ製造業者ハ商工大臣ニ於テ適當ト認ムル數量ノマッチノ製造ヲ爲スベシ

第二條　マッチノ製造業者ハ其ノ組織スル工業組合ニ讓渡スル場合ヲ除クノ外商工大臣ノ指定シタル者（以下共販機關ト稱ス）以外ノ者ニマッチヲ讓渡スルコトヲ得ズ

前項ノ工業組合ハ共販機關以外ノ者ニマッチヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第三條　共販機關ハ月別ノ仕向地別讓渡先別ノ讓渡數量ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クル場合ニ非ザレバマッチヲ讓渡スルコト

一　原則トシテ原木ニ付テハ大中角板、九太、打込、長太、太等ノ切下シ原木ニ非ザルモノハ其ノ他ニ及ボザルコト

二　原木ニ非ザルモノニ付テハ寸法ヲ記載スルコトヲ要セズ

別記樣式

一　販賣表

（昭和　年　月分）

種類	數量			販賣先氏名又ハ名稱及住所	備考
	箇數	石數	噸數		
計					

二　購買表

（昭和　年　月分）

種類	數量			購買先氏名又ハ名稱及住所	備考
	箇數	石數	噸數		
計					

三　月末在庫表

（昭和　年　月末現在）

種類	寸法				數量			貯藏場所	備考
	長	幅	厚	直徑	箇數	石數	噸數		
計									

（記載注意）

コトヲ得ズ

第四條　商工大臣ノ指定シタル者（以下元賣機關ト稱ス）ハ道府縣別ニ月別ノ讓渡數量ヲ定メ當該地方長官ノ承認ヲ受クルニ非ザレバマッチヲ讓渡スルコトヲ得ズ

地方長官ハ商工大臣ノ定ムルマッチノ種類別讓受數量ノ限度內ニ於テ前項ノ承認ヲ爲スベシ

第五條　地方長官ノ指定シタル者（以下卸賣機關ト稱ス）ハ當該道府縣ニ於ケルマッチノ販賣ヲ爲ス者（共販機關、元賣機關及卸賣機關ヲ除ク以下小賣業者ト稱ス）以外ノ者ニマッチヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

卸賣機關ハ小賣業者ニ販賣スルマッチニ付月別ノ配給計畫ヲ定メ兼メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條　商工大臣ノ指定シタル地域ニ於ケル小賣業者ハ自己ヲ購入先トシテ記載シタルマッチ回數購入券（本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニシテ有效期間內ノモノニ限ル第十六條ノ場合亦同ジ）又ハマッチ特別購入券（本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニシテ有效期間內ノモノニ限ル第十六條ノ場合亦同ジ）ト引換ヘニマッチノ賣渡ヲ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第七條　前五條ノ規定ハ御料品及商工大臣ノ指定シタル用途ニ供スルマッチニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條　第六條ノ小賣業者ハ第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シタル購入券又ハマッチ特別購入券ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　卸賣機關ハ第十一條、第十五條乃至第十七條及第二十三條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ヲ管轄スル地方長官ハ商工大臣ノ定ムルマッチノ種類別割當數量ノ限度內ニ於テ市町村長ニ其ノ發行スベキマッチ回數購入券及マッチ特別購入券ニ相當スルマッチノ種類別數量ヲ通知スベシ

市町村長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルマッチノ種類別數量ノ限度內ニ於テマッチ回數購入券及マッチ特別購入券ヲ發行スベシ

第十二條　マッチ回數購入券及マッチ特別購入券ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第十三條　本則ノ施行ニ關シ市町村長ノ行フ事務ニ關スル費用ハ市町村（之ニ準ズベキモノヲ含ム）ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第十四條　マッチ回數購入券及マッチ特別購入券ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第十五條　第六條ノ小賣業者ハマッチヲ讓渡スル爲引換ヘクルマッチ回數購入券又ハマッチ特別購入券ニ引換後遲滯ナク自己ノ氏名名稱及引換ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スベシ

第十六條　第六條ノ小賣業者ハ其ノ使用セントスルマッチノ種類別數量ニ相當スルマッチ回數購入券又ハマッチ特別購入券ノ樣式ハ地方長官之ヲ定ム

第十一條　第六條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ヲ管轄スル地方長官ハ商工大臣ノ定ムルマッチノ種類別割當數量ノ限度內ニ於テ市町村長ニ其ノ發行スベキマッチ回數購入券及マッチ特別購入券ニ相當スルマッチノ種類別數量ヲ通知スベシ

市町村長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルマッチノ種類別數量ノ限度內ニ於テマッチ回數購入券及マッチ特別購入券ヲ發行スベシ

第十二條　マッチ回數購入券及マッチ特別購入券ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第十三條　本則ノ施行ニ關シ市町村長ノ行フ事務ニ關スル費用ハ市町村（之ニ準ズベキモノヲ含ム）ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第十四條　マッチ回數購入券及マッチ特別購入券ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第十五條　第六條ノ小賣業者ハマッチヲ讓渡スル爲引換ヘクルマッチ回數購入券又ハマッチ特別購入券ニ引換後遲滯ナク自己ノ氏名名稱及引換ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スベシ

第十六條　第六條ノ小賣業者ハ其ノ使用セントスルマッチノ種類別數量ニ相當スルマッチ回數購入券又ハマッチ特別購入券ノ

ニ自己ノ氏名名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ卸賣機關ヨリ讓受ケタルマッチヲ使用スルコトヲ得ズ

第十七條　第六條ノ小賣業者ハマッチ回數購入券又ハマッチ特別購入券ト引換ヘニマッチノ賣受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十八條　商工大臣マッチノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハマッチノ製造業者、共販機關、元賣機關、卸賣機關又ハ小賣業者ニ對シマッチノ供給先、供給時期若ハ供給方法又ハ供給スルマッチノ種類若ハ數量ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第十九條　マッチノ製造業者ハ毎月十日迄ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一　前月中ニ於ケルマッチノ種類別製造數量

二　前月末ニ於ケルマッチノ種類別在庫數量

第二十條　共販機關、元賣機關及卸賣機關ハ毎月十日迄ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ共販機關ニ在リテハ商工大臣ニ、元賣機關及卸賣機關ニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ

一　前月中ニ於ケルマッチノ種類別讓受數量

二　前月中ニ於ケルマッチノ種類別讓渡先別讓渡數量

三　前月末ニ於ケルマッチノ種類別在庫數量

第二十一條　共販機關、元賣機關及卸賣機關ハ候簿ヲ備ヘ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ

一　マッチノ種類別讓受數量及讓受ノ年月日

二　マッチノ讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡ノ年月日

三　毎月末ニ於ケルマッチノ種類別在庫數量

第二十二條　小賣業者ハ第六條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於ケル市町村長（之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ）之ヲ發行スルマッチ回數購入券及マッチ特別購入券ノ一月分ノ配給計畫ニ付テハ之ヲ適用セズ

マッチノ製造及配給ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル命令又ハ同令第三條ノ規定ニ依ル承認ハ之ヲ第一條ノ規定ニ依ル命令又ハ第三條ノ規定ニ依ル承認ト看做ス

一　マッチノ種類別讓受數量及讓受ノ年月日

二　マッチノ讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡ノ年月日

三　毎月末ニ於ケルマッチノ種類別在庫數量

第二十三條　卸賣機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ第六條ノ小賣業者ニマッチヲ讓渡スル爲引換ヘクルマッチ回數購入券及マッチ特別購入券ヲ之ヲ發行シタル市町村長ニ提出スベシ

附　則

本則ハ昭和十五年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十九條及第二十條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條ノ規定ハ昭和十五年十月三十一日迄ニ爲スマッチノ讓渡ニ付テハ之ヲ適用セズ

第五條第二項ノ規定ハ昭和十五年十月分ノ配給計畫ニ付テハ之ヲ適用セズ

マッチノ製造及配給ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス但シ罰則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

マッチノ製造及配給ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル命令又ハ同令第三條ノ規定ニ依ル承認ハ之ヲ第一條ノ規定ニ依ル命令又ハ第三條ノ規定ニ依ル承認ト看做ス

マッチ配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年十月四日　商工省告示第五百八十九號）

日本綿スフ共販株式會社

マッチ配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年十月十四日商工省告示第六百十七號）

改正　昭一五、一〇、三〇商告六六六
　　昭一五、一二、二四商告八七一

マッチ配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

北海道製マッチ販賣株式會社
東北製マッチ販賣株式會社
京濱製マッチ販賣株式會社
大阪府製マッチ販賣株式會社
兵庫縣製マッチ販賣株式會社
長崎縣製マッチ販賣株式會社
新潟縣製マッチ販賣株式會社
栃木縣製マッチ販賣株式會社
三重縣製マッチ販賣株式會社
愛知縣製マッチ販賣株式會社
岡山縣製マッチ販賣株式會社
廣島縣製マッチ販賣株式會社
鹿兒島縣製マッチ販賣株式會社
長野縣製マッチ販賣株式會社
宮城岩手縣製マッチ販賣株式會社
福島縣製マッチ販賣株式會社
富山縣製マッチ販賣株式會社
秋田縣製マッチ販賣株式會社
關西縣製マッチ販賣株式會社
石川縣製マッチ販賣株式會社
京山縣製マッチ販賣株式會社
島根縣製マッチ販賣株式會社
福井縣製マッチ販賣株式會社
岡山縣製マッチ販賣株式會社
靜岡縣製マッチ販賣株式會社
山口縣製マッチ販賣株式會社
和歌山縣製マッチ販賣株式會社
德島縣製マッチ販賣株式會社
香川縣製マッチ販賣株式會社
愛媛縣製マッチ販賣株式會社
西知縣製マッチ販賣株式會社
關西縣製マッチ販賣株式會社
大分縣製マッチ販賣株式會社
佐賀縣製マッチ販賣株式會社
熊本縣製マッチ販賣株式會社
宮崎縣製マッチ販賣株式會社
鹿兒島縣製マッチ販賣株式會社
沖繩縣製マッチ販賣株式會社
傑物製在全國輸入販賣組合聯合會

マッチ配給統制規則第六條ノ規定ニ依ル地域指定

（昭和十五年十月十二日商工省告示第六百十一號）

改正　昭一五、一二、一一、商告七一三

マッチ配給統制規則第六條ノ規定ニ依リ地域左ノ通指定シ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

指定縣名	指定地域
東京府	東京市
京都府	京都市
大阪府	大阪市　堺市　岸和田市　豐中市　布施市　池田市　吹田市　北河內郡守口町
神奈川縣	橫濱市
兵庫縣	神戶市　尼崎市　西宮市　川邊郡伊丹市
愛知縣	名古屋市

滿俺鑛配給統制規則

（昭和十六年五月一日商工省令第三十三號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ滿俺鑛配給統制規則左ノ通定ム

第一條　滿俺鑛ヲ生產シ（販賣ノ目的ヲ以テ譲渡スル場合ヲ含ム以下同ジ）、輸入シ又ハ移入シタル者ニシテ帝國滿俺株式會社（以下會社ト稱ス）及其ノ指定シタル者以外ノ者ハ其ノ生產シ、輸入シ又ハ移入シタル滿俺鑛ヲ使用シ又ハ會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ニ譲渡（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ但シ第二條但書ノ許可ヲ受ケ譲受ケル滿俺鑛ヲ譲渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　滿俺鑛ヲ販賣ノ目的ヲ以テ譲受ケ又ハ業務用ノ原料若ハ材料トシテ使用スル者ハ會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ滿俺鑛ヲ譲受（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル受入ヲ含ム）クルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ許可ヲ受ケ譲渡ス ル滿俺鑛ヲ譲受ケル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　前二條ニ於テ滿俺鑛トハ滿俺ノ含有量百分ノ二十五以上又ハ二酸化滿俺ノ含有量百分ノ四十以上ノ滿俺鑛ヲ謂フ

第四條　商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣、價格及期限ヲ定メ滿俺鑛ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ會社又ハ其ノ指定シタル者ニ賣渡スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第五條　滿俺鑛ヲ目的トスル鑛業權者ハ鑛山毎ニ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル滿俺鑛ノ販賣豫定數量ヲ當該期間開始ノ日ヨリ一月前ニ會社ニ届出ヅベシ

附　則

本則ハ昭和十六年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第五條ノ規定ハ昭和十六年四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間ニ於ケル販賣豫定數量ニ付テハ之ヲ適用セズ

三椏、楮等統制規則

（昭和十六年一月十四日農林省令第二號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ三椏、楮等統制規則左ノ通定ム

第一條　三椏、楮等ニシテ農林大臣ノ指定シタルモノ（以下製紙原料農產物ト稱ス）ノ生產者若ハ其ノ組織スル團體又ハ製紙原料農產物ヲ輸入若ハ移入シタル者ハ之ヲ農林大臣ノ指定シタル統制機關（以下統制機關ト稱ス）又ハ農林大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ販賣（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　製紙原料農產物ノ生產者ガ其ノ組織スル團體ニ販賣シ若ハ販賣ノ委託ヲ爲ストキ又ハ當該團體ガ其ノ組織スル團體ニ販賣シ若ハ販賣ノ委託ヲ爲ストキ

二　特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

三　農林大臣ノ指定シタル場合

前項ノ農林大臣ノ指定シタル者ハ製紙原料農産物ヲ統制機關以外ノ者ニ賣渡シ又ハ賣買ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

第二條　統制機關ハ農林大臣ノ指示シタル方法以外ノ方法ニ依リ製紙原料農産物ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第三條　農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ賣渡ノ條件ヲ定メ製紙原料農産物ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ統制機關ニ賣渡スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第四條　製紙原料農産物ノ取扱ヲ業トスル者若ハ其ノ組織ベル團體ハ統制機關又ハ農林大臣ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ製紙原料農産物ヲ買受クル（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム以下同ジ）コトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　製紙原料農産物ヲ輸入シ又ハ移入スルトキ

二　第一條第二項第二號ノ許可ヲ受ケタル者ヨリ買受クルトキ

三　第一條第一項第三號ニ該當スル場合

前項ノ農林大臣ノ指定シタル者ハ製紙原料農産物ヲ統制機關以外ノ者ヨリ買受ケルコトヲ得ズ

第五條　農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ統制機關又ハ第一條第一項若ハ第四條第一項ノ農林大臣ノ指定シタル者ニ對シ製紙原料農産物ノ賣入先、賣賣先、賣買方法其ノ他ニ關シ製紙原料農産物ノ需給調整上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第六條　農林大臣ハ前條ニ揭グル者ヨリ製紙原料農産物ノ報告ヲ徵スルコトアルベシ

附　則

本令ハ昭和十六年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

三椏、楮等統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル指定

（昭和十六年一月二十日　農林省告示第二十七號）

昭和十六年一月二十日農林省告示第二十七號

三椏、楮等統制規則第一條第一項ノ規定ニ依リ三椏及楮ヲ指定ス

昭和十六年一月二十日

農林大臣　井野碩哉

綿絲ノ取引制限ニ關スル件

（昭和十四年十月十九日　商工省令第六十六號）

改正　昭一六、三、二九、農告一六七、八、二〇、農告五九一

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ綿絲ノ取引制限ニ關スル件左ノ通定ム

物

三椏　楮　雁皮　黃蜀葵根（干根及粉末ヲ含ム）

同條同項ノ農林大臣ノ指定シタル綿製品製造業者

日本製紙統制株式會社

同條同項ノ農林大臣ノ指定シタル者

全國製紙業者

同條同項第三號ノ農林大臣ノ指定シタル場合

北海道、青森縣、秋田縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、愛知縣、三重縣、滋賀縣、大阪府、奈良縣及靜岡縣ニ於テ生產セラレタル三椏及楮ノ生產者若ハ其ノ組織スル團體ガ三椏及楮ヲ賣渡シ又ハ賣買ノ委託ヲ爲ス場合、內閣印刷局納入ノ三椏ノ生產者若ハ其ノ組織スル團體ガ昭和十六年三月三十一日迄ニ賣渡ス三椏ヲ賣渡シ又ハ賣買ノ委託ヲ爲ス場合

北海道、青森縣、秋田縣、岩手縣、宮城縣、大阪府、沖繩縣ニ於テ生產セラレタル黃蜀葵ノ生產者若ハ其ノ組織スル團體ガ黃蜀葵ノ生產者ハ賣賣ノ委託ヲ爲ス場合

綿絲（單糸割合ニ於テ一割以上毛ヲ含ムモノヲ除ク）ハ其ノ賣賣ヲ爲ス月ヨリ四月目以後ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ條件トシテ之ヲ賣賣スルコトヲ得ズ但シ輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノヲ賣賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

綿製品ノ加工許可ニ關スル件

（昭和十三年七月二十九日　商工省令第七十號）

改正　昭一三、一一、一四、商令九六

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

別表ニ揭グル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニ付染、晒、整理其ノ他ノ加工ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ヲ加工スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）ノ仕掛中ノモノ及綿製品製造制限ニ關スル件第二條但書、第四條但書、第六條但書又ハ第八條但書ノ許可ヲ受ケタルモノヲ除ク以下同ジ）

二　輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノ

三　綿製品ノ製造ニ關スル件第一項但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ（同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ除ク）ニ付テハ本令ヲ適用セズ

附　則（昭一三、一一、一四、商令九六）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

別　表

綿絲類

紡績ニ英式番手二十五番以下ノ單糸又ハ五十番以下ノ合撚糸ヲ用ヒタル綿織物ニシテ左ニ揭グルモノ

小幅物

綿木綿、絣木綿、絽絖、縞色木綿、晒及生木綿、綿ネル、襁褓木綿、石底地

晒物

太鼓（ドリル、雲斑、寒冷紗）、銀布、天竺、銅布、小倉織（カルゼヲ含ム）、綿ネル、コール天、ブロック、帆布

綿莫大小

紡績ニ英式番手四十番以下ノ綿糸ヲ、混紡ニ英式番手十番以下ノ綿糸ヲ用ヒ十二寸、十三寸又ハ十四寸ノ吊機又ハトンプキン機ヲ以テ製立タルモノニシテ毳モノモノ但シ丸染ノモノヲ除ク

綿製品製造制限ニ關スル件

（昭和十三年六月二十九日　商工省令第三十七號）

改正　昭一三、一一、一四、商令九四

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ綿製品ノ製造制限ニ關スル件左ノ通定ム

綿絖、綿織物又ハ綿莫大小ハ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）及輸出品ノ原料又ハ材料ニ

用フルモノヲ除クノ外之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ綿絲、綿織物及絹莫大小ニハステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

綿製品ステープルファイバー等混用規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ仕掛中ノモノニ付テハ本令ヲ適用セズ

卸賣業者ハ綿製品ステープルファイバー等混用規則附則第三項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル綿織物ヲ除クノ外同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物及同部附則第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ

附　則（昭一三、一一、一四、商令九四）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

綿製品ノ販賣及加工制限緩和ニ關スル件

（昭和十三年七月二十一日　商工省令第六十二號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

綿絲、綿織物又ハ絹莫大小ニシテ別表ニ掲ゲザルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ綿製品ノ販賣制限ニ關スル件又ハ綿製品ノ加工制限ニ關スル件ニ依ル制限ニ拘ラズ之ヲ販賣シ又ハ之ニ加工ヲ爲スコトヲ得

前項ノ綿絲、綿織物及絹莫大小ニハステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

綿織絲

紡績ニ英式番手二十五番以下ノ單絲又ハ五十番以下ノ合撚絲ヲ用ヒタル綿織物ニシテ左ニ揭ゲルモノ

小幅物

綿木綿、絣木綿、染絲、縞色木綿、晒及生木綿、石底地

唐繰物

太綾（ドリル、雲斐、琥珀）、粗布、天竺、綿布、小倉織（カルゼヲ含ム）、綿ネル、コール天、ブロスダ、帆布

綿莫大小

紡績ニ英式番手四十番以下ノ絣絲ヲ、撚絲ニ英式番手十番以下ノ綿絲ヲ用ヒ十二寸、十三寸又ハ十四寸ノ吊機又ハトンプキン機ヲ以テ織立タルモノニシテ裏毛ノモノ但シ丸撚ノモノヲ除ク

巾用タオル

紡績ニ英式番手二十番以下ノ綿絲ヲ用ヒタルモノニシテ一反（十二枚綴）ノ重量百五十匁以下ノモノ

（參照）

綿製品ノ加工制限ニ關スル件ハ昭和十三年六月二十九日商工省令第三十八號ナリ

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件

（昭和十三年六月二十九日　商工省令第三十九號）

改正　昭一三、一一、一七、二九、商令七一

昭一三、一二、一四、商令九五

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ綿製品ノ販賣制限ニ關スル件左ノ通定

綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ハ小賣ヲ除キ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ對シ之ヲ販賣（本令施行前ニ締シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ヲ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）

二　輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノ

三　綿製品ノ製造制限ニ關スル件第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ

即　輸出綿製品配給統制規則第二條但書、第三條但書、第四條但書、第六條但書又ハ第八條但書ノ許可ヲ受ケタルモノ

前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ノ買受ケタル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ニ非ザル者ノ買受ケタル綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ヲ販賣セントスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

前三項ノ綿絲、綿織物及綿莫大小ニハステープルファイバーヲ混用シタルモノヲ含ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

綿製品ステープルファイバー等混用規則第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ製造シタルモノ（同則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十三年二月九日迄ニ許可ヲ受ケタル綿織物ヲ除ク）

附　則（昭一三、二九、商令七一）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ例ニ依ル

綿製品ノ販賣制限ニ關スル件第一項ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十三年七月四日　商工省告示第百七十五號）

大日本莫大小製造工業組合聯合會

日本タオル工業組合聯合會

日本タオル商業組合聯合會

（昭和十三年十一月八日　商工省告示第三百三十一號）

日本綿糸布商業組合聯合會

（昭和十四年十月十三日　商工省告示第二百七十七號）

日本綿糸布織出組合聯合會

（昭和十六年八月二十日　商工省告示第七百二十七號）

日本カラ紡糸絞綿梳支會社

毛製品ステープルファイバー等混用規則

（昭和十三年七月八日商工省令第四十八號）

改正　昭一四、九、一二、商令五〇

第一條　梳毛絲（毛織絲ヲ重量割合ニ於テ一割以上使用シタル絲ニシテ紡毛絲ヲ除キタルモノヲ謂フ）ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外其ノ太サヲ左ニ揭グル番手ト爲システープルファイバー其ノ他ノ毛又ハ綿ニ非ザル纖維ヲ重量割合ニ於テ五割、六割又ハ七割混紡スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

毛織絲

芯地用毛絲
- 單絲　メートル式番手九番
- 其ノ他　メートル式番手三十番、四十八番、六十番
- 單絲　メートル式番手三十二番、三十六番

其大小毛絲
- 單絲　メートル式番手二十番、三十二番、三十六番
- 雙絲　メートル式番手九番、十六番

手編毛絲
- 三合絲　メートル式番手九番、十六番
- 四合絲　メートル式番手九番、十六番

前項ノ混紡毛絲ニハ混紡シタル纖維及其ノ混紡割合ヲ表示スベシ

第二條　紡毛絲（毛織絲ヲ重量割合ニ於テ一割以上使用シコンデンサー・カード、手紡機又ハガラ紡機ニ依リ製造シタル絲ヲ謂フ）ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外其ノ太サヲ左ニ揭グル番手ト爲システープルファイバー其ノ他ノ毛又ハ綿ニ非ザル纖維ヲ重量割合ニ於テ二割以上七割以下混紡スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

梳毛織物
紡毛織物
- 毛布、膝掛、肩掛及衿卷　三割以上
- 其ノ他　二割以上
- 毛其大小　五割以上

第四條　輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノトシテ製造シタル毛絨、毛織物又ハ毛其大小ヲ購受ケタル者ハ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ウル爲之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本則ハ昭和十三年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一四、九、一二、商令五〇）

本令ハ昭和十四年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

木造建物建築統制規則

（昭和十四年十一月八日商工省令第六十七號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ木造建物建築統制規則左ノ通定ム

第一條　木造建物（以下建物ト稱ス）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ新築セントスル者ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ノ許可ヲ受クベシ

一　農業（養蠶業ヲ含ム）、林業、畜産業又ハ漁業ヲ營ム者ノ業務及居住ノ用ニ供セラルル建物ニシテ總床面積百六十平方米（四八・四坪）ヲ超ユルモノ

二　前號ニ揭グル用ニ供セラルル建物ニシテ總床面積百平方米（三〇・二五坪）ヲ超ユルモノ

前項ノ規定ハ商工大臣ノ指定スル建物ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ建物ノ總床面積百平方米ヲ超ユル改築ヲ爲サントスル場合又ハ建築主ハ工事著手前第四條第一項各號ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

グル事項ヲ記載シタル届書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第二條　前條第一項各號ノ一ニ該當スル建物ヲ增築（改築又ハ移造ノ變更ニ依リ總床面積ヲ增加スル場合ヲ含ム以下同ジ）センストスル者又ハ增築ニ依リ前條第一項各號ノ一ニ該當スル建物ト爲サントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ前條第一項各號ノ一ニ該當スル建物ニ付同條第一項各號ノ一ニ規定スル總床面積ヲ超ユル改築ヲ爲サントスル建物ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ總床面積百平方米ヲ超ユル建物ヲ增築センストスル場合、增築ニ依リ總床面積百平方米ヲ超ユル建物ト爲サントスル場合又ハ總床面積百平方米ヲ超ユル改築ヲ爲サントスル場合ニ在リテハ其ノ建築主ハ工事著手前第四條第一項各號ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第三條　第一條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　建物ノ位置
二　建物ノ用途
三　新築センストスル事由
四　建物ノ種數、各棟ノ用途及階數竝ニ各棟別各階ノ床面積及總床面積
五　增築又ハ改築センストスル部分ノ各棟別各階ノ床面積及總床面積竝ニ各棟別用途

第四條　地方長官必要アリト認ムルトキハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル書面ヲ提出セシムルコトヲ得

一　設計及工事計畫ノ概要（配置圖、平面圖及物資ノ使用場所ヲ明示シタル圖面ヲ添附スベシ）
二　工事ニ要スル物資ノ種類、寸法及數量
三　電氣、瓦斯又ハ水ノ供給ヲ受クル設備ヲ要スル場合ニ在リテハ之ヲ供給スル者ノ氏名名稱及住所
四　工事費
五　工事著手及竣工ノ豫定時期
六　請負人アルトキハ其ノ氏名名稱及住所
七　其ノ他必要ナル事項

第四條　第二條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一　建物ノ位置
二　建物ノ用途（增築又ハ改築後建物ノ用途ヲ變更セントスル場合ニ在リテハ其ノ旨）
三　增築又ハ改築センストスル事由
四　現存建物ノ種數及各棟別總床面積
五　增築又ハ改築センストスル部分ノ各棟別各階ノ床面積及總床面積竝ニ各棟別用途

前項ノ許可申請書ノ提出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條第二項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ提出セシムルコトヲ得

第五條　第一條第一項ノ許可ヲ受ケ建物ヲ新築セントスル者第三條第一項第一號、第二號又ハ第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ第三條第二項ノ書面ヲ提出シタル場合ニ於テ之ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條　第二條第一項ノ許可ヲ受ケ建物ヲ増築又ハ改築セントスル者第四條第一項第二號又ハ第五號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ第四條第二項ノ書面ヲ提出シタル場合ニ於テ之ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條　第一條第二項又ハ第二條第二項ノ規定ニ依リ届出ヅベキ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨地方長官ニ届出ヅベシ

第八條　地方長官第一條第一項、第二條第一項、第五條又ハ第六條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テハ建物ノ新築、増築又ハ改築ニ使用シ得ル物資ノ種類、寸法、數量又ハ使途ヲ指定スルコトヲ得

第九條　第一條第一項若ハ第二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者又ハ第一條若ハ二項若ハ第二條第二項ノ届書ヲ提出シタル者ハ工事ヲ施工シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ工事ヲ廢止シタルトキ亦同ジ

第十條　本則ニ依リ許可ヲ受ケ建物ヲ新築、増築又ハ改築シタル者（當該建物ノ承繼人ヲ含ム）ハ其ノ工事竣工後一年以内當該建物ヲ許可申請書ニ記載シタル用途以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　本則ニ於テハ附屬建物ハ之ヲ主タル建物ノ一部ト見做ス

本則ニ於テ建床面積トハ長屋ニ在リテハ各戸ニ付算定シタルモノヲ謂フ

附　則

本則ハ昭和十四年十一月十三日ヨリ之ヲ施行ス

本則ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲スベキ新築、増築又ハ改築ニシテ本則公布前ニ工事ニ着手シ本則施行ノ際現ニ工事中ノモノニ付テハ本則ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ當該工事中ノ建物ニ付第三條第一項又ハ第四條第一項ノ届出ヲ爲シ地方長官ニ届出ヅベキ事項ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル建物

木造建物建築統制規則第一條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ要セザル建物ノ種類指定

（昭和十四年十一月八日　商工省告示第三百十七號）

木造建物建築統制規則第一條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ要セザル建物ノ種類左ノ通指定シ昭和十四年十一月十三日ヨリ之ヲ施行ス

一　神ノ用ニ供スル建物

二　左ニ掲グル事業ノ用ニ供スル作業場、事務所、勞働者用住宅（共同宿舍ヲ含ム）及其ノ附屬建物

イ　採鑛業並ニ金屬製錬業及製鐵業

ロ　鑛合金ノ製造業

ハ　工作機械、鍛工具又ハ鋼部分品若ハ鋼材料品ノ製造業

ニ　兵器又ハ鋼部分品若ハ鋼材料品ノ製造業

ホ　石油精製業及人造石油又ハ代用液體燃料ノ製造業

ヘ　石綿紡入業

三　第一項ノ建物ニ依リ設立セラレタル組合其ノ他ノ團體ノ共同施設ノ用ニ供スル建物

四　建築ニ付國又ハ道府縣ノ補助金又ハ奬勵金ノ交付ヲ受クル建物

木炭配給統制規則

（昭和十四年十二月十九日　農林省令第六十八號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ木炭配給統制規則左ノ通定ム

第一條　農林大臣ノ指定スル道府縣（生產道府縣）ニ於テ生產セラレタル木炭ハ當該生產道府縣ニ付農林大臣ノ指定スル道府縣（消費道府縣）ヲ仕向地トスル場合ニ非ザレバ之ヲ當該生產道府縣ヨリ移出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　地方長官ガ道府縣ノ生產道府縣ニ於テ生產セラレタル木炭ニ付當該生產道府縣ヨリ之ヲ移出スル者ヲ指定シタルトキハ其ノ指定セラレタル者以外ノ者ハ之ヲ當該生產道府縣ヨリ移出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣ガ生產道府縣ニ於テ生產セラレタル木炭ニ付當該生產道府縣ヨリ之ヲ移出スル者ヲ指定シタルトキハ其ノ指定セラレタル者以外ノ者ハ之ヲ當該生產道府縣ヨリ移出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣ガ地方別ニ木炭ノ移出ニ付仕向地別ニ其ノ數量又ハ制合ヲ定メタルトキハ地方長官ハ前項ノ規定ニ依リ指定シタル者ニ對シ其ノ移出スベキ數量ヲ割當ツルモノトス

第三條　農林大臣必要アリト認ムルトキハ木炭ノ生產者、農業上木炭ノ使用、賣買其ノ他取扱ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル法人ニ對シ木炭ノ賣賣先、買入先、賣買方法其ノ他ノ賣賣ニ關シ木炭ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條　農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條第一項ニ掲グル者ニ付木炭ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十四年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ生產道府縣ヨリ移出スル爲本令施行前貨車、車輛若ハ船積ト爲シタル木炭又ハ本令施行前成立シタル賣約ニ因リ昭和十五年一月七日迄ニ同條ノ生產道府縣ヨリ移出スル木炭ニ付テハ第一條及第二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

野獸原皮ノ販賣制限ニ關スル件

（昭和十四年十二月七日　農林省令第六十七號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ野獸原皮ノ販賣制限ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ野獸原皮トハ左ニ掲グル獸類ノ原皮ヲ謂フ

一　猫

二　狐（養殖セラレタルモノ）

三　其ノ他農林大臣ノ指定スル獸類

第二條　野獸原皮ノ生產者ハ農林大臣ノ指定スル者以外ノ者ニ對シ其ノ野獸原皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條ノ農林大臣ノ指定シタル者ニ對シ野獸原皮ノ價格、數量及取引方法ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十四年十二月二十日ヨリ之ヲ施

行ス

昭和十四年農林省令第六十七號第一條第三號ニヨル農林大臣ノ指定スル獣類

（昭和十六年一月十四日農林省告示第十八號）

獣（野生ノモノヲ含ム）

昭和十四年農林省令第六十七號第二條ニヨル農林大臣ノ指定

（昭和十四年十二月七日農林省告示第四百四十號）

改正　昭一六、一、一四、農告一九

毛皮統制株式會社

輸ノ原皮ニ付テハ社團法人大日本獣友會

其（海獣モアレタルモノ）ノ原皮ニ付テハ日本毛皮株式會社

鼬（野生ノモノヲ含ム）ノ原皮ニ付テハ大日本

輸出人造絹製品配給統制規則

（昭和十五年二月二十八日商工省令第九號）

改正　昭一五、二、二八、商令　三五
昭一五、八、　五、商令　五九
昭一五、一二、一二、商令一〇一
昭一六、　三、　五、商令　一一
昭一六、五、　七、商令　三七
昭一六、六、一一、商令　五九
昭一六、　七、一八、商令　六七
昭一六、八、　二、商令　七一

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ輸出人造絹製品配給統制規則左ノ通定ム

第一條　人造絹絲ノ製造ヲ業トスル者（以下人絹會社ト稱ス）ハ其ノ製造シタル人造絹絲（中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）ヲ輸出スルモノ（以下輸出人絹絲ト稱ス）ヲ日本絹人絹織物工業組合（以下輸出組合ト稱ス）ノ組合員（以下輸出組合員ト稱ス）以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ自ラ輸出（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ對スル輸出ヲ除ク以下同ジ）スル場合、取引所ニ於テ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　輸出組合員ハ自ラ輸出スル場合ヲ除クノ外其ノ買受ケタル輸出人絹絲ヲ輸出組合員以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ取引所ニ於テ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　人絹會社ハ其ノ製造シタル人造絹絲ニシテ輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノ（以下輸出品用人絹絲ト稱ス）ヲ別表甲號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　別表甲號ニ掲グル者ニ供給スル為販賣先、販賣數量、販賣價格其ノ他ノ販賣條件ヲ指定シ日本人造絹糸元卸商業組合第一部所屬組合員ニ販賣スルトキ

二　特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

日本人造絹糸元卸商業組合第一部所屬組合員ハ其ノ買受ケタル輸出品用人絹絲ヲ輸出組合ノ指示ヲ受ケ人造絹織物工業組合（以下輸出組合ト稱ス）ノ組合員（以下輸出組合員ト稱ス）以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　輸出品用人絹絲ヲ販賣スル者ハ證明書ト引換ニアラザレバ輸出品用人絹絲ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第五條　別表甲號ニ掲グル者ハ證明書ト引換ニアラザレバ輸出品用人絹絲ヲ買受クルコトヲ得ズ

第六條　證明書ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル株式會社若ハ團體ニ於テ發行ス

地方長官又ハ前項ノ株式會社若ハ團體ハ前項ノ證明書ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第七條　別表甲號ニ掲グル者ハ證明書ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ニヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第八條　日本人造絹織物工業組合聯合會（以下人工聯ト稱ス）ノ所屬組合ノ組合員（以下人工聯組合員ト稱ス）及日本輸出人絹織物統制株式會社（以下統制會社ト稱ス）以外ノ者ハ輸出品用人絹絲ヲ使用シテ人造絹織物（第五叶未滿ノモノ及タオルヲ除ク以下同ジ）ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ統制會社ノ指示ヲ受ケ人造絹織物ヲ製造スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　全日本絹織物工業組合聯合會（以下全絹ト稱ス）ノ所屬組合ノ組合員（以下全絹組合員ト稱ス）及其ノ指定シタル者ハ統制會社以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ

第十條　人工聯組合員又ハ統制會社ハ其ノ交換絹織物（第五叶未滿ノモノヲ除ク以下同ジ）ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ統制會社ノ指示ヲ受ケ人絹交換絹織物ヲ製造スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　人工聯組合員又ハ統制會社ハ其ノ交換絹織物ヲ使用シテ人絹交換絹織物ヲ製造スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條　人工聯組合員又ハ統制會社ハ第一項ノ期間ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十一條　第八條但書ノ規定ニ依リ統制會社ノ指示ヲ受ケタル者ハ輸出品用人絹絲ヲ使用シテ人造絹織物ヲ製造スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條ノ二　人工聯組合員又ハ統制會社ハ其ノ製造シタル人造絹織物ヲ振興株式會社（以下振興會社ト稱ス）及其ノ指定シタル者ニ販賣スルコトヲ得ズ

第十一條ノ三　振興會社又ハ其ノ買受ケタル輸出用人絹織物ヲ輸出（自ラ輸出スル場合ニ限ル）以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條ノ五　絹工聯組合員ハ輸出品用人絹絲ヲ使用シテ製造シタル人絹交換絹織物（以下輸出用交換絹織物ト稱ス）ヲ日本絹人絹織物卸商業組合聯合會（以下商聯會ト稱ス）ノ所屬組合ノ組合員（以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ

第十二條　商聯組合員ハ其ノ買受ケタル輸出用交換絹織物ヲ輸出組合員及別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ

第十三條　輸出組合員ハ自ラ輸出スル場合ヲ除クノ外其ノ買受ケタル輸出用交織絹織物ヲ輸出組合員及別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ

第十三條ノ二　第十一條乃至第十一條ノ三及前三條ノ規定ハ輸出用人絹織物又ハ輸出用交織絹織物ヲ商工大臣ノ指定シタル者ニ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十四條　商聯組合員、輸出組合員又ハ振興會社ノ指定シタル者又ハ其ノ買受ケタル輸出用人絹織物又ハ輸出用交織絹織物ヲ商聯、輸出組合又ハ振興會社ノ定ムル期間ヲ超エ保有スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

商聯、輸出組合又ハ振興會社ハ前項ノ期間ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十五條　輸出組合員又ハ振興會社ノ指定シタル者ハ輸出組合又ハ振興會社ノ割當テタル數量ヲ超エ輸出用人絹織物ヲ保有スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

輸出組合又ハ振興會社ハ前項ノ規定ニ依ル割當ノ數量ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十五條ノ二　振興會社ハ商工大臣ノ定ムル期間及數量ヲ超エ輸出用人絹織物ヲ保有スルコトヲ得ズ

第十六條　別表甲號ニ掲グル者(日本貿易振興株式會社ヲ除ク)又ハ別表乙號ニ掲グル者ハ其ノ買受ケタル輸出品用人絹絲、輸出用人絹織物又ハ輸出用交織絹織物ヲ輸出品ノ原料及材料以外ノモノニ使用シ又ハ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條　別表乙號ニ掲グル者ハ輸出用人絹織物又ハ輸出用交織絹織物ヲ原料又ハ材料トシテ製造シタル物品ヲ別表乙號ニ掲グル者、纖維製品輸出振興株式會社及日本貿易振興株式會社以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條ノ二　別表甲號ニ掲グル者(商工大臣ノ指定シタル者ヲ除ク)ハ輸出品用人絹絲ヲ原料又ハ材料トシテ製造シタル物品(織物ヲ除ク)ヲ別表乙號ニ掲グル者、纖維製品輸出振興株式會社及日本貿易振興株式會社以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條ノ三　纖維製品輸出振興株式會社ハ其ノ買受ケタル前二條ノ物品ヲ別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條　別表丙號ニ掲グル者ハ其ノ買受ケタル前條ノ物品ヲ輸出(自ラ輸出スル場合ニ限ル)以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條ノ二　第十三條ノ二ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者其ノ買受ケタル輸出用人絹織物又ハ輸出用交織絹織物ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣セントスルトキハ其ノ販賣數量ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十九條　人絹會社、輸出組合員、統制會社、振興會社、商聯組合員、別表甲號、別表乙號又ハ別表丙號ニ掲グル者　纖維製品輸出振興株式會社及第十三條ノ二ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ハ帳簿ヲ備ヘ輸出人絹絲、輸出品用人絹絲、輸出用人絹織物、輸出用交織絹織物又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル物品ノ買受又ハ販賣ニ關スル事實ヲ記載スベシ

第二十條　商工大臣輸出品用人絹絲ノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ人絹會社ニ對シ輸出品用人絹絲ノ供給ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

附　則

本則ハ昭和十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二條ノ施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

第八條及第九條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ仕掛中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ

(輸出人造絹製品配給統制規則第十二條ノ規定ハ昭和十五年七月三日商工省令第四十八號ニ依リ昭和十五年七月十五日ヨリ施行)

附　則(昭一五、五、二八、商令三五)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則(昭一五、八、五、商令五九)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

全日本絹織物工業組合聯合會所屬組合ノ組合員ハ本令施行前ニ買受ケタル輸出品用人絹絲ニシテ當該輸出品用人絹絲ニ付第十條第一項ノ規定ニ依リ日本絹織物工業組合聯合會ノ定メタル期間ガ本令施行ノ際繼續中ノモノニ在リテハ當該期間內ニ之ヲ使用シテ人絹交織絹織物ヲ製造スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

附　則(昭一五、一二、一二、商令一〇一)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則(昭一六、三、五、商令一一)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表乙號ニ掲グル者ガ本令施行前ノ註文ニ基キ製造シタル物品ニ付テハ第十七條ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第十七條ノ二ノ規定ハ本令施行前ノ註文ニ基キ製造シタル物品ニ付テハ之ヲ適用セズ

附　則(昭一六、五、七、商令三七)

本令ハ昭和十六年五月十二日ヨリ之ヲ施行ス

商聯組合員ハ本令施行ノ際現ニ所有スル輸出用人絹織物ヲ使用シ又ハ振興會社以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ

本令施行ノ際現ニ輸出組合員ノ所有スル輸出用人絹織物ニ付テハ第十一條ノ四ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ第十三條ノ規定ニ依ル

輸出組合員ハ本令施行ノ日ヨリ二週間內ニ本令施行ノ際現ニ所有スル輸出用人絹織物ノ種類別數量ヲ商工大臣ニ屆出ヅベシ

附　則(昭一六、六、一一、商令五九)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則(昭一六、七、一八、商令六七)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則(昭一六、八、二、商令七一)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本絹人絹織物卸商業組合聯合會所屬組合ノ組合員ハ本令施行前ニ買受ケタル輸出用人絹織物又ハ輸出用交織絹織物ニシテ當該輸出用人絹織物又ハ輸出用交織絹織物ニ付第十四條第一項ノ規定ニ依リ日本絹人絹商業組合聯合會ノ定メタル期間ガ本令施行ノ際繼續中ノモノニ在リテハ當該期間ヲ超エ之ヲ保有スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

別表

甲號

日本人造絹織物工業組合聯合會所屬組合組合員
全日本絹織物工業組合聯合會所屬組合組合員
大日本紡績聯合會會員
日本綿スフ織物工業組合聯合會所屬組合組合員
大日本毛織物工業組合聯合會所屬組合組合員
別珍コール天輸出振興株式會社
日本輸出布帛製品株式會社
大日本輸出タオル株式會社
大日本輸出莫大小株式會社
日本纖維製品貿易振興株式會社
日本輸出綿毛布株式會社
日本輸出加工綿株式會社

日本貿易振興株式會社
日本輸出絹布株式會社
地方長官ノ指行スル證明書ノ交付ヲ受ケタル者
乙號
日本輸出布帛製品株式會社
大日本輸出タオル株式會社
大日本輸出莫大小株式會社
日本輸出絹毛布株式會社
地方長官ノ指行スル證明書ノ交付ヲ受ケタル者
丙號
日本絹絲製品輸出組合組合員
日本タオル毛布輸出組合組合員
日本莫大小輸出組合組合員
日本比律賓メリヤス輸出組合組合員
日本帽子輸出組合組合員

昭一五、八、五、商告四一九
昭一五、一二、一二、商告八二四
昭一六、三、五、商告一七四
昭一六、五、七、商告三九二
昭一六、七、一八、商告六三〇

輸出人造絹製品配給統制規則第十六條ノ二ノ規定ニ依ル株式會社及團體指定

（昭和十五年二月二十八日 商工省告示第六十六號）

改正 昭一五、五、二八、商告二四八

日本輸出布帛製品株式會社
大日本輸出タオル株式會社
大日本輸出莫大小株式會社
日本輸出絹毛布株式會社
日本人造絹織物工業組合聯合會
全日本絹織物工業組合聯合會
大日本紡績聯合會
日本絹ス・フ織物工業組合聯合會
別參コール天輸出振興株式會社
大日本毛織物工業組合聯合會
日本輸出加工絲株式會社
日本貿易振興株式會社
日本輸出絹布株式會社

輸出人造絹製品配給統制規則第十三條ノ二ノ規定ニ依ル指定

（昭和十六年五月七日 商工省告示第三百九十號）

改正 昭一六、六、六、商告四九一

輸出人造絹製品配給統制規則第十三條ノ二ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和十五年八商工省告示第四百十八號及昭和十五年十商工省告示第五百九十二號ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十六年五月十二日ヨリ之ヲ施行ス

日本人絹絲外織物統制株式會社
日本人絹糸布輸出組合
日本貿易振興株式會社

輸出人造絹製品配給統制規則第十七條ノ二ノ規定ニ依ル指定

（昭和十六年三月五日 商工省告示第百七十七號）

改正 昭一六、五、七、商告三九三

日本人造絹織物工業組合聯合會 組合員
全日本絹織物工業組合聯合會 所屬組合組合員
日本絹ス・フ織物工業組合聯合會 所屬組合組合員
大日本毛織物工業組合聯合會 所屬組合組合員
別參コール天輸出振興株式會社
日本貿易振興株式會社
地方長官ノ指行スル證明書ノ交付ヲ受ケタル者

（昭和十六年五月七日商工省告示第三百九十三號ハ昭和十六年五月十二日ヨリ施行）

輸出品用原材料配給統制規則

（昭和十五年十二月二十三日 商工省令第百六號）

改正 昭一六、一、二〇、商令五
昭一六、五、七、商令三六
昭一六、一〇、一六、商令八九

昭和十二年法律第九十二號第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ輸出品用原材料配給統制規則左ノ通定ム

第一條 商工大臣ノ指定シタル者（以下配給機關ト稱ス）ハ左ニ揭グル場合ヲ除ク外商工大臣ノ指定シタル輸出品用原材料（以下指定輸出品用原材料ト稱ス）ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ指示ニ從ヒ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 貿易統制令施行規則第十條ノ二ノ調整機關（以下調整機關ト稱ス）ヨリ註文ヲ受ケタル者（以下輸出者ト稱ス）ニ販賣スルトキ

二 輸出註文（關東州、滿洲又ハ支那向ノモノヲ除ク以下同ジ）ヲ受ケ第三國向指定輸出品及南洋向指定輸出品ノ製造ヲ爲サントスル者ニ販賣スルトキ

三 輸出註文ヲ受ケタル者（以下輸出者ト稱ス）ヨリ註文ヲ受ケ第三國向指定輸出品及南洋向指定輸出品以外ノ輸出品ノ製造ヲ爲サントスル者ニ販賣スルトキ

第二條 配給機關ハ指定輸出品用原材料ノ販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

配給機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸出品用原材料ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

含ム以下同ジ）ヲ爲サントスル者又ハ南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ輸出調整機關（以下輸出調整機關ト稱ス）ヨリ註文ヲ受ケ同條ノ指定輸出品ニシテ同條ノ地域ニ輸出スルモノ（以下南洋向指定輸出品ト稱ス）ノ製造ヲ爲サントスル者ニ販賣スルトキ

二 輸出註文（關東州、滿洲又ハ支那向ノモノヲ除ク以下同ジ）ヲ受ケ第三國向指定輸出品及南洋向指定輸出品以外ノ輸出品（關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）ノ製造ヲ爲サントスル者ニ販賣スルトキ

三 輸出註文ヲ受ケタル者（以下輸出者ト稱ス）ヨリ註文ヲ受ケ第三國向指定輸出品及南洋向指定輸出品以外ノ輸出品ノ製造ヲ爲サントスル者ニ販賣スルトキ

第二條 配給機關ハ指定輸出品用原材料ノ販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

配給機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸出品用原材料ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三條　前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　販賣手續ニ關スル事項

二　販賣數量ニ關スル事項

三　販賣價格ニ關スル事項

四　第六條、第八條、第十條及第十二條ノ規程ニ依ル用途ノ指示ニ關スル事項

第四條　配給機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸出品用原材料ノ販賣計畫ヲ定メ商工大臣ニ屆出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ販賣計畫ノ屆出書ハ當該期間ノ初日ノ二箇月前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ販賣計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第五條　第一條第一號ニ掲グル者配給機關又ハ其ノ指定シタル者ヨリ指定輸出品用原材料ヲ買受ケタルトキハ遲滯ナク調整機關又ハ輸出調整機關ノ註文(當該註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ註文)ニ係ル物品ヲ製造シ之ヲ調整機關又ハ輸出調整機關ニ販賣スベシ但シ當該註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣特ニ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　前條但書前段ノ場合ニ於テハ第一條第二號ニ掲グル者ハ當該輸出註文ニ係ル物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ當該輸出註文ニ係ル物品ニシテ既ニ製造シタルモノヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ當該輸出註文ニ付變更アリタル場合ニ於テ當該輸出註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ヲ爲サザルモノアルトキハ其ノ物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ既ニ製造シタル物品ニシテ其ノ輸出ヲ爲サザルモノニ付亦同ジ

第七條　第一條第二號ニ掲グル者ハ指定シタル者ヨリ指定輸出品用原材料ヲ買受ケタル場合ニ於テ當該輸出註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ輸出ヲ爲サザルモノアルトキハ遲滯ナク自己ノ受ケタル輸出註文(當該輸出註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ輸出註文)ニ係ル物品ヲ製造シ之ヲ輸出(關東州、滿洲國ヲ除ク以下同ジ)又ハ支那ニ對スル輸出ヲ除ク)スベシ但シ當該輸出註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣特ニ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　前條但書前段ノ場合ニ於テハ第一條第二號ニ掲グル者ハ當該輸出註文ニ係ル物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ當該輸出註文ニ係ル物品ニシテ既ニ製造シタルモノヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ當該輸出註文ニ付變更アリタル場合ニ於テ當該輸出註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ輸出ヲ爲サザルモノアルトキハ其ノ物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ既ニ製造シタル物品ニシテ其ノ輸出ヲ爲サザルモノニ付亦同ジ

第九條　第一條第三號ニ掲グル者配給機關又ハ其ノ指定シタル者ヨリ指定輸出品用原材料ヲ買受ケタルトキハ遲滯ナク自己ノ受ケタル註文(當該註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ註文)ニ係ル物品ヲ製造シ之ヲ當該輸出者ニ賣渡スベシ但シ當該註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣特ニ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　前條但書前段ノ場合ニ於テハ第一條第二號ニ掲グル者又ハ第一條第二號ニ掲グル者若ハ輸出者ハ自己ノ受ケタル註文又ハ輸出註文ノ取消、解除又ハ變更アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スベシ

第十一條　輸出者第一條第三號ニ掲グル者ガ第九條ノ規定ニ依リ賣渡スル物品ヲ買受ケタルトキハ遲滯ナク自己ノ受ケタル輸出註文(當該輸出註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ輸出註文)ニ基キ之ヲ輸出スベシ但シ當該輸出註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣(商工大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條　前條但書前段ノ場合ニ於テハ輸出者ハ其ノ買受ケタル物品ヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ當該輸出註文ニ付變更アリタル場合ニ於テ其ノ買受ケタル物品ニシテ當該輸出註文ニ付既ニ製造シタルモノヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ當該輸出註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ヲ爲サザルモノアルトキハ其ノ物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ既ニ製造シタル物品ニシテ其ノ輸出ヲ爲サザルモノニ付亦同ジ

第十三條　第一條第一號若ハ第三號ニ掲グル者若ハ輸出者ハ自己ノ受ケタル註文又ハ輸出註文ノ取消、解除又ハ變更アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スベシ

第十四條　第一條第二號ニ掲グル者ハ輸出者自己ノ受ケタル註文又ハ輸出註文ノ取消、解除又ハ變更アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ記載シタル報告書ヲ配給機關ニ提出スベシ

配給機關ハ前項ノ報告書ノ提出アリタル場合ニ於テ當該報告書ヲ提出シタル者ガ第一條第三號ニ掲グル者ニ對シ第六條、第八條、第十條又ハ前條ノ規定ニ依ル用途ノ指示ヲ爲シタル場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ旨ヲ當該輸出者ニ通知スベシ

第十五條　配給機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ販賣シタル指定輸出品用原材料ノ種類別數量及價額ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附　則

本則ハ昭和十六年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附　則(昭一六、五、七商令三六)

本令ハ昭和十六年五月十二日ヨリ之ヲ施行ス

附　則(昭一六、一〇、一六商令八九)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ統制機關ノ爲シタル註文ハ之ヲ本令ノ調整機關ノ爲シタル註文ト看做ス

輸出品用原材料配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル配給機關及輸出品用原材料指定

(昭和十六年一月二十日商工省告示第二十七號)

改正　昭一六、二、一八、商告一三〇
　　昭一六、一〇、一六、商令八九

一　配給機關

日本貿易振興株式會社

一　輸出品用原材料

釘、針金

係ル物品ニシテ既ニ製造シタルモノヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ當該註文ニ付變更アリタル場合ニ於テ當該註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ヲ爲サザルモノアルトキハ其ノ物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ既ニ製造シタル物品ニシテ其ノ輸出ヲ爲サザルモノニ付亦同ジ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ販賣計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第五條　第一條第一號ニ掲グル者配給機關又ハ其ノ指定シタル者ヨリ指定輸出品用原材料ヲ買受ケタルトキハ遲滯ナク調整機關又ハ輸出調整機關ノ註文(當該註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ註文)ニ係ル物品ヲ製造シ之ヲ調整機關又ハ輸出調整機關ニ販賣スベシ但シ當該註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣特ニ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　前條但書前段ノ場合ニ於テハ第一條第一號ニ掲グル者ハ當該輸出註文ニ係ル物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ當該輸出註文ニ係ル物品ニシテ既ニ製造シタルモノヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ當該輸出註文ニ付變更アリタル場合ニ於テ當該輸出註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ヲ爲サザルモノアルトキハ其ノ物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ既ニ製造シタル物品ニシテ其ノ輸出ヲ爲サザルモノニ付亦同ジ

第七條　第一條第二號ニ掲グル者ハ指定シタル者ヨリ指定輸出品用原材料ヲ買受ケタル場合ニ於テ當該輸出註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ輸出ヲ爲サザルモノアルトキハ遲滯ナク自己ノ受ケタル輸出註文(當該輸出註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ輸出註文)ニ係ル物品ヲ製造シ之ヲ輸出(關東州、滿洲國ヲ除ク以下同ジ)又ハ支那ニ對スル輸出ヲ除ク)スベシ但シ當該輸出註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣(商工大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　前條但書前段ノ場合ニ於テハ第一條第二號ニ掲グル者ハ當該輸出註文ニ係ル物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ當該輸出註文ニ係ル物品ニシテ既ニ製造シタルモノヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ當該輸出註文ニ付變更アリタル場合ニ於テ當該輸出註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ヲ爲サザルモノアルトキハ其ノ物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ既ニ製造シタル物品ニシテ其ノ輸出ヲ爲サザルモノニ付亦同ジ

第九條　第一條第三號ニ掲グル者配給機關又ハ其ノ指定シタル者ヨリ指定輸出品用原材料ヲ買受ケタルトキハ遲滯ナク自己ノ受ケタル註文(當該註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ註文)ニ係ル物品ヲ製造シ之ヲ當該輸出者ニ賣渡スベシ但シ當該註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣(商工大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　前條但書前段ノ場合ニ於テハ第一條第二號ニ掲グル者又ハ第一條第二號ニ掲グル者若ハ輸出者ハ自己ノ受ケタル註文又ハ輸出註文ノ取消、解除又ハ變更アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スベシ

第十一條　輸出者第一條第三號ニ掲グル者ガ第九條ノ規定ニ依リ賣渡スル物品ヲ買受ケタルトキハ遲滯ナク自己ノ受ケタル輸出註文(當該輸出註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ輸出註文)ニ基キ之ヲ輸出スベシ但シ當該輸出註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣(商工大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條　前條但書前段ノ場合ニ於テハ輸出者ハ其ノ買受ケタル物品ヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ當該輸出註文ニ付變更アリタル場合ニ於テ其ノ買受ケタル物品ニシテ當該輸出註文ニ付既ニ製造シタルモノヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ當該輸出註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ヲ爲サザルモノアルトキハ其ノ物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ既ニ製造シタル物品ニシテ其ノ輸出ヲ爲サザルモノニ付亦同ジ

第十三條　第一條第一號若ハ第三號ニ掲グル者若ハ輸出者ハ自己ノ受ケタル註文又ハ輸出註文ノ取消、解除又ハ變更アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スベシ

第十四條　第一條第二號ニ掲グル者ハ輸出者自己ノ受ケタル註文又ハ輸出註文ノ取消、解除又ハ變更アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ記載シタル報告書ヲ配給機關ニ提出スベシ

配給機關ハ前項ノ報告書ノ提出アリタル場合ニ於テ當該報告書ヲ提出シタル者ガ第一條第三號ニ掲グル者ニ對シ第六條、第八條、第十條又ハ前條ノ規定ニ依ル用途ノ指示ヲ爲シタル場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ旨ヲ當該輸出者ニ通知スベシ

第十五條　配給機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ販賣シタル指定輸出品用原材料ノ種類別數量及價額ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附　則

本則ハ昭和十六年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附　則(昭一六、五、七商令三六)

本令ハ昭和十六年五月十二日ヨリ之ヲ施行ス

附　則(昭一六、一〇、一六商令八九)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ統制機關ノ爲シタル註文ハ之ヲ本令ノ調整機關ノ爲シタル註文ト看做ス

輸出品用原材料配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル配給機關及輸出品用原材料指定

(昭和十六年一月二十日商工省告示第二十七號)

改正　昭一六、二、一八、商告一三〇
　　昭一六、一〇、一六、商令八九

一　配給機關

日本貿易振興株式會社

一　輸出品用原材料

釘、針金

硫酸ニツケル	硫酸曹達
ゼラチン	亜硫酸曹達
コールタール分溜物及同製品	苛性曹達
石油アスファルト	炭酸曹達
蠟	クローム鉄
カゼイン	マンガン鉱
硫化コバルト	金属タングステン
水晶用電子発振子	鉛
雲母	亜鉛
鉱物性染料	アルミニウム
石膏	鉄
硫酸バリウム	木材
石墨	鉄鉱
硫化鉄	無機用薬品
滑石	マニラ麻
雲母	コットンリンター
雲母製品	木材
硝子用材	鉛筆用材
漆	乃至鉛
アラビヤゴム	コーパルゴム
ダムマルゴム	トラガントゴム
セルラック	スチラックス
シードラック	松脂
膠	カーノーバワックス
寒晒	パラフイン
生漉石	吐酒石
漉石敷	重酒石酸加里
ケレモル	ログウード
ログウード繊維質	鉛筆用黒鉛
鉛筆トリクレジール	鉛筆ニテール
鉛筆ブテール	フオルマリン
メチルアルコール	グリセリン
加里	滑石
植物性芳香揮発油	牛脂

輸出品用原材料ノ轉用阻止ニ關スル件

（昭和十三年十二月二十九日 商工省令第百七號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ輸出品用原材料ノ轉用阻止ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　輸出品用原材料承認書交付規則ニ依リ輸出品用原材料承認書（以下承認書ト稱ス）ノ交付ヲ受ケタル者ハ當該承認書ヲ添附シテ爲シタル申請ニ基ク昭和十二年大藏省令第一號第一條乃至第四條ノ二ノ規定ニ依ル許可ニ依リ輸入シタル當該承認書ニ記載シタル金額ニ相當スル價額ノ原料若ハ材料（以下原材料ト稱ス）又ハ之ヲ以テ製造（加工ヲ含ム以下同ジ）シタル物品ヲ輸出（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ對スル輸出ヲ除ク）ノ用ニ供スル目的以外ノ目的ヲ以テ販賣シ又ハ使用スルコトヲ得ズ承認書ヲ他人ニ讓渡シテ買受ケタル原材料若ハ之ヲ以テ製造シタル物品又ハ承認書ヲ他人ニ讓渡シテ買受ケタル物品ニ付亦同ジ

特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第二條　輸出品用原材料承認書交付規則ニ依リ承認書ノ交付ヲ受ケタル者當該承認書ヲ添附シテ爲シタル申請ニ基ク昭和十二年大藏省令第一號第一條乃至第四條ノ二ノ規定ニ依ル許可ニ依リ原材料ヲ輸入シ又ハ承認書ヲ他人ニ讓渡シテ原材料若ハ物品ヲ買受ケタルトキハ遲滯ナク左ニ揭グル事項ヲ記載シタル屆出書ヲ當該承認書ヲ交付シタル地方長官ニ提出スベシ

一　承認書ノ交付ヲ受ケタル者ノ氏名名稱及事務所ノ位置

二　承認書ノ番號及其ノ交付ノ年月日

三　輸入シ又ハ買受ケタル原材料又ハ物品ノ種類、數量及價額

四　販賣者ノ氏名名稱及事務所ノ位置

五　輸入又ハ買受ノ年月日

附　則

本令ハ昭和十四年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

輸出綿製品配給統制規則

（昭和十三年六月三十日 商工省令第四十號）

改正　昭一三、七、二一、商令　六一
昭一三、八、二五、商令　七六
昭一三、一〇、七、商令　八六
昭一三、一二、一七、商令一〇五
昭一四、三、四、商令　一四
昭一五、八、二一、商令　六三
昭一六、一、二八、商令　六
昭一六、五、一五、商令　四八
昭一六、八、一五、商令　七二

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ輸出綿製品配給統制規則左ノ通定ム

第一條　綿絲又ハ綿織物（タオル、綿毛布地、敷布地、別珍、コール天、再織及ベダリンクロースヲ除ク以下同ジ）ハ別表甲號ニ揭グル者ノ外輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノトシテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ別表甲號ニ揭グル者ガ他人ニ委託シテ之ヲ製造スルコトヲ妨ゲズ

別表甲號ニ揭グル者前項但書ノ規定ニ依リ他人ニ委託シテ製造セントスルトキハ豫メ受託者ノ氏名又ハ名稱ヲ商工大臣ニ屆出ヅベシ

第二條　別表甲號ニ揭グル者ハ輸出品トシテ製造シタル綿絲（以下輸出綿絲ト稱ス）ヲ別表甲號ニ揭グル者及日本綿糸布輸出組合ノ組合員（以下綿糸布組合員ト稱ス）以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ自ラ輸出（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ對スル輸出ヲ除ク以下同ジ）スル場合、取引所ニ於テ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　別表甲號ニ揭グル者ハ輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノトシテ製造シタル綿絲（輸出品用綿絲ト稱ス）ヲ別表甲號ニ揭グル者、別表乙號ニ揭グル者及別珍コール天輸出振興株式會社以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ取引所ニ於テ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　別表甲號ニ揭グル者ハ輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノトシテ製造シタル綿織物（以下輸出用綿織物ト稱ス）ヲ綿糸布組合員以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ自ラ輸出スル場合、

取引所ニ於テ売買スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　合資會社、合名會社、株式會社又ハ株式合資會社ニ非ザル者ハ輸出用ニ供スル物品ヲ別ニ定ムル輸出用組合ニ非ザレバ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　輸出用組合ハ其ノ組合員ニ對シ輸出用物品ノ買受ケヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

輸出用組合ハ其ノ組合員ニ對シ輸出用物品ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　別表甲號ニ掲グル者又ハ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ對シ輸出用物品ヲ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　別表甲號ニ掲グル者ハ其ノ賣渡ニ係ル輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

別表甲號ニ掲グル者ハ其ノ賣渡ニ係ル輸出用物品ヲ別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　輸出用組合及別表丙號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　輸出用組合ハ其ノ組合員ニ對シ輸出用物品ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條　別表乙號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條　別表乙號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條　別表乙號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十五條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十七條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十五條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十七條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十五條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十七條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十七條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十五條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十七條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十五條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十七條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九十九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百五條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百七條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十五條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十六條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十七條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十八條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百十九條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十一條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十二條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十三條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十四條　別表甲號ニ掲グル者ハ輸出用物品ヲ別表乙號ニ掲グル者及別表丙號ニ掲グル者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ

日東紡績株式會社
帝國製糸株式會社
泊紡績株式會社
東邦紡績株式會社
西川紡績所西川篤次郎
機田紡績工所機田米次郎
共立モスリン株式會社
大野木紡績部大野木篤次郎
竹村棉業株式會社
大和紡績株式會社
朝日紡絨株式會社

乙號

日本繊維雜品貿易振興株式會社
大日本輸出莫大小株式會社
大日本輸出タオル株式會社
日本輸出布帛製品株式會社
日本輸出綿毛布株式會社
日本再織製品株式會社
日本輸出加工絲株式會社
日本輸出寢具株式會社

丙號

日本綿糸布輸出組合組合員
日本莫大小輸出組合組合員
日本比律賓メリヤス輸出組合組合員
日本タオル毛布輸出組合組合員
日本自轉車輸出組合組合員
日本鴨子輸出組合組合員
日本南米輸出組合組合員

日本維貨中南米輸出組合組合員

用材生産統制規則

（昭和十四年九月二十七日農林省令第四十五號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ用材生産統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ用材トハ本邦ニ於テ生産セラレタル木材ニシテ薪炭ノ用ニ供セザルモノヲ謂フ

第二條　素材ハ農林大臣ノ指定スルモノヲ除クノ外農林大臣ノ定ムル規格ニ付道府縣ノ行フ檢査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ原料若ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ但シ農林大臣又ハ地方長官ノ指定スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　製材ハ農林大臣ノ指定スルモノヲ除クノ外農林大臣ノ定ムル規格ニ依ルニ非ザレバ之ヲ生産スルコトヲ得ズ但シ農林大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　前二條ノ規格ハ用材ノ樹種、材積、形質又ハ材積ニ付之ヲ定メ告示ス

第五條　農林大臣又ハ地方長官樹種、材積、形質又ハ材積ニ依リ用材ノ用途ヲ指定シ又ハ特定ノ用途ニ供スル用材ノ範圍ヲ指定シタルトキハ當該用材ヲ指定セラレタル用途以外ノ用途ニ供シ又ハ指定セラレタル範圍以外ノ用材ヲ當該用途ニ供スルコトヲ得ズ但シ災害事變ニ際シ緊急ノ必要アル場合又ハ農林大臣若ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　業務用ノ原料又ハ材料トシテ用材ヲ使用スル者ハ農林大臣ガ用材ノ樹種、材種、形質又ハ數量ヲ指定シタルトキハ其ノ指定ニ違反シテ用材ヲ使用スルコトヲ得ズ

附　則

本令ハ昭和十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前生産シタル用材ニシテ其ノ樹種、材種、形質又ハ材積ニ付道府縣ノ證明ヲ

受ケタルモノニ付テハ第二條及第三條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ本令施行前生産シタル用材ノ所有者ガ本令施行後三月以內ニ於テ自ラ其ノ用材ヲ原料又ハ材料トシテ使用スル場合ニ於テ其ノ樹種、材積、形質又ハ材積ヲ本令施行後二週間以內ニ地方長官ニ屆出デタルモノニ付亦同ジ

用材生産統制規則第二條ノ規定ニ依ル檢査ヲ受クルヲ要セザル素材及之ヲ受クルヲ要セザル場合指定

（昭和十四年十月十三日農林省告示第三百六十四號）

同條ノ規定ニ依ル檢査ヲ受クルヲ要セザル素材

一　薪料、圍有又ハ道府縣有ニ屬スル素材

二　徑二寸未滿ニシテ元口徑四寸未滿又ハ長六尺未滿ノ針葉樹ノ素材但シ縣ニ在リテハ徑一寸未滿ニシテ元口徑二寸未滿又ハ長三尺未滿ノモノ

三　徑五寸未滿ニシテ元口徑七寸未滿又ハ長六尺未滿ノ闊葉樹ノ素材

四　柴木類

五　鐵材及屑材

同條ノ規定ニ依ル檢査ヲ受クルヲ要セザル場合

一　素材ノ生産者ガ一年間百石ヲ超エザル範圍ニ於テ其ノ生産シタル素材ヲ原料又ハ材料トシテ使用スル場合

用材生産統制規則第三條第一項ノ農林大臣ノ定ムル規格ニ依リ生産スルヲ要セザル製材指定

（昭和十四年十月十三日農林省告示第三百六十五號）

改正　昭一六、六、七、農告三六一

同條ノ規定ニ依ル檢査ヲ受クルヲ要セザル製材

一　薪料、圍有及道府縣有ニ屬スル製材

二　柴木類

三　鐵材及屑材

四　合板及合板用單板

（昭和十六年六月七日農林省告示第三百六十一號ハ昭和十六年七月一日ヨリ施行）

用材生産統制規則第三條第二項ノ規定ニ依ル檢査ヲ受クルヲ要セザル場合指定

（昭和十四年十月十三日農林省告示第三百六十六號）

一　製材ノ生産者ガ一年間百石ヲ超エザル範圍ニ於テ其ノ生産シタル製材ヲ原料又ハ材料トシテ使用スル場合

二　同條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ定ムル規格ニ依リ生産スルヲ要セザルモノト指定シタル製材ニ係ル場合

用材生産統制規則第五條ノ規定ニ依ル用材ノ用途指定

（昭和十五年六月六日農林省告示第二百四十五號）

用材ノ樹種	材種	形質	用途
松（あかまつ、くろまつ）	素材	小	單獨、內地使用ノ坑木、パルプ原材及包裝資材

但シ地方長官ニ於テ用途指定ノ證印ノ押捺ヲ要シタルモノニ限ル

二	けやき	素材	大二等乃至
三	かし	素材	大二等乃至
四	しほぢ	素材	大二等乃至
五	ぢちだも	素材	大三等乃至
大	くす	素材	小、中及大

用材生産調整法施行規則第五條但書ノ許可ハ右ノ場合ニ於テハ地方長官トス

用材配給統制規則

（昭和十五年十月三日農林省令第八十七號）

改正　昭一五、一〇、一四、農令九一
　　昭一五、一〇、二四、農令九八

昭和十二年法律第九十二號第一條及第二條ノ規定ニ依リ用材配給統制規則左ノ如ク定ム

第一條　本則ニ於テ用材トハ素材及製材（合板及仕組板ヲ含ム）ヲ謂フ

第二條　地方長官必要アリト認ムルトキハ當該道府縣內ニ於テ生產セラルル用材又ハ輸移サルル用材ニ付其ノ配給先、配給方法、輸移先、輸移方法其ノ他配給又ハ輸移ニ關シ必要ナル事項（以下配給計畫ト稱ス）ヲ定ムルニ當リ地方長官前項ノ配給計畫ヲ定ムルニ當リ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ指定スル團體ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

地方長官第一項ノ配給計畫ヲ定メタルトキハ遲滯ナク之ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第三條　農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ地方長官ニ對シ前條ノ規定ニ依リ定メタル配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第四條　農林大臣又ハ地方長官用材ノ統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ配給計畫ノ指示ヲ受ケタル用材ノ生產者又ハ輸移ニ關シ必要アリト認ムルトキハ用材ノ生產若ハ輸移ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五條　統制機關ヨリ買受ケ若ハ其ノ斡旋ニ依リ買受ケ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル用材ニ非ザレバ關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スル爲之ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル用材ハ此ノ限ニ在ラズ

一　官廳ノ輸出ニ充ツル用材
二　博覽會ニ出品スル爲ノ輸出ニ充ツル用材
三　販賣以外ノ目的ヲ以テスル輸出ニ充ツル用材ニシテ其ノ原價五十圓ヲ超エザルモノ
四　合板及仕組板

第六條　統制機關ヨリ買受ケ若ハ其ノ斡旋ニ依リ買受ケ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル用材ニ非ザレバ之ヲ移出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル用材ハ此ノ限ニ在ラズ

一　統制機關ノ移出ニ係ル用材
二　官廳ノ移出ニ係ル用材
三　博覽會ニ出品スル爲移出スル用材
四　販賣以外ノ目的ヲ以テ移出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル用材
五　合板及仕組板

第七條　統制機關ハ前二條ノ規定ニ依ル販賣若ハ販賣ノ斡旋ヲ爲シ又ハ前條ノ規定ニ依ル承認ヲ爲スベキ用材ノ樹材種別計畫數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第八條　農林大臣又ハ地方長官用材ノ需給調整上特ニ必要アリト認ムルトキハ用材ノ生產、販賣又ハ買入ヲ爲ス者ニ對シ用材ノ配給先、販賣先、買入先、賣買方法其ノ他配給又ハ賣買ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十五年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和十五年十月十四日農林省令第九十一號ハ公布ノ日ヨリ施行）

附　則（昭一五、一〇、二四、農告九八）

本令ハ昭和十五年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

用材配給統制規則第二條第二項ノ規定ニ依ル團體指定

（昭和十五年十月三日農林省告示第四百七十二號）

北海道木材業組合聯合會

社團法人北海道林業會
青森縣木材業組合聯合會
社團法人青森縣山林會
岩手縣木材業組合聯合會
社團法人岩手縣山林會
宮城縣木材業組合聯合會
社團法人宮城縣山林會
秋田縣木材業組合聯合會
社團法人秋田山林會
山形縣木材業組合聯合會
社團法人山形縣治水山林會
福島縣木材業組合聯合會
社團法人福島縣山林會
茨城縣木材業組合聯合會
社團法人茨城縣山林會
栃木縣木材業組合聯合會
社團法人下野山林會
群馬縣木材業組合聯合會
社團法人上州木材業組合聯合會
埼玉縣木材業組合聯合會
社團法人埼玉縣山林會
千葉縣木材業組合
社團法人千葉縣山林會
東京府木材業組合聯合會
社團法人東京府山林會
神奈川縣木材業組合聯合會
社團法人神奈川縣山林會
新潟縣木材業組合聯合會
社團法人新潟縣山林會
富山縣木材業組合聯合會
社團法人富山縣山林會
石川縣木材業組合聯合會
社團法人石川縣山林會
福井縣木材業組合聯合會
社團法人福井縣山林會
山梨縣木材業組合聯合會
社團法人山梨縣山林會
長野縣木材業組合聯合會
社團法人信濃山林會
岐阜縣木材業組合聯合會
社團法人岐阜縣山林會
靜岡縣材木商同業組合聯合會
社團法人靜岡縣山林會
愛知縣木材業組合聯合會
社團法人愛知縣山林會
三重縣木材業組合聯合會
社團法人三重縣山林會
滋賀縣木材同業組合
社團法人滋賀縣山林會
京都府木材業組合聯合會
社團法人京都府山林會
大阪府木材業組合聯合會
社團法人大阪府山林會
兵庫縣木材業組合聯合會
社團法人兵庫縣山林會
奈良縣木材業組合聯合會
社團法人大和山林會
和歌山縣木材業組合聯合會
社團法人和歌山縣山林會
鳥取縣木材業組合聯合會
社團法人鳥取縣山林會
島根縣木材業組合聯合會
社團法人島根縣山林會

岡山縣木材業組合聯合會
社團法人岡山縣山林會
社團法人廣島縣木材業組合聯合會
山口縣木材業組合聯合會
社團法人山口縣山林會
德島縣木材業組合聯合會
社團法人德島縣山林會
香川縣木材業組合聯合會
社團法人香川縣林木山林會
愛媛縣木材業組合聯合會
社團法人愛媛山林會
社團法人高知縣木材業組合聯合會
社團法人土佐山林會
社團法人福岡縣木材業組合聯合會
社團法人福岡縣山林會
佐賀縣木材業組合聯合會
社團法人佐賀縣山林會
長崎縣木材業組合聯合會
社團法人長崎縣山林會
熊本縣木材業組合聯合會
社團法人熊本縣山林會
大分縣木材業組合聯合會
社團法人大分縣山林會
宮崎縣木材業組合聯合會
社團法人宮崎縣山林會
鹿兒島縣木材業組合聯合會
社團法人鹿兒島縣山林會
沖繩縣木材業組合聯合會
社團法人沖繩縣山林會

用材配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依ル統制機關ノ指定

（昭和十六年 八月三十日 農林省告示第六百二十三號）

用材配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ統制機關左ノ通指定ス

昭和十六年三月農林省告示第百五十四號ハ之ヲ廢止ス

日本木材株式會社

用紙規格規則

（昭和十五年十二月七日 商工省令第九十四號）

改正 昭一五、一二、二三、商令一〇七
昭一六、三、二〇、商令一〇九

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ用紙規格規則左ノ通定ム

第一條 商工大臣ノ指定シタル用紙ハ左ニ揭グル規格ニ依ルニ非ザレバ之ヲ抄造スルコトヲ得ズ但シ輸出許可（調査用、滿洲又ハ支那向ノモノヲ除ク）ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 書取紙ノ幅ノ標準寸法

A列用 六二五粍若ハ八八〇粍又ハ其ノ倍數

B列用 七六五粍若ハ一〇八五粍又ハ其ノ倍數

寸法ノ公差 正六粍

二 枚葉紙ノ標準寸法

A列用 横六二五粍及縱八八〇粍又ハ横六〇八粍及縱八五六粍

B列用 横七六五粍及縱一〇八五粍又ハ横七四五粍及縱一〇四七粍

寸法ノ公差 正六粍

第二條 左ニ揭グル物品ノ製造ヲ爲ス者ハ其ノ仕上寸法ヲ商工省用紙標準化委員會決定ノ規格（用紙仕上寸法、封筒寸法、荷札寸法、發行關係用紙仕上寸法及保險關係用紙仕上寸法ヲ定ムル寸法ト爲スベシ但シ手漉紙ヲ以テ製造スル場合、輸出許可（調査用、滿洲又ハ支那向ノモノヲ除ク）ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ書簡用紙
歐文タイプライター用紙

雜記帳及ノートブック
株券
國債、地方債又ハ社債ノ證券
供託證券
商品切手
帳簿（ルーズリーフ含ム）
飼牧證
當座小切手
約束手形及爲替手形
計算用紙
契約書
見積書、註文書、給付及請求書
傳票
原稿用紙
書簡箋
註文書
技術標準用紙
許可用紙
表紙
見返
關係用紙
方眼紙
透寫紙
製圖用紙
メモ
事務用封筒
荷札

附 則

本則ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第二條ノ規定ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭一五、一二、二三、商令一〇七）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭一六、三、二〇、商令一九）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

用紙規格規則第一條ニ依ル用紙指定

（昭和十五年十一月七日 商工省告示 第七百號）

一 印刷用紙
(1) 印刷紙
(2) 更紙（新聞用巻取紙ノ除ク）
二 筆記用紙
(1) 模造紙
(2) 罫線用紙
三 圖畫用紙
四 包裝紙
(1) 葉包紙
(2) タイプライター用紙
(3) 模造紙
(4) アート紙
(1) フールス
(2) ボンド紙

洋紙配給統制規則

（昭和十五年十二月二十八日 商工省令第百十二號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ洋紙配給統制規則左ノ通定ム

第一條 本則ニ於テ洋紙トハ印刷用紙（新聞用巻取紙ヲ除ク）、筆記用紙、圖畫用紙及商工大臣ノ指定シタル洋紙ヲ謂フ

第二條 洋紙ノ製造業者、輸入業者又ハ移入業者ハ洋紙共販株式會社以外ノ者ニ洋紙ヲ販賣（本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム 以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 洋紙共販株式會社ハ日本洋紙元賣商業組合（以下元賣組合ト稱ス）ノ組合員以外ノ者ニ洋紙ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 元賣組合ノ組合員ハ商工大臣ノ指定シタル商業組合（以下指定組合ト稱ス）及其ノ組合員以外ノ者ニ洋紙ヲ販賣スル

コトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　洋紙共販株式會社ハ商工大臣ノ指示シタル期間ニ於ケル洋紙ノ配給計畫ヲ定メ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條　元賣組合ノ組合員ハ共ノ取扱ニ係ル洋紙ニ付毎月二十一日ヨリ翌月二十日ニ至ル期間ニ於ケル配給計畫ヲ定メ豫メ之ヲ洋紙共販株式會社ニ報告スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

指定組合ノ組合員ハ共ノ取扱ニ係ル洋紙ニ付毎月二十一日ヨリ翌月二十日ニ至ル期間ニ於ケル配給計畫ヲ定メ豫メ之ヲ指定組合ニ報告スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

指定組合ハ前項ノ規定ニ依ル報告書ノ提出アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官及元賣組合ニ提出スベシ

第七條　洋紙共販株式會社、元賣組合ノ組合員、指定組合及指定組合ノ組合員ハ假令左ノ各號ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　購入シタル洋紙ノ種類別數量及價額、購入ノ年月日竝ニ其ノ購入先ノ氏名名稱及住所

二　販賣シタル洋紙ノ種類別數量及價額、販賣ノ年月日竝ニ其ノ販賣先ノ氏名名稱及住所

附　則

本則ハ昭和十六年一月二十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條及第六條ノ規定ハ昭和十六年四月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

（洋紙配給統制規則第四條及第六條ノ規定ハ昭和十六年四月二十一日商工省告示第三百三十九號ニ依リ昭和十六年四月二十一日ヨリ施行）

洋紙配給統制規則第一條ニ依ル洋紙指定

（昭和十六年三月一日　商工省告示第百六十二號）

洋紙配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ洋紙ヲ左ノ通指定シ昭和十六年三月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

包裝紙　ロール

（昭和十六年九月十七日　商工省告示第八百二十九號）

洋紙配給統制規則第四條ノ規定ニ依ル商業組合指定

（昭和十六年四月二十一日　商工省告示第三百四十號）

北海道洋紙商業組合
京都府洋紙商業組合
神奈川縣洋紙商業組合
東京府洋紙商業組合
大阪府洋紙商業組合
兵庫縣洋紙商業組合
新潟縣洋紙商業組合
靜岡縣洋紙商業組合
茨城縣洋紙商業組合
奈良縣洋紙商業組合
愛知縣洋紙商業組合
山梨縣洋紙商業組合
岐阜縣洋紙商業組合
宮城縣洋紙商業組合
岩手縣洋紙商業組合
山形縣洋紙商業組合
福井縣洋紙商業組合
富山縣洋紙商業組合
島根縣洋紙商業組合
廣島縣洋紙商業組合
和歌山縣洋紙商業組合
香川縣洋紙商業組合
高知縣洋紙商業組合
大分縣洋紙商業組合
熊本縣洋紙商業組合
鹿兒島縣洋紙商業組合
長崎縣洋紙商業組合
埼玉縣洋紙商業組合
千葉縣洋紙商業組合
栃木縣洋紙商業組合
三重縣洋紙商業組合
群馬縣洋紙商業組合
福島縣洋紙商業組合
長野縣洋紙商業組合
青森縣洋紙商業組合
秋田縣洋紙商業組合
石川縣洋紙商業組合
岡山縣洋紙商業組合
德島縣洋紙商業組合
愛媛縣洋紙商業組合
鳥取縣洋紙商業組合
佐賀縣洋紙商業組合
宮崎縣洋紙商業組合
沖繩縣洋紙商業組合

硫酸アンモニア等生産統制規則

（昭和十五年三月十三日　農林省令第十四號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ硫酸アンモニア等生産統制規則左ノ通定ム

第一條　硫酸アンモニア、石灰窒素又ハ過燐酸石灰ノ製造業者ハ農林大臣ノ定ムル燐酸石灰ノ硫酸アンモニア、石灰窒素又ハ過燐酸石灰ノ製造ヲ爲スベシ

第二條　硫酸アンモニア製造業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一　前月中ニ於ケル硫酸アンモニア製造數量及硫酸アンモニア製造用アンモニア製造ノ爲使用シタルアンモニアノ數量

二　前月末日ニ於ケル硫酸アンモニアノ在庫數量及硫酸アンモニア製造用アンモニア製造ノ爲使用シタルアンモニアノ數量

三　翌月ヨリ三月間ノ月別硫酸アンモニア製造見込數量

第三條　石灰窒素製造業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一　前月中ニ於ケル石灰窒素、製造數量、カーバイド製造數量及石灰窒素製造ノ爲使用シタルカーバイドノ數量

二　前月末日ニ於ケル石灰窒素ノ在庫數量及石灰窒素製造用カーバイドノ在庫數量

三　翌月ヨリ三月間ノ月別石灰窒素製造見込數量

第四條　過燐酸石灰製造業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一　前月中ニ於ケル過燐酸石灰製造數量及過燐酸石灰製造ノ爲使用シタル燐鑛石ノ數量

二　前月末日ニ於ケル過燐酸石灰ノ在庫數量及過燐酸石灰製造用燐鑛石ノ在庫數量

三　翌月ヨリ三月間ノ月別過燐酸石灰製造見込數量

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時穀物等ノ移出統制ニ關スル件

（昭和十五年四月一日　農林省令第十九號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ臨時穀物等ノ移出統制ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　米穀其ノ他ノ穀物及穀粉ニシテ農林大臣ノ指定スルモノハ船用品、郵便物

又ハ百斤ヲ超ニザルモノヲ除クノ外農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレバ之ヲ內地ヨリ該地域外ニ移出スルコトヲ得ズ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定スルコトアルベシ

第二條　前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一　品名

二　數量及價額

三　仕向地及仕向港又ハ仕向牌

四　移出港又ハ仕出牌

五　移出時期

農林大臣ハ前項ノ書類ノ外必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第三條　第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者前條第一項第二號乃至第五號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキハ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條　第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者移出ヲ爲シタルトキハ其ノ都度遲滯ナク左ニ揭グル事項ヲ農林大臣ニ報告スベシ

一　移出ノ許可ヲ受ケタル物品ノ品名及數量竝ニ許可ノ年月日

二　移出數量及價額

三　仕向地及仕向港又ハ仕向牌

四　移出港又ハ仕出牌

五　移出ノ年月日

附　則

本令ハ昭和十五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

臨時穀物等ノ移出統制ニ關スル件第一條第一項ノ規定ニ依ル穀物及穀粉指定

（昭和十五年四月一日農林省告示第百二十九號）

昭和十五年農林省令第十九號第一條第一項ノ規定ニ依リ穀物及穀粉左ノ通指定ス

米穀

大麥

小麥

小麥粉

臨時穀物等ノ移出統制ニ關スル件第一條、第二項ノ規定ニ依ル米穀、大麥、穀麥、及小麥ニ付同條第一項ノ許可ヲ受ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者指定

（昭和十五年四月一日農林省告示第百三十號）

日本米穀株式會社

臨時穀物等ノ移出統制ニ關スル件第一條第二項ノ規定ニ依ル小麥粉ニ付同條第一項ノ許可ヲ受ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者指定

（昭和十五年十一月一日農林省告示第五百四十三號）

昭和十五年農林省令第十九號第一條第二項

ノ規定ニ依リ小麥粉ニ付同條第一項ノ許可ヲ受ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者左ノ通指定ス

東京市京橋區宮町二丁目一一番地一　全國製粉配給株式會社

臨時米穀配給統制規則

（昭和十五年八月二十日農林省令第七十四號）

改正　昭一五、一二、二八、農令一一二

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ臨時米穀配給統制規則左ノ通定ム

第一條　米穀ノ配給ノ統制ハ差當リ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條　米穀生產者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ其ノ生產シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ノ出荷ハ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ統制ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス

第三條　販賣組合及農業倉庫業者以外ノ者ガ米穀生產者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生產シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ヲ買受ケ（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム）又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ指定スル場合ヲ除クノ外當該米穀生產者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ斡旋ニ依ルベシ

一　特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

二　其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

販賣組合又ハ農業倉庫業者ガ米穀生產者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生產シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ノ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ當該米穀生產者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ斡旋ニ依ルベシ

第四條　米穀ノ販賣ノ委託ヲ受ケタル販賣組合聯合會（聯合農業倉庫業者ハ當該道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會（聯合農業倉庫業者ヲ含ム以下同ジ）以外ノ者ハ左ニ揭グル事項ヲ農林大臣ニ報告スベシ

一　移出ノ許可ヲ受ケタル物品ノ品名及數量竝ニ許可ノ年月日

二　移出數量及價額

三　仕向地及仕向港又ハ仕出牌

四　移出港又ハ仕出牌

五　移出ノ年月日

附　則

本令ハ昭和十五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

臨時穀物等ノ移出統制ニ關スル件第一條第一項ノ規定ニ依ル穀物及穀粉指定

（昭和十五年四月一日農林省告示第百二十九號）

昭和十五年農林省令第十九號第一條第一項ノ規定ニ依リ穀物及穀粉左ノ通指定ス

米穀

大麥

小麥

小麥粉

臨時穀物等ノ移出統制ニ關スル件第一條第二項ノ規定ニ依ル米穀、大麥、穀麥、及小麥ニ付同條第一項ノ許可ヲ受ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者指定

（昭和十五年四月一日農林省告示第百三十號）

日本米穀株式會社

臨時穀物等ノ移出統制ニ關スル件第一條第二項ノ規定ニ依ル小麥粉ニ付同條第一項ノ許可ヲ受ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者指定

（昭和十五年十一月一日農林省告示第五百四十三號）

昭和十五年農林省令第十九號第一條第二項

賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ

米穀商統制團體ハ地方長官ノ指示ニ依リ當該道府縣內ノ配給ニ充ツベキ米穀ヲ當該道府縣ノ米穀取扱業者又ハ其ノ團體ニ販賣スル場合ヲ除クノ外政府又ハ日本米穀株式會社以外ノ者ニ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　日本米穀株式會社ハ政府又ハ米穀商統制團體以外ノ者ニ米穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　農林大臣ノ指定スル地ニ於テハ米穀商統制團體ハ地方長官ノ指定スル米穀小賣業者ノ團體以外ノ者ニ當該地ニ配給スベキ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條　農林大臣又ハ地方長官米穀ノ配給ヲ統制スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スル者ニ對シ倉庫、期間其ノ他必要ナル事項ヲ定メ其ノ所有シ又ハ占有スル米穀ヲ寄託スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十條　米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スル者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル米穀ニ付農林大臣ヨリ昭和十四年農林省商工省令第八號第二項ノ規定ニ依リ告示スル最高販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

第十一條　農林大臣又ハ地方長官米穀ノ配給ヲ統制スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ米穀ヲ所有シ若ハ占有スル者、市農會、町村農會、販賣組合、農業倉庫業者、米穀商統制團體其ノ他米穀ノ買入若ハ賣渡ヲ爲ス者又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニ對シ米穀ノ配給ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條　日本米穀株式會社、令國購買販賣組合聯合會又ハ米穀商統制團體ハ地方長官ノ指定スル米穀小賣業者、組合員ノ爲ニ米穀ノ購入又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得

第十三條　米穀小賣業者、組合員ノ爲ニ米穀ノ購入ヲ爲ス購買組合、漁業組合若ハ商業組合又ハ其ノ聯合會其ノ他組織員ノ爲ニ米穀ノ共同購入若ハ購入ノ斡旋ヲ爲ス團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノハ帳簿ヲ備ヘ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ

一　買受ケタル米穀ノ種類別數量、價格及賣渡人ノ氏名名稱及住所

二　販賣シタル米穀ノ數量、價格及賣渡ノ年月日竝ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所

三　購入ノ斡旋ヲ爲シタル米穀ノ種類別數量、價格及斡旋ノ年月日竝ニ其ノ賣渡人及買受人ノ氏名名稱及住所

第十四條　第三條第一項第一號ニ該當スル場合ニ於テ米穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ前月中ニ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ノ種類別數量及價格竝ニ其ノ賣渡人又ハ販賣委託者ノ氏名名稱及住所ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十五條　農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第十一條ニ揭グル者ヨリ米穀ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十五年九月十日ヨリ之ヲ施行ス

販賣組合、農業倉庫業者、道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會、全國購買販賣組合聯合會米穀商統制團體、日本米穀株式會社竝ニ米穀小賣業者、組合員ノ爲ニ米穀ノ購入ヲ爲ス購買組合、購買組合聯合會、漁業組合、漁業組合及組織員ノ爲ニ米穀ノ共同購入又ハ購入ノ斡旋ヲ爲ス團體ヲ除クノ外米穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スルモノハ其ノ米穀ヲ當該道府縣ノ米穀商統制團體以外ノ者ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ當該米穀商統制團體ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

臨時米穀配給統制規則第三條第一項第二號ノ場合指定

（昭和十五年十一月九日　農林省告示第五百五十九號）

昭和十五年九月農林省告示第四百二十五號左ノ通改正シ昭和十五年十一月十一日ヨリ之ヲ施行ス

地方長官ノ指定スル市町村ニ於テ生產セラレタル米穀ニ付當該市町村ノ承認ヲ受ケタルトキ

煉炭配給統制規則

（昭和十五年十月五日　商工省令第八十一號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ煉炭配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ煉炭トハ孔明煉炭及豆炭（ピッチ煉炭ヲ除ク）ヲ謂フ

第二條　煉炭ノ製造業者ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下指定製造業者ト稱ス）ハ煉炭ノ種類別生產豫定數量及道府縣別種類別販賣豫定數量ヲ定メ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三條　指定製造業者以外ノ煉炭ノ製造業者ハ工場別ニ每月ノ煉炭ノ販賣先別種類別販賣豫定數量ヲ定メ之ヲ前月五日迄ニ其ノ工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ屆出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四條　商工大臣必要アリト認ムルトキハ指定製造業者又ハ指定販賣業者ニ對シ煉炭ノ種類別生產豫定數量又ハ道府縣別種類別販賣豫定數量ヲ定メ之ヲ變更ヲ命ズルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ煉炭ノ製造業者又ハ指定販賣業者ニ對シ第二條第四項又ハ前條ノ煉炭ノ販賣先別種類別販賣豫定數量ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五條　指定製造業者及指定販賣業者以外ノ煉炭ノ製造業者又ハ販賣業者ハ製造業者ニ在リテハ其ノ工場ノ所在地、販賣業者ニ在リテハ其ノ營業所ノ所在地ノ屬スル道府縣以外ニ煉炭ヲ移出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ工場又ハ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　指定製造業者ハ每月五日迄ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一　前月中ニ於ケル煉炭ノ工場別種類別

生產數量
二　前月中ニ於ケル煉炭ノ道府縣別種類別販賣數量
三　前月末ニ於ケル煉炭ノ工場別種類別在庫數量
第七條　指定販賣業者ハ毎月五日迄ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
一　前月中ニ於ケル煉炭ノ購入先別種類別購入數量
二　前月中ニ於ケル煉炭ノ道府縣別種類別販賣數量
三　前月末ニ於ケル煉炭ノ種類別在庫數量
第八條　指定製造業者又ハ指定販賣業者ハ毎月五日迄ニ其ノ前月中ニ於ケル道府縣別ノ販賣先別種類別販賣數量ヲ當該地方長官ニ報告スベシ
第九條　指定製造業者以外ノ煉炭ノ製造業者ハ毎月五日迄ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ其ノ工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ
一　前月中ニ於ケル煉炭ノ種類別生產數量
二　前月中ニ於ケル煉炭ノ販賣先別種類別販賣數量
三　前月末ニ於ケル煉炭ノ種類別在庫數量
附　則
本則ハ昭和十五年十月十日ヨリ之ヲ施行ス
但シ第六條乃至第九條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
指定製造業者又ハ指定販賣業者ハ昭和十五年十月三十一日以前ニ賣渡ス煉炭ニ付テハ第二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ拘ラズ商工大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要セズ
指定製造業者以外ノ煉炭ノ製造業者ハ昭和十五年十月三十一日以前ニ賣渡ス煉炭ニ付テハ第三條ノ規定ニ拘ラズ地方長官ニ屬出ヲ要セズ
第二條第三項ノ承認申請書及第三條ノ規定ニ依ル屬出書ハ昭和十五年十一月分ニ付テハ第二條第二項及第三條ノ規定ニ拘ラズ同年十月十五日迄ニ之ヲ商工大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

藁工品配給統制規則

（昭和十五年八月十五日　農林省令第七十號）

昭和十二年法律第九十二號第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ藁工品配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本則ニ於テ藁工品トハ藁ヲ主要原料トスル以其ノ他農林大臣ノ指定シタルモノヲ謂フ

第二條　農林大臣ノ指定シタル道府縣ニ於テ生產セラレタル藁工品ハ左ニ揭グル場合ヲ除クノ外之ヲ當該生產道府縣ヨリ他ノ道府縣ニ移出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一　農林大臣ノ指定シタル藁工品ノ配給統制事業ヲ行フ者（以下統制機關ト稱ス）ガ移出スル場合
二　統制機關トノ契約ニ基キ移出スル場合
三　農林大臣ノ指定シタル場合
第三條　藁工品ヲ移出シ又ハ內地外ニ移出セントスル者ハ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ農林大臣ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第四條　前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ
一　品名
二　種類別數量及價額
三　產地
四　仕向地及仕向港
五　仕向先ノ氏名又ハ名稱及住所竝ニ見込用途
六　移出港又ハ移出時期
七　移出時期又ハ移出時期
第五條　第三條ノ許可ヲ受ケタル者前條第

二號乃至第七號ニ揭グル事項ヲ變更セントスルトキハ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ
第六條　第三條ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ藁工品ノ移出ヲ爲ス場合ニ於テ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ移出許可書ヲ當該稽出ニ提出スベシ
第七條　第三條ノ許可ヲ受ケタル者移出又ハ移出ヲ爲シタルトキハ其ノ都度遲滯ナク左ニ揭グル事項ヲ農林大臣ニ屬出ヅベシ
一　移出又ハ移出ノ許可ヲ受ケタル藁工品ノ品名及種類別數量竝ニ許可ノ年月日
二　移出又ハ移出ヲ爲シタル藁工品ノ品名、種類別數量及價額
三　仕向地及仕向港
四　移出港又ハ移出ノ地
五　移出又ハ移出ノ年月日
第八條　農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ藁工品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ販賣先、販賣方法其ノ他ニ關シ藁工品ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第九條　農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ藁工品ノ販賣ヲ爲ス者ニ付藁工品ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ檢查ヲ爲サシムルコトヲ得
附　則
本則中第一條、第八條及第九條ノ規定ハ本

藁工品配給統制規則第一條及第二條及第三條ノ規定ニ依ル指定

（昭和十五年八月十六日　農林省告示第三百八十一號）

今公布ノ日ヨリ、第三條乃至第七條ノ規定ハ昭和十五年八月二十一日ヨリ之ヲ施行ス
本則第二條ノ規定ノ施行期日ハ別ニ之ヲ定ム

（昭和十五年八月二十九日農林省令第七十八號ニ依リ昭和十五年九月一日ヨリ施行）

第三條但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合
二十枚未滿ノ叺ヲ移出又ハ移出スル場合
二十枚未滿ノ石川縣產藁莚、秋田、山形、富山、福井ノ各縣非ノ各縣產干莚、宮城縣產納莚、岩手縣產納莚及青森縣產莚以外ノ莚ヲ移出又ハ移出スル場合
第三條但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合
二十枚未滿ノ叺ヲ移出又ハ移出スル場合
二十枚未滿ノ石川縣產藁莚、秋田、山形、富山、福井ノ各縣產干莚、宮城縣產納莚、岩手縣產納莚及青森縣產莚以外ノ莚ヲ移出又ハ移出スル場合
石川縣產藁莚、秋田、山形、富山、福井ノ各縣產干莚、宮城縣產納莚、岩手縣產納莚及青森縣產莚以外ノ莚ヲ移出又ハ移出スル場合
二十枚未滿ノ叺又ハ莚ヲ移出スル場合
厚莚ニ付青森縣
同條第一號ノ藁工品ノ配給統制事業ヲ行フ者
日本藁工品配給株式會社
同條第三號ノ農林大臣ノ指定シタル場合
各道府縣ノ農業組合聯合會ガ全國購買販賣組合聯合會ニ販賣シ又ハ販賣ヲ委託スル爲移出スル場合
二十枚未滿ノ叺又ハ莚ヲ移出スル場合
第三條但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合
二十枚未滿ノ叺ヲ移出又ハ移出スル場合
二十枚未滿ノ石川縣產藁莚、秋田、山形、富山、福井ノ各縣產干莚、宮城縣產納莚、岩手縣產納莚及青森縣產莚以外ノ莚ヲ移出又ハ移出スル場合
改正　昭、一五、一二、二八、農告六六五
昭、一六、五、九、農告二六一
昭、一六、五、二〇、農告三〇二
第一條ノ藁工品
莚及編
第二條ノ道府縣
叺ニ付各道府縣
莚莚ニ付石川縣
干莚ニ付秋田、山形、富山、福井ノ各縣
納莚ニ付宮城縣
納莚莚ニ付岩手縣

（昭和十五年十二月二十八日農林省告示第六百六十五號ハ昭和十六年一月一日ヨリ施行）

纖工品配給統制規則第八條ノ規定ニ關スル件

（昭和十五年八月十七日 農林省告示第三百八十三號）

改正　昭一五、九、一二四、農告四四八
　　昭一六、五、二二〇、農告三〇三

第一條　左ニ揭グル叺ノ販賣ヲ業トスル者（昭和十五年八月十八日ヨリ其ノ取扱ニ係ル叺ノ全部ヲ東京市麹町區大手町一丁目六番地日本纖工品配給株式會社（以下單ニ會社ト稱ス）ニ賣渡スベシ

一　十六目叺（縱綳數三十二本又ハ三十三本ノモノ）

二　十七目叺（縱綳數三十四本又ハ三十五本ノモノ）

前項ノ規定ニ依リ會社ニ賣渡スベキ叺ニハ昭和十五年八月十八日ニ於テ同項ニ揭グル者ノ在庫品タルモノヲ含ムモノトス

第一項ノ規定ハ產業組合又ハ產業組合聯合會ガ其ノ所屬スル產業組合聯合會ニ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第一條ノ二　左ニ揭グル叺ノ販賣ヲ業トスル者ハ昭和十五年九月二十五日ヨリ其ノ取扱ニ係ル叺ノ全部ヲ會社ニ賣渡スベシ

一　十八目叺（縱綳數三十六本又ハ三十七本ノモノ）

二　十九目叺（縱綳數三十八本又ハ三十九本ノモノ）

三　二十目叺（縱綳數四十本又ハ四十一本ノモノ）

四　二十一目叺（縱綳數四十二本又ハ四十三本ノモノ）

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ賣渡ニ之ヲ準用ス但シ同條第二項中八月十八日トアルハ九月二十五日トス

第二條　第一條第一項及第一條ノ二第一項ニ揭グル者ハ其ノ取扱ニ係ル叺ニ付會社ヨリ價格、數量、受渡時期、受渡場所其ノ他取引上必要ナル事項ヲ指示シテ買入契約ノ申込アリタルトキハ遲滯ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス但シ農林大臣正當ノ事由アリト認メ許可シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　第一條第一項及第一條ノ二第一項ニ揭グル者ハ前條ノ契約ニ從ヒ會社ニ對シ叺ヲ引渡スコトヲ要ス

前條ノ規定ニ依ル叺ノ販賣ヲ業トスル者ハ其ノ取扱ニ係ル叺ニ付會社ヨリ價格、數量、受渡時期、受渡場所其ノ他取引上必要ナル指圖ヲ爲シタルトキハ叺ノ販賣ヲ業トスル者ハ之ニ從フコトヲ要ス

昭和十二年法律第九十二號ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件

（昭和十二年九月二十一日 勅令第五百十五號）

昭和十二年法律第九十二號ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ之ヲ施行ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

雲母配給調整規則

（昭和十四年十二月十四日 朝鮮總督府令第二百十號）

改正　昭一五、一二、七　朝令二七二

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ雲母配給調整規則左ノ通定ム

第一條　雲母（リシア雲母族及肩雲母ヲ除ク以下同ジ）ヲ採掘シタル者ハ朝鮮總督ノ指定シタル者（以下統制會社ト稱ス）又ハ朝鮮ニ於テ雲母ヲ目的トスル鑛業權者ニシテ剝離ノ設備ヲ有スルモノニ、雲母ヲ剝離シタル者ハ統制會社ニ之ヲ讓渡スベシ但シ雲母ヲ學術研究、試驗又ハ標本ノ用ニ供スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

雲母ヲ採掘又ハ剝離シタル者朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ自家工場ニ於テ之ヲ使用スル場合ニ於テハ前項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二條　統制會社又ハ朝鮮ニ於テ雲母ヲ目的トスル鑛業權者ニシテ剝離ノ設備ヲ有スルモノニ非ザレバ朝鮮ニ於テ採掘シタル、統制會社ニ非ザレバ朝鮮ニ於テ剝離シタル雲母ヲ、統制會社ニ非ザレバ朝鮮ニ於テ剝離シタル雲母ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ前條第一項但書ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　第一條第一項ノ規定ニ依ル雲母ノ讓渡ノ申込アリタル場合ニ於テハ統制會社ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ讓受ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四條　朝鮮ニ於テ雲母ヲ採掘又ハ剝離スル者ハ毎月十日迄ニ翌月ノ月別及規格別ノ雲母ノ月別及規格別ノ讓渡數量及讓渡先ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

雲母ヲ剝離スル者雲母ヲ讓受クル場合ニ於テハ其ノ月別及規格別ノ讓受數量及讓受先ノ見込ニ付亦前項ニ同ジ

第五條　統制會社ノ雲母ノ規格別買入價格ハ統制會社及朝鮮總督ノ指定シタル協議會ニ依リ之ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

朝鮮總督ハ前項ノ協議調ハザルトキ其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ價格ヲ指定スルコトヲ得

第六條　統制會社ハ毎月雲母ヲ材料トスル物品ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者（以下工業者ト稱ス）ニ對シ配給スベキ雲母ノ數量ノ割當ヲ爲スベシ

工業者ハ前項ノ規定ニ依リ割當ラレタル數量ヲ超エ朝鮮ニ於テ採掘又ハ剝離シタル雲母ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ第一條第一項但書及第二項ニ規定スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

統制會社ハ雲母ノ販賣價格及第一項ノ規定ニ依ル割當數量ニ付豫メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條　工業者ハ前條第一項ノ割當ニ從ヒ買受ケタル雲母ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ統制會社ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ統制會社、第五條第一項ノ團體又ハ雲母

ヲ目的トスル鋼業機者ニ對シ雲母ノ需給及譲渡先ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ

ノ調整又ハ販賣價格ノ適正ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條　朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ統制會社ニ對シ雲母ノ營業ニ關スル報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ營業若ハ財産ノ狀況ヲ檢査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條　朝鮮總督ハ統制會社營業若ハ財産ノ狀況ニ依リ營業ノ機械ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ其ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ營業ノ停止ヲ命ジ又ハ第一條第一項ノ規定ニ依ル指定ヲ取消スコトヲ得

第十一條　本令ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ提出スベキ書類ハ明治四十三年朝鮮總督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮總督府ニ差出スベシ

附　則

本令ハ昭和十五年一月十一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ雲母ヲ所有スル者ハ本令施行ノ日ニ之ヲ採掘又ハ製離シクル者ト看做ス

本令施行ノ際現ニ朝鮮ニ於テ雲母ヲ採掘又ハ製離スル者ハ本令施行後遲滯ナク昭和十五年一月及二月ノ雲母ノ規格別ノ譲渡數量及譲渡先ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ

本令施行ノ際現ニ雲母ヲ所有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ本令ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

附　則（昭二、二、七、朝令二七二）

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル雲母ノ規格別買入價格ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ本令ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

雲母配給調整規則第一條第一項ノ規定ニ依ル統制會社指定

（昭和十四年十二月十四日　朝鮮總督府告示第千二十三號）

雲母配給調整規則第一條第一項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ提出スベキ書類ハ明治四十三年朝鮮總督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮總督府ニ差出スベシ

附　則

本令ハ昭和十五年一月十一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ雲母ヲ所有スル者ハ本令施行ノ日ニ之ヲ採掘又ハ製離シクル者ト看做ス

本令施行ノ際現ニ朝鮮ニ於テ雲母ヲ採掘又ハ製離スル者ハ本令施行後遲滯ナク昭和十五年一月及二月ノ雲母ノ規格別ノ譲渡數量及譲渡先ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ

雲母配給調整規則第一條第一項ノ規定ニ依ル統制會社指定

（昭和十五年十二月七日　朝鮮總督府告示第千三百八十二號）

雲母配給調整規則第五條第一項ノ規定ニ依ル團體左ノ通指定ス

昭和十四年朝鮮總督府告示第千二十四號ハ之ヲ廢止ス

朝鮮雲母鑛業組合

瓦斯需給調整規則

（昭和十六年六月二十五日　朝鮮總督府令第百七十九號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ瓦斯需給調整規則左ノ通定ム

第一條　本令ニ於テ瓦斯事業者ト稱スルハ瓦斯事業取締規則第一條ノ瓦斯事業ヲ經營スル者ヲ謂フ

第二條　瓦斯事業者ハ毎月二十日迄ニ前月需用者ニ周知セシムベシ

第六條　瓦斯事業者ハ毎月二十日迄ニ前月中ノ瓦斯需給狀況ニ關シ報告書（第三號樣式ニ依ル）ヲ作成シ朝鮮總督ニ之ヲ提出スベシ

第七條　朝鮮總督瓦斯ノ需給調整ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ瓦斯事業者ニ對シ必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ常設官吏ヲシテ瓦斯工作物ヲ施設シクル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第八條　本令ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ提出スベキ書類ハ明治四十三年朝鮮總督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮總督府逓信局ニ差出スベシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條及第三條ノ規定ハ昭和十六年八月一日ヨリ同年十月三十一日ニ至ル期間ニ供給スル瓦斯ニ關スル前項ノ規定ニ依リ瓦斯ノ供給ヲ制限スル場合ニ於テハ供給制限ノ方法ヲ豫メ關係トキハ瓦斯供給計畫ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三條　瓦斯事業者前條ノ認可ヲ受ケントスルトキハ五月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル期間ニ供給スル瓦斯ニ付テハ四月十五日迄ニ、十一月一日ヨリ翌年四月三十日ニ至ル期間ニ供給スル瓦斯ニ付テハ十月十五日迄ニ認可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

前項ノ認可申請書ニハ左ニ揭グル事項ヲ記載シクル書類ヲ添附スベシ

一　毎月ノ瓦斯ノ供給豫定量及需用見込量竝ニ其ノ算定ノ基礎（第一號樣式ニ依ル）

二　瓦斯ノ供給數量不足スル場合ニ於ケル其ノ需給調整方法（第二號樣式ニ依ル）

第四條　朝鮮總督瓦斯ノ需給調整ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ瓦斯事業者ニ對シ其ノ供給スル瓦斯ノ供給先、供給方法、供給數量其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五條　瓦斯事業者瓦斯ノ需給調整ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ第二條ノ瓦斯供給計畫ノ定ムル所ニ從ヒ用途ニ應ジ瓦斯ノ供給ヲ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ瓦斯ノ供給ヲ制限スル場合ニ於テハ供給制限ノ方法ヲ豫メ關係

皮ノ販賣制限ニ關スル件

（昭和十五年三月八日　朝鮮總督府令第二十八號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依ル皮ノ販賣制限ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　本令ニ於テ皮ト稱スルハ犬及兎（飼育セラレタルモノ）ノ皮（毛皮ヲ含ム以下同ジ）ヲ謂フ

第二條　朝鮮總督ノ指定シタル販賣業者（以下販賣業者ト稱ス）又ハ道知事ノ指定シタル仲買人（以下仲買人ト稱ス）ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ皮ヲ購入スルコトヲ得ズ但シ販賣業者ヨリ購入スル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ道知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　仲買人ハ販賣業者又ハ仲買人以外ノ者ニ皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ道知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　販賣業者ハ豫メ毎月ノ皮ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ朝鮮總督ノ承

課ヲ受クベシ

第五條　朝鮮總督又ハ指定事務ニ關シ必要アリト認ムルトキハ販賣業者又ハ仲買人ニ對シ皮ノ數量及取引方法ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ報告ヲ徴スルコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十五年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

皮ノ販賣制限ニ關スル件第二條ノ規定ニ依ル販賣業者指定

（昭和十五年三月八日　朝鮮總督府告示第二百號）

昭和十五年朝鮮總督府令第二十八號（昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依ル皮ノ販賣制限ニ關スル件）第二條ノ規定ニ依ル販賣業者昭和十五年三月十日ヨリ左ノ通指定ス

朝鮮原皮販賣株式會社

繭詰販賣制限規則

（昭和十五年十一月十四日　朝鮮總督府令第二百四十九號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ繭詰販賣制限規則左ノ通定ム

第一條　本令ニ於テ繭詰ト稱スルハ水產物及農林畜產物ヲ原料トシテ製造シタル食料品繭詰ヲ謂フ

第二條　繭詰ノ製造ヲ爲ス者ハ朝鮮總督ノ指定スル團體（以下指定團體ト稱ス）ニ販賣ヲ委託スルニ非ザレバ繭詰ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　指定團體繭詰ヲ販賣シ又ハ販賣ヲ委託セントスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　關東州、滿洲國及中華民國以外ノ他ニ輸出スルコト明カナル場合ニ於テ輸出業者又ハ其ノ組織スル法人ニ販賣又ハ委託スルトキ

二　單ニ販賣スルトキ

三　昭和十五年農林省令第四十八號水產物繭詰販賣制限規則第一條ニ規定スル統制施設又ハ昭和十五年農林省令第四十七號第二條ニ規定スル繭詰共販機關ニ販賣シ又ハ販賣ヲ委託スルトキ

第四條　輸出業者又ハ其ノ組織スル法人其ノ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル繭詰ヲ販賣セントスルトキハ輸出スル場合ヲ除クノ外朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

第五條　朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ指定團體ニ對シ繭詰ノ需給調整上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徴スルコトヲ得

第六條　指定團體ハ每月十日迄ニ前月中ニ於ケル取引先別取扱數量ヲ記載シタル報告書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

繭詰販賣制限規則第二條ノ規定ニ依ル販賣ノ委託ヲ受クル團體指定

（昭和十五年十一月十四日　朝鮮總督府告示第千二百二十九號）

繭詰販賣制限規則第二條ノ規定ニ依リ販賣ノ委託ヲ受クル團體左ノ通指定ス

水產物繭詰ニ付テハ

朝鮮繭詰乘水產組合

農林畜產物繭詰ニ付テ

社團法人朝鮮繭詰協會

寒天需給調整規則

（昭和十五年七月十六日　朝鮮總督府令第百七十號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ寒天需給調整規則左ノ通定ム

第一條　寒天ノ製造ヲ爲シ又ハ爲サントスル者其ノ製造ノ用ニ供スル釜ノ設備ノ新設又ハ擴張（變更又ハ借受ニ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）ヲ爲サントスルトキハ製造場每ニ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

寒天ノ製造ヲ爲サントスル者自己ノ所有スル釜ノ設備ヲ使用セントスルトキ亦前項ニ同ジ

第二條　前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

一　住所及氏名（法人又ハ共同經營ニ在リテハ名稱又ハ商號、主タル事務所ノ所在地竝ニ代表者ノ住所及氏名）

二　製造場ノ名稱

三　製造場ノ所在地

四　釜ノ大サ、能力及員數（用途別ニ記載スベシ）

五　一年間ノ原料ノ種類別製造見込數量

六　原料ノ取得方法

七　製品ノ種類

八　製造ノ時期

九　製造方法

十　一年間ノ種類別製造見込數量及其ノ總算ノ大要

十一　事業設備ノ計畫及其ノ資金ノ調達方法

十二　事業收支目論見

十三　釜ノ新設又ハ擴張ヲ必要トスル事由

前項ノ許可申請書ニハ左ニ揭グル書類ヲ添附スベシ

一　製造場ノ圖面及製造設備ノ配置圖竝ニ製造場附近ノ地形見取圖

二　會社ニ在リテハ定款竝ニ最終ノ財產目錄、貸借對照表及損益計算書、會社以外ノ法人又ハ共同經營ニ在リテハ定款又ハ之ニ準ズベキモノ竝ニ事業及資產負債ノ概要ヲ知ルニ足ルベキ書類、個人ニ在リテハ現ニ營ム事業ノ概要ヲ知ルニ足ルベキ書類

三　住所及氏名（法人又ハ共同經營ニ在リテハ名稱又ハ商號、主タル事務所ノ所在地竝ニ代表者ノ住所及氏名）

四　製造場ノ名稱

五　製造場ノ所在地

六　製造ノ時期

七　製造方法

八　一年間ノ種類別製造見込數量

九　事業收支目論見

十　事業設備ノ計畫及其ノ資金ノ調達方法

十一　釜ノ新設又ハ擴張ヲ必要トスル事由

十二　事業ヲ廢止シタルトキ

十三　釜ノ新設又ハ擴張ヲ必要トスル製造場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ

由

前項ノ許可申請書ニハ左ニ揭グル書類ヲ添附スベシ

一　製造場ノ圖面及製造設備ノ配置圖竝ニ製造場附近ノ地形見取圖

二　會社ニ在リテハ定款竝ニ最終ノ財產目錄、貸借對照表及損益計算書、會社以外ノ法人又ハ共同經營ニ在リテハ定款又ハ之ニ準ズベキモノ竝ニ事業及資產負債ノ概要ヲ知ルニ足ルベキ書類、個人ニ在リテハ現ニ營ム事業ノ概要ヲ知ルニ足ルベキ書類

前二項ニ規定スルモノノ外朝鮮總督ハ必要ト認ムル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第三條　寒天ノ製造ヲ爲ス者第二條第一項第三號又ハ第五號乃至第七號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

第四條　寒天ノ製造ヲ爲ス者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滯ナク朝鮮總督ニ屆出ヅベシ

一　第二條第一項第一號、第二號又ハ第八號乃至第十號ノ事項ヲ變更シタルトキ

二　事業設備ヲ變更シタルトキ

三　製造ヲ休止シ又ハ休止シタル製造ヲ再ビ開始シタルトキ

四　製造場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ

五　事業ヲ廢止シタルトキ

寒天ノ製造ヲ爲ス者死亡（法人又ハ共同經營ニ在リテハ解散）シタルトキハ其ノ相續人（法人又ハ共同經營ニ在リテハ清算人又ハ之ニ準ズベキ者）ニ於テ遲滯ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ屆出ヅベシ

寒天ノ製造ヲ爲ス者死亡シタル場合ニ於テ其ノ相續人引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ相續アリタルコトヲ證スル書類ヲ添ヘ

死亡ノ日ヨリ三十日以内ニ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

前項ノ届出アリタルトキハ第一條第二項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第五條　朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ第一條又ハ第三條ノ許可ヲ爲スニ當リ生産又ハ販賣ノ統制上必要ナル制限若ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條　朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ寒天ノ製造ヲ爲ス者ニ對シ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ帳簿又ハ事業若ハ財産ノ狀況ヲ檢査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條　朝鮮總督寒天ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ寒天又ハ其ノ原料ヲ所有スル者又ハ此等ノ賣買若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條　朝鮮總督ハ寒天ノ製造ヲ爲ス者本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ許可ノ制限若ハ條件ニ違反シタルトキハ事業ヲ制限シ、停止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條第一項ニ掲グル事項ヲ具シ朝鮮總督ニ届出ヅベシ

（參照）

關東州、滿洲國及中華民國ヲ除ク地域ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件

（昭和十六年一月十一日朝鮮總督府令第六號）

改正　昭一六、五、三一、朝令一五〇

昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律）第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ關東州、滿洲國及中華民國ヲ除ク地域ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ朝鮮總督ノ指定シタルモノ（以下指定輸出品ト稱ス）ハ朝鮮總督ノ指定シタル者（以下輸出調整機關ト稱ス）ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ若ハ非ザレバ之ヲ朝鮮總督ノ指定シタル地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一條ノ二　輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者ハ之ヲ輸出（自ラ輸出スル場合ニ限ル）以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者ハ其ノ輸出ニ關シ輸出調整機關ノ指示アリタルトキハ之ニ從ヒ當該指定輸出品ヲ輸出スベシ

第二條　輸出調整機關ハ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ朝鮮總督ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

輸出調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三條　前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　買受手續、輸出手續、輸出委託手續及販賣手續ニ關スル事項

二　買受價格、輸出價格、委託輸出價格及販賣價格ニ關スル事項

三　輸出代金及委託輸出代金ノ決濟ニ關

スル事項

四　委託手數料ニ關スル事項

五　第一條ノ二第二項ノ規定ニ依ル指示ニ關スル事項

六　其ノ他委託輸出及販賣ノ條件ニ關スル事項

第四條　輸出調整機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ朝鮮總督ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第五條　第一條ノ規定ハ指定輸出品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

一　御料品

二　本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族竝ニ其ノ從者ニ屬スル物品

三　本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使竝其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品

四　官廳ノ輸出ニ係ル物品

五　手荷物、引越荷物又ハ船用品

六　博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品

七　關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品

八　販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第六條　輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出センガ爲輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ若ハ指定輸出品ヲ輸出センガ爲輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託又ハ買受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關吏ニ提示セザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第七條　輸出調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸出品ノ輸出ヲ爲シタル者當該指定輸出品ヲ輸出センガ爲輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ輸出センガ爲輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託又ハ買受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關吏ニ提示セザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ朝鮮總督ノ指定シタルモノ（以下指定輸入品ト稱ス）ハ朝鮮總督ノ指定シタル者（以下輸入調整機關ト稱ス）又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ朝鮮總督ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　輸入調整機關ハ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ朝鮮總督ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

輸入調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十條　前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

輸出調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第七條ノ二　輸出調整機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ買受、輸出、輸出ノ委託又ハ販賣ヲ爲シタル指定輸出品ノ種類別ノ數量及價格ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第八條　關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ朝鮮總督ノ指定シタルモノ（以下指定輸入品ト稱ス）ハ朝鮮總督ノ指定シタル者（以下輸入調整機關ト稱ス）又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ朝鮮總督ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第九條　輸入調整機關ハ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ朝鮮總督ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

輸入調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十條　前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　輸入手續、輸入委託手續及販賣手續ニ關スル事項
二　輸入價格、委託輸入價格及販賣價格ニ關スル事項
三　輸入代金及委託輸入代金ノ決濟ニ關スル事項
四　委託手數料ニ關スル事項
五　其ノ他委託輸入及販賣ノ條件ニ關スル事項

第十一條　輸入調整機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ總督ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條　第八條ノ規定ハ指定輸入品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

一　第五條第一號乃至第三號及第五號ニ規定スル物品
二　官廳ノ輸入ニ係ル物品
三　博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品
四　關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八條ノ規定ノ適用ヲ受ケ輸入スル物品
五　販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十三條　輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルトキハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該關吏又ハ郵便官署ニ提示スベシ

第十四條　輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入スルトキハ遲滯ナク其ノ品名、價格、數量、價額及輸入地竝ニ輸入シタル年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸入許可書ノ寫ヲ添附シ之ヲ輸入調整機關ニ提出スベシ

輸入調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第十四條ノ二　輸入調整機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ輸入、輸入ノ委託又ハ販賣ヲ爲シタル指定輸入品ノ種類別ノ數量及價額ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第十五條　第八條、第九條第十三條及第十四條ノ規定ハ第八條ノ規定ニ依ル物品ノ指定アリタル際現ニ輸入契約濟ノ指定輸入品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十六條　本令ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ提出スベキ書類ハ明治四十三年朝鮮總督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮總督府ニ差出スベシ

附　則

本令ハ昭和十六年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、五、三一、朝令一五〇）

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東州、滿洲國及中華民國ヲ除ク地域ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ依ル輸出調整機關、地域及輸出品指定

（昭和十六年五月二十七日
朝鮮總督府告示第七百五十五號）

昭和十六年朝鮮總督府令第六號（關東州、滿洲國及中華民國ヲ除ク地域ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件）第一條ノ規定ニ依リ輸出調整機關、地域及輸出品ヲ指定ス

品目昭和十六年六月一日ヨリ左ノ通指定ス
昭和十六年朝鮮總督府告示第二十四號及同第七十一號（昭和十六年朝鮮總督府告示第二十四號ハ昭和十六年五月三十一日限リ之ヲ廢止ス）

輸出調整機關　指定地域

指定輸出品		
輸入調整機關	品名	
朝鮮貿易統制株式會社	亞細亞洲（滿洲國ヲ除ク）	
	歐羅巴洲	
	亞米利加洲	
	亞弗利加洲	
	大洋洲	

朝鮮貿易統制株式會社指定輸出品

八一	歐米製品（別號ニ揭ケタルモノ）
八四ノ二	ガット（テニスラケット用ノモノ）
八八	管弦樂器（別號ニ揭ケタルモノ）
九二	時計
一一五ノ內	鐵板
二二四ノ二	鐵板被
二二七ノ內	鐵卷
二六〇	乾漆
二六一	仙骨
二六二	インキ
二六三	色及朱墨
二六四	亞鉛及テーラースチョーク
二六五	アーチストカラー及アーチストペーント
二六八	封蠟
二七三	綿絲及五十メートルノ重量三グラム超ニテル綿絲
二八九	人造絹絲及ステープル・ファイバー絲
二九〇ノ內	絹絲ニ揭ケテル絲
二九二	アダス
二九三	絹絲ニ揭ケテル綿、麻絲、苧絲及苧麻
二九六	一　綿絲ノモノ 二　麻絲、苧絲、ラミー、大麻、黃麻、マニラヘムプノ一又ハ二以上ニテ製シタルモノ 三　其ノ他（前項ニ掲ケル以外ノモノニシテ紙、セロファン、藁、藺草、鐵絲、銅絲、銅其ノ他類似ノモノヲ以テ製シタルモノヲ除ク）
二九八ノ內	タオル地、毛布地ノモノ以ニ日本手拭
二九九ノ內	タオル地ノモノ
三〇一ノ內	毛布地ノモノ
三〇三ノ內	タオル地及毛布地ノモノ
三〇五	メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタルモノ有孔（網モシクハトヲ附ク）レース地及網地
三〇六	刺繍布（個十一吋以上ノ繰物及開口ヲ有スル幅五吋以上ノ人絹織物ニ刺繍ヲ施シタルモノヲ除ク）
三〇八	ブクバインダークロース トレーシングクロース アーチストカンヴァス ウインドーホルランド ニムバイアクロース
三〇九	裏布
三一〇	鉢用綿布及リノリューム
三一一	ルーフィングカンヴァス
三一六	ダードカンヴァス
三一七	金剛砂布（前子番ヲ除リ又ハ雜入シタルモノ）
三一八	防水布（瓦斯ヲ通リ又ハ雜入シタルモノ）
三一九	膠布及膠紙類
三二〇	インシュレーチングテープ（布帛
三二一	

三二二	了用ゲルモノ）
三二三	ラムプ心
三二四	タイプライターリボン
三二五	手巾（革製ノモノ）
三二六	帯巾（革製ノモノ）
三二七	ブランケット（革製ノモノ）
三二八	地図（革製ノモノ）
三二九	テーブルクロース（革製ノモノ）
三三〇	窓掛
三三一	トリミング
三三二	敷物
三三三	（ムモック
三三四	色刷紙類
三三五	ユークッション
三三六	ベッドクイルト及クッション
三三七	ホース及機械用ベルテング（綿製ノモノ）
三三八	綿織物
三四〇ノ内	鉄布及ベタリンクロース（革ノモノヲ除ク）
三四三	製品（革ノモノヲ除ク）
三四四	雑貨
三四五	シャツ、プロント、カラー及カフス（衣（上下ア別ダス）（革ノモノヲ除ク）
三四六	手袋（革製ノモノヲ除ク）
三四七	足袋
三四八	履物及部分品（ゴム製又ハ布ヲ以テ表ヲ附シタルモノヲ除ク）、毛皮付、羽毛製又ハ毛ヲ入レタルモノヲ除ク）、
三四九	雑貨
三五〇	時計（革製ノモノヲ除ク）
三五一	懐中時計及其ノ部分品（金属製ノモノヲ除ク）、鎖（革製ノモノヲ除ク）、ケース（革製ノモノヲ除ク）及文字板
三五二ノ内	計器及測定器（革製ノモノヲ除ク）、鎖（革製ノモノヲ除ク）、ケース（革製ノモノヲ除ク）及文字板
三五三	蓄音機用レコード
	ベーパーレース及ペーパーボーダー
	宣伝子用グラスペーパー
	刺繍ニ用ゲルモノ
	リントランスファーペーパー
	絵紙
	トレーシングペーパー
	及ワックスペーパー
	白紙紙類
	書式類
	書訳用紙（綴入ノモノ）
	封筒
	アルバム
	テストペーパー
	寫真用ペライタペーパー、感光紙及感光紙

三五六	製ノモノ
三五七	化粧（革製ノモノヲ除ク）
	香料（食合品ヲ除レタル合品、食石、半貴石、珊瑚、象牙又ハ（鼈甲ヲ用ヰタルモノヲ除ク）（時計部類ニ、貝類及アイボリーナット類ノモノヲ除ク）
三五八	バック、ブック及アイ類（食合品、貴石、半貴石又ハ（鼈甲ヲ用ヰタルモノヲ除ク）（時計部類ニ
三五九	身廻品飾用飾貨類
三六〇ノ内	装飾品、布帛製、フェルト製、メリヤス製、レース製及絵画ノモノニ（帽子附属品及同部分品（衣ノモノヲ除ク）
三六二	即席料理
三六三	缶詰用缶
三六四	調味用缶
三六六	飲物
三六七	包装用紙及綿ス用紙（ナフレューペーパーヲ除ク）
三六八	印刷用紙
三六九	製紙
三七〇	原紙（各種）
三七一	原紙日本紙及ナフレューペーパー
三七二	模造羊皮紙、パラフィンペーパー及ワックスペーパー
三七三	トレーシングペーパー
三七四	リントランスファーペーパー
三七五	絵紙
三七六	宣伝子用グラスペーパー
三七七	刺繍ニ用ゲルモノ
三七八	ベーパーレース及ペーパーボーダー
三七九	白紙紙類
三八〇	書式類
三八一	書訳用紙（綴入ノモノ）
三八二	封筒
三八三	アルバム
三八四	テストペーパー
三八五	寫真用ペライタペーパー、感光紙及感光紙
三八六	

三八七	カーボンペーパー
三八八	合成紙（（紙子紙ヲ除ケル合ム）
三八八ノ二	ウォールボード
三八九	骨牌
三九〇	カードカレンダー及ブロックカレンダー
三九三	地球儀
三九四	クリスマスカード類
三九五	製品ニ用ゲル紙類及ベルプ類
三九〇一	半貴石及製品ニ用ゲル半貴石類
三九三	製品（人ノ内
三九四	製品及製品ニ用ゲル紙類及
三九四ノ内	電気用ヒューズ、ニクローム線及
三九五	同リボン、其ノ他電熱用合金線及
三九六	同リボン
三九七	衝、ウッドスクリュー、ボールト、
	ナット、リヴェット類（食合品ヲ用ヰタルモノヲ除ク）
	二 銅釘
	銅（ウッドスクリュー（紙巻線又（有銅製ノモノ）
三九七	合成樹
三九八	プロテクチングスリーブ、クロスアーム、ストラップ及電柱金
三九八ノ二	天井、壁等ニ用ヰル合成樹板（絶縁ヲ施シタルモノヲ除ク）、ダスレュ、絶縁ヲ施リタルモノ）
三九九	絶縁用ノモノ
三九九ノ内	絶縁中時計用品、黒鉛用品其ノ他身
三九九一	絶縁部用品
三九三	絶縁、（ヘットフック及戸、窓、家具等ニ用ヰル合具
三九四	及品
四〇九	スリーブ柱頭部
四〇九ノ内	玉物（銅線ニ施ケルモノ）
四〇九九	テーブルフォーク及スプーン
五〇〇	給口用ヰタプレール
五〇〇二	タクウンコルク
五〇〇三	カートリッヂケース（合成樹ノモノ）
五〇〇四	鳥餌、鳥餌、鳥餌（合成樹脂用ノモノヲ除ク）
五〇五	等魂

三	二 板、銅及管
三	三 箔
三六七	二 板
	三 銅及管
三七二	日写真銅
	二 板、等及板
	三 銅及管
三七三	製（合成樹ヲ除ク）
三七四	バビッヲメタル其ノ他ノアンチフリクションメタル
三七六ノ内	電気用ヒューズ、ニクローム線及
三七六	同リボン、其ノ他電熱用合金線及
三七七	同リボン
	衝、ウッドスクリュー、ボールト、
	ナット、リヴェット類（食合品ヲ用ヰタルモノヲ除ク）
	二 銅釘
	銅（ウッドスクリュー（紙巻線又（有銅製ノモノ）
三七九	合成樹
三八三ノ内	プロテクチングスリーブ、クロスアーム、ストラップ及電柱金
三八三ノ二	天井、壁等ニ用ヰル合成樹板（絶縁ヲ施シタルモノヲ除ク）、ダスレュ、絶縁ヲ施リタルモノ）
三八四	絶縁用ノモノ
三八九ノ内	絶縁中時計用品、黒鉛用品其ノ他身
三八九一	絶縁部用品
三八九三	絶縁、（ヘットフック及戸、窓、家具等ニ用ヰル合具
三九四	及品
四九四	スリーブ柱頭部
四九四ノ内	玉物（銅線ニ施ケルモノ）
四九四九	テーブルフォーク及スプーン
五〇〇	給口用ヰタプレール
五〇〇二	タクウンコルク
五〇〇三	カートリッヂケース（合成樹ノモノ）
五〇〇四	鳥餌、鳥餌、鳥餌（合成樹脂用ノモノヲ除ク）
五〇五	等魂
五〇六	

目次

目次

二〇七	ベンゾール、トリユール、キシロール、ソルベントナフサ、アンスラセン、カーバゾール、クレオソート油其ノ他別號ニ掲ケサルコールタール分留物（キシレノールヲ除ク）
二〇八	コールタール分留物ヨリ製造シタル化學的合成品（ベンヂルアルデヒド、ナイトロベンゾール及ナイトトリユーオル以外ノ香料、石炭酸、サリチール酸、ベークライト及合成樹脂ヲ除ク）（安息香酸、クロミン、デオキシアントラキノン及フエノールフタレインヲ除ク）
二一二	合成香料、香水料、化粧料其ノ他別號ニ掲ケサル調整香料類
二二三	線香
二二四	殺蟲粉
二二四ノ二	蠅取紙
二二七ノ内	燐寸
二二九ノ内	炭酸ソーダ、硼砂、過酸化水素、硫酸、燐酸、炭酸石灰、硫化ソーダ、重炭酸、次亜硫酸ソーダ、クローム明礬、硫酸銅、鹽化石灰、亜硫酸鉛、鹽化亜鉛、青化加里（青酸加里ヲ含ム）、除蟲菊、硝酸、吉草酸及カーバイト
二三〇	藥材、化學藥及製藥ノ調合品（別號ニ掲ケサルモノ）
二三一	賣藥
二三三	別號ニ掲ケサル合成染料
二四九	鉛白、鉛丹及リサージ
二五〇ノ二	亜鉛白（酸化亜鉛及硫化亜鉛）
二五〇ノ三	硫酸バリウム
二五〇ノ四	リソポン
二五七	酸化チタニウム
二五八ノ二	ヴアニシユ
二五九	コールタール
二五九ノ二	ピッチ及アスファルト、コールタール、ピッチ又ハアスファルトノ製品ニシテ塗料等用ノモノ
二六〇	靴墨
二六一	鉛筆
二六二	インキ
二六三	墨及朱墨
二六四	畫學及テーラースチョーク
二六五	アーチストカラー及アーチストペイント
二六六	ペーント

二六八	別號ニ掲ケサル染料及顔料
二六九	別號ニ掲ケサル塗料
二七〇	綿織絲（別號ニ掲ケタル特殊綿織絲ヲ除ク）
二七二	特殊綿織絲
二七二ノ二	綿絲及長十メートルノ重量三グラムヲ超エサル綿絲
二七三	毛織絲
二八三	毛絲
二八四	生絲（撚リタルモノヲ含ム）
二八七	紡績絹絲
二八八	絹絲
二八九	綿絲
二九〇ノ内	人造絹絲、人造絹織絲、ステープル・ファイバー、ステープル・ファイバー絲及ステープル・ファイバー
二九一ノ内	綿、人造絹、ステープル・ファイバー、毛又ハ麻ヲ混ヘタル織絲
二九二	別號ニ掲ケサル絲
二九三	テグス
二九六	別號ニ掲ケサル綿織物
二九八	綿織物、苧麻、ラミー、大麻又ハ黄麻ノ織物、其ノ交織物及此等ノ織物
二九九	綿ト絹トノ交織物、毛織物、毛絲交織物及毛又ハ毛絲ト綿トノ交織物
三〇一	絹織物及別號ニ掲ケサル絹入ノ織物
三〇三	綿ト他ノ纖維トノ交織布、毛ト綿及絹以外ノ纖維トノ交織布及綿、絹以外ノ纖維トノ交織布
三〇四ノ内	メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布帛（起毛シタルト否トヲ問ハス）
三〇五	レース地及網地
三〇六	フェルト地
三〇七	製綿布
三〇八	ブックバインダースクロース
三〇九	トレーシングクロース
三一〇	アーチストカンヴァス
三一一	ウインドーホルランド
三一二	エムパイアクロース
三一三	革布
三一四	鋪用織布及リノリューム
三一五	ルーフィングカンヴァス
三一六	タードカンヴァス
三一七	金剛砂布（硝子粉ヲ塗リタルモノヲ含ム）
三一八	

三一九	防水布（護謨ヲ塗リ又ハ挿入シタルモノ）
三二〇	護謨入布及護謨織紐
三二一	インシユレーチングテープ（布帛ヲ用ヰタルモノ）
三二二	ランプ心
三二三	タイプライターリボン
三二四	手巾（單製ノモノ）
三二五	帯巾（布製ノモノ）
三二六	ブランケット（單製ノモノ）
三二七	敷物（木綿ノモノ）
三二八	地敷（單製ヲ問ハス）
三二九	テーブルクロース（單製ノモノ）
三三〇	寝具
三三一	トリムミング
三三二	紋織
三三三	ヘムモファ
三三四	組紐及組紐
三三五	ユーアクシヨン
三三六	ベッドクィルト及クッション
三三七	ホース及機械用ベルチング（綿製ノモノ）
三三八	綿屑布
三四二ノ内	綿布及ベッドリンククロース、別號ニ掲ケサル布帛製品（故ノモノヲ除ク）
三四三	襟衣
三四四	シャーツ、フロント、カラー及カフス
三四五	肌衣（上下ヲ問ハス）（故ノモノヲ除ク）
三四六	手袋
三四七	足袋
三四八	靴下及靴下留
三四九	帽子
三五〇	鞄類
三五一	傘
三五二	衣服用ベルト
三五三	スリーブガーターズペンダー及ストッキングサスペンダー類
三五四	帽子及帽體
三五五	靴其ノ他ノ履物
三五六	靴鉛
三五七	装身具（貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヰタルモノヲ除ク）
三五八	バックル、ファクス及アイ類（貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヰタルモノヲ除ク）

三五九	身邊裝飾用雜貨類
三六〇ノ内	蟇口袋、布帛製、フェルト製、メリヤス製、レース製、紐帶及皮革製ノモノ竝ニ帽子附屬品及同部分品（故ノモノヲ除ク）
三六二	印刷用紙
三六三	筆記用紙
三六四	圖畫用紙
三六五	ブロッチングペーパー
三六六	模紙
三六七	包紙用紙及銅寸用紙（チッシユーペーパーヲ除ク）
三六八	煙草用紙
三六九	壁紙
三七〇	板紙
三七一	唐紙（各種）
三七二	機械製日本紙及チッシユーペーパー
三七三	機械半紙、パラフィンペーパー及ワックスペーパー
三七四	トレーシングペーパー
三七五	リソトランスファーペーパー
三七六	油紙
三七七	寫眞乾板用紙
三七八	寫眞用ニ掲ケサル紙
三七九	ペーパーレース及ペーパーボーダー
三八〇	白紙帳簿
三八一	書式類
三八二	書翰用紙（箱入ノモノ）
三八三	封筒
三八四	アルバム
三八五	テストペーパー
三八六	寫眞用ベライタペーパー、寫眞紙及感光紙
三八七	カーボンペーパー
三八八	金剛砂紙（硝子粉ヲ塗リタルモノヲ含ム）
三八八ノ二	ウォールボード
三八九	レーベル
三九〇	骨牌
三九三	カードカレンダー及ブロックカレンダー
三九四	繪葉書
三九五	クリスマスカード類
四〇一	別號ニ掲ケサル紙製品及パルプ製品
四一三	半貴石及別號ニ掲ケサル半貴石製品
四一五	琥珀及琥珀製品（別號ニ掲ケサルモノ）
四一六	滑石

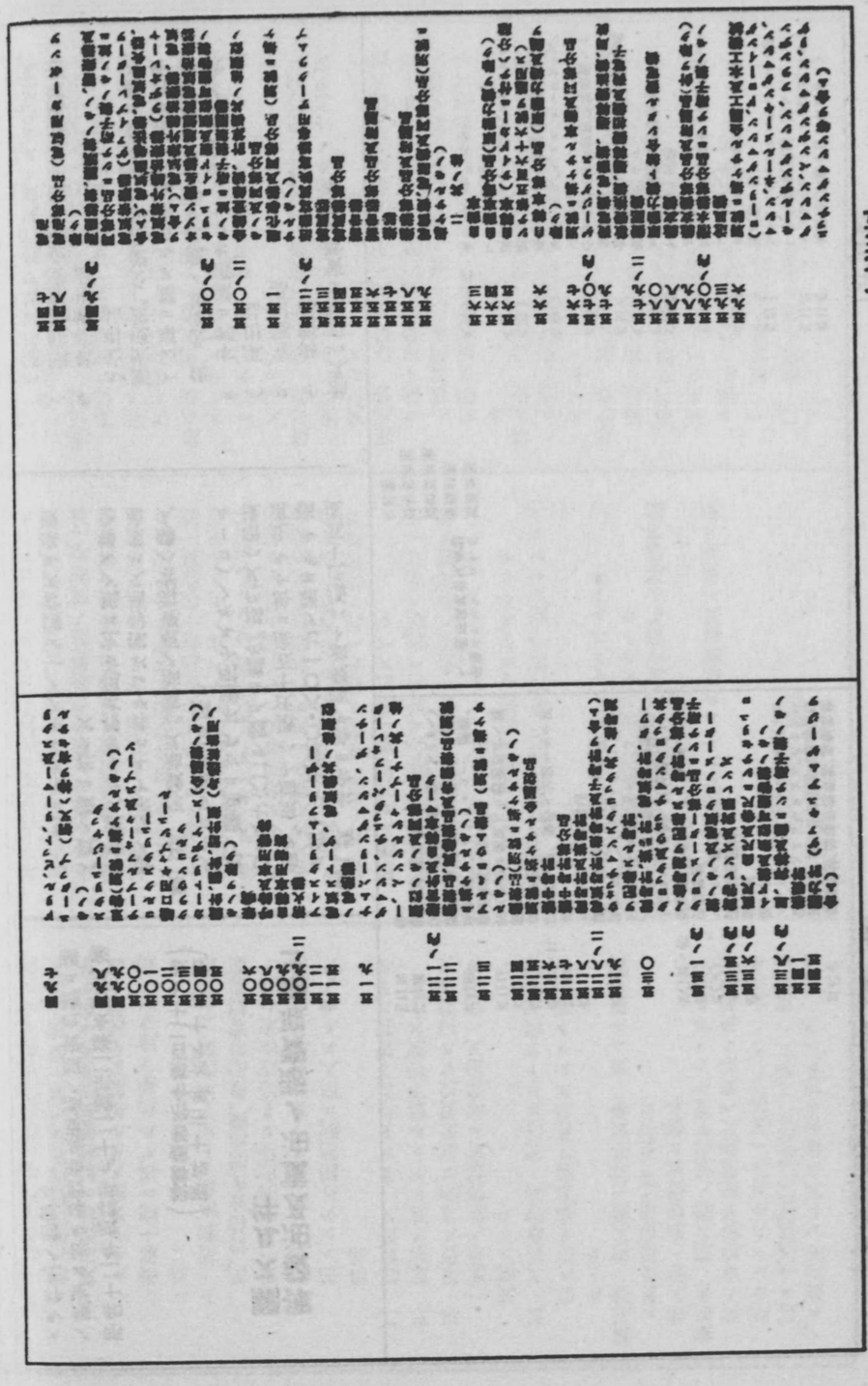

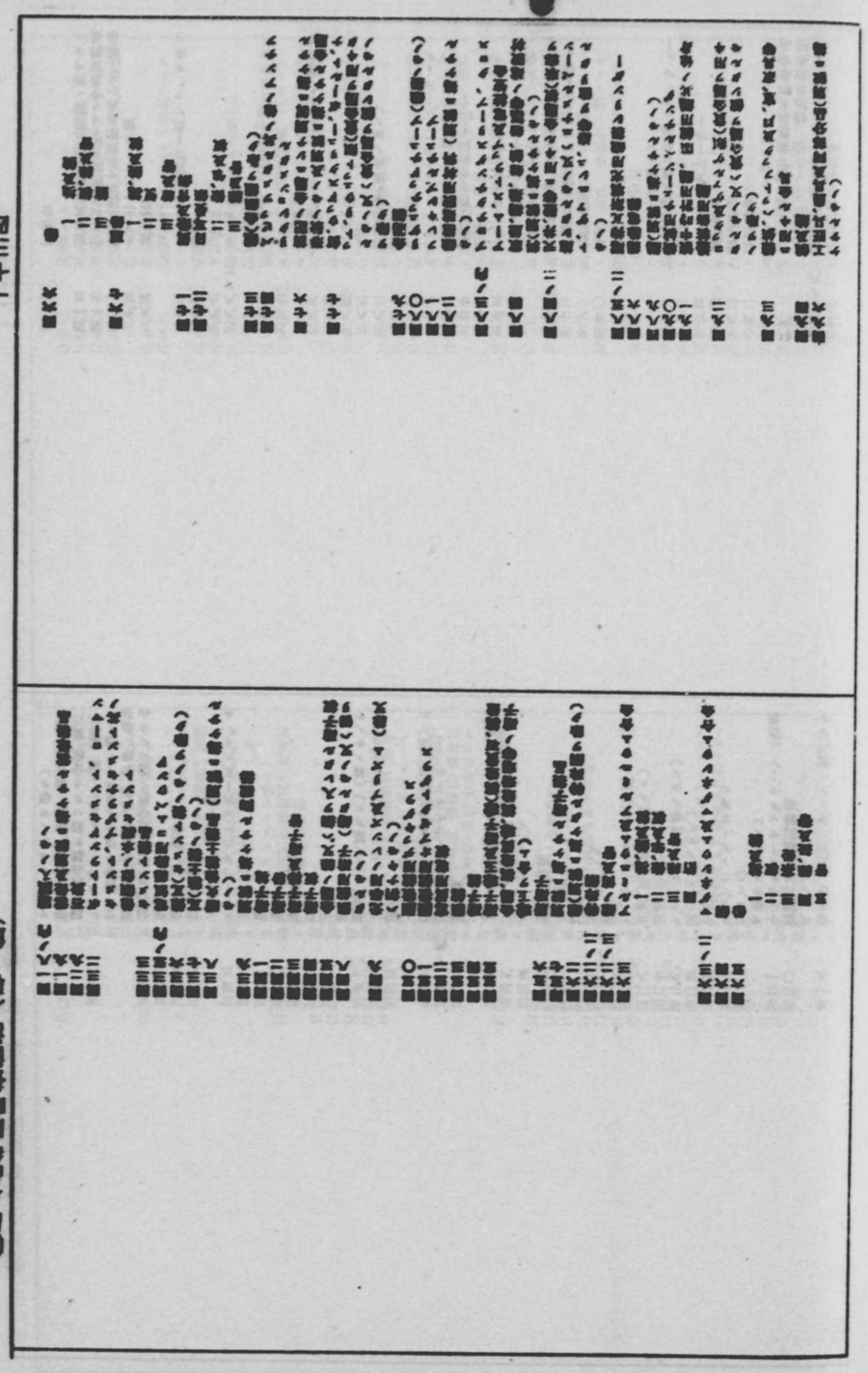

五九七	紡績機械、紡織準備機械、紡織仕上機械、製網機械、刺繡機械及靴下編機（ジンニングマシン、スピニングマシン、ワインディングマシン、ベンドリングマシン等ヲ含ム）
五九八	製本機
五九九	紙加工機械
六〇〇	メリヤス機械
六〇三	印刷機械
六〇五ノ内	鋼球、直徑八分ノ一吋ヨリ十六分ノ五吋迄ノベアリングボール及紡績用並ニ織物用ボビンニシテ木製ノモノ
六〇八	莚、茣、竹、藤、パナマストロー、麥稈、麻、其ノ他類似ノモノ
六一一	コルク及コルク製品
六一二ノ二	木材
六一八	包裝用ノ箱、樽等ニ仕組ミタル板
六二一	自動電燈泡用フィラメント
六二二	製靴用具類
六二三	靴（布帛ニ使用スル紡織製品以外ノ材料ヲ以テ製シタルモノ）
六二四	莚、茣、竹、藤、パナマストロー、麥稈、麻、其ノ他類似ノ材料ヲ以テ製シタル帽子ノ部分品（別表ニ掲ケナルモノ）
六二五	傘、杖、鞭及其ノ部分

[illegible]スライド、ファスナー[illegible]株式會社

亞細亞洲
歐羅巴洲
亞弗利加洲
亞米利加洲
大洋洲

六二六	木製品（別表ニ掲ケナルモノ）
六二九	インディアラッバー製品及ガタパーチャ製品（別表ニ掲ケナルモノ）
六三一	ヴァルカナイズドファイバー（管、板及管ノ類）
六三二	セルロイド及同製品（別表ニ掲ケナルモノ）
六三三	ガラリス及同製品（別表ニ掲ケナルモノ）
六三四	ブラッシュ及刷
六三五	ラムプ、燈籠及同部分品
六三六	寫眞用フィルム
六三八	造花（羽毛ノ類、果實等ヲ含ム）及同部分品
六三九	化粧具類（陶磁器製及布帛製ノモノヲ除ク）
六四〇	ビリヤード、テニス、クリケット、象棋其ノ他ノ遊戯具及同附屬品
六四一	玩具
六四七	別表ニ掲ケナル物品（スライド・ファスナーヲ除ク）
六四七ノ内	スライド・ファスナー

揮發油及重油ノ販賣取締ニ關スル件

（昭和十三年六月十三日朝鮮總督府令第百二十七號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依ル揮發油及重油ノ販賣取締ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 本令ニ於テ揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザル礦油ヲ、重油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八七六二ヲ超ユル黑色、褐色又ハ暗綠色ノ礦油ニシテ不透明ナルモノ（コールタールヲ除ク）ヲ謂フ

第二條 揮發油又ハ重油ノ販賣業者ハ購入證ノ呈示アルニ非ザレバ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ニ掲グルモノノ一ニ該當スル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

イ 御料品

ロ 官廳用品

ハ 軍用品

ニ 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節若ハ領事ニ屬スル自用品又ハ在本邦外國大使館、公使館若ハ領事館ニ屬スル公用品

ホ 航空機用品

ヘ 朝鮮船舶安全令ニ依ル近海區域若ハ遠洋區域ヲ航行區域トスル船舶又ハ本令施行地ニ船籍港ヲ有セザル船舶（朝鮮船籍規則第一條第一號及第二號並ニ朝鮮船舶安全令ニ於テ依ルコトヲ定メタル船舶安全法第十四條第一號ニ掲グル船舶ヲ除ク）ノ用品

ト 捕鯨漁業、トロール漁業、工船漁業、機船底曳網漁業、機船巾着網漁業又ハ專ラ漁獲場ヨリ漁獲物若ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ從事スル船舶ニシテ外國港灣ニ出入スルモノノ用品

二 揮發油ヲ一リツトル以下賣渡ストキ

三 重油ヲ五リツトル以下賣渡ストキ

四 販賣ノ目的ヲ以テ買受クル揮發油又ハ重油ノ販賣業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

五 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ購入證ヲ呈示スルコト能ハザルトキ

第三條 購入證ハ朝鮮總督ノ定ムル限度內ニ於テ道知事之ヲ交付ス

購入證ハ別記樣式ニ依ル

第四條 購入證ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ申請書ヲ揮發油又ハ重油ノ使用ヲ開始セントスル月ノ二月前ノ月ノ十五日迄ニ揮發油又ハ重油ヲ工場又ハ事業場ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ所在地ヲ、自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ主タル使用地ヲ、船舶ニ使用セントスル場合ニ於テハ船籍港ノ所在地（漁船並ニ朝鮮船籍規則第一條第一號及第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ所有者ノ住所地、朝鮮船舶安全令ニ於テ依ルコトヲ定メタル船舶安全法第十四條第一號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ主タル使用地）ヲ、ガソリン機關車、ガソリン動車、チーゼル機關車又ハチーゼル動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ私設鐵道又ハ軌道ヲ經營スル者ノ主タル事務所ノ所在地ヲ、其ノ他ノ場合ニ於テハ其ノ使用地ヲ管轄スル道知事ニ提出スベシ

左ニ掲グル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル期日ノ制限ニ拘ラズ前項ノ申請書ヲ提出スルコトヲ得

一 新ニ事業ヲ開始セントスルトキ

二 設備ヲ新設、增設又ハ變更セントスルトキ

三 增車又ハ增船セントスルトキ

四 臨時必要ヲ生ジタルトキ

前二項ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 買受ケントスル揮發油又ハ重油ノ數量

二 用途

三 使用設備ノ概要

四 使用期間

五 前回交付ヲ受ケタル購入證ニ依ル揮發油又ハ重油ノ數量

第五條 購入證ノ交付ノ申請ハ揮發油又ハ重油ノ使用數量二月分每ニ之ヲ爲スベシ但シ船舶ニ使用スルモノニ付特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 購入證ハ之ヲ他人ニ貸付又ハ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ道知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 購入證ハ盜難、燒失其ノ他特別ノ事由アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ヲ再交付セズ

第八條 揮發油又ハ重油ノ販賣業者購入證ニ依リ揮發油又ハ重油ヲ賣渡シタルトキハ當該購入證ニ其ノ販賣數量、販賣場ノ名稱及販賣年月日ヲ記入シ記名捺印スベシ

第九條 購入證ハ使用期間經過後七日以內ニ其ノ交付ヲ受ケタル道知事ニ之ヲ返付スベシ

第十條 揮發油又ハ重油ノ販賣業者ハ販賣場每ニ其ノ開設後七日以內ニ左ニ掲グル事項ヲ販賣場所在地ヲ管轄スル道知事ニ屆出ヅベシ販賣場ノ廢止其ノ他屆出デタル事項ノ變更アリタルトキ亦同ジ

一 販賣場ノ位置及名稱

二 取扱ニ係ル石油ノ種類

第十一條　揮發油又ハ重油ノ販賣業者ハ販賣場毎ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一　受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ年月日竝ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二　賣渡シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日竝ニ其ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱

揮發油ニ在リテハ一リットル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リットル以下ヲ賣渡シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第十二條　揮發油又ハ重油ノ販賣業者ハ販賣場毎ニ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ道知事ニ提出スベシ

一　前月中ニ受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ年月日竝ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二　前月中ニ賣渡シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日竝ニ其ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱

揮發油ニ在リテハ一リットル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リットル以下ヲ賣渡シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第十三條　朝鮮總督又ハ道知事ハ揮發油又ハ重油ノ販賣業者ニ對シ販賣取締上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條及第十一條ノ規定ハ昭和十三年七月一日ヨリ、第十二條ノ規定ハ同年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ揮發油又ハ重油ノ販賣ヲ營ム者ハ販賣場毎ニ本令施行ノ日ヨリ十四日以內ニ第十條各號ニ掲グル事項ヲ販賣場所在地ヲ管轄スル道知事ニ届出ツベシ

昭和十三年七月分及八月分ノ購入配給切符ノ申請書ハ第四條第一項ノ規定ニ拘ラズ六月二十日迄ニ道知事ニ提出スベシ

（別記樣式省略）

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件

（昭和十三年八月四日朝鮮總督府令第百五十五號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル鋼製品ノ製造制限ニ關スル件左ノ通定ム

朝鮮總督ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鋼材（屑鋼ヲ含ム）ヲ以テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本令ハ昭和十三年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依ル物品指定

（昭和十三年八月四日朝鮮總督府告示第六百四十二號）

文鎭	本立（ブックエンドヲ含ム）
鉛筆削	ペーパーナイフ
貯金箱	バンド用金具
靴篦	煙草セット
シガレットケース	ライター
灰皿	鏡
コンパクト	石鹼箱
化粧箱	繪具箱
墨汁罐	食卓用ナイフ
フォーク	スプーン
茶卓	盆
皿	菓子器
菓子罐	魔法壜
天火	布帛挾

置時計	花器
火鉢	椅子
机	卓子
棚	戸棚（ロッカーヲ含ム）
帽子掛	掃除器
廉取	如露
盥	備付用手洗器
湯タンポ	家庭用電熱器
シャンデリヤ	電氣スタンド
ランプシエード	鳥籠
衣裳入箱	氷屑箱
傘立	自轉車立
照物裏金	泥拭器
疫盍	掲示板
扇	廣告塔
格子	玩具
窓枠分銅	スケート用具
欄干	郵便受箱
電柱	看板
電燈支柱用腕木	交通標識
陳列器具	街頭照明柱（鐵筋ヲ含ムセメントポールヲ除ク）
ネームプレート	手指
ネオンサイン用具	シヤッター用器
子供用乘物	門
投擲用砲丸、鐵鎚、圓盤及槍	風窓
野球用マスク	軌道用面
競漕短艇用クラッチ	鐵亞鈴

義肢用障害物	庭球用ネット
運動靴用スパイク	ゴルフ用具
登山用ピツケル	メガホン
機銃	空氣銃
樂器	樂器絃及タクト
蓄音機及蓄音機用針	幻燈機
活動寫眞機	撞球用照明機械器具
金網（ラス及工鑛業用ノモノヲ除ク）	籠類
ガス器具（醫業用及醫療用ノモノヲ除ク）	金庫（手提金庫ヲ含ム）
扇風機（工鑛業用ノモノヲ除ク）	ストーブ
冷藏庫（醫療用ノモノヲ除ク）	卓上呼鈴
金錢登錄機	ファイル
名刺刺及傳票刺	パンチ
ホチキス	自動番號機
エレベーター（工鑛業用ノモノヲ除ク）	蓄音機用レコード
紡織、染色又ハ整理用機械器具（バリカン及剃刀ヲ除ク）	紙及同製品（バライタペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク）
造用機械器具ヲ除ク）	繪又ハ麻製ノ網、繩及綱
窯業用機械器具（硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク）	蚊帳
印刷又ハ製本用機械器具	金屬箔
理容用機械器具（バリカン及剃刀ヲ除ク）	鉛筆及クレヨン
左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル專用機械器具	セルコイド及同製品
織釘（跨釘ヲ除ク）	刷毛及刷子
菓子	帽子
香水	金屬箔
金網	鉛筆及クレヨン
清涼又ハ發酵飲料	
石鹼	

穀物ノ加工ニ因リ生ズル副產物等ノ賦給調整ニ關スル件

（昭和十六年三月十五日朝鮮總督府令第七十號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ穀物ノ加工ニ因リ生ズル副產物等ノ需給調整ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　本令ニ於テ指定副產物ト稱スルハ穀物ノ加工ニ因リ生ズル副產物又ハ其ノ副產物ノ加工ニ因リ生ズル副產物ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノヲ謂フ

第二條　指定副產物ノ生產者ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノ（以下指定生產者ト稱ス）ハ指定副產物ヲ朝鮮總督ノ指定スル者（以下指定讓受人ト稱ス）以外ノ者ニ對シ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一

十五	玩具
十六	ゴム製品
十七	石油及石油製品
十八	スポンジ鉄
十九	硫安
二十	電気用品
二十一	蒸気用具
二十二	温水浴用具
二十三	運動用具
二十四	ボイラー
二十五	繊維機械
二十六	鉄鋼
二十七	非鉄金属
二十八	皮革
二十九	毛皮
三十	手動ベルト
三十一	ゴム引布
三十二	綿スフ織物
三十三	麻織物
三十四	絹人絹織物
三十五	毛織物
三十六	雑品

輸出入品等臨時措置法（輸）

一	綿スフ紡績業（糸ノ紡績ヲ営ム事業ヲ謂フ以下之ニ同ジ）
二	麻紡績業
三	羊毛紡績業（梳毛紡績業ヲ除ク）
四	梳毛紡績業
五	絹紡績業
六	人絹スフ紡績業
七	人絹織物業
八	綿スフ織物業
九	麻織物業
十	絹織物業
十一	毛織物業
十二	編物業
十三	綿スフ紡績業ヲ営ム者（綿スフ紡績業ヲ営ム会社ノ株主ヲ含ム以下之ニ同ジ）
十四	麻紡績業ヲ営ム者
十五	羊毛紡績業（梳毛紡績業ヲ除ク）ヲ営ム者
十六	梳毛紡績業ヲ営ム者
十七	絹紡績業ヲ営ム者
十八	人絹スフ紡績業ヲ営ム者
十九	綿スフ織物業ヲ営ム者
二十	麻織物業ヲ営ム者
二十一	絹織物業ヲ営ム者
二十二	毛織物業ヲ営ム者
二十三	編物業ヲ営ム者
二十四	綿スフ紡績業ヲ営ム者ノ使用スル綿スフ紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該綿スフ紡績業ヲ営ム者
二十五	綿スフ織物業ヲ営ム者ノ使用スル綿スフ織物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該綿スフ織物業ヲ営ム者
二十六	麻紡績業ヲ営ム者ノ使用スル麻紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該麻紡績業ヲ営ム者
二十七	麻織物業ヲ営ム者ノ使用スル麻織物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該麻織物業ヲ営ム者
二十八	羊毛紡績業（梳毛紡績業ヲ除ク）ヲ営ム者ノ使用スル羊毛紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該羊毛紡績業（梳毛紡績業ヲ除ク）ヲ営ム者
二十九	梳毛紡績業ヲ営ム者ノ使用スル梳毛紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該梳毛紡績業ヲ営ム者
三十	絹紡績業ヲ営ム者ノ使用スル絹紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該絹紡績業ヲ営ム者
三十一	人絹スフ紡績業ヲ営ム者ノ使用スル人絹スフ紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該人絹スフ紡績業ヲ営ム者
三十二	綿スフ織物業ヲ営ム者ノ使用スル綿スフ織物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該綿スフ織物業ヲ営ム者
三十三	麻織物業ヲ営ム者ノ使用スル麻織物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該麻織物業ヲ営ム者
三十四	絹織物業ヲ営ム者ノ使用スル絹織物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該絹織物業ヲ営ム者
三十五	毛織物業ヲ営ム者ノ使用スル毛織物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該毛織物業ヲ営ム者
三十六	編物業ヲ営ム者ノ使用スル編物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該編物業ヲ営ム者

自動車修理用部分品配給統制規則

（昭和十年十二月十八日勅令第二百八十五號）

改正　昭一五、九、朝令二〇二

ゴム使用制限ニ關スル件

（昭和十三年十一月五日臨時輸出入許可規則第十二號）

改正　昭一五、九、朝令二〇二

一	綿スフ紡績業ヲ営ム者ノ使用スル綿スフ紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該綿スフ紡績業ヲ営ム者
二	麻紡績業ヲ営ム者ノ使用スル麻紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該麻紡績業ヲ営ム者
三	羊毛紡績業（梳毛紡績業ヲ除ク）ヲ営ム者ノ使用スル羊毛紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該羊毛紡績業（梳毛紡績業ヲ除ク）ヲ営ム者
四	梳毛紡績業ヲ営ム者ノ使用スル梳毛紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該梳毛紡績業ヲ営ム者
五	絹紡績業ヲ営ム者ノ使用スル絹紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該絹紡績業ヲ営ム者
六	人絹スフ紡績業ヲ営ム者ノ使用スル人絹スフ紡績機械ノ錘数ノ合計ガ千錘ヲ超ユル場合ニ於ケル当該人絹スフ紡績業ヲ営ム者
七	綿スフ織物業ヲ営ム者ノ使用スル綿スフ織物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該綿スフ織物業ヲ営ム者
八	麻織物業ヲ営ム者ノ使用スル麻織物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該麻織物業ヲ営ム者
九	絹織物業ヲ営ム者ノ使用スル絹織物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該絹織物業ヲ営ム者
十	毛織物業ヲ営ム者ノ使用スル毛織物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該毛織物業ヲ営ム者
十一	編物業ヲ営ム者ノ使用スル編物機械ノ台数ノ合計ガ十台ヲ超ユル場合ニ於ケル当該編物業ヲ営ム者

繊物ノ加工ニ因リ生ズル副産物ノ賠給統制規則

（昭和十六年三月二十日勅令第二百十號）

二關スル件指定

二關スル件第一條及第二條ノ規定ニ依

二關スル件第一條第四條ノ規定ニ依

（昭和十六年三月二十日朝鮮總督府令第二百十號）

第五條ノ規定ニ拠ラズ貿易朝鮮総督府ニ
差出スベシ
附　則
本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

自動車修理用部分品記給統制規則第一條ノ規定ニ依ル自動車修理用部分品指定

（昭和十六年十月二十八日
朝鮮総督府告示第千六百九十九號）

左ノ自動車部分品（其ノ原料又ハ材料ニ普通ニ使用セラルル記号又ハ刻印アリタルモノヲ除ク）ニシテ左ノ各號ニ掲グルモノ
一　自動車及同部分品中左ニ掲グルモノ
イ　シリンダー
ロ　シリンダーヘッド
ハ　シリンダーヘッドガスケット
ニ　クランク軸受
ホ　カム軸軸受
ヘ　クランク軸
ト　クランク軸歯車
チ　クランク軸スプロケット
リ　ハグミ車歯車
ヌ　連結桿
ル　連結桿軸受
ヲ　ピストン
ワ　ピストンピン
カ　ピストンリング
ヨ　カム軸

タ　カム軸歯車
レ　カム軸スプロケット
ソ　タイミングチェーン
ツ　吸入弁
ネ　排出弁
ナ　弁バネ
ラ　バルブリフター
ム　ロッカーアーム
ウ　プッシュロッド
ヲ　ファン
ク　ファン及同部分品中左ニ掲グルモノ
ヤ　水筒ポンプ及同部分品中左ニ掲グルモノ
マ　水筒ポンプインペラー
ケ　水筒ポンプ軸
フ　気化器
コ　燃料ポンプ
エ　燃料計
テ　マニホールドガスケット
ア　排ガンプ及同部分品中左ニ掲グルモノ
サ　排ガンプ歯車
キ　排気管
ユ　排気管ガスケット
メ　排気管及同部分品中左ニ掲グルモノ
ミ　アクスルシャフト
シ　歯車箱
ヱ　歯車箱及同部分品中左ニ掲グルモノ
ヒ　ブレーキ装置部分品中左ニ掲グルモノ
モ　ブレーキドラム
セ　ブレーキベンド
ス　ブレーキシュー
ン　ブレーキライニング
ノ　ホイールシリンダー
オ　マスターシリンダー
ク　操向装置部分品中左ニ掲グルモノ
ヤ　キングピン
マ　ステアリングナックル
ケ　ステアリングナックルアーム
フ　タイロット

備考
尾燈（停止燈ヲ含ム）
電流計
カットアウトリレー
クラッチ及同部分品中左ニ掲グルモノ
イ　クラッチ板
ロ　クラッチフェーシング
ハ　クラッチスプリング
差動装置及同部分品中左ニ掲グルモノ
イ　傘歯車
ロ　傘歯車軸
ハ　ピニオン
ニ　ピニオン軸
ホ　ピニオンワイア座金
ヘ　ピニオンリング座金
ト　差動ワイア座金
チ　差動ワイア座金
リ　差動ワイア座金
ヌ　差動ワイア座金
ル　差動ワイア座金
ヲ　差動ワイア座金
ワ　差動ワイア座金
カ　差動ワイア座金
ヨ　差動ワイア座金
タ　差動ワイア座金
レ　差動ワイア座金
ソ　差動ワイア座金
ツ　差動ワイア座金
ネ　差動ワイア座金
ナ　差動ワイア座金
ラ　差動ワイア座金
ム　差動ワイア座金
ウ　差動ワイア座金
ヲ　差動ワイア座金
ク　差動ワイア座金
ヤ　差動ワイア座金
マ　差動ワイア座金
ケ　差動ワイア座金
フ　差動ワイア座金
コ　差動ワイア座金
エ　差動ワイア座金
テ　差動ワイア座金
ア　差動ワイア座金
サ　差動ワイア座金
キ　差動ワイア座金
ユ　差動ワイア座金
メ　差動ワイア座金
ミ　差動ワイア座金
シ　差動ワイア座金
ヱ　差動ワイア座金
ヒ　差動ワイア座金
モ　差動ワイア座金
セ　差動ワイア座金
ス　差動ワイア座金
ン　差動ワイア座金
ノ　差動ワイア座金
オ　差動ワイア座金
ク　差動ワイア座金
ヤ　差動ワイア座金
マ　差動ワイア座金
ケ　差動ワイア座金
フ　差動ワイア座金

ホ　ドラグリンク
ヘ　ピットマンアーム
ト　ステアリングセクター
チ　ステアリングシャフト
車軸及同部分品中左ニ掲グルモノ
イ　ホイールリム
ロ　タイヤリング
ハ　ホイールハブ
ニ　バネ及同部分品中左ニ掲グルモノ
イ　スプリングリーフ
ロ　スプリングシャックル
ホ　組合計

自動車修理用部分品記給統制規則第二條ノ規定ニ依ル移入機關指定

（昭和十六年十月二十八日
朝鮮総督府告示第千七百號）

朝鮮自動車部分品組合聯合会
朝鮮トヨダ協会
朝鮮ニッサン自動車販売店組合
国産自動車株式会社

奢侈品等製造販賣制限規則

（昭和十五年七月二十四日
朝鮮総督府令第百七十九號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ奢侈品等製造販賣制限規則左ノ通定ム

第一條　物品ノ製造（加工ヲ含ム以下同ジ）ヲ業トスル者ハ朝鮮総督ノ指定シタル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ朝鮮総督（朝鮮総督特ニ定メタル場合及其ノ指定シタル物品ニ付テハ道知事）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　物品ノ生産（製造及加工ヲ含ム以下同ジ）又ハ販賣ヲ業トスル者ハ左ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ付テハ朝鮮総督ノ指定シタル年月日以後之ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ朝鮮総督（朝鮮総督特ニ定メタルトキハ道知事）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一　前條ノ規定ニ依リ朝鮮総督ノ指定シタル製造ヲ禁止セラレタル物品（當該法令ニ依ル製造ノ許可アリタルモノヲ除ク）
二　他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品（當該法令ニ依ル製造ノ許可アリタルモノヲ除ク）
三　朝鮮総督ノ指定シタル物品

前項第二號ノ他ノ法令ハ朝鮮総督之ヲ定ム

第一項ノ規定ハ前條但書ノ許可ヲ受ケ製造シタル物品ヲ賣渡シ又ハ之ヲ買受ケテ賣渡ス場合及第一項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第三條　朝鮮総督前條第一項ノ規定ニ依リ年月日ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ニ對シ當該年月日前ニ於ケル同條同項ニ掲グル物品ノ賣渡ニ關シ賣渡報告又ハ賣渡先ノ制限其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第四條　物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ハ朝鮮総督ノ指定シタル物品ニ付テハ朝鮮総督ノ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノ（價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ朝鮮総督ノ指定アリタル種類ノ物品ニシテ朝鮮総督ノ指定シタルモノニ付テハ當該朝鮮総督ノ指定ニ於テ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノ）ヲ除クノ外之ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ朝鮮総督（朝鮮総督特ニ定メタルトキハ道知事）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ前項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セ

ズ

第五條　第一條但書、第二條第一項但書又ハ前條第一項但書ノ許可ノ申請ハ輸出セラルルコト明ナル物品ヲ船積シ又ハ實渡ス場合其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第六條　前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ朝鮮總督又ハ道知事ニ提出スベシ

一　申請者ノ住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類

二　製造シ又ハ實渡サントスル物品ノ名稱、品種、數量及價格（第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ在リテハ當該物品ノ規格又ハ品質ヲ併セ記載スベシ）

三　許可ヲ受ケントスル事由ノ詳細

朝鮮總督又ハ道知事必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ヲ提出スベキ者ニ對シ前項ノ申請書ノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第七條　委託製造、委託販賣其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第一條、第二條又ハ第四條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條　第二條及第四條ノ規定ハ物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者當該物品ヲ關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出スル場合ニハ之ヲ適用セズ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

奢侈品等製造販賣制限規則第一條ノ規定ニ依ル物品指定

（昭和十五年七月二十四日朝鮮總督府告示第七百七十三號）

染絲羽模樣補織地及其ノ製品

染絲羽模樣絣地及其ノ製品（絣模樣ノモノニシテ緯ヨリノ高サ鯨尺一尺三寸未滿又ハ經ヨリノ高サ鯨尺一尺三寸未滿ノ模樣ヲ附シタルモノヲ除ク）

染絲羽模樣絣羽織地及其ノ製品

染絲羽模樣絣袴地及其ノ製品

染絲羽模樣夜具表地及其ノ製品

織絲羽模樣紬地及其ノ製品

織絲羽模樣紬羽織地及其ノ製品

織絲羽模樣紬袴地及其ノ製品

織絲羽模樣夜具表地及其ノ製品

織絲羽模樣絣地及其ノ製品（絣模樣ノモノニシテ緯ヨリノ高サ鯨尺一尺三寸未滿又ハ經ヨリノ高サ鯨尺一尺三寸未滿ノ模樣ヲ附シタルモノヲ除ク）

織絲羽模樣絣羽織地及其ノ製品

織絲羽模樣絣袴地及其ノ製品

織絲羽模樣夜具表地及其ノ製品

織絲羽模樣絣紗地（絽及無地ノモノヲ除ク）竝ニ其ノ製品

刺繍（總定紋ヲ除ク）ヲ施シタル織物及其ノ製品（帶地及帶ヲ除ク）

銀絲若ハ漆絲（模造品ヲ含ム）又ハ模造品タル金絲ヲ用ヒタル織物及其ノ製品（模造品タル金絲、銀絲又ハ漆絲ヲ用ヒタル帶地及帶ヲ除ク）

無線シホンベルベット及其ノ製品

ビロード綸綢及其ノ製品

絹レース地（交織ヲ含ム）及其ノ製品

指物（昭和十五年朝鮮總督府告示第七百七十五號ニ依リ定メタル法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタルモノヲ除ク）

腕輪（同）

首飾（同）

耳飾（同）

ネクタイピン（同）

身邊裝飾品タルペンダント（同）

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、翡翠、アクアマリン、トールマリン、ジルコン、ガーネット、クリソベリール、トパーズ、スプネル、エメラルド、ベリール、クリソライト、オパール、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳古玉、月長石、青金石、クンツアイト、ブラッドストン又ハヘマタイトノ人造品及模造品ニシテ飲食用器具、厨房用器具、家具、什器、美術裝飾品、喫煙用器具、身邊用品、裝身具、牌盾、被服附屬金具、文房具若ハ玩具又ハ其ノ部分品タルモノ

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書ノ規定ニ依ル道知事ニ同條但書ノ許可ノ申請ヲ爲スベキ場合

（昭和十五年十月二十一日朝鮮總督府告示第千二十六號）

一　子供用品ノ製造ニ用フル爲裁斷シタル織物生地ニ子供用品一箇分ニ付刺繍料金又ハ刺繍費五十錢以下ノ刺繍（銀絲若ハ漆絲又ハ模造品タル金絲、銀絲若ハ漆絲ヲ用フル場合ヲ除ク以下同ジ）ヲ施ストキ

二　子供用品一箇分ニ付刺繍料金又ハ刺繍費五十錢以下ノ刺繍ヲ施シタル織物生地又ハ半既製品ヲ以テ子供用品ヲ製造スルトキ

三　織物製品タル子供用品又ハ半既製品ニ一箇分ニ付刺繍料金又ハ刺繍費五十錢以下ノ刺繍ヲ施ストキ

四　半既製品若ハ生地ニ製品一箇分ニ付刺繍料金又ハ刺繍費一圓以下ノ刺繍ヲ施ストキ

五　製品一箇分ニ付刺繍料金又ハ刺繍費一圓以下ノ刺繍ヲ施シタル半既製品又ハ生地ヲ以テ半襟、帶締、後物、枕飾、匙入、テーブル掛若ハテーブルセンター又ハ此等ノ半既製品ヲ製造スルトキ

奢侈品等製造販賣制限規則第一條但書ノ規定ニ依ル道知事ニ同條但書ノ許可ノ申請ヲ爲スベキ場合

（昭和十五年十二月二十九日朝鮮總督府告示第千五百十六號）

一　象牙製品ヲ製造シ又ハ實渡ストキ

二　昭和十五年朝鮮總督府告示第七百七十三號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十五年十月七日

三　昭和十五年朝鮮總督府告示第七百七十三號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十五年十月六日以前ニ賣買セラレタルモノニ加工ヲ爲ストキ

四　昭和十五年朝鮮總督府告示第千百五十二號ニ依リ指定シタル物品ヲ公式儀禮ノ必要ニ基キ賣買スル場合

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項但書ノ規定ニ依ル同條同項第一號ニ揭グル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日指定

（昭和十五年七月二十四日朝鮮總督府告示第七百七十四號）

昭和十五年朝鮮總督府告示第七百七十三號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十五年十月七日

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項但書ノ規定ニ依ル道知事ニ同條但書ノ許可ノ申請ヲ爲スベキ場合

（昭和十五年十月二十一日朝鮮總督府告示第千二十七號）

（昭和参十年五月七日大蔵省告示第百七十四号）

月賦同第壱
日物項二侈
指品ノ條第
定及規第等
中定一製
古ニ項造
品依第販
ニル三資
付物業制
テ品及限
ノ並同規
年當條則

（昭和参十年六月二十四日大蔵省告示第千百七十六号）

限業依第壱
製ル二侈
品在條品等
ノ直第一
販品一製
賣タ項造
許ル但販
可製者賣
ノ違ノ制
有業規限
効止定規
期繰ニ則

帯留ニシテ一神ニ付販売価格二百圓ヲ超ユルモノ	同	同
洋服帯留ニシテ一個ニ付販売価格百五十圓ヲ超ユルモノ	同	同
備合（套見ヲ含ム）ニシテ一套ニ付販売価格六十圓ヲ超ユルモノ	同	同
置時計ニシテ一個ニ付販売価格五十圓ヲ超ユルモノ	同	同
置卓ニシテ一個ニ付販売価格百圓ヲ超ユルモノ	同	同
火鉢（長火鉢ヲ含ム）ニシテ一個ニ付販売価格百圓ヲ超ユルモノ	同	同
洋机、卓子ニシテ一個ニ付販売価格七十圓ヲ超ユルモノ	同	同
椅子ニシテ一個ニ付販売価格百五十圓ヲ超ユルモノ	同	同
長椅子ニシテ一個ニ付販売価格十圓ヲ超ユルモノ	同	同
屏風（洋家具セットニシテ一組（五個以上ノモノ）ニ付販売価格五百圓ヲ超ユルモノ	同	同
花瓶又ハ花東ニシテ一個ニ付販売価格十圓ヲ超ユルモノ	同	同
寫眞機ニシテ一個ニ付販売価格三百圓ヲ超ユルモノ	同	同
三月節句用親王飾セットニシテ一對ニ付販売価格五十圓ヲ超ユルモノ	同	同
三月節句用具足ニシテ一領ニ付販売価格二百圓ヲ超ユルモノ	同	同
五月節句用兜ニシテ一個ニ付販売価格四十圓ヲ超ユルモノ	同	同
五月節句用飾セットニシテ一組ニ付販売価格二百圓ヲ超ユルモノ	同	同
羽子板ニシテ一枚ニ付販売価格十圓ヲ超ユルモノ	同	同
玩具ニシテ一個ニ付販売価格十圓ヲ超ユルモノ	同	同
人形（衣裳附ノモノヲ含ム）ニシテ一個ニ付販売価格三十圓ヲ超ユルモノ	同	同
萬年筆ニシテ一本ニ付販売価格五圓ヲ超ユルモノ	同	同
シヤープペンシルニシテ一本ニ付販売価格二圓ヲ超ユルモノ	同	同
アルバムニシテ一冊ニ付販売価格五圓ヲ超ユルモノ	同	同
果實ニシテ百匁ニ付販売価格二圓ヲ超ユルモノ	同	同
詰合食料品ニシテ一詰合ニ付販売価格五圓ヲ超ユルモノ	同	同
ダイヤモンド	同	同
ルビー	同	同
サファイヤ	同	同
アレキサンドライト	同	同
猫眼	同	同
アクアマリン	同	同
トールマリン	同	同
ジルコン	同	同
ガーネット	同	同
クリソベリール	同	同
トパーズ	同	同
スピネル	同	同
エメラルド	同	同
ベリール	同	同
クリソライト	同	同
オパール	同	同
猫眼石	同	同
虎眼石	同	同
孔雀石	同	同
土耳古玉	同	同
月長石	同	同
青金石	同	同
クンツアイト	同	同
ブラツドストーン	同	同
ヘマタイト	同	同
象牙	同	同

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第三號及同條同項ノ規定ニ依ル物品及當該物品ニ付テノ年月日指定

（昭和十五年十月三十日　朝鮮總督府告示第千百五十二號）

物品	上揚物品ニ付テノ年月日
料理（一品料理、一品料理、辨當、幷物、壽司、及天麩羅等ヲ組合セタル場合ヲ含ム）ニシテ一人ニ對スル販賣價格（酒類及清涼飲料ノ代金竝ニ遊興飲食稅額ヲ含マズ）朝食（午前零時ヨリ午前十一時迄ノ食事）ニ在リテハ一圓、晝食（午前十一時ヨリ午後四時迄ノ食事）ニ在リテハ二圓五十錢（朝鮮料理、支那料理ハ一圓五十錢）ヲ、夕食（午後四時ヨリ午前零時迄ノ食事）ニ在リテハ五圓（朝鮮料理、支那料理ハ三圓）ヲ超ユルモノ	昭和十五年十一月一日
一品料理又ハ一皿料理ニシテ一品又ハ一皿ニ付販賣價格一圓ヲ超ユルモノ	同
辨當ニシテ一食ニ付九十錢ヲ超ユルモノ	同
幷物ニシテ一杯ニ付七十錢ヲ超ユルモノ	同
壽司ニシテ一個ニ付販賣價格十五錢ヲ超ユルモノ	同
天麩羅ニシテ一個ニ付販賣價格（一箇賣スル場合ニ限ル）二十錢ヲ超ユルモノ	同
食用生鮮魚介類（切身ヲ含ム）ニシテ百匁ニ付販賣價格二圓ヲ超ユルモノ	同

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依ル法令並ニ當該法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日指定

（昭和十五年七月二十四日　朝鮮總督府告示第七百七十五號）

法令	上揚法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日
昭和十三年朝鮮總督府令第三號（昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依ル白金ノ使用制限ニ關スル件）	昭和十五年十月七日
昭和十三年朝鮮總督府令第九號	同
十四號（昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル銃劍類ノ製造制限ニ關スル件）	同
昭和十三年朝鮮總督府令第百五十五號（昭和十二年法律第	同

第五條　前條ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル物品ヲ輸入スル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外其ノ輸入ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケルコトヲ要ス

一　輸入ノ目的ヲ以テ外國ニ於テ取得シタル物品ヲ輸入スル場合

二　本邦ニ於テ製造シタル物品ヲ輸入スル場合

三　本邦ニ於テ製造シタル物品ヲ輸入スル場合

四　輸入ノ目的ヲ以テ外國ニ於テ取得シタル物品ヲ輸入スル場合

五　其ノ他勅令ヲ以テ定ムル場合

第六條　主務大臣ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ輸入ノ期間又ハ輸入ノ數量ヲ制限シ其ノ他輸入ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得

第七條　主務大臣ハ第五條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ輸入ノ期間又ハ輸入ノ數量ヲ制限シ其ノ他輸入ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得

第八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第二十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第二十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第二十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第二十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第二十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第二十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第二十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第二十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第二十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第二十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第三十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第三十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第三十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第三十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第三十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第三十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第三十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第三十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第三十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第三十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第四十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第四十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第四十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第四十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第四十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第四十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第四十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第四十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第四十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第四十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第五十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第五十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第五十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第五十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第五十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第五十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第五十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第五十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第五十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第五十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第六十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第六十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第六十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第六十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第六十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第六十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第六十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第六十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第六十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第六十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第七十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第七十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第七十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第七十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第七十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第七十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第七十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第七十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第七十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第七十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第八十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第八十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第八十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第八十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第八十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第八十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第八十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第八十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第八十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第八十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第九十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百二十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三十四條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三十五條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三十六條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三十七條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三十八條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百三十九條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百四十條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百四十一條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百四十二條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ取消サルルコトアルベシ

第百四十三條　第五條ノ許可ヲ受ケタル者ハ輸入ノ期間內ニ其ノ輸入ヲ爲サザルトキハ其ノ許可ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ニ付其ノ許可ヲ

三　輸入ノ禁ジタル物品ノ輸出又ハ輸出ノ禁止又ハ制限

四　輸出又ハ輸入ノ承認

五　輸出又ハ輸入ノ年月日

第十三条　本令ノ規定ニ依リ関税定率法第十三条ノ規定ニ準ジ輸出又ハ輸入ノ承認ヲ受ケタル者ガ其ノ輸出又ハ輸入スル貨物ニ付関税ヲ免除セラルル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ免除ヲ受ケントスルコトヲ税関ニ申告スベシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

シ従前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル物品ニ関スル輸出ノ制限ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附　則（昭一六、八、一　政令二三五）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前項ノ規定ニ依リ本令施行前ノ例ニ依リ輸出ヲ許可セラレタル物品ニ関スル本令施行前ノ輸出ノ制限ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附　則（昭一六、九、一　政令二五四）

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別表）

甲表（削除）

乙表

番号	品名
一	鉄鋼、材、鉄屑及鉄合金（鉄ヲ主トスルモノニ限ル。）（本表ニ掲ゲタルモノヲ除ク。）

附　則（昭一六、一二、一九　政令三〇〇）

本令ハ昭和十六年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一六、一二、三一　政令三四四）

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、一、一九　政令一四）

本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、二、一四　政令一六）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、二、二八　政令三六）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、三、一〇　政令五一）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、三、一四　政令六一）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、三、一六　政令六三）

本令ハ昭和十七年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、三、二五　政令一四三）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、四、一　政令一八九）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、四、一五　政令二〇八）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、四、二八　政令二三六）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、五、一三　政令二七五）

本令ハ昭和十七年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、五、二九　政令三一三）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、六、一　政令三三五）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、六、一五　政令三六八）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、六、二六　政令三九五）

本令ハ昭和十七年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、七、一四　政令四〇〇）

本令ハ昭和十六年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前従前ノ規定ニ依リ輸出ノ承認ヲ受ケタル者ニ係リ輸出シタル貨物ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附　則（昭一七、八、一　政令四二五）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前従前ノ規定ニ依リ輸出ノ承認ヲ受ケタル者ニ係リ輸出シタル貨物ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

本令施行ノ際現ニ輸出ノ承認ヲ受ケタル者ニ係リ輸出シタル貨物ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附　則（昭一七、八、一二　政令四四五）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、八、一八　政令四六九）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、八、二五　政令四八九）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、九、一　政令五〇一）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭一七、九、一四　政令五二三）

本令ハ昭和十四年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

丙表

番号	品名
一	鉛鉱、鉛精鉱、鉛滓及鉛灰（鉛ヲ主トスルモノニ限ル。）
一一	亜鉛鉱、亜鉛精鉱、亜鉛滓及亜鉛灰（亜鉛ヲ主トスルモノニ限ル。）
一一一	錫鉱、錫精鉱、錫滓及錫灰（錫ヲ主トスルモノニ限ル。）
一一七ノ二	蒸気タービン（舶用ノモノヲ除ク。）
一一七大	小蒸気タービン（舶用ノモノニ限ル。）
一一八	蒸気タービン用ノズル
一一九	蒸気タービン用ブレード
一二〇	蒸気タービン用ノズル及ブレード
一二〇ノ二	蒸気タービン用ノズル及ブレードノ部分品
一二一	蒸気タービン用ロータードラム
一二一ノ二	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品
一二二	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品
一二三	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品
一二四	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一二五	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一二六	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一二七	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一二八	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一二九	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一三〇	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一三一	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一三二	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一三三	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一三四	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一三五	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一三六	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一三七	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一三八	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一三九	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一四〇	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一四一	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一四二	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一四三	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一四四	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一四五	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一四六	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一四七	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一四八	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一四九	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一五〇	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一五一	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一五二	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品
一五三	蒸気タービン用ロータードラムノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品ノ部分品

九四ノ内	外化粧品用ハイドロキノール以外ノ皮革及毛皮並ニ革製品及毛皮製品	一七五四
九四ノ内	化粧品用ハイドロキノール	
九八九〇	調製ノ調味品（別記ニ掲ゲタルモノヲ除ク）	
八八	醤油	
八一	麩（ホップノ麩ヲ含ム）及麩ノ代用品（別記ニ掲ゲタルモノヲ除ク）	
七八	澱粉（タピオカ澱粉、サゴ澱粉及ポテトスターチヲ含ム）	
七七五四ノ内	澱粉ヲ原料トスル製品（別記ニ掲ゲタルモノヲ除ク）	
七七五四ノ内	澱粉ヲ原料トスル製品（別記ニ掲ゲタルモノヲ除ク）ノ内	
七七五四ノ内	澱粉ヲ原料トスル製品（別記ニ掲ゲタルモノヲ除ク）ノ内　工業用ノ	
七七	羽毛及羽毛ノ製品（別記ニ掲ゲタルモノヲ除ク）	
七六	羽毛及羽毛ノ製品（別記ニ掲ゲタルモノヲ除ク）ノ内　装飾用ノ	
七三	羽毛（別記ニ掲ゲタルモノヲ除ク）	
七二	皮ノ毛（別記ニ掲ゲタルモノヲ除ク）	
七〇	毛皮ノ製品（別記ニ掲ゲタルモノヲ除ク）	
六九	獣毛及獣毛皮（山羊皮ノ毛及山羊皮ノ製品ヲ除ク）、豚毛及豚毛皮	
六六ノ二ノ内	工業用ノ	
六四	硬化油	
六二	人造蠟	
六一	蠟燭	
六〇	石鹸	
五九	香水、化粧水、髪用香油、白粉、口紅、眉墨、頬紅、爪紅、化粧用パフ及化粧用ブラシ	
五八	歯磨	
五七	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物	
五六	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノ	
五五	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料	
五四	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
五三	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
五二	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
五一	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
五〇	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四九	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四八	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四七	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四六	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四五	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四四	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四三	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四二	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四一	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四〇	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三九	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三八	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三七	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三六	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三五	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三四	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三三	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三二	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三一	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三〇	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二九	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二八	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二七	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二六	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二五	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二四	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二三	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二二	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二一	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二〇	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一九	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一八	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一七	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一六	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一五	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一四	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一三	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一二	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一一	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一〇	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
九	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
八	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
七	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
六	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
五	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
四	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
三	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
二	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	
一	香料（合成香料ヲ含ム）、調合香料及香料ヲ以テ製シタル飲食物ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノノ内　合成香料ノ製造ニ用ヰルモノ	

三三六　ベアリングボール
三四一　軸受鋼
三四二　鋼製ボールベアリング
三四三　鋼製ボールベアリング用鋼球
三四四　ころ
三四五　ニードルベアリング、コロベアリング及ニードルベアリング用ころ
三四六　手工具（土工用具ヲ除ク）
三四七　手動ポンプ
三四八　手動式ポンプ用ピストン
三五〇　ポンプ用ピストンリング
三五一　ポンプ用ピストンロッド
三五二　ポンプ用ピストンバルブ
三五三　ポンプ用ピストンバルブ用ボール
三五四　ポンプ用ピストンバルブ用ボール以外ノ部分品
三五五　ポンプ用ピストンバルブ用ボール以外ノ部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三五六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三五七　ポンプ用ピストンバルブ用ボール以外ノ部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三五八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三五九　手動ポンプ用ピストン
三六〇　手動ポンプ用ピストンバルブ
三六一　手動ポンプ用ピストンバルブ用ボール
三六二　手動ポンプ用ピストンバルブ用ボール以外ノ部分品
三六三　手動ポンプ用ピストンバルブ用ボール以外ノ部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三六四　手動ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三六五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三六六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三六七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三六八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三六九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三七〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三七一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三七二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三七三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三七四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三七五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三七六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三七七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三七八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三七九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三八〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三八一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三八二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三八三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三八四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三八五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三八六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三八七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三八八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三八九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三九〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三九一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三九二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三九三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三九四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三九五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三九六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三九七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
三九八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
三九九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四〇〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四〇一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四〇二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四〇三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四〇四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四〇五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四〇六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四〇七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四〇八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四〇九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四一〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四一一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四一二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四一三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四一四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四一五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四一六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四一七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四一八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四一九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四二〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四二一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四二二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四二三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四二四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四二五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四二六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四二七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四二八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四二九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四三〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四三一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四三二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四三三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四三四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四三五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四三六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四三七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四三八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四三九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四四〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四四一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四四二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四四三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四四四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四四五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四四六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四四七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四四八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四四九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四五〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四五一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四五二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四五三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四五四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四五五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四五六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四五七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四五八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四五九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四六〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四六一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四六二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四六三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四六四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四六五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四六六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四六七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四六八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四六九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四七〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四七一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四七二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四七三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四七四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四七五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四七六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四七七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四七八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四七九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四八〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四八一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四八二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四八三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四八四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四八五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四八六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四八七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四八八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四八九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四九〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四九一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四九二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四九三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四九四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四九五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四九六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四九七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
四九八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
四九九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五〇〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五〇一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五〇二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五〇三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五〇四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五〇五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五〇六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五〇七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五〇八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五〇九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五一〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五一一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五一二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五一三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五一四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五一五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五一六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五一七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五一八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五一九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五二〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五二一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五二二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五二三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五二四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五二五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五二六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五二七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五二八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五二九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五三〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五三一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五三二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五三三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五三四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五三五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五三六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五三七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五三八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五三九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五四〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五四一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五四二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五四三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五四四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五四五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五四六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五四七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五四八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五四九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五五〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五五一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五五二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五五三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五五四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五五五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五五六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五五七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五五八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五五九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五六〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五六一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五六二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五六三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五六四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五六五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五六六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五六七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五六八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五六九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五七〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五七一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五七二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五七三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五七四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五七五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五七六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五七七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五七八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五七九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五八〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五八一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五八二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五八三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五八四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五八五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五八六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五八七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五八八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五八九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五九〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五九一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五九二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五九三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五九四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五九五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五九六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五九七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
五九八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
五九九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六〇〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六〇一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六〇二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六〇三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六〇四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六〇五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六〇六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六〇七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六〇八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六〇九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六一〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六一一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六一二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六一三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六一四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六一五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六一六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六一七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六一八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六一九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六二〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六二一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六二二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六二三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六二四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六二五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六二六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六二七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六二八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六二九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六三〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六三一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六三二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六三三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六三四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六三五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六三六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六三七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六三八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六三九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六四〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六四一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六四二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六四三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六四四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六四五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六四六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六四七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六四八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六四九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六五〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六五一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六五二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六五三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六五四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六五五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六五六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六五七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六五八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六五九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六六〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六六一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六六二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六六三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六六四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六六五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六六六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六六七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六六八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六六九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六七〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六七一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六七二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六七三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六七四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六七五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六七六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六七七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六七八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六七九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六八〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六八一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六八二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六八三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六八四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六八五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六八六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六八七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六八八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六八九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六九〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六九一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六九二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六九三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六九四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六九五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六九六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六九七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
六九八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
六九九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七〇〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七〇一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七〇二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七〇三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七〇四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七〇五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七〇六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七〇七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七〇八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七〇九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七一〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七一一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七一二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七一三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七一四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七一五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七一六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七一七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七一八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七一九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七二〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七二一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七二二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七二三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七二四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七二五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七二六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七二七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七二八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七二九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七三〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七三一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七三二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七三三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七三四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七三五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七三六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七三七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七三八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七三九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七四〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七四一　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七四二　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七四三　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七四四　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七四五　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七四六　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七四七　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七四八　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五四号ノ二ノ内ヲ除ク）
七四九　ポンプ及ポンプ用部分品ノ内　鋳鉄製ノモノ
七五〇　ポンプ及ポンプ用部分品（第三五

六二三	植物性材料ヲ以テ製シタルモノ（包装ヲ除ク） 麦稈、麻、パナマストロー、棕櫚、蘭、葦、竹、籐、藁、柳条其ノ他類似ノモノノ製品（別表ニ掲ゲザルモノ）
六二四	傘、杖、鞭及其ノ手
六二五	
六二六	木製品（別表ニ掲ゲザルモノ） 一　貴金属、貴金属ヲ鍍シタル金属、貴石、半貴石、真珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヰタルモノ 二　其ノ他 甲　花梨木、紫檀木、鳥木、黒檀木、紅木、柘植及黄楊ノ製品 乙　セルロイド及同製品（別表ニ掲ゲザルモノ）（鞄、帽子、傘及杖ノ頭ヲ除ク）
六二七	
六二七ノ二	
六二七ノ三	ガラス及同製品（別表ニ掲ゲザルモノ）
六二八	ブラッシュ及筆
六二九	一　貴金属、貴金属ヲ鍍シタル金属、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヰタルモノ
六三〇	
六三一	ラムプ、繊維及同部分品（安全燈、調査用ノモノ及鉱業用ノモノヲ除ク）
六三二	
六三三	及同部分品
六三四	化粧真珠
六三五	ビリヤード、テニス、クリケット、蹴球其ノ他ノ遊戯具及同附属品
六三六	玩具
六三七	雑
六三八	別表ニ掲ゲザル物品 二　其ノ他 甲　貴金属、貴金属ヲ鍍シタル金属、貴石、半貴石、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヰタルモノ
六三九	
六四〇	
六四一	
六四二	
六四三	
六四四	
六四五	
六四六	
六四七	

製鉄設備制限規則

（昭和十四年十一月二十二日）
（朝鮮総督府令第百九十七號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ製鉄設備制限規則左ノ通定ム

第一條　左ニ掲グル製鉄設備ノ新設又ハ増設ヲ為サントスル者ハ朝鮮総督ノ許可ヲ受クベシ

一　製鋼能力一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十噸ニ達セザル設備ヲ以テ鋳鋼品又ハ鋳鋼品ノ製造事業ニ使用スル製鋼設備

二　製銑能力又ハ製鋼能力一ノ場所ニ於テ一年二千五百噸ニ達セザル設備ヲ以テ鍛ム鍛造品ノ製造事業ニ使用スル製鋼設備

第二條　前條ノ許可ハ工場毎ニ之ヲ為スモノトス

第三條　第一條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ朝鮮総督ニ提出スベシ

一　製鉄設備ヲ新設シ又ハ増設セントスル工場ノ名称及位置

二　新設シ又ハ増設セントスル製鉄設備ノ概要（設計図ヲ添附スベシ）及其ノ能力

三　新設シ又ハ増設セントスル製鉄設備ニ依リ製造スベキ製品ノ種類

四　工事ノ着手及完成ノ予定時期

五　製造方法

六　原料ノ取得方法

七　工事費総額

八　事業資金ノ総額及其ノ調達方法

九　製造及販売ノ予定計画

十　事業收支目論見

前項ノ許可申請書ニハ法人ニ在リテハ定款、登記簿ノ謄本、財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益ノ処分ニ関スル書類ヲ添附スベシ

第四條　本令ニ関スル事項ニシテ昭和十二年法律第九十二號第三條ノ規定ニ依リ朝鮮総督ニ提出スベキ書類及本令ノ規定ニ依リ朝鮮総督ニ提出スベキ書類ハ明治四十三年朝鮮総督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮総督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮総督府ニ差出スベシ

附　則

本令ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石油配給統制規則

（昭和十六年六月二十七日）
（朝鮮総督府令第百八十一號）

昭和十二年法律第九十二號第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ石油配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本令ニ於テ石油ト称スルハ鉱物性ノ揮発油、燈油、軽油、機械油、重油及其ノ調製品ヲ謂フ

前項ノ調製品ノ種類ハ之ヲ告示ス

第二條　石油精製業者、石油輸入業者又ハ人造石油製造業者ハ朝鮮総督ノ指定シタル会社（以下指定会社ト称ス）以外ノ者ニ石油ヲ販売スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ朝鮮総督ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　石油ノ移出又ハ移入ハ指定会社ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ朝鮮総督ノ指定スル数量以下ノ石油ノ販売ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　販売ノ目的ヲ以テ石油ヲ混合、調合又ハ加工セントスル者ハ其ノ使用スル石油ノ数量及用途ニ付朝鮮総督ノ承認ヲ受クベシ

第五條　石油ノ販売業者（指定会社ヲ除ク以下同ジ）ハ指定会社ニ非ザレバ石油ヲ販売スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ朝鮮総督ノ許可ヲ受ケタル場合及朝鮮総督ノ指定スル数量以下ノ石油ヲ販売スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　指定会社ハ其ノ取扱ニ係ル石油ニ付左ニ掲グル事項ヲ毎月十五日迄ニ朝鮮総督ニ届出ヅベシ

一　前月中ニ受入又ハ売渡シタル石油ノ種類別数量及其ノ輸出、移出又ハ移入シタル先

第七條　指定会社ハ其ノ取扱ニ係ル石油ニ付左ニ掲グル事項ヲ毎月十五日迄ニ朝鮮総督ニ届出ヅベシ

一　前月中ニ受入又ハ売渡シタル石油ノ種類別数量、用途及使用年月日

第八條　指定会社及石油ノ販売業者ハ帳簿ヲ備ヘ其ノ取扱ニ係ル石油ニ付左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ第五條但書ノ規定ニ依リ朝鮮総督ノ指定シタル数量以下ノ石油ノ販売ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一　受入レタル石油ノ種類別数量、価格、受入年月日並ニ受入先ノ住所及氏名又ハ名称

二　売渡シタル石油ノ種類別数量、価格、売渡年月日並ニ売渡先ノ住所及氏名又ハ名称

三　使用シタル石油ノ種類別数量、用途及使用年月日

第九條　朝鮮総督ハ石油ノ需給ヲ調整スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ指定会社又ハ石油ノ販売業者ニ対シ石油ノ配給ニ付必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第十條　本令ノ規定ニ依リ朝鮮総督ニ提出スベキ書類ハ明治四十三年朝鮮総督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮総督府ニ差出スベシ

附　則

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

石油配給統制規則第一條第二項ノ規定ニ依ル石油ノ副製品ノ種類指定

（昭和十六年六月二十八日
朝鮮總督府告示第九百六十四號）

一　石油アスファルト中ノブローンアスファルト、ストレートアスファルト及アスファルト乳劑
二　石油ピッチ
三　パラフィン（流動パラフィンヲ含ム）

石油配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル會社指定

（昭和十六年七月一日
朝鮮總督府告示第九百八十二號）

石油配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ會社左ノ通指定ス
昭和十五年朝鮮總督府告示第百六十八號、同第百六十九號及同第百七十號ハ之ヲ廢止

ス
朝鮮石油統制有限會社

石油配給統制規則第五條但書ノ規定ニ依ル石油ノ數量指定

（昭和十六年六月二十八日
朝鮮總督府告示第九百六十三號）

揮發油　一箇月ノ販賣數量　一八〇立
燈油　一箇月ノ販賣數量　五四〇立
輕油　一箇月ノ販賣數量　二七〇立
機械油　一箇月ノ販賣數量　二七〇立
重油　一箇月ノ販賣數量　一八〇立
ブローンアスファルト　一箇月ノ販賣數量　一瓲
ストレートアスファルト　一箇月ノ販賣數量　一瓲
アスファルト乳劑　一箇月ノ販賣數量　一瓲
石油ピッチ　一箇月ノ販賣數量　一瓲
パラフィン（流動パラフィンヲ含ム）　一箇月ノ販賣數量　一〇〇瓩

纖維工業設備制限規則

（昭和十五年三月十一日
朝鮮總督府令第三十二號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ纖維工業設備ノ制限ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ製造若ハ加工ヲ爲シ又ハ爲サントスル者其ノ製造又ハ加工ニ使用スル設備（以下單ニ設備ト稱ス）ヲ新設（增設、移設及入換ヲ含ム以下同ジ）シ、讓受ケ又ハ借受ケントスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ但シ營利ヲ目的トセザルモノ又ハ自己ノ業務ニ關係ナキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一　綿、麻、其ノ他ノ植物纖維又ハ其ノ製品
二　獸毛又ハ其ノ製品（生絲ヲ除ク）
三　絹又ハ其ノ製品（生絲ヲ除ク）
四　人造纖維又ハ其ノ製品
五　紙又ハ其ノ製品
六　セロファン又ハ其ノ製品
七　前各號ニ揭グル物品ノ故、屑又ハ僂

第二條　前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ設備ノ種類左ノ如シ

洗毛機　ガーネット機　ラグマシン　廻切機　開面機　カード（ハンドカードヲ除ク）　ドレッシングフレーム　梳篠機　練篠機　粗紡機　精紡機（ガラ紡絲製造用ヲ含ム）　撚絲機　整經機　綜絖機（手機用ヲ含ム）　三基以下ノ場合ヲ除ク）　メリヤス機　レース機　組紐機　製綱機　帽體成形機　毛燒機　剪毛機　精練機　洗淨機　シルケット機　伸付機　絡絲機　脫水機　漂白機　乾燥機　捺出機　カレンダー　蒸布機　捺染機　浸染機　防化機　メリヤス解舒機　熟成槽　紡絲機　整經機（紡用、セロファン用及皮革用整經機ヲ除ク）　ミシン（手廻ミシンニ付テハ三基以下ノ場合及製本用又ハ皮革用ミシンヲ除ク）　叩解機　抄取機　製展機

第三條　第一條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

一　設備ノ種類及數量
二　設備ノ購入先、讓受先又ハ借受先ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ事務所若ハ營業所ノ所在地
三　設備据付ノ場所
四　設備ノ新設完了又ハ讓受若ハ借受ノ竣定時期
五　製造又ハ加工セントスル製品ノ種類、數量及價格
六　製造又ハ加工ニ要スル原料及材料ノ種類、數量、價格及入手方法
七　設備ノ新設又ハ讓受若ハ借受ヲ必要トスル事由

前項ノ許可申請書ニハ工場又ハ作業場ノ圖面及設備ノ配置圖ヲ添附スベシ

第四條　前條第一項第一號乃至第三號ニ揭グル事項ヲ設備ノ新設完了前ニ又ハ讓受若ハ借受前ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

第五條　第一條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者設備ノ新設完了シタルトキ又ハ讓受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ年月日ヲ朝鮮總督ニ屆出ヅベシ

第六條　第一條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者其ノ設備ヲ廢棄シ、貸付シ、廢業シ又ハ滅失シタルトキハ遲滯ナク其ノ設備ノ種類及數量ヲ朝鮮總督ニ屆出ヅベシ現ニ第二條ニ揭グル設備ヲ有スル者ニ付亦同ジ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

從前ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ設備ノ新設中ノモノニシテ從前ノ規定ニ依リ許可ヲ要セザリシモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ三週間以內ニ第三條ノ規定ニ依ル許可申請書ニ設置遲延ノ狀況ヲ記載シタル書面ヲ添附シ朝鮮總督ニ提出スベシ

本令施行ノ際現ニ第二條ニ揭グル設備ヲ有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ一月以內ニ第三條第一項第一號、第三號、第五號及第六號ニ揭グル事項ヲ記載シタル書面ヲ朝鮮總督ニ屆出ヅベシ

鉄鐵鑄物製造制限ニ關スル件

（昭和十三年五月六日
朝鮮總督府令第九十四號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ鉄鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件左ノ通定ム

朝鮮總督ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鉄鐵ヲ以テ之ヲ鑄造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケタル場

合ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本令ハ昭和十三年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

鉄鋳物ノ製造制限ニ関スル件ニ依ル物品指定

（昭和十三年五月六日朝鮮総督府告示第三百九十九號）

改正　昭一三、七、一五、朝告一七九

文鎮	納豆削
インク壺	ホチキス
貯金箱	火鉢
茶道用風呂釜	天水鉢
扇風機（工業用ノモノヲ除ク）	鏡立
喫煙セット	灰皿
花瓶	水盤
置鐘	火消壺
玩具	鋏
柱掛	額縁
茶卓	菓子皿
盆物	電気スタンド
電燈支柱用腕木	門柱
扉	瓦
持送リ	羽板
風窓	窓枠分銅
椅子	金庫（手提金庫ヲ含ム）
腰掛ノ脚	帯除錠
手摺	格子
脚列釜	街路照明灯
置柱	標柱
鐘	交通標識
街路樹保護板	表札
紙屑箱	
木立（ブラケットヲ含ムシャンデリヤ	
机	
卓子	
製図	
シャッター用器	
郵便受箱	
ラヂエーター	
ガスストーブ	
電気ストーブ	
機取	
五徳	
卓上呼鈴	
名刺箱及傘立	
紡織、染色又ハ整理用機械器具（ミシン及手動ノ民器具ヲ除ク）	
繊維工業用機械器具（ガラス又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク）	
機械器具ヲ除ク）	
印刷又ハ製本用機械器具	
理容用機械器具（バリカンヲ除ク）	
左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ヲ製造スル専用機械器具	
鍛打（鋲打ヲ除ク）	
金網	
篆子	
清涼又ハ飲料水	
香水	
石鹸	
蓄音機用レコード	
セルロイド及同製品	
紙及同製品（パライター ペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク）	
刷毛及刷子	
綿又ハ綿製ノ綱、綱及綿	
帽子	
靴下	
金属鋲	
万年筆	
鉛筆クレヨン	

大麻需給調整規則

（昭和十五年八月六日朝鮮総督府令第百九十一號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ大麻需給調整規則左ノ通定ム

第一條　大麻（屑ヲ含ム以下同ジ）ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外朝鮮総督ノ指定シタル者（以下大麻買受人ト称ス）ニ非ザレバ之ヲ買受クルコトヲ得ズ

一　公用又ハ公共ノ用ニ供スルトキ

二　手紡麻布自家製造用ニ供スルトキ

三　産業組合又ハ殖産実ニ於テ買受クルトキ

四　特別ノ事由ニ依リ朝鮮総督ノ許可ヲ受ケタルトキ

第二條　大麻買受人大麻ヲ買受ケントスルトキハ農会、朝鮮金融組合、聯合会又ハ前條第三號ニ掲グル者ノ販売又ハ売買ノ斡旋ニ依ルコトヲ要ス但シ特別ノ事由ニ依リ朝鮮総督ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　大麻ヲ輸出又ハ移出セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ五日前迄ニ朝鮮総督ニ届出ヅベシ但シ公用若ハ公共ノ用ニ供スル場合又ハ一貫以下ノモノヲ輸出若ハ移出セントスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　品別及生産地又ハ取得地

二　数量及価額

三　仕向地及仕向港又ハ仕向県

四　輸移出地

五　輸移出ノ時期

第四條　朝鮮総督必要アリト認ムルトキハ大麻買受人ニ対シ大麻ノ買受ヲ命ジ又ハ買受ノ地域、場所若ハ時期ヲ指定スルコトヲ得

第五條　朝鮮総督又ハ道知事大麻ノ需給調係ノ調査ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ大麻ヲ所有スル者ニ対シ販賣先、販賣数量、販賣時期又ハ販賣條件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第六條　朝鮮総督又ハ道知事必要アリト認ムルトキハ大麻買受人ニ対シ其ノ業務ニ関シ報告ヲ為サシメ書類、帳簿ヲ検査シ又ハ其ノ職員ヲシテ臨検シ若ハ時期ヲ指定シタル者（以下統制会社ト称ス）又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リクングステン鋼若ハ水鉛鋼ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者（以下免許買入業者ト称ス）ニ、免許買入業者ハ統制会社ニ之ヲ譲渡スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一　クングステン鋼又ハ水鉛鋼ヲ標本ノ為ニ使用スル場合

二　クングステン鋼又ハ水鉛鋼ヲ製造ノ為ニ使用スル場合

三　仕向地又ハ仕向港ヲ仕向県ノ為ニ使用スル場合

四　輸移出スル場合

五　クングステン鋼又ハ水鉛鋼ヲ輸出又ハ移出スル場合

第七條　朝鮮総督ハ大麻ノ需給調係ノ調整ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ大麻ヲ所有スル者ニ対シ販賣先、販賣数量、販賣時期又ハ販賣條件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第八條　朝鮮総督ハ大麻買受人ノ行為ガ法令ニ違反シ其ノ他需給調係ノ調整ヲ害シ又ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

附　則

本令ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大麻需給調整規則第一條ノ大麻買受人指定

（昭和十五年八月六日朝鮮総督府告示第八百二十八號）

改正　昭一五、一一、四、朝告一一七七

昭一六、七、一五、朝告一一〇八

タングステン鋼及水鉛鋼配給調整規則

（昭和十六年四月二十一日朝鮮総督府令第百二十一號）

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リタングステン鋼及水鉛鋼配給調整規則左ノ通定ム

第一條　タングステン鋼又ハ水鉛鋼ヲ取得シタル者ハ朝鮮総督ノ指定シタル者（以下統制会社ト称ス）又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リタングステン鋼若ハ水鉛鋼ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者（以下免許買入業者ト称ス）ニ、免許買入業者ハ統制会社ニ之ヲ譲渡スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一　タングステン鋼又ハ水鉛鋼ヲ標本ノ為ニ使用スル場合

鐘淵紡績株式会社
鄯是製絲株式会社
東洋繊維工業株式会社
帝国製麻株式会社
宮林徳三郎（京城府旭町一丁目百十三番地）

用ニ供スルトキ
二　特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタルトキ

第二條　タングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ目的トスル鑛業權者ニシテ朝鮮內ニタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ使用スル工場ヲ有スル者ハ其ノ每月ノ使用數量ニ付統制會社ノ承認ヲ受ケタルトキハ第一條ノ規定ニ拘ラズ當該自家工場ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得

統制會社ハ朝鮮總督ノ指示シタル數量ノ範圍內ニ於テ前項ノ承認ヲ爲スベシ

第三條　統制會社ハ每月タングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ原料トスル物品ノ製造ヲ爲ス者（以下工業者ト稱ス）ニ對シ配給スベキタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ數量ノ割當ヲ爲スベシ

統制會社ハ前項ノ規定ニ依ル每月ノ割當ノ數量及供給先ニ付豫メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四條　統制會社ハ工業者以外ノ者ニタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　第一條ノ規定ニ依ルタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ讓渡ノ申込アリタル場合ニ於テハ統制會社ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ讓受ヲ拒ムコトヲ得ズ

第六條　タングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ目的トスル鑛業權者ハ每月十日迄ニ翌月ノ採掘數量、讓渡數量、平均品位及讓渡先ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條　免許買入業者ハ每月十日迄ニ翌月ノ其ノ販賣數量及平均品位ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

免許買入業者タングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ統制會社ニ讓渡スルトキハ其ノ買入先及平均品位ヲ統制會社ニ通知スベシ

第八條　業トシテタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ買入ヲ爲サントスル者ハ朝鮮總督ノ免許ヲ受クベシ

免許買入業者ハ免許買入業者ヨリタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ第八條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　統制會社、免許買入業者又ハ工業者ニ非ザレバタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ該當スル場合又ハ同條第二號、第四條但書若ハ第十條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　工業者ハ其ノ讓受ケタルタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　免許買入業者ハ每月十日迄ニ翌月ノ其ノ販賣數量及平均品位ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

免許買入業者タングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ統制會社ニ讓渡スルトキハ其ノ買入先及平均品位ヲ統制會社ニ通知スベシ

第十二條　免許買入業者ハ每月十日迄ニ翌月ノ其ノ販賣數量及平均品位ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

免許買入業者タングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ統制會社ニ讓渡スルトキハ其ノ買入先及平均品位ヲ統制會社ニ通知スベシ

第八條　業トシテタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ買入ヲ爲サントスル者ハ朝鮮總督ノ免許ヲ受クベシ

免許買入業者ハ免許買入業者ヨリタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ第八條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　統制會社、免許買入業者又ハ工業者ニ非ザレバタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ該當スル場合又ハ同條第二號、第四條但書若ハ第十條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　工業者ハ其ノ讓受ケタルタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　免許買入業者ハ每月十日迄ニ翌月ノ其ノ販賣數量及平均品位ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十二條　免許買入業者ハ每月十日迄ニ翌月ノ其ノ販賣數量及平均品位ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

免許買入業者タングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ統制會社ニ讓渡スルトキハ其ノ買入先及平均品位ヲ統制會社ニ通知スベシ

第八條　業トシテタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ買入ヲ爲サントスル者ハ朝鮮總督ノ免許ヲ受クベシ

免許買入業者ハ免許買入業者ヨリタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ第八條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　統制會社、免許買入業者又ハ工業者ニ非ザレバタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ該當スル場合又ハ同條第二號、第四條但書若ハ第十條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　工業者ハ其ノ讓受ケタルタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　免許買入業者ハ每月十日迄ニ翌月ノ其ノ販賣數量及平均品位ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十二條　免許買入業者ハ每月十日迄ニ翌月ノ其ノ販賣數量及平均品位ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

免許買入業者タングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ統制會社ニ讓渡スルトキハ其ノ買入先及平均品位ヲ統制會社ニ通知スベシ

第八條　業トシテタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ買入ヲ爲サントスル者ハ朝鮮總督ノ免許ヲ受クベシ

免許買入業者ハ免許買入業者ヨリタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ第八條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　統制會社、免許買入業者又ハ工業者ニ非ザレバタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ該當スル場合又ハ同條第二號、第四條但書若ハ第十條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　工業者ハ其ノ讓受ケタルタングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　免許買入業者ハ每月十日迄ニ翌月ノ其ノ販賣數量及平均品位ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十二條　免許買入業者ハ每月十日迄ニ翌月ノ其ノ販賣數量及平均品位ノ見込ヲ統制會社ニ通知スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

ニ提出スベシ

第十六條　前條ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ從業者每ニ第三號樣式ノ證票ヲ交付ス

免許買入業者前條ノ規定ニ依ル從業者ヲシテタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ買入ヲ爲サシムルトキハ前項ノ證票ヲ携帶セシムベシ

從業者ノ氏名若ハ住所ニ變更アリタルトキ又ハ證票ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ遲滯ナク證票ノ書換又ハ再交付ヲ朝鮮總督ニ申請スベシ

從業者ヲ解雇シ若ハ買入ニ從事セシメザルニ至リタルトキ又ハ從業者死亡シタルトキハ遲滯ナク證票ヲ添ヘ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ屆出ヅベシ

第十七條　タングステン鑛又ハ水鉛鑛ヲ販賣セントスル者ハ朝鮮總督ノ定メタル價格ヲ超エテ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條　統制會社及免許買入業者ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ

一　買受ケタルタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ數量、平均品位、價額及受入ノ年月日竝ニ其ノ買受先

二　資渡シタルタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ數量、平均品位、價額及引渡ノ年月日竝ニ其ノ資渡先

第十九條　統制會社及免許買入業者ハ第四號樣式ニ依ル事業月報ヲ作成シ翌月十日迄ニ之ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

第二十條　朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ統制會社、タングステン鑛若ハ水鉛鑛ヲ目的トスル鑛業權者又ハ免許買入業者ニ對シタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ調整又ハ販賣價格ノ適正ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條　朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ統制會社又ハ免許買入業者ニ對シタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ營業ニ關スル報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ營業若ハ財產ノ狀況ニ付檢査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十二條　朝鮮總督ハ統制會社、免許買入業者若ハ財產ノ狀況ニ依リ營業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ、統制會社、免許買入業者若ハ從業者ノ行爲ガ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ其ノ行爲ガ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ營業ノ停止ヲ命ジ又ハ第一條第一項ノ規定、第八條第一項ノ免許若ハ第十五條第一項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第二十三條　本令ニ關スル事項ニシテ昭和十二年法律第九十二號第三條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ提出スベキ書類及本令ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ提出スベキ書類ハ明治四十三年朝鮮總督府令第五號ノ規定ニ拘ラズ直接朝鮮總督府ニ差出スベシ但シ本令中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附　則

本令ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ昭和十六年四月分ノタングステン鑛又ハ水鉛鑛ノ讓渡數量及供給先ニ付統制團體ノ割當ヲ受ケ引渡ヲ了セザルモノアルトキハ之ヲ五月三十一日迄ニ割當ヲ受ケタル供給先ニ讓渡スル場合ニ限リ第一條ノ規定ヲ適用セズ

（樣式省略）

タングステン鑛及水鉛鑛配給調整規則第一條ノ規定ニ依ル統制會社指定

（昭和十六年四月二十八日朝鮮總督府告示第六百五號）

タングステン鑛及水鉛鑛配給調整規則第一條ノ規定ニ依ル統制會社昭和十六年五月一日ヨリ左ノ通指定ス

朝鮮鑛業振興株式會社

朝鮮アルコール配給統制規則

（昭和十五年九月四日朝鮮總督府令第二百號）

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依リ朝鮮アルコール配給統制規則左ノ通定ム

第一條　本令ニ於テアルコールトハアルコール分八十五度以上ノアルコールヲ謂フ但シ無水アルコールヲ除ク

アルコール分トハ攝氏十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇・七九四七ノ比重ヲ有スルアルコールノ容量ヲ謂フ

第二條　アルコールノ製造業者（以下製造業者ト稱ス）ハ毎年其ノ年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノアルコールノ月別工場別製造準定數量竝ニ其ノ製造方法及アルコール分ノ度數ヲ定メ豫メ朝鮮總督ニ屆出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハアルコールノ製造準定數量ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三條　製造業者又ハアルコールノ輸入若ハ移入ヲ爲シタル者ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ製造シ、輸入シ又ハ移入シタルアルコール（本令施行前ニ製造シ、輸入シ又ハ移入シタルモノヲ含ム）ヲ讓渡（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム　以下同ジ）シ又ハ使用スルコトヲ得ズ但シ左ニ揭グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　アルコールヲ官廳用品又ハ軍用品トシテ讓渡スルトキ

二　アルコールヲ五合未滿讓渡シ又ハ使用スルトキ

第四條　朝鮮總督アルコールノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハアルコールノ販賣業者ニ對シ其ノ販賣數量、販賣先、販賣方法又ハ販賣時期ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五條　製造業者ハ毎月十日迄ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

一　前月中ニ於ケルアルコールノ數量、使用數量及讓渡數量

二　前月末ニ於ケルアルコールノ在庫數量

第六條　アルコールノ輸入業者又ハ移入業者ハ毎月十日迄ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ朝鮮總督ニ提出スベシ

一　前月中ニ於ケルアルコールノ仕出地別ノ輸入又ハ移入ノ數量及價額

二　前月中ニ於ケルアルコールノ使用數量及讓渡數量

三　前月末ニ於ケルアルコールノ在庫數量

四　翌月ヨリ三月間ニ於ケルアルコールノ月別仕出地別ノ輸入又ハ移入ノ豫定數量

アルコールノ輸入業者又ハ移入業者ニ非ズシテアルコールヲ五合以上輸入又ハ移入シタル者ハ攝滯ナク輸入又ハ移入シタルアルコールノ仕出地、數量及價額ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第七條　アルコールノ卸賣業者ハ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置クベシ

一　讓受先ノ氏名名稱及住所、讓受ノ年月日竝ニ讓受ケタルアルコールノ數量及價額

二　讓渡先ノ氏名名稱及住所、讓受ノ年月日竝ニ讓渡シタルアルコールノ數量及價額

三　使用シタルアルコールノ數量及使用ノ年月日

四　毎月末ニ於ケルアルコールノ在庫數量

アルコールヲ五合未滿讓渡シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ讓渡先ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

附　則

本令ハ昭和十五年九月五日ヨリ之ヲ施行ス.

朝鮮牛輸移出統制規則

（昭和十六年四月二十八日朝鮮總督府令第百二十九號）

昭和十二年法律第九十二號第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ朝鮮牛輸移出統制規則左ノ通定ム

第一條　朝鮮牛ノ輸出又ハ移出ハ朝鮮總督ノ指定シタル者（以下指定輸移出業者ト稱ス）ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　指定輸移出業者ハ毎月朝鮮牛ノ輸出及移出ノ計畫ヲ定メ豫メ朝鮮總督ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ前月十五日迄ニ承認申請書ニ左ニ揭グル事項ヲ記載シタル計畫書ヲ添附シ朝鮮總督ニ提出スベシ

一　實渡先別、性別、規格別輸出及移出ノ見込頭數及見込價額

二　買付先別、性別、規格別輸出及移出ノ頭數及價額

三　積出港又ハ積出驛及陸揚港又ハ積卸驛

第三條　朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ指定輸移出業者ニ對シ朝鮮牛ノ輸出又ハ移出ノ頭數、輸出又ハ移出ノ方法、買付方法其ノ他輸出又ハ移出ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條　朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ指定輸移出業者ヨリ朝鮮牛ノ輸出及移出ノ統制ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

第五條　本令ハ左ニ揭グル朝鮮牛ニ付テハ之ヲ適用セズ

一　官廳ノ輸出又ハ移出ニ係ルモノ

二　引越荷物タルモノ

三　旅客又ハ貨物ヲ運搬スル爲國境ヲ出入スルモノ

附　則

本令ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ朝鮮牛ノ輸出又ハ移出ヲ業トスル者ハ昭和十六年五月三十一日迄本令第一條及第二條ノ規定ニ拘ラズ朝鮮牛ノ輸出又ハ移出ヲ爲スコトヲ得

朝鮮牛輸移出統制規則第一條ノ規定ニ依ル朝鮮牛ノ輸出及移出ヲ爲スコトヲ得ル者指定

（昭和十六年四月二十八日朝鮮總督府告示第六百六號）

朝鮮牛輸移出統制規則第一條ノ規定ニ依リ朝鮮牛ノ輸出及移出ヲ爲スコトヲ得ル者昭